

税理士法人 A I F NEWS

2019年1月7日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

健康保険被扶養者 認定事務の変更

平成30年10月1日より変更

日本年金機構が受けつける「健康保険被扶養者異動届」の添付書類の取り扱いが変更となり、日本国内に住む扶養家族の認定の際、申立てのみによる認定は行わず証明書類に基づき身分関係と生計維持関係を確認の上認定する事になりました。

一定の要件を満たしている場合には証明書類添付を省略できます。

届出に必要な添付書類と省略事項

扶養認定を受ける方が被保険者と同居している時は下記の①と②、別居している時は①②③の書類が必要です。

①**続柄の確認**……戸籍謄本か抄本あるいは住民票（同居で被保険者世帯主である事、提出日より90日以内に発行されたもの）省略できる時……被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届出に記載されている事と、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ない事を事業主が確認し備考欄の「続柄確認済み」の口にレを付している、又はその旨記載している。

②**収入の確認**……年間収入が「130万円未満」であることを確認できる課税証明書等（60歳以上の方、障害厚生年金の受給要件に該当する程度の方は180万円未満）

障害・遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合、受取金額の確認ができる通知書控え

省略できる時……扶養認定を受ける方が所得税法上の控除対象配偶者又は扶養親族である事を事業主が確認し、事業主確認欄の「確認」を○で囲む。

又は扶養認定を受ける方が16歳未満の場合は省略できます。

③**別居の場合**……認定には別居の確認が必要になります。仕送りの事実と仕送り額が確認できる振り込みの通帳写しや、現金書留で送金するならばその控え

省略出来る場合……扶養認定を受ける方が16歳未満又は16歳以上の学生

今まで被扶養者の認定について健康保険組合ほど証明は求められていませんでしたが、年金機構でも添付書類を求められるようになりました。

届出様式も協会管掌事業所用被扶養者異動届が新しくなりました。



別居で扶養の認定を受ける時は、仕送りの事実がわかるものを付けます

税理士法人 A I F NEWS

2018年1月8日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

平成31年税制改正大綱 個人所得課税（一般）編

31年税制改正「消費税対策」が重点に

平成31年の税制改正大綱では、10月に実施予定の消費税率10%引上げに伴う、駆け込み需要・反動減対策（車両・住宅）に重点が置かれ、単年度ベースで1,670億円規模の減税措置がされると公表されました。

個人所得課税（金融・証券税制以外のもの）については、次の項目が改正されます。

住宅ローン控除の拡充（国税・減税）

過去の消費増税時に住宅の駆け込み需要とその後の販売減を経験していることから、住宅ローン控除が拡充されました。31年10月から32年末に入居する住宅（消費税10%適用）については、控除期間が現行の10年から13年に延長されます。11年目からは計算方法が変わることに注意しましょう。

1～10年目	住宅ローン年末残高×1% （最大40万円）
11～13年目	次のいずれか少ない金額 ①住宅ローン年末残高×1% ②取得価額（最大4000万円） ×2%÷3

空き家の譲渡の特別控除（国税・減税）

適用期限が4年延長され、老人ホーム等に入所したことにより空き家になって場合においても、一定の要件を満たすものにつ

いては、適用の対象となりました。また、所有者不明土地を収用した場合の5,000万円特別控除制度が創設されました。

ひとり親（未婚）の非課税（住民税・減税）

自公で議論となっていたのが、婚姻歴のないシングルマザー等の「寡婦（夫）控除」の取扱い。結論は翌年に持ち越しとなりましたが、次の要件を満たす「ひとり親」の住民税が非課税とされました（未婚男性の「ひとり親」にも適用されます）。

- ・児童扶養手当の支給を受けていること
- ・前年の合計所得金額が135万円以下

なお、所得税の負担が残るため、給付金17,500円（非課税）が年収365万円までの10万人弱を対象に支給される見通しです

その他の改正（ふるさと納税の適正化など）

その他には、①ふるさと納税の高額返戻品禁止（返戻割合3割以下の地場産品に限定）、②偽装通貨の取得価額の計算方法の明確化（移動平均法又は総平均法）、③申告書の源泉徴収票、特定口座年間取引報告書等の添付不要化・記載事項の見直し、④森林環境税（仮）の創設、⑤公的年金等の源泉徴収見直し等が措置されています。



住宅ローン控除（国税）の減税規模で1000億円見込。その効果は未知数との評価もあります。

税理士法人 A I F NEWS

2019年1月9日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

平成31年度税制改正大綱

個人所得課税（金融・証券）編

金融庁要望の「NISA 恒久化」は持越し

平成31年度の税制改正大綱では、消費増税への対応に比重がかけられたため、金融・証券税制の分野については、脇に置かれた感があります。金融庁が要望していた「NISA制度の恒久化」「金融所得課税の一体化」などは実現に至りませんでした。

それでも、①NISAの利便性向上（海外赴任時の継続利用・利用開始年齢の引下げ他）、②投資信託等の内外の二重課税の調整措置、③レポ取引に係る利子の非課税措置の延長、④マイナンバーに関する所要の措置などが改正される予定です。

NISA 口座保有者が出国した場合の特例

NISA（一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA）は、国内居住者の少額投資を非課税とする制度としてスタートしたため、居住者が海外転勤等により一時的に出国する場合には、NISA口座で保有している金融商品は一般口座（課税口座）に払い出されていました。また、帰国後においても、一般口座に一旦払い出された金融商品をNISA口座に戻すことはできませんでした。

そこで、次の手続きを行った出国者については、国内居住者とみなしてNISA口座を最長5年間にわたり、継続利用できること

としました。

（一時的な出国による場合の特例）

継続適用届出書の提出	出国日の前日までに取扱金融機関に転任の命令その他やむを得ない事由により出国する旨等を記載した継続届出書を提出
帰国届出書の提出	取扱金融機関に帰国した年月日、非課税口座に再び上場株式等を受け入れる旨を記載した帰国届出書を提出

なお、出国から帰国までNISA口座の保有はできますが、この間（最大5年間）、新規買い付けはできません。また、その出国につき「所得税の国外転出時課税」を受ける場合には、適用を受けることはできません。

NISA 利用開始年齢の引下げ・利便向上施策

民法の成年年齢が引き下げられることに伴い、NISAの口座開設が可能な年齢も20歳から18歳に引き下げられることになりました。平成35年1月1日以後の口座開設より適用されます（経過措置あり）。

大綱には、その他にもロールオーバー移管依頼書の手続きの簡素化、一般NISAとつみたてNISAの切り替え手続きの簡素化など利便向上の施策が盛り込まれています。



大綱では、NISAは、政策目的や制度の利用状況を踏まえ、望ましいあり方を検討するとしています。

税理士法人 A I F NEWS

2019年1月10日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

平成31年度税制改正大綱

法人課税編

平成31年度税制改正大綱では、少子高齢化が進む中、持続的成長を実現するための「研究開発税制の見直し」や「中小企業支援」「地方創生」の推進、「税源の偏在」の是正措置等の改正項目が挙げられています。

研究開発税制はベンチャー企業に優遇措置

試験研究費の総額に係る税額控除制度について、税額控除率を見直し一定のベンチャー企業（設立10年以内の法人のうち、当期に繰越欠損金額を有するもの等）の控除限度を40%（原則25%）に引き上げました。

総額型・控除率（A＝増減試験研究費割合）

A > 8%	$9.9\% + (A - 8\%) \times 0.3$
A ≤ 8%	$9.9\% - (8\% - A) \times 0.175$

特別試験研究費の税額控除については、研究開発型ベンチャー企業（産業競争力強化法の新事業開拓事業者など）との共同研究等に係る税額控除率を引き上げました。

オープンイノベーション型（共同研究）

共同研究のタイプ		改正前→改正後
大企業の研究相手	特別研究機関・大学	30% (据え置き)
	その他の民間企業	20% (据え置き)
	研究開発型ベンチャー企業	20% → 25%

また、高い水準の研究開発を行っている

法人について、総額型の控除率を割増しした上で、高水準型が総額型に統合されます。

中小企業支援税制の延長・見直し

中小企業支援のため、①中小企業者等の法人税率の特例、②中小企業投資促進税制が2年間延長されます。また、地域未来投資促進税制について、高い付加価値創出に係る要件を満たす場合の特別償却率を50%（現行40%）、税額控除率を5%（現行4%）に引き上げる等の見直しが行われました。

事業税率の改正・特別法人事業税の創設

法人事業税の標準税率が改正され、特別法人事業税（31年10月1日以後に開始する事業年度より適用）が創設されました。

この税の全額を都道府県に対し、特別法人事業譲与税として、人口を譲与基準として譲与することで税収再配分が行われます。

（1億円以下の普通法人等の法人事業税）

所得金額	事業税率(旧→新)	特別法人事業税率
年400万以下	5% → 3.5%	事業税(所得割)の37%
年400万超	7.3% → 5.3%	
年800万超	9.6% → 7%	

その他の改正項目

その他、仮想通貨の期末評価方法・譲渡原価の算定方法などの整備が行われます。



税収再配分により、東京・大阪・愛知は減収、神奈川・千葉・埼玉は増収となる見込み。

税理士法人 A I F NEWS

2019年1月11日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

平成31年度税制改正大綱

資産課税編

個人事業者版の事業承継税制創設

平成30年度税制改正では、非上場会社の事業承継税制の大胆な見直しが行われましたが、これに続き31年度改正では、個人事業者の事業承継税制が創設されました。

総務省の調査では、平成37年には個人事業者の73% (150万人) が70歳以上となると報告され、世代交代を後押しする施策が求められています。そのため、10年間の時限措置として、承継資産(土地・建物・機械等)に係る贈与税・相続税の100%が納税猶予される制度が整備されます。

なお、この制度は小規模宅地等(特定事業用宅地等)との選択適用になります。

個人事業者の事業用資産の納税猶予(相続税)

対象者	認定相続人(承継計画の認可)
適用期間	H31.1.1~H40.12.31
要件	①相続又は遺贈により特定事業用資産を取得し、事業を継続していくこと ②申告期限までに担保提供・申請書提出
対象資産	特定事業用資産(不動産貸付事業除く) ①土地(地積400㎡まで)、②建物(床面積800㎡まで)、③一定の償却資産 ※青色申告書に添付する貸借対照表に計上されているもの
承継後	継続届出書を税務署に提出

特定事業用宅地等(小規模宅地)の見直し

小規模宅地等の減額制度の濫用を防止する観点から、特定事業用宅地等から相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等が除かれることとなります。ただし、その宅地の上で事業供用される償却資産の価額が土地の価額の15%以上であれば、適用対象とされます(H31.4以後の相続より適用)。

民法の成人年齢引下げに伴う改正

平成34年4月以後の相続・贈与より、次の年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

相続税	未成年者控除の対象者の年齢
贈与税	下記の受贈者の年齢要件 ①相続時精算課税制度、②直系尊属から贈与を受けた場合の特例税率、③非上場株式等に係る贈与税の納税猶予

一括贈与非課税に受贈者の所得要件が追加

「教育資金」、「結婚・子育て資金」の一括贈与非課税については、受贈者の所得要件が設けられることとなりました。平成31年4月以後の贈与からは、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用できません。また、23歳以上の趣味の習い事代は「教育資金」の範囲外とされました(H31.7以後の贈与より)。



その他、配偶者居住権の評価、特別寄与料に係る課税などが明確化されています

税理士法人 A I F NEWS

2019年1月15日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

平成31年度税制改正大綱 消費課税（車体課税）編

車体課税減税～大幅な見直しの背景

平成31年度税制改正大綱では、10月に予定されている消費税率の引上げ後の高額耐久消費税（住宅・自動車）の需要の反動減に配慮し、これらの税負担の軽減に重点が置かれています。

ただ、車体課税については、昔から、自動車メーカーから国内市場の活性化のため軽減の要望が強くありました。一方で車体課税の多くが地方財源。道路の維持管理に安定的な財源を確保が必要で、大胆な減税にはなかなか応じられません。

この双方の要求事項を消費税増税のタイミングで解決してしまおうというのも今回の改正の背景の一つ。与党税調も「最終的な結論」と力が入ったものになりました。

購入時の課税は新税導入（環境性能割）

自動車の購入時の課税は、新税（環境性能割）が導入されます（H31.10.1より改正）。

改正前（消費増税前）	改正後（消費増税後）
自動車取得税 （道府県民税）	新税（環境性能割） ※自動車取得税廃止
購入価格×3% （エコカー減税あり）	燃費に応じ0～3% （エコカー減税なし）

今回の改正では、消費増税後の負担を解消するため、改正後1年に限り、新税（環

境性能割）の税率が1%軽減されます。また、一定の燃費基準を上回る車は非課税となります。一方、自動車取得税の廃止までの31年4月～9月購入の車両については、エコカー減税（自動車税）が縮小されます。

保有による課税（自動車税）は恒久減税化

自動車の保有者が毎年納める自動車税（道府県民税）は次のように見直されます（H31.10.1以後の新車登録より改正）。

改正前	改正度（恒久減税）
排気量に応じて 年29,500円～111,000円	排気量に応じて 年25,000円～110,000円

これは恒久的な減税（1,000円～4,500円）で、排気量が小さいほど減税幅が大きくなります（軽自動車税は据置きとなります）。

自動車重量税のエコカー減税は縮小へ

一方、2年に一度の車検時に支払う自動車重量税（国税）は増税となります。重量税のエコカー減税は2年期限で延長されましたが、環境性能（燃費）の悪い車は減税幅を少なくし、2回目車検の免税措置も電気自動車等に限定する方針です。また、「自動車重量譲与税制度」を設け、自動車税の税収減を補う仕組み作りを行っています。



大綱には自動車関連の将来の見通しも記されました。

現行の税体系では、電気自動車やカーシェアリングが普及すると税収確保が難しいからです

税理士法人 A I F NEWS

2019年1月16日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

平成31年度税制改正大綱

国際課税編

平成31年度税制改正では、OECDのBEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクトの最終勧告を踏まえ、①過大支払利子税制、②移転価格税制、③外国子会社合算税制の見直しが行われます。

①②の改正は、平成32年4月以後に開始する事業年度、③の改正は、一部を除き、内国法人の平成31年4月以後に終了する事業年度の合算課税より適用されます。

過大支払利子税制の見直し

過大支払利子税制とは、所得金額に比し過大な利子を国外の関連者等に支払うことによる租税回避を防止するため、その純支払利子のうち調整所得金額の一定割合を超える金額を損金不算入とする制度です。

OECDの勧告を受け、次の改正が入ります。

	改正前	改正後
対象となる支払利子等	関連者純支払利子等のみ	純支払利子等(第三者を含む)
調整所得金額(利子・税・償却前所得)	国内外の受取配当益金不算入額を加算する	国内外の受取配当益金不算入額を加算しない
一定割合	50%	20%
適用除外	関連者純支払利子額が1,000万円以下など	純支払利子額が2,000万円以下など

移転価格税制の改正

移転価格税制とは、国外子会社等との取引価格の操作による国外への所得移転を防ぐ制度です。OECDの勧告を受け、次の項目(主に無形資産)の改正が入ります

1	移転価格税制上の無形資産の定義の明確化
2	独立企業間価格の算定方法の整備(算定方法としてDCF法を追加)
3	評価困難な無形資産取引に係る価格調整措置の導入
4	移転価格税制に係る更正期間等を7年(改正前6年)に延長
5	比較対象取引に係る差異調整方法として統計的手法(四分位法)を認める

外国子会社合算税制の見直し

この外国子会社合算税制は実質的業務活動がない外国子会社等(ペーパー・カンパニー)から得られる所得を内国法人の所得に合算して課税する制度。今回の改正では、海外ビジネスにおいて一般的に用いられる実態があり、租税回避リスクが限定的であるもの(持株会社、不動産保有や資源開発等プロジェクトに係る外国関係会社)がペーパー・カンパニーの範囲から除かれます。



過大支払利子については、引き続き、内国法人が国内金融機関に支払う借入金利子は対象外です

税理士法人 A I F NEWS

2019年1月17日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

平成31年度税制改正大綱 組織再編税制編

2つの組織再編成の適格要件を見直し

日本の組織再編税制（合併・分割・現物出資・株式交換・株式移転・現物分配）では、資産等の移転元法人と移転先法人の間で、資産等の譲渡があったものと考えます。

これらの譲渡は、法人税法上、原則として時価譲渡（非適格組織再編成）とされ、特例として一定の「適格要件」を満たす場合には簿価譲渡・引継ぎ（適格組織再編成）を行ったものとされます。

原則（非適格組織再編成）	時価譲渡
特例（適格組織再編成）	簿価譲渡（引継ぎ）

平成31年度の税制改正では、再編を円滑化するため、「適格要件」が見直され、次の2つの組織再編成についても新たに「適格組織再編成」の対象となります。

- ① 親会社の子会社を完全子会社化した後に行う「逆さ合併」
- ② 間接保有の100%親会社株式を用いた組織再編成

完全子会社化後の「逆さ合併」

現行法では、株式会社が株式交換等により100%子会社化した後（第1段階）に、完全子法人を存続法人とし、完全親法人を被合併法人とする「逆さ合併」（第2段階）を行う場合、100%子会社化の段階（株式交

換等）で「継続保有要件」等を満たさないため、「非適格」とされていました。

今回の税制改正では、完全子会社化後に「逆さ合併」が見込まれている場合には、第1段階（株式交換等）の適格要件のうち「完全支配関係継続要件」、「支配関係継続要件」及び「継続保有要件」は、その「適格合併の直前の時まで」の関係より判定するものとする事となりました。

	第1段階（株式交換）	第2段階（合併）
P社	株式交換完全親法人	被合併法人（消滅法人）
S社	株式交換完全子法人	合併法人（存続法人）

そのため、このようなスキームは一連の「適格組織再編成」となります。

間接保有の完全親会社株式を用いた再編成

現行法では、合併、会社分割、株式交換等を行う場合に、親会社株式を対価とするときは、「適格要件」の「対価要件」を満たすためには、「直接完全支配関係にある親会社の株式」に限定されていました。

今回の税制改正では、「間接保有の完全親会社」も組織再編成の対価として交付する場合についても、「対価要件」を満たすものとして「適格組織再編成」となります。



連続した組織再編スキームは、「適格」「非適格」の判断を慎重に！

税理士法人 A I F NEWS

2019年1月18日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

平成31年度税制改正大綱

消費税編

与党大綱、消費増税「確実に実施」と明記

「消費税対策」が中心に据えられた平成31年度の税制改正。与党税制改正大綱では、「消費税率10%への引上げを平成31年10月に確実に実施する。」と明記され、現政権の堅い決意を表明しています。

既に30年11月に自民党税制調査会が「消費税率引上げに伴う対策について」の中で対策の大枠を掲げていました。

駆け込み・反動減 中小・小規模対策	耐久消費財対策 (平成31年改正)
逆進性対策	軽減税率導入
負の所得効果対策	賃金引上げ 幼児教育無償化

「複雑となりすぎた制度」環境整備急務

これが、与党税制改正大綱の「消費税率の引上げに伴う対応」の3項目に落とし込まれました。特に軽減税率導入時の混乱が予想されるため、環境整備が急がれます。

- ① 需要変動の平準化に向けた取組み
(価格表示・転嫁対策、住宅・自動車の措置)
- ② 軽減税率制度の実施
(Q&A追加、個別相談、レジ導入支援など)
- ③ 医療費に係る措置
(診療報酬の補てん状況を調査・対策)

「屋台でも免税」臨時販売場の出店容易に

東京オリンピック開催に備え、外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売所制度）が見直され、事業者が地域の祭りやイベントに免税店を出店する際の手続きが簡素化されます（「臨時販売場に係る届出制度」の創設）。現行制度では、屋台など短期間で免税店を出店する場合でも、常設店同様の提出書類（店の見取図、マニュアル、免税対象品目など）が必要で、審査に時間がかかるため、申請を見送るケースも多かったです。この制度の開始は、平成31年7月からとなります。

急増する金密輸に対策：買取側控除に制限

ニュース等で話題の「金密輸」についても対策が講じられます。国外から日本に金を持ち込む場合には、申告を行い、消費税を納める義務がありますが、密輸業者は金を隠して持ち込み、国内買取業者に消費税を上乗せして販売。差益を得ていました。

これに対し、①密輸品と知りながら行った課税仕入れは仕入税額控除を認めない、②金・白金の地金の課税仕入れについて、本人確認書類の保存を仕入税額控除の要件に加える措置がされました（H31.4～）。



政府の計画では、消費税免税店を2万店規模まで増やす目標です。

税理士法人 A I F NEWS

2019年1月21日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : <http://profit21.co.jp/aif>

法人が受け取る生命保険金

契約者を法人、被保険者を経営者とする法人契約の生命保険は、退職金等の準備や経営者の万が一に備えるといった保障目的からの加入が考えられますが、支払った保険料の一部もしくは全部を経費として損金計上できることから節税目的で加入される法人も多いと思います。

支払った保険料の分だけ利益が圧縮され法人税を抑えることができますが、一方で生命保険金を受け取った際に生じる課税関係についても把握しておく必要があります。

保険金受取の会計処理

法人が受け取る生命保険金は、所得の計算上全額益金に計上します。このとき、当該保険に係る支払保険料のうち資産計上している金額があれば損金に振り替えます。

法人が経営者の遺族へ退職金を支払う場合、適正額と認められる部分は損金に計上することができます。また、弔慰金についても一定の金額までは、損金に算入することができます。

したがって、計算上では受取保険金の額から退職金及び弔慰金の額を控除した残額に対し法人税がかかると考えることができます。

遺族が死亡退職金を受け取った場合

経営者の死亡によって遺族が死亡退職金を受け取る場合、死亡後3年以内に支給が確定したものは、相続財産とみなされて相続税の課税対象となります。ただし、死亡退職金等については相続税法上、非課税限度額(500万円×法定相続人の数)が設けられているため、実際には死亡退職金等の額から非課税限度額を控除した残額に相続税が課税されることとなります。

また、経営者の死亡後3年を超えて支給が確定した退職金を遺族が受け取った場合には、一時所得として所得税の課税対象となります。

一般には節税商品と認識されている法人契約の生命保険ですが、後々の課税関係を理解した上で、万が一の時の保障のため、確実な資産運用のためなど目的を明確にして商品選びをすることが重要であるといえます。



商品内容や課税関係をよく確認し、有効に活用しましょう！

税理士法人 A I F NEWS

2019年1月22日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

働き方改革法と企業の意識

人材採用・入社後活躍のエン・ジャパン株式会社は、人事担当者向けの総合サイトで、経営者や人事担当者に向けて「働き方改革法案について」のアンケート調査を行いました(回答 648 通)。それを基に企業が「働き方改革法案」に対してどこまで認識があるか、どう感じているかの実態が見えてきました。

1、「働き方改革法案」の認知度

「働き方改革法案を知っているか」という問いには「概要を知っている」74%、「内容を含め知っている」21%と認知度は95%に達しています。

2、経営への支障度合い

「働き方改革法案」が施行される事で経営に支障が出るかという問いには「大きな障害が出る」9%「やや支障が出る」38%とあり、企業規模が大きくなるにつれて「支障が出る」と回答する割合が増加しています。

3、経営に支障が出そうな法案について

「経営に支障が出る」と回答した方への「支障が出そうな法案はどれか」という問いに対しては「時間外労働(残業)の上限規制」66%がもっとも多く、次に「年次有給休暇の取得義務」54%、「同一労働同一賃金の義務化」43%と続きます。業種別にみる

と広告、出版、マスコミ関連の「時間外労働の上限規制」80%、「年次有給休暇取得の義務化」70%、商社の「時間外労働の上限規制」74%が目立っています。

働き方改革の時間外労働の上限規制とは

残業時間は月 45 時間、年 360 時間を原則とするが年 720 時間までは延長が可能であり、繁忙期は単月で 100 時間未満の残業を例外的に認めるという内容です(2019年4月施行、中小企業は20年から)。年次有給休暇取得義務は年に5日は有給休暇を消化させる義務が生じます(19年4月施行)。

働き方については、各人が家庭の事情や自身の体調、結婚、出産等を抱えて仕事をしているので国が柔軟に多様化した対応策を示す事が必要と言う意見もあれば、中小企業には厳しいかもしれないがよい制度とする肯定的な意見もある一方で、残業の上限規制や有給の義務化は生産性が下がり、人員を増やせば人件費に跳ね返りコスト削減のため無理をしかねないのではなど、否定的な意見もあります。



制度導入には賛否両論があります。負担を減らすはずが、増えても困りますし……

税理士法人 A I F NEWS

2019年1月23日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

プロジェクトの成功要因

経営の重要課題を解決するために、しばしばプロジェクトチームが活用されていますが、次の様なトラブルが生じて暗礁に乗り上げてしまうことがあります。

- ・プロジェクトに取り組むメンバー間に深刻な意見の違いが生じて、進捗できない。
- ・大きな失敗が生じ、そのリカバリーのため、予算が大幅に超過した。

このような障害を未然に防止し、プロジェクトを成功に導くには、どのような対処策があるのでしょうか。

プロジェクト成功の鍵

プロジェクトを成功させるには、次の様に、人材・課題解決手段・予算に関する成功要因を確保しなければなりません。

- ①リーダーがプロジェクトテーマの目標達成に志と能力・経験をもち、とりわけプロジェクトとチームメンバーのマネジメントに優れていること。
- ②課題解決に要するキーテクノロジーが適切に選択され、プロジェクトのチームメンバーが、キーテクノロジーを駆使する能力に優れていること（通常は異分野・複数のテクノロジーが必要なことから、それぞれを駆使できるメンバー間の協力関係が確保されていること）。

③予算が確保されていること。

④上記①～③と同時に、プロジェクトのリーダー・メンバーにより「基本構想」が策定され、プロジェクトが成功した時の姿が具体的に共有されて上位組織の承認を得ていること。

⑤プロジェクト推進・管理の基本方針が定められていること。

⑥推進プロセスのマネジメントが、リーダーのファシリテーションにより適切になされていること（特にプロセスでの課題解決の成功要因獲得や障害排除へ向けたメンバー間の共創）。

このように、プロジェクト成功の鍵は広く、人材・テクノロジー・基本構想の確立・推進マネジメントに及びます。

経営者・管理者の留意点

プロジェクトの成功要因は、人材確保に帰結します。このような人材確保は、長期人材育成・確保の人事施策によってのみ成功させることができます。トップは日頃から上級管理者の協力を得て、事業分野別の中長期人材確保計画を推進したいものです。



成功要因は「人材」に帰結！

税理士法人 A I F NEWS

2019年1月24日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

留学生の日本企業への就職事情

外国人労働者の市場

日本において外国人が働くには在留資格が必要ですが、在留資格の中の留学生について法務省の入管局より「平成29年度における留学生の日本企業への就職事情」が発表されたので見てみます。

留学生の日本企業への就職実態としては「留学」等の在留資格から日本国内企業への就職を目的とした在留資格の変更は22,419人が許可されています(前年比15.4%増)。主な国籍、地域は約半数が中国で10,326人(46.1%)、次いでベトナム、ネパール、韓国、台湾となっています。アジアだけでも全体の95.5%を占めています。

仕事の内容や就職先

就職先の業種は非製造業が81.0%、製造業が19%で、非製造業では商業(貿易)(9.5%)及びコンピューター関連サービス(7.7%)が上位を占めており、製造業では一般機械及び電機(ともに3.1%)が上位を占めています。

職務内容は翻訳・通訳が最も多く23.8%、販売・営業(14.1%)、海外業務(9.5%)、技術開発(情報処理)(6.3%)となっています。

月額給与は20万円～25万円未満が47.3%で最も多く、次が20万円未満(34.6%)、25

万円～30万円未満(10.3%)の順になっています。

就職先の企業の資本金は最も多いのが500万円超1,000万円以下の企業等で4,282人(19.1%)、また500万円以下の企業への就職が4,077人(18.2%)、過半数は資本金3,000万円以下の企業に就職しています。

就職先の企業等の従業員数については従業員数50人未満の企業等に就職した者が8,275人(36.9%)と最も多く、これも含めて100人未満の企業への就職数が10,356人と全体の約半数を占めています。

就職先の所在地は、東京都が9,915人(44.2%)と多く大阪府2,228人(9.9%)、神奈川県1,278人(5.7%)と続きます。

出入国管理法改正で外国人雇用は活発化

留学生は母国では大学卒以上の方が約70%、専修学校卒も21.7%おり、日本企業に就職する人は5年前の2倍に増えています。新年度から新しい在留資格もできるので、今後ますます外国人の雇用市場は活発になる事が予想されます。



日本国内で働く外国人は128万人にのぼっています

税理士法人 A I F NEWS

2019年1月25日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

労働条件通知がメールでも可能に

労働条件通知書は書面以外でも可

企業が労働者に向けて提示する労働条件ですが、労働基準法第15条では書面による通知をするとされてきました。しかし2019年4月から、労働条件の通知を書面だけでなく電子メールやFAXで知らせても良いようになります。既に社内ITを実用化しているところも多いと思いますが、新年度からFAXや電子メール等でも通知を可能にするよう、規制を緩和する事になりました。書面として印刷できればよいと判断されたので、企業にとって印刷、郵送のコストを抑え利便性も高まるでしょう。

労働基準法の施行規則改正

働き方改革関連法に基づく省令で労働基準法施行規則第5条第4項に下線のように追加されました。

「法第15条第1項後段の厚生労働省令で定める方法は労働者に対する前項に規定する事項が明らかとなる書面の交付とする。ただし、当該労働者が同項に規定する事項が明らかとなる次のいずれかの方法によることを希望した場合には、当該方法とすることができる。

- ①ファクシミリを利用してする送信の方法
- ②電子メールその他のその受信をする者を

特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信の方法（当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）」

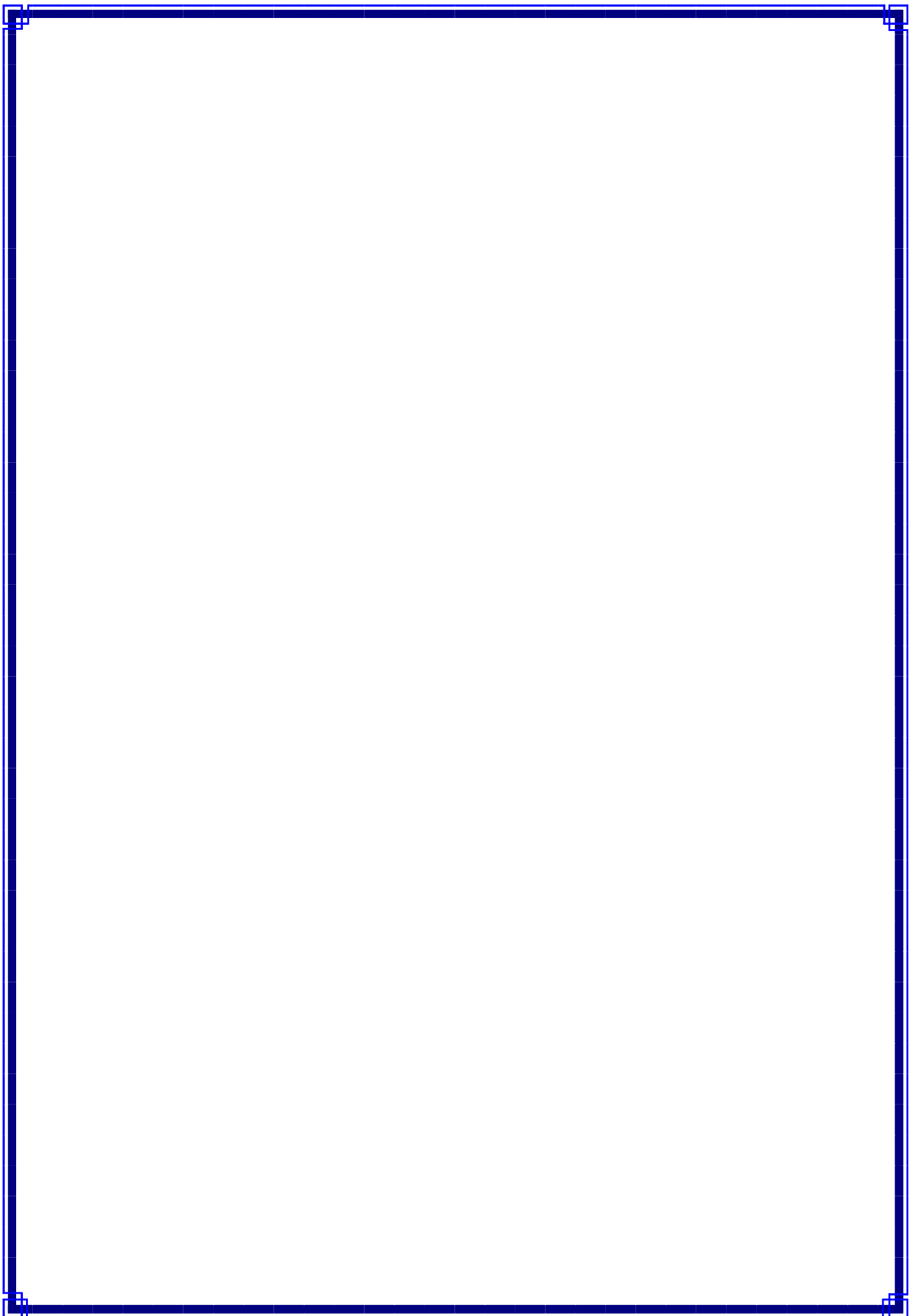
本人の希望が前提

今回の改正は労働者がFAXや電子メール等での通知を希望する事が条件なので本人に通知方法を確認してから行い、FAXやメールでの通知を希望しない時は今まで通り書面での通知となります。

電子メールで送信する場合の具体的なファイル形式（メール本文か添付ファイルかどちらでもよいか等）や本人が確実に受け取ったかどうかの確認の要否等、まだ詳細は明らかになっていません。新年度に施行されるまでに何らかの基準が示されるかもしれません。



ペーパーレスで通知できると便利です。



税理士法人 A I F NEWS

2019年1月28日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

配偶者終身居住権創設秘話

終身居住権の創設はなぜ必要だったのか

民法改正で、配偶者終身居住権が制度創設され、さらにこれを補完するものとして、婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住資産が遺贈・贈与された場合に限り、遺産分割での持戻し免除とすることになりました。

直系相続より同世代相続へ

団塊の世代が若い時は、親に仕送りする時代でした。団塊の世代が老人になると、子がいつまでも親の脛をかじりつづける時代に変わりました。

それで、配偶者の相続分を3分の2に、子の相続分は3分の1に、という制度改正が検討されていました。

しかし、その前に片付けなければならない問題が急浮上しました。

人は平等に扱われなければならないけど

平成25年9月4日付最高裁判所の非嫡出子法定相続分差別違憲判決が新たな問題を生むことになりました。

この判決を承け、民法900条の非嫡出子条項が削除されました。その結果、相続の場面に修羅場が生じるケースが想定されることになりました。

非嫡出子は被相続人の子であっても、相続配偶者の子ではないので、相続配偶者が

次に死亡して相続開始となっても、その時は相続人の地位になることはなく、今回の相続で貰うべきものを貰わないと、次がないということになります。

血縁での相続と無血縁との相続

実の親子関係であれば、子供は相続財産の取得を遠慮して、取り敢えずは親だけの相続にする、ということでも、多くの場合、異論は出ないのではないのでしょうか。

しかし、非嫡出子という血縁のない者との関係では、そういうわけにはいかないのは当然です。

違憲判決で、非嫡出子の相続分が増えたことにより、例外的なケースではあっても、被相続人の配偶者の相続後の生活が脅かされることになった、という現実に対処しておく必要があると民法部会では認識されたようです。

終身居住権の創設はなぜ必要だったのか

でも、非嫡出子にとって相続配偶者の終身まで使用処分できない不動産の所有者になることを積極的に選択することなど考えられません。従って、配偶者居住権は遺産分割で承認しあう中から生み出されることは有り得ず、遺言は欠かせなくなります。



税理士法人 A I F NEWS

2019年1月29日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

フルエンゲージメント

“Happy”は本来の実力発揮につながり、成果が生まれ、個人も会社も成長し、いきいきと人生を楽しむことができるようになること、そのために“フルエンゲージメント”の状態を保つことが重要です。ここでは、その“フルエンゲージメント”の保ち方について少し詳しく解説させていただきます。

“フルエンゲージメント”の保ち方

“フルエンゲージメント”は“Happy”に直結しますが、そうなるためには、図示したように、

- ① エネルギーマネジメントを行う。
 - ・自分の特徴や得意技。エネルギーの状態を知り、月・週・日の時間配分で、集中してエネルギーを使うようにする。
 - ・エネルギーを日々しっかり充電しておく(例えば、早朝30分間、瞑想を行い、頭を空にすることで、リフレッシュする。夕刻、2～3キロのジョギングをするなど習慣的に一定の時間をリフレッシュに当てる)。
- ② なにが自分を Happy にするのか気づく。
 - ・「考える」のではなく、「感じる」習慣を持つ(うれしいことをしっかり味わう習慣を持ち、自分の感覚を研ぎ澄ます)。
 - ・一日一つ何かをやり遂げ、達成感を感じる(小さなことでも、何かをやり遂げた

達成感を持つ。)

- ・ Everything is Possible : 世の中は無限に広がっており、どんなことでもできる、と感じ、自分を枠にはめず、「ワクワク」することを考える。

[フルエンゲージメント]

“Happy”は本来の実力発揮につながり、成果が生まれ、個人も会社も成長し、いきいきと人生を楽しむことができるようになる(ポジティブ心理学などで検証されている)

エネルギーマネジメント

自分の特徴やエネルギーの状態を知り、本当に大切なことにエネルギーを使う。エネルギーは日々しっかり充電しておく。

フルエンゲージメント(エネルギーに満ち、実力をフルに発揮できる状態)

「活気に満ちている」
「自信がある」状態をつくと仕事の効率や成果も大きく変わる。

“Happy”でいられるかどうかはあくまで本人次第。「何が自分を Happy にするのか、気づく」こと。「考える」のではなく「感じる」
“Everything is Possible”と感じる。



“フルエンゲージメント”から“Happy”へ!

税理士法人 A I F NEWS

2019年1月30日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

配偶者終身居住権は評価方法のみ先行

税制改正大綱で評価方法を明示

配偶者終身居住権に係る改正民法の施行は2020年4月なのに、2019年税制改正大綱は早々に配偶者終身居住権の評価方法を明示しました。内容は、民法部会が公表しているものと同じなので、その踏襲を確認しただけとも言えます。

しかし、評価方法以外にも、重要な問題があるはずです。

終身居住権の消滅益への課税は？

終身居住権は一身専属権として死亡と共に消滅するものです。その自然消滅によって、終身居住権付不動産は何の制限もない不動産に生まれ変わります。その時に、終身居住権の消滅益を認識するのか、否か、重要なテーマです。

承継取得原価はどうなる？

例えば、収用があり、終身居住権とそれに係る土地建物の譲渡がなされるとした場合、譲渡収入は時価評価の比で按分計算されとしても、その譲渡原価はどういう計算をすることになるのでしょうか。

現行法では、居住権付不動産の譲渡の場合、原価の一部を居住権に按分配賦することはありません。そういう計算は借地権についてのみあるだけです。終身居住権にも譲

渡原価を割り振るのだったら、税制改正が必要です。

登記前提の債権・配偶者終身居住権の性格

終身居住権は登記されることを前提にしているのです。債権でありながら、借地権のような物権的性格を強く持ちそうです。

借地権の登記の場合は土地固定資産税評価額の1,000分の10ですが、大綱には、終身居住権登記の登録免許税を建物固定資産税評価額の1,000分の2としています。

登記は、土地部分にもなされるはずなので、この部分についての取扱いは不明です。

第3の基礎控除が新生

配偶者終身居住権は、非嫡出子との遺産分割を想定しての制度創設と解説されていますが、その利用は非嫡出子限定ではありません。

ネットで、小規模宅地の特例は第2の基礎控除だ、と言っている人がいます。利用の普遍性からして、うまい表現だと思いますが、そうすると、新生の配偶者終身居住権は第3の基礎控除と言えそうです。

子が土地建物を相続しても、相続配偶者に終身居住権を設定すれば、その部分は配偶者の税額軽減で実質非課税扱いになり、かつ第二次相続では、無税となるからです。



いろんな問題があるのに、来年廻しなんだね。

税理士法人 A I F NEWS

2019年1月31日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

勤怠管理システムの導入と業務効率化

勤怠システムの設定

労働時間の把握に IT を使った勤怠管理システムを使用する企業は増えてきてはいますが、勤怠管理システムの利便性の面だけでなく、重要なのは各企業の就業、勤務形態に対応する設定が必要な事です。システムで自動的に勤怠が集計され会社が考えていた集計結果が出るためには、勤怠ルールを覚えさせる設定が必要になります。

勤怠システムの設定で何が必要かを見てもみると、労働時間の設定では、

- ・標準労働時間のパターンを定義
 - ・固定残業時間制、変形労働時間制、シフト制、裁量労働制、フレックスタイム制等
- 上記の各パターンに対して次のような項目の内容を決めていきます。
- ・始業終業時刻、休憩時間
 - ・早出、残業時間、金額の算出方法
 - ・休日出勤、代休、振替出勤、振替休日
 - ・時刻訂正方法を申請書にして定義する
 - ・電車遅延、直行直帰、出張、有給、特別休暇、時間有給等の取扱い
- その他には、
- ・有給休暇付与のルールの定義(自動付与)
 - ・承認者、承認ルートの設定
 - ・給与計算システムへの取り込みフォーマ

ットの定義

などがあります。

曖昧とした部分の取り扱い

出退勤管理でも曖昧とした部分の取り扱い、つまり人間的対応を求められるような場合はどのようにしたらよいのでしょうか。

例えば遅刻を取り上げると、単純に遅刻、電車遅延、急病、途中で困っているお年寄りを助けた等、どの場合でも単なる遅刻とするなら問題は起きないのですが、お年寄りを助けた時だけは遅刻扱いにしない等パターンを洗い出し、設定する事が必要です。それをしないと手修正の手間が残ってしまう可能性があります。

考えられるパターンを設定する事によって効率的な勤怠管理から給与計算までのスムーズな進行、完了が可能になるでしょう。それでも例外的な事態は起こりえます。

勤怠管理システム導入はかなり時間もかかります。人事担当者の努力だけでは難しく、上部からの押し付けではうまくいかないでしょう。現場や従業員達の協力が不可欠ですが、ハードルを乗り越えれば非効率的な人事業務が解消する事に繋るでしょう。



今日は直行、直帰です

税理士法人 A I F NEWS

2018年2月1日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

活用していますか？ 小規模企業共済・倒産防止共済

中小企業基盤整備機構が運営する「小規模企業共済制度」と「中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）」の2つの共済制度は、節税や将来への備えとして活用している企業も多いと思います。

まだ活用していないという企業様向けにメリットと留意点を整理してみましょう。

退職金を積み立てる小規模企業共済

小規模企業共済は、積立てによる退職金制度で、卸売業・小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）を営む法人は従業員数5人以下、その他の業種は従業員数20人以下などといった加入要件がありますが、小規模法人の役員や個人事業主を対象としています。

掛金は月額1千円～7万円まで5百円単位で自由に設定でき、加入後も増額・減額が可能です。

メリットとして、支払った掛金の全額をその年の課税所得から所得控除できることがあげられます。同様に、1年以内に前納した掛金も所得控除することができます。また、契約者貸付制度があり、掛金の範囲内で事業資金を低金利で借りることが可能です。

掛金納付月数が240か月未満で任意解約

した場合は元本割れすること、共済金受取時には所得として課税の対象となることには留意が必要です。

取引先の倒産に備える倒産防止共済

中小企業倒産防止共済制度は、取引先が倒産した際に連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。

資本金などの上限がありますが、1年以上事業を継続している中小企業者であることが加入要件となっています。

積立総額800万円を上限とし、掛金は月額5千円から20万円まで5千円単位で自由に設定でき、途中で増額・減額が可能です。

取引先が倒産した場合、無担保・無保証人ですぐに借入れができる、支払った掛金の全額を損金もしくは必要経費に計上できるというメリットがあります。一方で、納付月数が40か月未満で解約すると元本割れとなること、共済金受取時には益金もしくは事業所得として課税の対象となることに留意が必要です。

制度の内容をよく理解して上手に活用していきましょう。



「もしも」に備えて
あんしん経営！

税理士法人 A I F NEWS

2019年2月4日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

改正入管法と特定技能ビザ

新たに14分野で受入れ可能に

「入管法の改正」「特定技能ビザ」、2018年の秋口から年末まで随分と騒がれました。

今まで外国人の方やビザとあまり関わりのなかった方の中にも、このニュースをきっかけに興味を持たれた方は多いのではないのでしょうか。日本の出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）では、外国人の方の就労について、一定条件の下に比較的限られた職種で受け入れていました（一部の就労制限がない外国人の方を除きます）。

今回新設される特定技能ビザでは、これまでの方針では原則的に受入れが難しかった14分野について受入れを認めることになるため、大きな方針転換だと言えます。

受入れ可能になる新たな分野

今回の改正で受入れ可能になる分野は次のとおりです。

介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設業、造船・船用工業、自動車整備業、航空業、宿泊業、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業（以上14分野）

特定技能ビザの構造

今回新設される在留資格「特定技能」（以下、特定技能ビザ）の具体的な受入れ要件

については、省令や各分野の関係行政機関が定める「分野別運用方針」等により定められます。特定技能ビザ、と一口に言っても、受入れ可能になるのは14分野。建設業やビルクリーニング、外食業、宿泊業など、分野は様々です。そこで、今回の特定技能ビザでは、建設業であれば国交省、外食業であれば農水省など、それぞれ関係する行政機関等が法務大臣と協議の上、受入れ要件の詳細を決定するということになっています。同じ特定技能ビザであっても、受入れ要件はそれぞれの分野で異なるのです。

想定される受入れ要件

受入れ要件の詳細は各分野で異なりますが、受け入れる外国人材の基準として、一定の技能があることを確認するための技能試験と日本語能力判定テストが設けられることは共通しています。分野によっては雇用する企業に対し、新設される業界団体への所属義務が課されるものもあるようです。また、雇用する企業には各関係行政機関への協力や雇用状況に関する届出義務も課されるため、企業側にはより適正な雇用管理体制が求められる見込みです。

技能試験のほか、
日本語能力判定テ
ストも実施されま
す。



税理士法人 A I F NEWS

2019年2月5日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

扶養控除等の是正について

扶養控除等の是正(扶養是正)とは

所得者の方が確定申告や年末調整で配偶者控除や扶養控除の適用を受けていたけれども、実は所得要件などが誤っており、正しくは控除が受けられなかったということがあります。そのような場合は、気付いた段階でただちに年末調整の再計算や修正申告を行って納税する必要があります。

しかし、是正せずそのままにしておくと、税務署から「扶養控除等の控除誤りの是正について」という通知が送られてきたり、電話や臨場による税務調査で是正を求められたりします。これを一般に「扶養是正」と呼んでいます。

扶養是正にはどのようなものがあるか

①所得超過

最も誤りが多いのが、この所得超過です。配偶者や扶養親族に一定の所得金額があるにもかかわらず、所得者本人がその金額を把握していなかったことによるものです。

②重複控除

他の所得者と重複して控除を受けていたというものです。例えば、共働きの夫婦がどちらも同じ子供を扶養親族として控除していたようなケースです。

③年齢相違

特定扶養親族や老人扶養親族は、控除を受ける年の12月31日時点の年齢がそれぞれ、19歳以上23歳未満、70歳以上という条件がありますが、そのような年齢の条件に合致しない人を控除の対象としていたというものです。

④その他

扶養控除の対象となる親族は、6親等内の血族及び3親等内の姻族ですが、それ以外の親族を扶養の対象としていた場合や、白色事業専従者を扶養の対象としたケースなどがあります。また、夫と離縁した人が寡婦控除を受けるには、扶養親族や生計を一にする子がいることが要件(死別の場合や寡夫の場合は条件が違いますのでご注意ください)ですが、その要件に当てはまらないというケースもあります。

是正のしかた

年末調整を行っている方は、源泉徴収義務者である勤務先で年末調整の再計算を行ってもらい、追加で納付する税金を源泉徴収義務者経由で納税します。確定申告を行っている方は、所轄の税務署に修正申告書の提出と納税を行います。



徴収義務者は、法定調書合計表や給与支払報告書の訂正分の提出も必要となります。

税理士法人 A I F NEWS

2019年2月6日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

“やる気”の源泉

社員の“やる気”の源泉は何にあるのでしょうか。リーダーにとってそれがわかれば、マネジメントは大変やり易くなります。

社員個々の“やる気”の源泉

一人ひとりの社員は、知識・技術や考え方、性格など、周囲が認めているか否かを問わず、何らかの優れた点を持っています。

そして、その優れた点が活かされ、認められるチャンスを待っています。そして、

- ① 自分の意見を述べる機会が得られ、その価値がリーダーや仲間に認められる。
- ② 自分の意見・存在価値が求められたと感じたことが“やる気”の源泉となる。

したがって、リーダーは、仕事の問題が生じた時、一人ひとりのメンバーに、「この場合、君ならどうするのが良いと思うかね？」など、適切な質問を投げかけて、意見を引き出すこと、その意見の価値を発見し、「あなたの意見はこういうことだね」と確認して理解したことを示すのが、“やる気”を引き出すマネジメントポイントです。

チームの“やる気”の源泉

課・係・プロジェクトチームなどのメンバー全員の“やる気”の源泉も、一人ひとりのメンバーの“やる気”の源泉と同様の

性質を持ちますが、そこに衆知を集める相乗作用、すなわち“共創”の効果が生じる点に違いがあります。

組織としての問題や解決すべき課題が生じた時、

- ① メンバー一人ひとりの意見が求められ、発表する機会が得られる。
- ② メンバー相互に問題認識・課題設定・課題解決策などについて討論し、個々の意見が合意されたり、気づきによって修正され、合意形成される。
- ③ チームとしての合意形成により、リーダー・メンバー間で、自分達の意見・存在価値を認め合うことが“やる気”の源泉となる。

したがって、リーダーは、チームの“やる気”の源泉を沸き立たせるファシリテーションによるマネジメントを行うことが必要です。

経営者・管理者の留意点

“やる気”の源泉は、経営の階層を問わず、トップ層・中間管理者層・一般社員層それぞれに共通に存在することに留意してファシリテーションによるマネジメントを実践しましょう。



“やる気”の源泉を沸き立たせよう！

税理士法人 A I F NEWS

2018年2月7日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

消費税仕入税額控除

請求書等の記載内容が変わります

仕入税額控除の適用を受けるために、現行制度下では帳簿及び請求書等の保存を要件とする請求書等保存方式が採用されています。軽減税率制度の実施に伴い、2019年10月1日からは区分記載請求書等保存方式が、2023年10月1日からは適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

区分記載請求書等保存方式

2019年10月1日以降の取引については、飲食料品等に軽減税率が適用され複数税率となることから、消費税の税額計算を適正に行うためには、税率ごとに区分経理を行う必要があります。従来の請求書等保存方式の内容を基本的に維持しつつ、区分記載請求書等保存方式においては、帳簿及び請求書等の現行の記載事項に加え、課税仕入れに係る資産又は役務の内容について軽減税率の対象である場合には「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載が必要とされます。また、資産の譲渡等の対価の額の合計額についても、税率ごとに区分することが必要となります。これら新たに加えられる記載事項については、請求書等の交付を受けた事業者が追記することも認められています。

適格請求書等保存方式

適格請求書等保存方式の下では、帳簿及び適格請求書発行事業者が交付する「適格請求書」又は「適格簡易請求書」の保存が仕入税額控除の要件となります。適格請求書を交付できるのは適格請求書発行事業者に限られます。適格請求書発行事業者になるためには、税務署長に登録申請書を提出して登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

保存する帳簿及び請求書等の記載事項は、帳簿については区分記載請求書等保存方式と変わりませんが、「適格請求書」及び「適格簡易請求書」については区分記載請求書等の記載事項に加え、登録番号、税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額及び適用税率、消費税額等の記載が必要となります。

軽減税率制度実施後の一定期間は、税率の区分計算が困難な中小事業者を対象とする税額計算の特例が設けられます。制度の概要、自社への影響を理解したうえで対応準備をしておきましょう。



まずは、区分記載
請求書等保存方式
ですね！

税理士法人 A I F NEWS

2019年2月8日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

勤怠時間の把握と 勤怠システム

勤怠管理をしていますか？

近年、労働時間の勤務時間を記録していないで未払い残業などを請求されるケースが増えており、一旦未払い残業代を請求されると会社側が不利な事が多く、ほぼ無力で請求された通りの結果になる可能性が高い状況になっています。

働き方改革の一環で労働安全衛生法の改正もあり、2019年4月からは管理職の労働時間の把握を企業に義務付ける方針です。また、労働基準法の改正で残業時間の上限規制（中小企業2020年4月施行）が強化され、従業員側と労使協定を交わしても年間720時間、1カ月で100時間未満まで、2カ月から6カ月平均で月80時間以内となり、上限規制が守られない時は「6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金」と厳しい罰則も予定されています。

まだ、労働時間を把握していない企業では、勤怠管理をして従業員の労働時間を把握することは急務と言えるでしょう。

勤怠管理の方法とハードル

皆さんの企業では勤怠管理方法は紙、Excel、タイムカード等何を使用しているでしょうか。勤怠管理はタイムカードや紙による管理からITを活用した勤怠管理シ

テム導入が進んできています。勤怠管理システムとは、自動的に勤怠が集計され意図していた集計結果が表示されるものです。

1. 出勤簿（勤務表）への客観的な時刻の記録が可能
2. 労働時間の集計を自動化する
3. 労働時間の管理強化と業務の効率化を両立する、というものです。

導入のメリット、デメリットとしては、

- ①労働時間の客観的把握
- ②労働時間、休暇取得等の管理強化
- ③時間集計、休暇等の業務効率化

上記の①と②は簡単に実現できますが③の業務効率化の実現ができるかどうかのポイントになります。

業務効率化がなぜ重要なポイントかと言えば、勤怠システムをそのまま使っただけではできない勤怠ルールを定義してシステムに落とし込む必要があるからです。就業や勤務形態等の状況に対応させる設定が必要です。いちいち手修正をすることは効率化が図りにくくなってしまいう事があるからです。



労働時間の
把握は管理
職にも義務
付けられる
のですね

税理士法人 A I F NEWS

2019年2月12日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

“やる気喪失”の復元策

社員の中には、「日常業務が忙しすぎて時間がない」などの理由で目標達成をあきらめかける“やる気喪失”状況に陥ってしまう者もでてくる場合があります。そのようなケースで、リーダーが「あたまから叱りつけて態度を改めさせる」のは、本人の反感をあおるだけの愚策と言えましょう。

“やる気喪失”の効果的復元策

リーダーとしては、本人のやる気を復元させ、再度生き生きとチャレンジして欲しいのであり、そのためには、焦らず次の5つのステップを踏むことが最短距離の効果的復元策です。

【“やる気喪失”の復元策と手順】

	リーダーの振舞い	本人の変化
1	[受容]本人の問題状況を良く聞き取り、言葉で確認し、理解を示す(「本人の悩み」に寄り添う)。	「自分の悩みを分かってくれた」と感じ、リーダーを支援者として受け入れ、心を開く。
2	[原点回帰]「ところで、この目標を設定した目的は何だった?」と原点に戻らせ、さらに目	はじめに設定した目標を思い出し、達成した時の“HAPPY”なイメージで更に強化

	標達成に成功した時の“HAPPY”な状況をイメージさせ、共感する。	される。 “HAPPY”な状況に到達したい願望が強くなる。
3	[ハードル解除] “HAPPY”による人生の好循環を手に入れるため時間投入の優先順位を見直すよう迫る。	“HAPPY”になるため、日常業務と目標達成の優先度と投入時間の見直しを決心して実行する。
4	[ストレッチ目標] 最大限の努力で、ようやく達成できる目標を再設定してもらう。	“HAPPY”イメージとハードル解除に基づいてストレッチ目標を設定し直す。
5	[フルエンゲージメント]人生の一時期に「フルエンゲージメント」で目標達成に取り組むことが不可欠である」と説き、動機付ける。	この時期に“フルエンゲージメント”で目標達成に取り組む価値に気づき“HAPPY”になるために、実行を決心する。



“やる気喪失”には
特効薬を!

税理士法人 A I F NEWS

2019年2月13日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

パートから正社員になった場合の有給休暇

パートから正社員に引き上げた時

社内にいい人材がいて、パートタイマーで働いていた方を正社員にして是非長く働いてもらいたいと考えた時、パート本人からフルタイムで働けるようになって正社員を希望した時等、パートタイム労働者から正社員に引き上げる理由は様々です。その場合は今まで働いていた期間とこれからの身分との関係で年次有給休暇の扱いは変わるのででしょうか？ 今まで保持していたパート時代の有給休暇日数は引き継がれるのでしょうか？

パートタイマー労働者の有給休暇は比例付与で週の所定労働日数や年間の働く日数で変わります。パートタイマーで働いている途中で正社員に切り替わった時は有給休暇の付与日数はどう変わるのでしょうか？

年次有給休暇付与日数の考え方

年次有給休暇付与日数を計算するポイントは勤続年数と付与する日（基準日）の雇用契約内容です。

まず勤続年数ですがパートとして雇用した日から通算して考えます。毎日勤務でなくとも勤務時間数が短くとも、継続して働いていれば雇用契約の最初の日からが勤続年数になります。パートとして雇用された

日から6か月後、1年6か月後と付与する日（基準日）が到来し、基準日に締結している契約により付与する日数が決まります。注意が必要なのは、いったん白紙に戻して正社員になった時点から改めて6か月後に10日を付与する取り扱いは正しくないことです。

正社員に切り替えた場合の例

週3日勤務パートタイムの方が週5日勤務の正社員に変更した場合、3年6か月目に正社員になった時は正社員用の有給休暇日数の14日が新たに付与されます。

また、3年7か月目に正社員になった時は切り替え時に付与し直すのではなく、パート時で直前に付与されている日数のままで、次の基準日の4年6か月目に新たに16日が付与されます。パート時代の未使用日数分は翌年まで繰り越されます。

雇用契約内容が変わると労働条件も変わりますので雇用契約書に年次有給休暇日数も明示しましょう。



年休の付与日数は勤続年数と付与する日の契約によります。

税理士法人 A I F NEWS

2019年2月14日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

仮想通貨に関する税務上の取扱い

仮想通貨を売却又は使用することにより生じる利益は、原則として総合課税の雑所得に区分され所得税の課税対象となります。

取引区分ごとの所得の計算方法

(1) 仮想通貨の売却

保有する仮想通貨を売却(日本円に換金)した場合、その売却価額と取得価額との差額が所得金額となります。

(2) 仮想通貨での商品の購入

保有する仮想通貨を商品購入の際の決済に使用した場合、その使用時点での商品価額(消費税込みの金額)と仮想通貨の取得価額との差額が所得金額となります。

(3) 仮想通貨と仮想通貨の交換

保有する仮想通貨を他の仮想通貨を購入する際の決済に使用した場合、その使用時点での他の仮想通貨の時価(購入価額)と保有する仮想通貨の取得価額との差額が所得金額となります。

(4) 仮想通貨の分裂

仮想通貨の分裂に伴い取得した新たな仮想通貨は、分裂時点において取引相場が存在しておらず、その時点では価値を有していないと考えられます。したがって、新たな仮想通貨を取得した時には課税関係は生じず、実際に売却又は使用した時点で所得

が生じることとなります。なお、その取得価額は0円となります。

(5) 仮想通貨のマイニング

マイニング(採掘)等により仮想通貨を取得した場合は、収入金額(マイニング等により取得した仮想通貨の取得時点での時価)から必要経費(マイニング等に要した費用)を差し引いた所得金額が、事業所得又は雑所得の対象となります。

法人が仮想通貨を保有する場合

法人が期末において保有する仮想通貨は、会計上、活発な市場が存在する場合は、市場価格に基づく価額をその仮想通貨の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理します。活発な市場が存在しない場合は、取得価額をもって貸借対照表価額とし、期末における処分見込価額が当該取得価額を下回る場合には、処分見込価額を貸借対照表価額とし、取得価額との差額を当期の損失として計上しますが、税務上は当該損益の額について申告調整で自己否認することになります。

2017年から急拡大した仮想通貨市場は、今後も法整備等の動向に留意が必要です。



どのタイミングで課税されるのかが重要なポイントです!

税理士法人 A I F NEWS

2019年2月15日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

年次有給休暇の 時季指定の扱い

働き方改革と時季指定権

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律で改正後の労基法では、使用者による年5日の年次有給休暇の時季指定権が定められました。

2019年4月より労働基準法の改正により年次有給休暇の日数が10労働日以上である労働者にかかる年次有給休暇日数の内、使用者が5日の年休の時季指定権を行使しなければなりません。その場合、企業で計画年休制度を入れて年休を付与したり、従業員が自分で年休請求をして休んだ場合等、その日数は時季指定権から外して考えられるのでしょうか。

計画年休が付与されている場合

計画年休とは付与された年次有給休暇の内、5日を超える分について労使で協定して計画的に休暇取得日を割り振る事ができる制度ですが、この計画年休の日数は時季指定権の5日から除く事ができます。また労働者本人が時季指定した年休も同様に除く事ができます。

半日休暇を取得又は付与した場合

労働者本人の希望で半日の年休を取得した場合は、これに使用者が同意し本来の取得方法により休暇取得の阻害にならない範

囲で適切に運用される限りにおいて問題が無いものとして取り扱うとされており、半日年休については使用者又は労働者が時季指定しても良い事とされています。その場合は0.5日と扱われます。

時季指定日に労働者が出勤した場合

使用者が新労基法で定められる年5日の年次有給休暇の時季指定に違反すると対象労働者1人につき30万円以下の罰金が予定されており、今までには無かった罰則です。

しかし使用者が時季指定しても、業務繁忙等を理由に労働者が出勤してしまう事もありうる事です。当日の労務提供義務は無いので帰宅をさせるのが前提ですが、労務の提供をさせた場合でも、その後年5日の時季指定権年休が付与できれば違反とは言えないでしょう。

通達によれば年度当初に労働者の意見を聞いた上で年次有給休暇計画表を作成し、これに基づき年次有給休暇を付与する事等が考えられるとされていますが、年休取得状況を把握する為には年休取得管理簿は必須となるでしょう。



2019年4月からの年休付与計画は早めに対策しましょう

税理士法人 A I F NEWS

2019年2月18日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

チームの“やる気”復元策

チーム全体が目標達成の壁にぶつかって、“やる気”を失った時には、どのような復元策をとったら良いのでしょうか。

対象が複数になった時の復元策

“やる気”を失ったのが、個人でも、チームの場合のように複数でも、復元策の原理は同じですが、リーダーのファシリテーションのやり方は、複数のチームメンバーを対象にするため、少し変化させることが必要になります。

[チームの“やる気”復元策と手順]

	リーダーの振舞い	メンバーの変化
1	[問題共有] 全メンバーの問題事実を公表させ(白板に問題事実を書き出させ)、全員が理解し合えるように導く。	仲間が「自分の悩みを理解し合って、共有」し、お互いに心を開く。
2	[原点回帰] 「ところで、この目標を設定した目的は何だった?」と原点に戻らせ、目標達成に成功した時の“HAPPY”な状況をイメージさせ、共感に導	はじめに設定した目標を思い出し、達成した時の“HAPPY”なイメージで更に強化

	く。	される。
3	[ハードル解除] “HAPPY”による業務の好循環を手に入れるため、ハードルを見つけ、徹底的に解除することを求める。	“HAPPY”になるためのハードル解除策を検討し、実行する。
4	[ストレッチ目標] 最大限の努力で、ようやく達成できる目標を再設定してもらう。	ストレッチ目標を設定し直す。
5	[フルエンゲージメント] この一時期に「“フルエンゲージメント”で目標達成に取り組むことが不可欠である」と説き、動機付ける。	“フルエンゲージメント”で目標達成に取り組もうと決心する。

経営者・管理者の留意点

チームメンバーが“やる気”を失っている状態は、経営目標必達に対する赤信号です。復元策を成功させれば、チームに目標達成の自信がつき、さらに高い目標達成に挑戦しようとするでしょう。



“やる気”復元
で、自信を!

税理士法人 A I F NEWS

2019年2月19日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

収益の認識が変わります

収益認識変更の経緯

収益の認識に関する新しい国際会計基準(IFRS15号)が2014年5月に公表され、国際的には2018年1月1日以後開始される事業年度から適用されることとなりました。

これを受け日本の企業会計基準委員会は2018年3月30日にIFRS15号を全て取り入れた会計基準を公表しました。この基準は2018年12月31日以後終了する事業年度から適用可能となり、2021年4月1日以後開始する事業年度からは強制適用となります。

ただし、この規定は上場企業等監査対象法人に強制適用されるものであり、中小企業には従来の会計処理も認めております。

税務当局の対応

会計基準の変更を受け税務当局も2018年の税法の改正で法人税法22条に「その2」を創設しました。同時に法人税法施行令18条にも「その2」を創設しました。いずれも2018年4月1日以後終了する事業年度から適用されます。

国税庁は2018年5月に『「収益認識に関する会計基準」への対応について』と題した解説を公表しました。

基本的にはIFRS15号の収益認識に沿ったものとなっております。

返品調整引当金の廃止

新設の法人税法22条の2第5項において、資産販売時の対価の額には、貸倒れや買戻しの額を考慮しないと明文化されたので、返品調整引当金は10年間の経過措置(1/10ずつ限度額を引き下げる)を講じて廃止となりました。

長期割賦販売等の延払基準の廃止

新設の法人税法22条の2第1項において資産の販売等の収益の額は、目的物の引渡しに属する事業年度の益金の額とする、とされたので、延払基準の収益認識は2023年4月までの経過措置等を講じて廃止されることとなりました。

その他、影響は多岐にわたります

中小企業に関しては、従来通りの会計処理も認められますので、従来通りの収益認識でも構わないのですが、ポイント付与の場合の売上処理や、一定期間に及ぶ役務の提供の場合の売上処理等、新しい会計基準の方が収益の認識が少なくなるケースもあります。この機会に見直してみるのも良いかと思われま



変えるべきか変えざるべきか、それが問題だ

シェイクスピアです。

税理士法人 A I F NEWS

2019年2月20日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

偕老同穴老人ホームと小規模宅地

老人ホーム入居と小規模宅地

老人ホームに入っていた被相続人が相続開始までに要介護認定・要支援認定を受けていて、入居老人ホームが、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、サ高住などに該当していた場合、相続開始の直前において被相続人の自宅が居住の用に供されていなかった場合でも、自宅を「居住の用に供することができない事由」があるものとして、小規模宅地等についての8割評価減の相続税の特例の適用を受けることができます。

夫婦一緒の老人ホーム

夫婦が一緒に要件適格の老人ホームに入居し、被相続人が要件適格の状態死亡した場合で、遺族となる配偶者が相続取得する時は、配偶者は無条件に小規模宅地等の特例適用対象となります。

その後配偶者が自宅に戻ることなく老人ホームに入居し続けたまま亡くなり、第2次相続が開始したとしても、その相続開始前に、配偶者も要介護認定・要支援認定を受けて要件適格になっていれば、第2次相続に於いても、自宅は小規模宅地等の特例適用対象可能宅地となります。

夫婦の留守宅に相続人となる子供が親の

老人ホーム入居前から住んでいた場合は、その子供は同居親族との扱いになりますので、小規模宅地等の特例適用対象者となります。

「家なき子」特例の要件

被相続人の自宅を相続する子については、いわゆる「家なき子」も小規模宅地等の特例適用対象者となりますが、平成30年の税制改正で、適用要件が厳しくなりました。「家なき子」には同居要件も相続後居住要件もありませんが以下の①～⑤の要件が課せられています。

- ①被相続人の相続人に配偶者がいないこと
- ②被相続人に同居相続人がいないこと
- ③相続開始前3年以内に日本国内にある自己または自己の配偶者、3親等内親族等の所有する家屋に居住した実績がないこと（除く被相続人の居住家屋）
- ④相続開始時の居住家屋につき過去に所有事実がないこと
- ⑤その宅地等を相続税の申告期限まで有していること

この外、適用対象者にいわゆる「生計一」該当者がいますが、この該当者の場合の小規模宅地等は、被相続人の居住宅地に限定されていません。



老人ホーム
入居前に息
子に引っ越
させよう

税理士法人 A I F NEWS

2019年2月21日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

相続分割効果の遡及原理あれこれ

相続時までへの遡及適用原理

相続税の小規模宅地特例の法律の条文には、「相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し」と書かれています。

遺言や遺産分割により相続取得が確定した人にも適用される小規模宅地特例なのに、遺産分割未確定の時期を含めて、一貫して「引き続き当該宅地等を有し」という状態であることを要件としているのです。

相続開始後は必ず遺産未分割状態から出発するので、「引き続き当該宅地等を有し」の状態を確認することは原理的に不可能です。そうだとするとこの小規模宅地特例が機能しなくなってしまいます。

従ってここは、遺言や遺産分割による相続取得の効果は相続開始の瞬間に遡及する、という原理の上で解釈適用されていると理解することになりそうです。

相続分割効果は不遡及との原理

最高裁判例は、未分割の期間中の賃料債権は、「各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当であり」、その帰属関係は「後にされた遺産分割の影響を受けない」と言っています。

最高裁判例に忠実に実務を律するとする

と、相続分割が確定したとしても、相続には原理的に絶対的に未分割期間が存在するので、相続財産に係る賃料等の法定果実がある場合には、相続分割の法的効果は遡及しないので、相続人が一人である場合を除き、分割確定時までの共有関係による賃料収入の按分計算による所得税の申告は必須となります。相続開始時や分割確定年の年初への遡及適用の申告にすると、原理的には、申告もれや賃料債権について相続人間での贈与が生じることになりかねません。

分割効果は年末まで及ばないとの原理

ネット公開の国税局の照会事例によると、法定相続分に応じて判定すると免税事業者となる相続人が、遺産分割が確定したことにより、結果として事業の全部を承継したとしても、その事実により、相続人の当初の納税義務判定が覆ることはありません、としています。

消費税は税の転嫁を予定しているので、納税義務の有無は、前課税期間の末日の現況に基づいて判定すべきであるから、遺産分割確定効果を遡及させるべきではないし、進行課税期間の末日までその効果は無視されるという、原理的理解に拠っています。



必ずしも原理通りの申告や執行実務にはなっていないようですが。

税理士法人 A I F NEWS

2019年2月22日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

収益の認識が変わります

ポイントを付与した売上げ

ポイントを付与した売上げとは

最近スーパーはもちろん、町の小売屋さんや飲食店などでも買い物や飲食をした場合にポイントを貰えて、たまったポイントを使うとその分値引きされるケースが多々あります。こういった場合の商店側の売上げはどうしているのでしょうか。

従来の処理

例えば 10,000 円の商品を販売し消費税 800 円とともに 10,800 円を受領し、ポイント 10% 1,080 円分をお客様に与えた場合を考えてみます。

(現金) 10,800 / (売上) 10,000
(消費税) 800

付与したポイントは使われるかどうかかわからないため処理しません。

後日同じように 10,000 円の商品の販売時にポイントが使われた場合、

(現金) 9,720 / (売上) 10,000
(売上値引き) 1,000 / (消費税) 800

又は

(広告宣伝費)
(消費税) 80

新しい収益認識

ポイントを付与した時点で将来の値引きの履行義務が発生していると捉え、以下の

処理となります。

(現金) 10,800 / (売上) 9,025
(契約負債) 975
(消費税) 800

$10,000 \times 10,000 \div (10,000 + 1,080) = 9,025$
後日同じようにポイントが使われた場合は

(現金) 9,720 / (売上) 10,000
(売上値引き) 1,000 / (消費税) 800
(消費税) 80
(契約負債) 975 / (売上) 975

契約負債分だけ売上計上が後になります。

ただし、発行ポイントを発行年度ごとに区分して管理する等、該当要件が定められておりますのでご注意ください。

また仮受消費税額の年度総額は、年間売上+年間契約負債の発生額の 8% となりますので、その辺りの管理も複雑となります。

更に 9,720 円にポイントが付与される場合はもっと複雑になります。管理事務コストと併せて検討する必要があると思います。



参ったな～
何で合わ
ないだろう

税理士法人 A I F NEWS

2019年2月25日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

“従業員満足度”とは

“従業員満足度” (ES : Employee Satisfaction) とは、仕事内容・職場環境・福利厚生・人間関係の満足度・モチベーションなどを定量的に表したもので、企業の業績・企業価値向上に大いに貢献するとされています。

また、“従業員満足度 (ES)” の高さは、“顧客満足度 (CS)” とイコールであると言う経営者が、サービス業に多いことに注目すべきです。

何故「CS」＝「ES」なのか

特にサービス業では従業員が直接接客するので、顧客の感じる「嬉しさや不満」が従業員にダイレクトに伝わります。「自分の言動」に対する「顧客のプラス反応」は、「お役に立って喜ばれた！」という「仕事の喜び・働きがい」として実感されるのです。

報酬や福利厚生制度などが整っていることは、ES の重要な要因ではありますが、それのみで“従業員満足度”を高めることはできず、日常のマネジメントでは、「働きがい」を引き出すことに、最重点を置くべきです。

「働きがい」の向上を図るには

「働きがい」の向上は自分達が工夫した

「あいさつの仕方、商材のすすめ方、使う言葉など」を実際に使い、お客様に喜んでいただけたことが重要です。

すなわち、職場の仲間が「仕事研究集団」となって、お客様の立場になって嬉しいサービスについて、様々なアイデアを出し合い、実際に試して効果を確認、自分達のノウハウにする日々の努力が欠かせません。

経営者・管理者の留意点

少子高齢化が進む日本の社会にあっては、サービス業の生産性向上が不可欠です。

ここで採り上げた“従業員満足度”の向上は、「お客様の期待を超える商品やサービスの提供」がリピーターを増やし、業績向上につながる、という意味で、生産性の分母(従業員数)を一定に抑え、“従業員満足度(働きがい)”で働き方の質を高める一方、分子の業績をリピーターの増加で増やす生産性向上策となるのです。

このような、従業員の働きがい向上には、マネージャーが、従業員のやる気を引き出すマネジメント能力、言い換えれば、ファシリテーション能力が必要不可欠となります。これは、従来の「指揮・命令型」のマネジメントからの転換とも言えます。



“従業員満足度”の
向上で業績向上!

税理士法人 A I F NEWS

2019年2月26日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

新たな外国人材の受入れ制度

昨年12月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、今年の4月から施行されます。

現行制度と新たな在留資格との違い

今まで留学生や高度人材でない外国人材の受入れは、基本的には技能実習制度の下で行われてきました。実習制度の目的は日本の技術等を開発途上地域に移し、その地域の経済発展を担う「人材作り」に寄与する国際協力の推進にありました。そのため法でも「技能実習は労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」という基本理念によって就労が制約されていました。

これに対して新たな在留資格である「特定技能」は、創設の理由からして「人材を確保する事が困難な状況にある産業上の分野に属する技術を有する外国人の受入れを図るため」となっており、特定分野への受入れで従来と位置づけが異なっています。

「特定技能1号」と「特定技能2号」とは新設された在留資格は2種類です。

特定技能1号は相当期間の実務経験等を要する技能であって、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準が求められます。この技能水準は試験や試験と同水準と認められる資格

等の保持により確認されます。また、特定の技能水準を満たしているものとして取り扱われます。在留期間の上限は通算で5年、家族の帯同は基本的に認められません。

特定技能2号は長年の実務経験等により身に付けた技能で、現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性・技能を有する技能です。自らの判断で業務遂行できる水準が求められ、試験により技能水準確認、在留期間上限無し、家族帯同も認められます。

特定技能受入れ分野（特定産業分野）

特定技能受入れ分野は次の14業種です。
①介護業 ②ビルクリーニング業 ③素形材産業 ④産業機械製造業 ⑤電気・電子情報関連産業 ⑥建設業 ⑦造船・舶用工業 ⑧自動車整備業 ⑨航空 ⑩宿泊業 ⑪農業 ⑫漁業 ⑬飲食料品製造業 ⑭外食業

このうち、特定2号の対象分野は現状では⑥建設業と⑦造船・舶用工業のみが予定されています。



在留資格の創設に伴い監督官庁に「出入国在留管理庁」が新たに設置されました

税理士法人 A I F NEWS

2019年2月27日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

学生アルバイトの社会保険適用

アルバイト学生の社会保険加入は

アルバイトで働く方であっても、労働時間や出勤日とその会社の正社員と比較してそのアルバイトの1週間の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が一般社員の4分の3以上であれば健康保険・厚生年金に加入させなければなりません。

しかし、学生アルバイトの場合はどうでしょうか？「学生の本分は勉強でありアルバイトは空いた時間に従事しているだけだから社会保険に加入させなくともよい」と考えがちです。しかも学生自身、親の扶養家族になっているのが一般的ですので本人が社保加入を考える事はないでしょう。

親の健保の被扶養者である所得要件は年収130万円未満であり、勤務状況が上記の加入義務要件を満たした場合は健康保険・厚生年金保険の加入対象者になります。社保加入を避けるためには労働時間や出勤日数の軽減を検討する事になります。

アルバイト学生の雇用保険加入は

労災保険や雇用保険はどうでしょうか？労災保険は正社員、アルバイト・パート、日雇労働者等名称に関係なく労働者であれば全員が適用になります。会社は学生アルバイトが業務上や通勤途上でけがをした場

合は労災保険を適用します。

雇用保険の加入要件は、1) 週の所定労働時間が20時間以上である事、2) 31日以上の雇用見込がある事の2つでアルバイトでも加入対象者です。原則として昼間学生は雇用保険の加入義務はありませんが、1) 適用事業所に雇用され卒業後も引き続き当該事業所に雇用される事となっている人、2) 休学中の人、3) 定時制課程の学生 4) 前1~3に準ずる者として職業安定局長が定める場合は加入義務があります。

所得による国民年金学生納付特例の有無

20歳以上で学生の期間中は国民年金保険料の納付特例を使って納付猶予をしている方も多いと思います。これを使う場合の学生本人の所得要件ですが、118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等以下であれば国民年金保険料納付特例制度が利用できます。ちなみにアルバイト収入が年103万円を超えると所得税がかかります。



バイトでも収入額と社会保険加入を理解しておく必要があるでしょう

税理士法人 A I F NEWS

2019年2月28日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

収益の認識が変わります

履行期間が一定期間にわたる収益

履行期間が一定期間にわたる収益とは？

年間契約や数年にわたる契約で、その料金を契約時に一括で受け取っているような場合に該当します。一般的な事例としては、保守サービスや顧問契約等が挙げられます。従来から中途解約が認められている契約であれば、経過期間で按分して収益計上をしてきました。

しかし中途解約ができず、あるいは解約できても残りの期間の返金は無いような契約(返金不要の収入)は、契約時に一括して収益計上することが税務当局の考え方でした。

会計基準への歩み寄りか？

国際会計基準では「一定期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定期間にわたり認識する。」(企業会計基準41)となり、税務当局も「履行義務が一定期間にわたり充足されるものに係る収益の額の算定の通則」として、基本通達2-1-21の2~5を新設しました。その内容は各事業年度の進捗度に応じて益金算入することとしました。

ここまでは、会計基準も税務当局も従来の見解とあまり変わりはありません。

問題は「返金不要」の収入

会計基準では「返金不要」であっても同一の経理処理を要求しています。

これに対して税務当局は基本通達2-1-40の2を新設し以下のように言っています。

「中途解約のいかんにかかわらず返金不要の支払いについては、原則として取引開始時に収益計上するが、契約等の特定期間における役務の提供ごとに、それと具体的な対応関係をもって発生する対価からなるものと認められる場合には、当該特定期間の経過に応じて益金算入することを認める」

何とも歯切れの悪い文言ですが、嫌々認めると言った感があります。

留意点

「返金不要」の収入を経過期間に応じて収益計上する場合には、「契約等の特定期間における役務の提供ごとに、それと具体的な対応関係をもって発生する対価からなるものと認められる場合」に該当するか否かを事前照会等で確認する必要があります。



何とも意味不明な文章だね

芥川龍之介です。

税理士法人 A I F NEWS

2019年3月1日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : <http://profit21.co.jp/aif>

居住用特例の「一の宅地」

居住用家屋・敷地の譲渡の特例

居住用家屋と敷地を譲渡して譲渡益が生じた場合には、①3000万円の特別控除②軽減税率などの特例制度の適用を受けることが出来ます。

なお、居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、これらの家屋のうち、主として居住の用に供していると認められる一の家屋に限られる、とされています。

居住用小規模宅地の評価減特例

相続税において、遺産の中に被相続人が居住の用に供していた宅地等がある場合、その相続につき一定の要件を満たす場合には、その宅地等は特定居住用宅地等として80%の評価減の特例が受けられます。

この場合も、被相続人の居住の用に供されていた宅地等が二以上ある場合にはその被相続人が主としてその居住の用に供していた一の宅地等に限られるとされています。

小規模宅地特例の一の宅地の限定

ところで、小規模宅地の特例の条文では、「被相続人」と「被相続人等」という言葉が使い分けられています。

「被相続人」の居住用小規模宅地は一つに限られとされる一方、「被相続人等」の居住用小規模宅地も一つに限られとされて

います。「被相続人」と「被相続人等」とそれぞれにつき居住用小規模宅地は一つに限られとされているのであり、全体としては一つに限られてはいない、ということです。

「被相続人等」とは誰だ

被相続人等の「等」の対象になる人は、「被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の親族」です。「生計一」の人と言うことなので、同居親族でないとすれば、被相続人に扶養されている関係にある者、ということになります。

小規模居住用宅地の特例の趣旨は、相続の発生による納税で、居住の継続が妨げられ、生活が破壊されることとなるような事態を防ごうとの配慮です。

いわゆる「家なき子」については、〈相続開始前3年以内に自己または自己の配偶者、3親等内親族等の所有する家屋に居住した実績がないこと〉と、条件が厳しいですが、それは居住継続保護の趣旨から外れることをチェックしているからです。



どれもみんなの居住用です

税理士法人 A I F NEWS

2019年3月4日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

企画シートとは

「企画シート」とは、主として重要な企画案件の企画・検討プロセスを的確に進めるとともに、検討結果を論理的、かつ分かり易く説明するために考案されたシートで、企業の戦略・マーケティング戦略、事業別・部門別の戦略策定や個別企画案件の立案などにも活用されます。

「企画シート」のレイアウト・内容

「企画シート」の現物は、図のように A3判・ワンシートに9つの項目がレイアウトされています。

①～⑨の項目順に検討を進めることにより、企画を策定することが出来、その内容は次の通りです。

番号	内容
①	企画案件の主題
②	背景・ニーズ・目的
③	状況判断
④	SWOT 分析
⑤	基本構想・コンセプト
	完了時の姿
⑥	目標
⑦	成功要因・ハードル解除
⑧	実現のための具体策
⑨	スケジュール

【企画シートのレイアウト】(現物はA3判)

① 主題			
② 背景・ニーズ・目的	③ 状況判断	④ SWOT 分析	⑤ 基本構想・コンセプト
⑥ 目標	⑩実績		[完了時の姿]
⑦ 成功要因・ハードル解除	⑧ 実現のための具体策	⑨ スケジュール	

「企画シート」の記述内容

「企画シート」の各項目の記述は、それぞれの項目を詳細に検討した結果の要約です。従って、そのシートの記述内容の通りに説明、提案すれば、提案の受け手にとって簡潔かつ論理的で分かり易いと言えるのです。

詳細検討の方法

各項目を詳細、かつ的確に検討するために、必要な12のキーワードが用意されており、それらを利用して検討を進めます。キーワードを例示すれば、「三現主義」「共創」「SWOT」などです。



税理士法人 A I F NEWS

2019年3月5日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

収益の認識が変わります 商品券の取扱い

税務上の従来の処理

「原則として商品券を発行した時に受領した対価の全額を益金に算入する。」とされておりました。また、消費税は非課税取引とされておりました。10,000円の商品券を発行した場合の経理処理は以下でした。

商品券発行時

(現金) 10,000 / (商品券売上) 10,000

商品券で買い物した時

(商品券売上) 10,000 / (売上) 10,000
(現金) 800 / (消費税) 800

会計上は従来から、こういった処理は収益の認識としておかしいという指摘があり、税務署長の確認を受けて以下の処理も認めてきました。

商品券発行時

(現金) 10,000 / (前受金) 10,000

商品券で買い物した時

(前受金) 10,000 / (売上) 10,000
(現金) 800 / (消費税) 800

ただし、5年たっても未引換の商品券がある場合はその全額を益金の額に算入する。

税務上の新しい処理

2018年12月31日以後に終了する事業年度から新会計基準を取り入れ、以下の処理を原則的な処理としました(税務署長の確

認は不要となりました)。

商品券発行時は(前受金)処理で従来と同じです。

商品券で買い物をした時

(前受金) 10,000 / (売上) 10,000
(現金) 800 / (消費税) 800

※(前受金) 1,000 / (雑収入) 1,000

(※顧客が商品券を使わないと見込んだ分)

処理は煩雑となります

使われた商品券の発行年度の総額が100,000円だとします。その内10%が使われないと見込むと10,000円が使われたい見込み分です。今回使用されたのは10,000円で発行年度の総額の10%ということになり、使われたい見込み分の10%=1,000円を雑収入で計上することとなります。

雑収入の計上は決算時に一括するにしても、年度ごとの商品券の管理及びいつ発行の商品券が使用されたかの管理も必要で大変煩雑となります。ですから(雑収入)の計上は任意です。ただし、10年経過しても未使用の商品券がある場合は、その全額を益金に算入することとなります。



面倒くさいことをしてしま
ったな～

税理士法人 A I F NEWS

2019年3月6日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

毎月勤労統計の不適切調査

毎月勤労統計調査の問題発覚

昨年12月に発覚した、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」の調査方法が誤っていた事が分かり、失業給付等の過少給付に繋がったとしてニュースになっていました。

毎月勤労統計調査は従業員の賃金の変化等を把握するために実施されています。調査対象は全国の従業員5人以上の事業所で、5~499人の事業所は無作為に抽出し、500人以上の事業所すべてと合わせて約3万3,000事業所となります。

調査は都道府県を通じて実施していますが、15年前の2004年から東京都内の従業員500人以上の事業所については3分の1程度しか調査をしていませんでした。その理由は明らかにされていません。

問題が発覚したきっかけは、昨年12月、厚生労働省の担当職員が総務省の統計委員会のうちあわせで、「東京以外の地域でも500人以上の事業所について抽出調査を実施したい」と述べた事だとされています。これが重大なる違反と指摘され問題が表面化しました。

過少給付延べ1,973万人、567億円

規模の大きな企業は賃金水準が高い傾向にあり、このため多くの事業所を調査して

いなかった事により統計の平均給与額が本来よりも低く算出されました。これが雇用保険や労災保険の給付する際の算定根拠になっているので給付水準が下げられました。職員は不適切と知りながら組織全体での情報共有はなされていなかったと言います。

過少給付の対象者は延べ1,973万人、総額は537.5億円に上ります。政府は過少給付のあった方には不足分を追給します。

雇用保険や労災保険の給付に影響

過少給付で多かったのは雇用保険で延べ約1,900万人に計約280億円、休業補償等労災給付は延べ約72万人に計約241.5億円ありました。船員保険でも約1万人に約16億円の不足がありました。追加給付1人当たり平均額は雇用保険が1,400円、労災年金給付で9万円に上りました。

統計調査が実態とかけ離れていたのでは本来の給付に大きく影響してしまいます。1人1人の不足金額は大きくないものの、統計に対する信頼を失わせた事が大きいと言えるでしょう。



賃金統計資料が正しくないとき実態把握に問題が生じますね

税理士法人 A I F NEWS

2019年3月7日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

企画シートの主題と目的

企画を検討する最初の作業は、右図の①主題を決めること、②背景・ニーズを整理し、企画の目的を決めることです。

その作業を飛び越えて、いきなり企画内容の検討に入る誤りは大変多く、その結果、検討担当者自身が、何を何故、どのように検討しているのか解らなくなる「迷走」状態に陥ってしまいます。

①主題の決め方

主題の決め方は、企画内容を端的に表す表現で、例えば「〇〇商品販売戦略」「●●制度の改革」などです。

多くの場合、主題の表現については誤ることは少ないと言えます。

②背景・ニーズ・目的の決め方

この項目は、目的を特定することが眼目であり、そのために、主題の企画テーマが生じた背景・ニーズを精査し、それに基づいて、企画の目的を決定するのです。背景・ニーズを的確に観察するには、外部環境と内部環境をキーワードを活用して観察するのが常道です。

すなわち、表に示した「A：三現主義」に基づいて「外部環境の変化」「内部環境の変化」を「C：SWOT」と「E：4P」の視

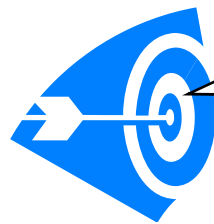
点で主題と、[企画シートのレイアウト] (現物はA3判)

① 主題			
② 背景・ニーズ・目的	③ 状況判断	④ SWOT分析	⑤ 基本構想・コンセプト
⑥ 目標	⑩実績	[完了時の姿]	
⑦ 成功要因・ハードル解除	⑧ 実現のための具体策	⑨ スケジュール	

で観察することによって、重大な見落としを防ぐことができます。

キーワード	使い方
A： 三現主義	主題に関する「現地の現場で現実に即して観察」
C： SWOT	強み・弱み・機会・脅威の視点で外部環境・内部環境を観察
E： 4P	product:商品・サービス、price:価格、place:販路・販売店、promotion:宣伝・人的・物的販売促進

その上で「企画の目的」を判断し、記述すれば、以後の検討を、目的を常に念頭において、誤りなく進めることができます。



目的の設定は最初の不可欠な作業！

税理士法人 A I F NEWS

2019年3月8日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

平成30年度補正 ～ものづくり・商業・サービス生産性 向上促進補助金～公募が始まりました

補助金の趣旨と仕組み

この補助金は中小企業・小規模事業者が取り組む生産性向上に資する革新的なサービス開発・試作品開発・生産性プロセスの改善を行うために必要な設備投資等を支援するものです。認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模企業が対象となっています。

機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費などが補助の対象になりますが、事務所の家賃や電話代など、一般的な諸経費は補助の対象になりません。ものづくり補助金の特徴ですが、経費については先に支払い、決定後に補助金が入る仕組みになっています。そのため前もってキャッシュの準備が必要です。

●補助上限額・補助率

- ・一般型：補助上限額 100万～1,000万円、補助率 1/2 以内 ※
- ・小規模型：補助上限額 100万～500万円、補助率 1/2 以内（小規模事業者は 2/3 以内）

※一般型は原則 1/2 以内の補助率ですが、右欄の加点項目①の条件を満たした場合は補助率が 2/3 以内になります。

●対象要件

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で革新的なサービスを創出する、もしくは「中小ものづくり高度化法」に基づき革新的な試作品の開発・生産プロセスの改善の実施に取り組むこと

●審査における加点項目

- ① 固定資産税ゼロの特例を措置した市区町村で平成30年12月21日以降に先端設備等導入計画を申請し、認定を取得した企業(申請中を含む)
- ② 総賃金の1%賃上げ等に取り組む企業
- ③ 小規模型に応募する小規模企業者
- ④ 過去に購入型クラウドファンディングで支援金額を集めた企業
- ⑤ 平成30年北海道肝振東部地震により被害を受けた企業

今回は、第二次締切は5月8日(水)となっています。素早く申請が完了する電子申請の利用をお勧めします(第一次の締切は2月23日でした)。



近くの認定
支援機関に
相談しよう!

税理士法人 A I F NEWS

2019年3月11日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

労使協定と過半数代表者の選び方

労働基準法を始め企業で労使協定を結ぶ場面がありますが、事業所に労働組合が無い時は労働者の過半数を代表する者を選出する事となっています。働き方改革法の成立・施行に伴い労使協定の重要性が増す中、過半数代表の選び方には注意が必要です。

36協定等の労使協定を締結する場合はその都度過半数組合か、過半数組合が無い場合は過半数代表者との書面による協定が必要です。この度「過半数労働組合及び過半数代表者に関する調査」(労働政策研究・研修機構)の調査結果が公表されました。

過半数代表者がいる企業は約半数

この調査によると、過去3年間に「過半数代表者を選出した事がある」事業所は43.1%、「過半数代表者を選出した事が無い」事業所は36.0%、「選出したかどうか分からない」が10.1%でした。

「過半数代表者(事業所における過半数の労働組合又は過半数代表者)」が「いる」のは全体の51.4%「いない」が36.0%、事業所規模別にみると「過半数代表者がいる割合は「9人以下」35.7%、「10人～29人」69.5%、「30人～99人」が85.5%、「100～299人」92.7%、「300人～999人」94.3%等となり、規模が小さいほどいる割合が低

くなっています。

選出方法の問題も

過半数代表者を選出した事がある事業所において選出方法についての回答は「投票や挙手」が30.9%となる一方「信任」22.0%、「話し合い」17.9%、「親睦会の代表者等特定の人が自動的になる」6.2%、「使用者(事業主や会社)が指名」21.4%等となっており、問題のある事業所もありそうです。過半数代表者は、労使協定の締結等を行う者を選出する事等その目的を明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者である必要があります。

過半数代表者の職位も「課長クラス」「部長クラス」「工場長、支店長クラス」「非正社員」といった回答も有りこちらも問題がありそうです。過半数代表者は管理監督の地位にある者でない必要があります。

適切な過半数代表者を選出していないと労使協定自身が無効とされたり、是正勧告や訴訟などで協定の有効性が問われたりしないとも限りません。注意をして選出する事が必要でしょう。



最近は過半数代表の選び方を問われる事が多くなりました

税理士法人 A I F NEWS

2019年3月12日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

国民の休日と申告期限

休日と祝日は別なものなのか？

2019年のゴールデンウィークは天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表するため、即位の日及び即位礼正殿の儀が行われる日、つまり2019年5月1日と10月22日を休日とする「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀が行われる日を休日とする法律」が公布されたため、異例の超大型連休になっています。この大型連休を作ったもう一つの法律が「国民の祝日に関する法律」です。

いわゆるリバーシ形式で、「祝日に挟まれている日は休日とする」というルールで祝日の間の平日は「国民の休日」になります。この「休日」の解釈ですが、厳密に言うと「祝日法上の祝日」ではないのです。

申告期限はどうなるの？

今年は超大型連休の影響ということで、保育では休日中の預りの問題や、金融等の問題も取り上げられていますが、税に関してはどうなのでしょう。決算申告期限や税金の納期限等は祝日と休日、名称の違いはありますが「次の平日に伸びる」のが決まっています。2月決算法人は5月7日(火)が申告期限となりますので、いつもより1週間程度申告に猶予があることに

なります。

来年にも変わる祝日があります

月末月初に影響があるのは、今回の超大型連休のみとなりますが、来年についても祝日の変動があります。

2020年に限り、海の日が7月23日(通常:7月第3月曜)、体育の日(スポーツの日に名称が変わります)が7月24日(通常:10月の第2月曜)、山の日が8月10日(通常:8月11日)に変更となります。これは「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」で、円滑な準備及び運営のために祝日を動かす、と決められたからです。

今年と来年は、会社の休日に関する規定などを見直す良い機会かもしれませんね。



ちなみに普通郵便等は5/2は配達可能だそうです。レターパックは祝日休日問わず配達されますよ。

税理士法人 A I F NEWS

2019年3月13日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

ついに法規制

2019年のふるさと納税改正

税制改正で過剰競争を抑制できるか

ふるさと納税は通常の寄附金控除とは異なり、住民税を大きく引いてくれる特別な控除があるため、個人の所得や控除によって限度額はあるものの、通常は負担が2,000円で済むようになっており、自治体が「寄附のお礼の品」を用意することによって、お得な制度となっています。

自治体はこぞって返礼率の高いお礼の品を用意し、総務省は過剰な競争を避けるべく、お礼の品についての指針を出すなどしたものの、一向に競争は治まらず、ついに今年の税制改正大綱で、法的に制限をかけることになりました。

税制改正大綱によると、制限の内容は、①寄附金の募集を適正に実施する都道府県等②返礼品の返礼割合を3割以下とする③返礼品を地場産品にする、等です。総務大臣は、これらの基準に適合する自治体をふるさと納税の対象として指定するようになります。

なお、この内容は2019年6月1日以後に支出される寄附に適用されます。

泉佐野市の乱？

以前から出していた「お礼の品の返礼割合を3割以下にしてください」等の総務省

の通知を無視していた自治体の中でも、泉佐野市は強固な姿勢でメディアを騒がせています。改正前の2月・3月に、お礼の品に加えて寄附額の最大20%のアマゾンギフト券を寄附者に贈るキャンペーンを展開しつつ、法制化についてのプロセスを「地方分権の理念に反しているのではないか」とメディア等を通じて批判しています。

総務省も強固な姿勢

これに対して総務省も「過去の取組もさかのぼって自治体を評価し、6月以降のふるさと納税の指定を判断する」という奥の手を検討しているそうです。

総務省としては、通知に従って3割以下の返礼割合とした自治体が割を食うような事態は避けたい、という気持ちもあるでしょう。

いずれにせよ、ふるさと納税制度の本来の目的であった「離れた故郷に自分の税金が払えるように」といった感情的な部分を思うと、こういった現状は少し寂しく感じてしまいますね。



故郷は遠く、都会は冷たく、ふるさと納税のお礼はお得なものを貰いたい……。これが納税者の心情よね。

税理士法人 A I F NEWS

2019年3月14日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

的確な状況判断の方法

「的確な状況判断」は企画のステップにおいて、「目的設定」に続く作業で、「問題構造」を整理、把握する作業を指します。その原則的な考え方・方法は次の通りです。

「的確な状況判断」の考え方・方法

[考え方] 三現主義と共創（衆知を集める）

[具体的方法]

- ① 現場にいる社員が問題を示す個別の状況を具体的にカードに記述する（高次叙述：主に固有名詞・数詞を用いて記述。1カードに1件・20文字前後）。
- ② 個別の問題状況カードの中から、似た状況を示すカード同士を組み合わせる。
- ③ 組み合わせたカードの内容を一段階抽象化して、表札をつくり、カードに記述、表札マークを付ける（②のカードの上に③の表札カードを重ねて束ね、以降の作業では一枚のカードとして扱う）。
- ④ この作業を5～6個の表札になるまで繰り返す。このようにしてまとめられた5～6個のカード群を「島」と呼ぶ。
- ⑤ 「島」間には、因果関係が存在するので、机上に模造紙を広げて「島」を並べ、メンバーがシミュレーション的に検討する。模造紙に「島」を配置し、鉛筆、またはボールペンなどを用いて、「島」間の因果関係（または因果構造）を検討す

る。

- ⑥ 問題状況データの記述に参加したメンバーが「島」の重み付けを行う。各自が「島」の重要度を5点法で評価、投票方式で各「島」の重みを決定する。
- ⑦ 「因果構造」と「島」の重み付けから、「現状把握ラウンド」の要約文を作成する（複数案を作成、比較して完成）。
- ⑧ 要約文を因果構造図解の最上部に記述し、「島」別のカードを、模造紙上に貼り付け「島」の関係を図示する（この作業を「空間配置」と呼ぶ）。
- ⑨ このようにして「空間配置」の結果、作成された「問題構造」は、問題の本質をとらえた「的確な状況判断」となることが多い。

経営者・管理者の留意点

「的確な状況判断」を行う一連の作業の根底には「三現主義」と衆知を集める「共創」がある点が重要です。

これはPDCAサイクルの「C」に当たり、すでにスタートしている問題・課題解決は、「C」から始まると言えます。



現場の社員による
現状把握が問題解決の鍵！

税理士法人 A I F NEWS

2019年3月15日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

名乗るだけならタダ

〇〇協会はどんな団体？

もこみち ZIP 卒業に寄せられたコメント

日本テレビ系情報番組「ZIP!」を2019年3月いっぱい卒業する俳優の速水もこみちさん。番組開始から料理コーナーでオリーブオイルを高い位置からかけまくる姿が話題となっていました。この度の卒業に際して「日本オリーブオイルソムリエ協会」からコメントが出ていました。この「協会」というのはどういう組織なのでしょう？

「協会」の名乗りは自由

例えばあなたが「〇〇協会」「〇〇研究会」と名乗れば、「任意団体」となります。法人格を持たない任意の団体です。また、「要件を満たす規約、規則があること」「規約、規則にのっとって実際に運営されていること」が満たされていて、団体として組織を備えているなどの要件を満たしている団体は、法的には「権利能力なき社団」といい、任意団体とは区別されています。

任意団体であっても、法人税法では法人とみなされているので、収益事業を営む場合には法人税が課税されます。また、収益事業を行う、行わないにかかわらず、任意団体であっても従業員を雇って給料を渡すこともあるでしょう。この給料は通常の会

社と同じく、所得税の源泉徴収をしなければなりません。

「〇〇協会」法人化の場合は？

「〇〇協会」を法人化することも多々あります。土地や建物等を法人名義で取得・登記可能であったり、法人名義の口座を開設できたり、社会的信用が得られやすかったりするメリットがあるからです。

協会の運営の母体は、一般社団（財団）法人・NPO法人・株式会社等、目的に合ったものを選択できます。実際には、公益性のイメージがあり、設立に必要な人数も少なく、非営利型に該当すれば収益事業から生じた所得だけが課税対象となる一般社団法人やNPO法人が人気のようです。当然、法人設立には費用や期間が必要となります。「名乗りは自由」という訳にはいきませんが、自分たちの行っている活動に公益性があり、より普及させたいと思うならば、法人化も視野に入るでしょう。

ちなみに前出の「日本オリーブオイルソムリエ協会」は一般社団法人です。



今日から僕は「チキン南蛮タルタルソース和え大好き協会」を名乗ります！

税理士法人 A I F NEWS

2019年3月18日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

修繕費か資本的支出か システムキッチンの取替工事

悩ましい? 「システムキッチンの取替工事」

賃貸不動産の管理者は、入居者の退去の際、内部の建具などの傷みが激しければ業者に修繕を依頼します。設備の交換に及ぶこともあり、税務上、修繕費とするか、資本的支出とするか悩ましいものもあります

システムキッチンは建物と一体の台所?

国税不服審判所でも、システムキッチンの交換が修繕費に当たるか、資本的支出に当たるか争われた例があります。

あるマンション(築17年)を賃貸していた方が、その賃貸していた部屋の台所ほか各設備を取り壊し、新たなシステムキッチンに取替えた工事を修繕費としたところ税務署から否認されました。そこで次の理由から、修繕費であると主張しました。

- ・居住用機能を回復させる工事であること
- ・建物の基礎や柱などの躯体に影響を与えないものでなく、建物の現状維持が目的であること

これに対し、審判所は、事案のシステムキッチンは、建物と物理的に不可分なものであり、建物の修繕費(既存設備の解体工事)と資本的支出(新設備の取得)が同時に行われたもので、建物の価値増加に貢献することから、資本的支出と判断しました。

この裁決では「システムキッチン」について、広辞苑の次の説明を引用しています。
(システムキッチン)

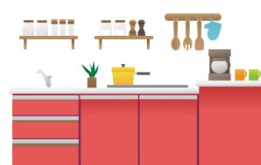
台所の形態の一種で、ある規格に基づいて作られた流し台、調理台、ガス台、収納部などを自由に組み合わせ一体化して作り付けた台所

このシステムキッチンは、流し台等が建物新築時より床や壁に固定され、給湯、給排水、電気及びガス設備と連結させて、初めて住宅内での調理等ができるもので、建物との物理的な接着度が高く、容易に取り外せないものであったようです。

この裁決では「建物と一体不可分な台所」と判断したものでしたが、この裁決以前は、「建物と可分・独立」なものとして「器具備品」と整理する例が多かったようです。

個別の状況に応じて総合的な判断を

ただ、この裁決の判断は一例であり、取替工事については、個別に「修繕費」か「資本的支出」か、「既存資産を除却し、新規取得資産の取得」とするか判断する必要があります。①支出金額の内容、②支出効果の実質を見ながら、既存の資産が「建物」で計上されているか、「器具備品」で計上されているのか等も確認する必要があります。



建物新築時には、あまり意識はしないですね…

税理士法人 A I F NEWS

2019年3月19日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

社団法人って何？

社団法人とは

社団法人と言うと、〇〇協会とか、〇〇協議会等公益性の強いイメージがありますが、それはかつて社団法人は、民法34条や特別法に基づき設立される公益目的の団体の名称だったからです。

しかし2006年の公益法人制度改革により、一般社団法人と公益社団法人と2つになり、公益社団法人は、許認可制で今まで通り公益性が必要ですが、一般社団法人は誰でも簡単に設立できるようになりました。

一般社団法人とは

人が集まった団体と言った程度の意味です。人が集まって団体を設立することは、全く自由です。しかしその団体が団体として活動したり資産(土地や建物)を所有するためには、一個の団体として法律的な認知をしてもらう必要から、法人格を付与されたものが一般社団法人です。

普通一般社団法人と非営利型一般社団法人

税務上、一般社団法人は株式会社等と同様利益に対して通常の法人税が課せられます。しかし元来社団法人は営利を目的としなくてもよい団体ですから、一般社団法人で営利を目的としないことが明確(非営利型一般社団法人)であれば、税

務上の優遇措置を受けられます。その要件は概ね以下です。

- ① 解散したときは、残余財産を国や一定の公益的な団体に寄贈すること
- ② 特定の個人又は団体に特別の利益を与えていないこと
- ③ 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること

優遇措置

非営利事業に対しては課税されません。社団法人設立にあたって出資した資金や、その後社団法人に寄付した基金は相続財産から除かれます。これを利用した相続対策が多発したため「贈与した者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合には、受け取った側の一般社団法人を個人とみなして贈与税又は相続税を課税する」となっておりますのでご留意ください。

これだけいれば
社団法人だ！



税理士法人 A I F NEWS

2019年3月20日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

クレジットカード納付より バーコード納付書がお得？

クレジットカード納付には手数料がかかる

確定申告期限も過ぎ、振替納付を選択していらっしゃる方の中には「口座の預金状況は大丈夫かな」という方も居るのではないのでしょうか。最近では e-Tax による操作で預貯金口座から振替できる「ダイレクト納付」や「インターネットバンキング」等でも各種税金が納付可能となり、税金面でも ICT の普及が感じられるようになりました。クレジットカード納付も、国税では平成 29 年からできるようになった納付方法で、クレジットカード会社によってはポイントも溜まりますが、残念ながら支払い手数料もかかるため、それほどお得感はありませんでした。

一部で注目される地方税のコンビニ納付

「少しでもお得に暮らしたい！ポイントが欲しい！」という節約好きが注目しているのが、コンビニ納付ができるバーコード付納付書です。平成 20 年から始まったバーコード付納付書は、税務署や地方自治体等、税を納付すべき機関に依頼すれば印刷してくれるのですが、ここで注目すべきはセブン&アイ系列で利用できる電子マネー「nanaco (ナナコ)」です。

バーコード納付の地方税等の支払いにこ

の nanaco が利用できます。バーコード付納付書での納付については、手数料がかかりません。なお、国税に関しては「電子マネーはご利用できません」となっているので、現状納付可能なのは地方税のみです。

上限ありだが、わずかながらお得？

nanaco カードに電子マネーをチャージする際に特定のクレジットカードならポイントが付きます(ポイントが付かないカードが多いので注意しましょう)。この nanaco カードで税金を納付すれば手数料はゼロ、ポイント分はそのまま貰えるということになります。ちょっとお得です。

ただし、バーコード納付書は 1 枚につき納税額 30 万円までが上限(分割作成はケースバイケースでもらえます)なのに加え、nanaco クレジットチャージはひと月 15 回・1日3回まで、1回の上限は3万円、利用金額は月20万円まで、nanaco カード自体のチャージ上限は5万円、という制約があります。手間等を考えると、ちょっとした固定資産税や、住民税を4期に分けて支払う方等、使いどころは限られてくるでしょうね。



ちりも積もれば、お得になるかな……。

税理士法人 A I F NEWS

2019年3月22日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

収益の認識が変わります

割賦販売の処理

収益認識の日が明確に

国際会計基準 (IFRS15) や日本の企業会計基準委員会の会計基準を受けて、2018年の税法改正で法人税法 22 条の 2 を創設し、その 1 項において「資産の販売等による収益の額は、原則として目的物の引渡し等の属する事業年度の益金の額に算入する」と明文化されました。

そこで従来から、あった長期割賦販売の延払基準 (分割払いに応じて収益を認識する方法) による収益認識を廃止することとなりました。

ただし、経過措置として 2018 年 4 月 1 日前に販売した商品については従来通りの処理を認め、以後に販売する商品からは、商品の引渡しの日属する事業年度の益金の額に算入することとされました。

利息相当部分の取り扱い

割賦販売等長期にわたる契約で販売する場合、商品の価額と利息を分けて計上することとなりました。事例で示すと以下です。

2 年間の割賦販売で 24,000 円の商品を販売し、消費税 1,920 円と元利均等分割払い利息 543 円 (2%) の合計を毎月 1,103 円の分割払いとした場合。

商品販売時

(売掛金) 25,920 / (売上) 24,000
(消費税) 1,920

1 回目代金回収時

(現預金) 1,103 / (売掛金) 1,060
(受取利息) 43

2 回目以降は元利均等返済表で元金と利息を計上することとなります。

割賦販売でなくとも長期にわたる売掛債権については、商品の価額と利息相当額とを分けて計上することを認めております。

先の例で 2 年後に利息と合わせ 24,960 円を受け取る場合、販売時の処理は同じですが 1 年目と 2 年目の処理は以下となります。

1 年目の処理

(売掛金) 480 / (受取利息) 480

2 年目の処理

(売掛金) 480 / (受取利息) 480

代金回収時

(現預金) 24,960 / (売掛金) 24,960



税理士法人 A I F NEWS

2019年3月25日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

依然健在

還付金詐欺にご用心！

ATM を操作しても還付金はもらえません！

所得税の確定申告で還付となった場合、通常1か月～1か月半程度（電子申告の場合は3週間程度）で還付金は申告した口座に入金されますが、電話で何やら難しいことを言い立て、還付金の送金に問題があるとしてお年寄りにATMの操作をさせ、預金をだまし取る還付金詐欺があります。警察・銀行等の努力の甲斐もあって、平成29年に比べれば30年は認知件数・被害額ともに下がってはいるものの、還付金詐欺の被害額は年間22.5億円となったそうです。

詐欺グループは税理士の名を騙ったり、国税庁の名前を出してきたり、銀行職員として電話を掛けてきたりと、多種多様な手口で皆さんのお金を狙っています。少しでも怪しいと感じたら、すぐに警察に相談しましょう。

振り込め詐欺は雑損控除の対象ではない

「災害又は盗難若しくは横領によって」資産について損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを雑損控除といいます。国税庁では「詐欺や恐喝の場合には、雑損控除は受けられません」と記載しています。

過去には振り込め詐欺について、国税不

服審判所で争ったケースもありましたが、やはり雑損控除の対象にならないと結論付けられています。

振り込め詐欺被害の救済策

平成19年、国は新たに「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」を制定し、振り込め詐欺等で利用された金融機関の口座に残っている犯罪被害金の分配を、被害を受けた人に向けて行うようになりました。

犯罪利用口座は「預金保険機構」からインターネットで公告されるので、ここに自分が詐欺によって振り込んでしまった口座がある場合、申請をすることによって口座に残っている金額・申請人数に応じて分配が行われるようになります。

当然詐欺グループは入金された金をすぐに引き出そうとしますから、騙されたと分かったら、すぐに口座凍結の申請を行うべきです。口座に金額が残っていなければ、申請を行っても分配は行われません。

振り込め詐欺等の特殊詐欺は微減しているとはいえ平成30年で16,000件超、被害額は350億円を超えます。税金関係でも救済策があってよいのではないのでしょうか。



関係各所は様々な注意喚起をしていますが、未だ被害は多いです。

税理士法人 A I F NEWS

2019年3月26日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

企画のSWOT分析

企画業務における SWOT 分析の目的は、②で整理した主題の背景・ニーズ、③の状況判断を SWOT の視点で捉え直し、⑤の基本構想を確立するためです。

[企画シートのSWOT分析](現物はA3判)

① 主題			
② 背景・ニーズ・目的	③ 状況判断	④ SWOT分析	⑤ 基本構想・コンセプト
⑥ 目標	⑩ 実績	[完了時の姿]	
⑦ 成功要因・ハードル解除	⑧ 実現のための具体策	⑨ スケジュール	

SWOT からクロス SWOT 分析へ

SWOT 分析では、すでに整理・把握した背景・ニーズと状況判断で捉えた事柄を、「内部環境：自社の強み (Strengths)・弱み (Weaknesses)」、「外部環境：自社にとっての機会 (Opportunities)、脅威 (Threats)」として捉え直し、さらに「クロス SWOT 分析」で、「内部環境の強み・弱み」と「外部環境の機会・脅威」をクロスさせ、「強み」を「機会」に生かす方法を検討して⑤の基本構想を策定する検討手順をとります。

「クロス SWOT 分析」の方法

次図に例記したように、「強み・弱み」と「機会・脅威」をクロスさせて企画の方向性を検討します。

を検討します。

	外部環境	機会 ① ○○顧客のニーズ ② △△顧客のニーズ	脅威 ① 競合△社のB製品 ② ……
内部環境			
強み ① 核商品A ② アフターサービス		1. …… 2. …… (強みを機会に生かす方策)	……
弱み ① 顧客構造		……	……

クロス SWOT 分析では「強みを機会に活用する方策の発見を最重視し、それを⑤の基本構想確立に結び付けることが眼目です。

経営者・管理者の留意点

このような SWOT 分析・クロス SWOT 分析の作業を進めるにあたって、現場の状況をよく知っている社員の参加が欠かせません。すなわち、三現主義と共創の実践が企画を成功させる要因であり、経営者・管理者のマネジメントにおいて重視すべきでありましょう。



企画には三現主義と共創が不可欠!

税理士法人 A I F NEWS

2019年3月27日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

リタイア後の選択肢 リバースモーゲージの損得

高齢化社会を背景に伸びる

リタイア目前の高齢者をターゲットにした、リバースモーゲージの需要が伸びているそうです。子どもへの相続を考慮せず、自宅に住み続けながらまとまった資金を受け取れるのは、今の時代にふさわしい制度と言えるかもしれません。その背景には住宅ローンの負債を抱える高齢者が増えている事情もあるといわれます。

リバースモーゲージは、日本では武蔵野市が1981年に福祉資金貸付事業として開始したものが最初です。近年はメガバンクや信金を含む多くの金融機関が売り出しているほか、都道府県の社会福祉協議会が低所得者向けに提供する制度もあります。

自宅を担保に生活資金を

仕組みは自宅(土地・建物)を担保にして一時金や年金のかたちでお金を受け取り、持ち主が亡くなった後で売却して一括返済するものです。そのため、契約に当たっては推定相続人全員の承諾を得る必要があります。居住も単身または配偶者に限られます。

一例として、この分野の草分けと言えるT銀行の商品の概要を表にまとめておきます。個別の内容や条件をよく見極めて利用できるかどうかを判断したいものです。

対象者	55歳以上、配偶者は50歳以上。年収120万円以上(契約は終身で配偶者への引継ぎが可能)。
資金用途	原則自由(事業、投資は除く)
融資額	500万円以上、1億円以内(マンションは500万円以上、5000万円以内)で自宅価値の5~6割程度
金利	2.950%(2019年3月1日~)利息は毎月返済
対象物件 地域	一戸建て・マンション(一部エリア)。大都市圏など限定あり

リスクとデメリットを理解して

リバースモーゲージの3大リスクは不動産価値の下落、金利上昇、長生きといわれます。金融機関は定期的に不動産価値や金利の見直しを行っています。担保の不動産評価値が下がれば借入極度額が切り下げられる懸念があります。リバースモーゲージは大半が変動金利ですから、金利が上昇すれば利息の支払いが増え負担になります。契約者が想定以上に長生きした場合も、それ以上の資金が得られなくなったり、資金を使い切ってしまうたりすることになり、老後の資金計画に狂いが生じかねません。



長生きすることが
リスクとはね!

税理士法人 A I F NEWS

2019年3月28日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

空き家の特別控除とDIY賃貸借

空き家の譲渡所得 3,000 万円特別控除

近年増加傾向にある空き家。治安や景観の悪化、災害時の倒壊の恐れなどが社会問題となっています。

この空き家について、税制によって問題を緩和しようというのが「空き家の譲渡所得の 3,000 万円特別控除」です。当初は平成 31 年 12 月 31 日までに売却して、一定の要件に当てはまる場合、となっていました。が、平成 31 年税制改正によって、期間の延長 (4 年間) と要件の拡充が行われました。

要件と新要素

空き家特別控除を受けるためには、以下の要件に当てはまるものでなければなりません。

対象となる家屋又は家屋の敷地

- ①昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- ②区分所有建物登記がされている建物でないもの
- ③相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた人がいないもの

特例を受けるための要件

- ①売った人が相続等で家屋や敷地を取得している
- ②その物件を売るか、家屋の取壊しをした

後に売ること

③相続から取壊し・譲渡までの間に事業等に使用していないこと

④相続の開始があった日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに売却、等です。

拡充された内容としては被相続人が要介護認定等を受けて、老人ホーム等に入所した時から相続の開始直前まで、その家が他に使われていなかった場合でも、この特別控除の要件適合となります。

賃貸でも新しい形式に注目

また、近年は原状回復を貸主が行わず、借主が自由にリフォームする形の DIY 型賃貸借と呼ばれる賃貸住宅が注目されています。貸主は比較的古い物件でも改修費用を負担せず貸せる、借主は自分好みの住宅にすることが可能というメリットがあります。

空き家特例の要件に適合した住宅でも、ニーズがあれば賃貸にしたい、だけど初期費用は掛けられないという場合、DIY 型賃貸借を検討してみてもいいかもしれません。

相続・生前贈与で得た不動産、売るべきか賃貸すべきか……？



税理士法人 A I F NEWS

2019年3月29日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

特定技能ビザと雇用企業の報告義務

特定技能ビザが4月1日からスタート

介護や外食業、宿泊業、建設業など、これまで外国人材の受入れが原則的に難しかった14分野について、新たに受入れを認める「特定技能ビザ」の新設を含む改正入管法（出入国管理及び難民認定法）が4月1日からスタートします。

慌ただしく国会で成立し、確定した要件がなかなか提示されない状況が続いていましたが、3月に入り法務省から申請用紙のサンプルや資料が公開され、いよいよ受入れに向けた動きが本格化してきました。

雇用企業に課される届出義務

特定技能ビザで外国人材を受け入れるにあたり、これまでの一般的な就労ビザでの受入れと違い、雇用する企業（受入れ機関）に対し多くの届出義務を課していることは注目したいところです。

現在ある就労ビザのうち、最も一般的な「技術・人文知識・国際業務ビザ」は、システムエンジニアや通訳翻訳者など、理系知識や文系知識、語学力を生かした業務に就く方向けのビザです。これまで、このビザをもつ外国人材を受け入れた場合や雇用契約が終了した場合、入国管理局（法改正により出入国在留管理庁へ変更）へ届出義務

を負うのは外国人材個人であり、雇用企業が行う届出は努力義務とされてきました。

ところが、新設される特定技能ビザでは、外国人材受入れや雇用終了、さらに業務の内容や報酬額など雇用契約内容を変更する場合についても、雇用企業に届出の義務が課されることとなります。

定期的な報告義務も

このほか、雇用企業は四半期ごとに、特定技能外国人の受入れ数や氏名・生年月日等の身分事項、活動日数や活動場所など、受入れ状況に関する報告を義務付けられ、また、特定技能外国人と同じ業務に従事している日本人従業員に関する報酬支払状況についても届出を行うことが義務付けられます。報酬の支払状況については賃金台帳の写しや預金口座等への振込み等、支払い実績の確認できる証票資料を併せて提出する必要があるなど、適切な内容（例：報酬額が日本人と同等以上）の雇用契約が確実に履行されるための対策が数多く設けられています。報告義務を怠ると出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けるだけでなく、外国人材を受け入れられなくなる可能性もありますので、特定技能ビザによる外国人材の受入れには十分な態勢を整えて臨みたいところです。

入国管理局は4月から「出入国在留管理庁」に。



税理士法人 A I F NEWS

2019年4月1日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

アルバイトの解雇予告

その一言が思わぬ出費につながるかも

アルバイトの解雇予告手当は

アルバイトやパートの方に「もう明日から来なくていい」なんて言ってしまったことはありませんか？ その一言が思わぬ結果を招くことがあります。このような場合は解雇理由の合理性で無効の判断が出る場合がありますが、その前に今回は解雇予告手当についてみていきます。

解雇予告手当の計算方法

従業員を解雇しなければならないときは、まず、客観的・合理的理由が必要です。その上で、

(1) 少なくとも30日前に解雇の予告をする。

(2) 解雇の予告を行わない場合は、解雇と同時に30日分以上の平均賃金(解雇予告手当)を支払う。

いずれかの手続を行わなければなりません。

平均賃金の計算方法は、

$$(A) \frac{\text{過去3か月間の賃金の合計}}{\text{過去3か月間の暦日数}}$$
$$(B) \frac{\text{過去3か月間の賃金の合計}}{\text{過去3か月間の労働日数}} \times 0.6$$

(A) (B)を比較していずれか高いほうを選択されます。

ここで注意しなければならないのは、30日分以上の平均賃金=1か月分以上の平均賃金ではないということです。

例えば週2日、日給1万円のアルバイトの方であれば1か月当たり約8万円の賃金を支払うでしょう。しかし、即時に解雇してしまうと平均賃金の(A) (B)どちらか高いほうの(B)が選ばれ、その30日分、つまり約18万円の解雇予告手当を支払わなければなりません。これは1か月分の賃金の2倍以上になります。

コミュニケーションを大切に

昨今は働いている方の労働意識も高くなっておりインターネットで労基法を知っていたり、なにより人手不足で新しい採用が難しい時代でもあります。むやみに解雇などを行うと大きなトラブルに発展し会社への印象悪化につながりかねません。これからはどのような企業でも働いている人とのコミュニケーションを大事にし育成していくことにより、会社の存続や発展につなげることが重要な時代といえるでしょう。



解雇予告の30日分は1か月分の賃金という意味ではありません。

税理士法人 A I F NEWS

2019年4月2日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

夜勤明けの年次有給休暇

2019年4月から有給休暇の改正があります

年次有給休暇について皆さんの会社ではどのように管理しているのでしょうか。2019年4月より年次有給休暇の5日以上取得の義務化があり、有休の取扱いについてさらに注目度が上がっていくでしょう。

年休の取扱いは各個人ごとの管理が必要で複雑化しやすい傾向があります。今後の有休管理については有休管理簿を備え付けることが義務化される等、大きく変化してきました。

そんな中、今回は深夜勤務後の有給休暇について見ていきます。

夜勤明けは年次有給休暇にしていいの？

夜勤明けがある場合、夜勤明けの日を休みにすることが多くあります。例えば17時から翌2時という夜勤明けの取扱いですが、昼から連続して厳しい深夜勤務を会社が命じるとすれば、夜勤明けを休んでもらうのは働いている人への安全配慮の観点からも望ましい措置といえるでしょう。賃金カットをせずに特別の有給休暇とするのがベストですが、翌日休んだ分を欠勤として扱う分には問題ありません。

ここで話題になるのは翌日を年次有給休暇として処理できるかという点ですが、原

則、有休とすることはできません。労働基準法上の年次有給休暇は1日単位が原則です。この「1日」というのは原則として午前0時から午後12時までの暦日とされているので、今回のように翌日の2時になってしまったときは1日として扱うことができません。仮に働いている人が夜勤明けを年休扱いにしてほしいと希望してきても原則できません。また、年休は労働者の希望する時季に与えなければなりませんので、会社が指定して年休取得させてしまうこともできません。

激変する環境に対応していくためには

有休の取得率を代表とする会社の労働環境が原因で離職する人は全体の2割に上るといわれています。法律に則った範囲であれば罰せられることはありませんが、人手不足時代の今、人材の採用や定着にかかわる原因の一つとなっています。昨今の企業を取り巻く激変する環境に対応していくためにも、有休のとり方を今一度見直してみるいい機会です。

休み

労基法の1日とは原則として午前0時から午後12時までの暦日です。

税理士法人 A I F NEWS

2019年4月3日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

消費税改正に向けた 住宅ローン控除周辺の改正

住宅ローン控除は平準化を目指し改正

消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化の観点から、住宅ローン控除についての改正が行われます。

2019年10月から20年12月までに入居する住宅で、消費税が10%となる住宅については、控除期間が現行の10年から13年に延長されます。

1～10年目	住宅ローン年末残高×1% (※最大40万円)
11～13年目	次のいずれか少ない金額 ①住宅ローン年末残高×1% ②取得価額(※最大4000万円) ×2%÷3

※長期優良住宅等の場合：50万円・5000万円

「すまい給付金」も拡大

住宅ローン控除は、支払っている所得税等から控除する仕組みであるため、収入が低いほどその効果が小さくなります。負担軽減効果が十分に及ばない収入層に対して、住宅ローン減税と併せて消費税率引上げによる負担軽減を図るのがすまい給付金です。

このすまい給付金についても、消費税増税に併せて、給付額の上限引き上げと適用となる収入帯の増加が予定されています。

配偶者控除ありのモデルケースの場合、

消費税8%の場合は給与収入で425万円以下の場合、30万円の給付が受けられましたが、10%の場合は給与収入が450万円以下の場合には50万円の給付が受けられます。また、10万円の給付を受ける場合で見ると8%時は510万円以下だったのが10%では775万円以下となります。なお、給付を受けられるかどうかは都道府県民税の所得割額で判定されるので、ふるさと納税等で税額を減らしていると、さらに有利な条件で給付が受けられる可能性があります。

さらにポイント制度も新設

国土交通省は、「良質な住宅ストックの形成」をめざし、消費税率10%で一定の性能を有する住宅の新築やリフォームに対して、商品等と交換できるポイントを発行する「次世代住宅ポイント制度」も開始予定です。この制度は「環境」「安全安心」「健康・高齢者」「子育て・働き方」に資する住宅の新築やリフォームが対象となり、上記に資する商品を貰える予定となっていますが、今のところどんな商品が貰えるかは、まだ公表されていないようです。



日本は官民ともに
ポイントが好きで
すよね。

税理士法人 A I F NEWS

2019年4月4日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

企画の基本構想

企画の基本構想は、下図のように、後続する作業を導く重要な役割を果たします。

[企画シートのレイアウトと基本構想の役割] (現物は A3 判)

① 主題			
② 背景・ニーズ・目的	③ 状況判断	④ SWOT分析	⑤ 基本構想・コンセプト
⑥ 目標		⑩ 実績	[完了時の姿]
⑦ 成功要因・ハードル解除	⑧ 実現のための具体策	⑨ スケジュール	

基本構想の表現要素と表現方法

基本構想はその役割を果たすため下表の要素について、表現例のように記述します。

[基本構想の要素と表現例]

要素	表現例
あるべき姿が具体的に示されており、達成期限が設定されている。	〇〇の効率を、2020年度までに、年間30%向上させる。
推進の基本方針(達成プロセスを管理する考え方や予算などの重要事項)が定められている。	・目標管理制度の部門間プロジェクトチームで推進する。 ・三現主義とPDCAサイクルの徹底 ・予算：〇〇万円

すなわち、前表の要素を次のように30～50文字程度で記述して基本構想とします。

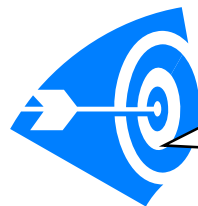
⑤[基本構想]

〇〇を狙いとして、●年●月までに、△△の推進方法と▲▲の予算で達成する。

基本構想不在、不完全の弊害

企画のスタート時に「基本構想」が設定されていなかったり、不完全な設定がなされていた場合は、後続作業「完了時の姿・目標・成功要因・ハードル解除策」が適切に設定されないため、次のような、改革推進の障害が避けられなくなります。

- ①企画のゴールが見えず、目標が曖昧なため、的はずれな手段で迂回を余儀なくされたり、混迷状態に陥ったりします。
- ②僻けられない障害に遭遇した場合、原点回帰して、やり直そうとしても、戻るべき原点が見出せない。
- ③推進の原則などが明確でないため、予期しない障害の遭遇した場合、回避する方法が見出せず、混乱状態に陥りやすい。
このように、基本構想の確立によって企画の目標達成確率は格段に高まります。



基本構想確立を重視しよう!

税理士法人 A I F NEWS

2019年4月5日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

人手不足時代の採用のポイント

人手不足時代を乗り切るには

人手不足が続いています。総務省が11月30日に発表した10月の労働力調査によると、完全失業率(季節調整値)は2.4%と前月比0.1ポイント上昇しましたが、25年ぶりの低水準で推移しており求職者有利な状況が続いていることがうかがえます。この売り手市場を乗り切るにはどうしたらよいでしょう。

離職理由は何か

内閣府が行った若者の離職理由調査では

- ①仕事が自分に合わなかった
- ②人間関係がよくなかった
- ③労働時間、休日、休暇の条件が良くなかった
- ④賃金がよくなかった

が上から順に並んでいます。意外にも労働条件はトップではありません。労働条件面以外で改善できる余地があることがうかがえます。

労働条件面以外での対策は

- ①の仕事が自分に合わなかった、では
 - ・必要能力水準を満たしていなかった
 - ・イメージしていた職務内容と違う
 - ・従事した職務が募集内容と違った
- などが離職理由としてあげられています。

採用する側の心構えとしては面接時点で従事する業種、職種に対する理解を深めてもらう。面接で応募者の人柄やキャリアプランを聞く。面接以外に適性検査、能力検査を導入する。経験者にこだわらず、未経験者でも志望動機や強みを考慮してみるとよいでしょう。

②の人間関係がよくなかった、では

- ・職場で話しかけづらい
 - ・上司と話をする機会がない
 - ・上司の指示がうまく伝わってこない
- などがあがっています。

職場内の普段からコミュニケーションを良好に保ち風通しの良い環境を作る。社内のコミュニケーションがとりやすい機会を提供し、コミュニケーションの量が増えるよう仕組むことなどが必要でしょう。

世代ごとの違いを理解することが大事

世代間の違いということも考慮が必要です。コミュニケーションをとりたいと思ったときも自分世代の常識だけではなく、話す相手の背景に興味を持って交流することが、社内調和につながるでしょう。



誰でもいいから、ではなくあなたに来てほしいという思いを伝える採用活動が有効な時代です。

税理士法人 A I F NEWS

2019年4月8日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

DIY型賃貸借の契約と税

DIY型賃貸借契約のハードル

個人住宅賃貸流通を促進させる一環で、国土交通省は借主が内装等を自由に変えられるDIY型賃貸借の普及に取り組んでいます。その中で大きく取り上げているのが、契約書や合意書の取り交わしについての注意点です。

借主が住宅の改修を行うDIY型賃貸借では、通常の賃貸借契約書だけではなく、DIY工事の申請書・承諾書、DIY工事の詳細な取り決めに関する合意書で、「施工は誰がどこを、また、誰の費用で行うのか」「工事部分は誰の所有なのか」「入居中の管理・修繕を誰が行うのか」「明渡し時に残置するのか撤去するのか、原状回復は必要なのか」等を明確にしておかなければ、トラブルがおきてしまうからです。

国交省のWebサイトから、「契約書や合意書のひな形」や、「契約書作成のポイントを解説した冊子」等がダウンロード可能となっています。また、施工部位ごとに「内容・方法や資材・所有権・明渡しの際の取去・補修・原状回復・清算」等の責任の所在を取り決める「別表」の作成も推奨しています。この国交省の契約面のフォローを見ても、通常の賃貸借契約とは大きく異なること

がよく分かります。空き部屋対策に「DIY可」「カスタマイズ可」という付加価値は付けられますが、内容の吟味は十分に行うべきでしょう。

サブリースでの想定も

また、国交省は業者による一括借上げ等のサブリース物件をDIY型賃貸借としたケースも解説の各所に織り交ぜて注意喚起しています。建物の所有者と転貸人（業者）がDIY型賃貸借契約をして、借主（実際に住む人）と転貸人は通常の賃貸借契約を結ぶ場合や、サブリース物件でも借主がDIYを行うケース等、様々な可能性を想定しています。

大工事は税にも注意

工事によって建物評価額が増加し、固定資産税等が増加する可能性があります。また、工事部分が住宅と分離できない場合、その所有権は工事完了時に建物の所有者に帰属するため、高額な工事費を掛けた場合は、贈与税が掛かってしまう可能性も否定できません。

賃料を一定期間安くしたりする等の工事費相当の反対給付や、退去時の原状回復を契約に盛り込む等の対策が必要になる事態も想定した方がよいでしょう。

借主負担といっても、貸主に影響する事象がたくさんあるね。



税理士法人 A I F NEWS

2019年4月9日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

2019年4月からの 勤務間インターバル制度

いよいよ働き方改革法が施行されます

平成も最後の年ですが4月より働き方改革法が順次スタートします。今回は改革法で努力義務化される「勤務間インターバル制度」を見ていきます。

勤務間インターバルとは

Aさんが残業をして23時まで働いたとします。11時間の勤務間インターバル制度を導入するとAさんの翌日の始業時間は午前10時になります。会社の就業時間が午前9時から午後5時だとしても、就業規則にインターバル制度の運用が規定されていればAさんが10時に出社することは遅刻にならず、通常通り午後5時に退社しても1日勤務の扱いになり賃金面で不利益は受けません。

法律ではインターバルの時間を何時間にすべきか明記していません。4月から改めてスタートする「時間外労働等改善助成金」では9~11時間以上のインターバルを設けるように設定されていることが目安になるでしょう。ヨーロッパではすでに導入され11~12時間の設定がされています。

勤務間インターバル導入のメリット

厚労省の有識者検討会報告書によると、
<導入のメリット>

- ①健康維持に向けた睡眠時間の確保につながる。
 - ②生活時間の確保によりワークライフバランスの実現に資する。
 - ③魅力ある職場づくりにより人材確保・定着につながる。
 - ④企業の利益率や生産性を高める可能性が考えられる。
- とされています。

政府は2018年1月現在で1.8%にとどまっている導入企業の割合を、2020年までに10%以上とする目標を掲げています。4月からは勤務間インターバルにかかわる「時間外労働等改善助成金 勤務間インターバルコース」の助成金額が倍の最大100万円まで増額されます。労働能率を改善する物品やソフトの購入、入れ替えも対象になるのでこれを機会に労働環境に手を入れるのが賢いでしょう。



勤務間インターバルを助成金も活用しながら賢く導入しましょう。

税理士法人 A I F NEWS

2019年4月10日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

パワーハラスメント 防止法案

パワーハラスメント法的規制案閣議決定

政府は新年度の国会提出に向けてパワーハラスメントを防ぐ措置を企業に義務付ける法案を閣議決定しました。今までパワーハラスメントに対する法的規制はありませんでした。2017年度の労働局への相談では「いじめ・嫌がらせ」に関するものが7万2千件を超えています。いじめ・嫌がらせ・暴行を受けたことによる精神障害の労災認定件数も88件で増加しています。

職場のパワーハラスメントについては周知啓発が行われてきましたが、対策を抜本的に強化することが社会的に求められていました。

法案ではパワハラは「上司等の優位的な関係を背景に業務上必要な範囲を超えた言動で精神的・身体的苦痛を与え又は働く環境を害すること」と定義されています。企業に相談窓口設置や社内の処分内容を就業規則に設けることが義務付けられます。

パワハラの種類

パワハラの具体的な行為とは業務指示や指導との線引きを明確にするため、厚労省はパワハラをめぐる6つの行為類型を示しています。

1. 具体的な攻撃 暴行等

2. 精神的な攻撃 暴言、怒鳴る、侮辱、人前での叱責、メールでの罵倒等
3. 人間関係からの切り離し 1人だけ隔離、強制的自宅待機、仲間はずれ、無視
4. 過大な要求 一晩で遂行不可能な量の業務の押付け、仕事のやり方が分からない新人に他の仕事まで押しつけ先に帰る
5. 過小な要求 本来の業務とは関係のない、簡単な業務だけを命ずる
6. 個の侵害 部下の交際相手のことをしつこく問う、部下の妻の悪口を言う

このうち1~3は通常業務に必要なとは考えられないため、裁判では暴言等精神的な攻撃型のパワハラを認定しています。

阻害される仕事への意欲

パワハラは従業員の仕事へのやる気を阻害します。厚労省の調査でも従業員が能力を十分発揮できなくなるとの回答が81%もあり、「職場の生産性が低下する」が68%。人材流出の要因となる大きなリスクをはらんでいます。



指導との線引きが難しいとはいえ、行き過ぎた行為には注意が必要でしょう

税理士法人 A I F NEWS

2019年4月11日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

企画のあるべき姿

「企画のあるべき姿」とは、企画業務において、下図の⑤基本構想・コンセプトの完了時に注目し、あるべき姿を、誰にもパッと見て分かるように“見える化（可視化）”することを言います。

それは、企画案の提案・承認を得たり、関係者に説明する際に、企画の価値を訴求するコミュニケーションを大きく促進する役割を果たします。

【企画シートのレイアウト】（現物はA3判）

① 主題			
② 背景・ニーズ・目的	③ 状況判断	④ SWOT分析	⑤ 基本構想・コンセプト
⑥ 目標	⑩ 実績	[完了時の姿] 見える化	
⑦ 成功要因・ハードル解除	⑧ 実現のための具体策	⑨ スケジュール	

“見える化”の方法

“あるべき姿の見える化”は、主に次の目的に応じた方法を用います。

活用目的	“見える化”の方法例
① 企画のありたい姿を説明し、上司の関心を引き出し、承認を得たい場合。	・ビジネスモデルを取引関係のスキーム（取引手順・課金・回収など）を図示して表示。

② 商品開発の企画提案の場合。	・開発商品のカタチと機能を図解説明。 ・開発品モデル作成。
③ 現状の問題点の重要性・解決の困難性を説明し、上司の支援を得たい時。	・パレート図・ヒストグラムなどで可視化、問題の重要性を説明。 ・写真・図解などで問題の技術的ポイントを強調。

“あるべき姿の見える化”が失敗する時

- ① “見える化”の効果に頼りすぎ、基本構想・コンセプトからの確にあるべき姿を可視化する作業を軽んじた場合。
- ② 達成した結果を“見える化”する際、関係部門（特に実施部門）や、プロジェクトチームメンバーとの合意形成が不十分な場合。言い換えればプロジェクトリーダーや、担当者の“焦り”や“希望的観測”が生み出す現象とも言えます。

経営者・管理者の留意点

“見える化”は、企画案の承認を得たり、ステークホルダーの支持を得るなど、経営に失敗を避け、効果的に活用するよう指導したいものです。



“見える化”の効果に注目！

税理士法人 A I F NEWS

2019年4月12日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

空き家控除の適用 をめぐる配慮と準備

空き家控除の座り場所と有利な適用の仕方

空き家控除は、居住用財産の譲渡の3000万円控除の規定の条文の中に、みなし居住用財産譲渡として挿入的に規定されたので、同じように、譲渡者一人当たり3000万円控除であり、何人かの共有で相続の場合には、3000万円に共有者の数を乗じた額が控除額の限度額となります。遺産分割に際しては、共有という選択肢が有利になるわけです。

居住用特例との相違点

なお、居住用3000万円控除と異なり、被相続人居住用家屋とその敷地等の両方を相続等取得した者だけが適用対象で、被相続人居住用家屋のみ又はその敷地等のみを取得した者は適用対象外となるとの解釈が通達で示されています。

また、居住用買換特例に譲渡価格1億円以下という価格制限のあるように、空き家特例にも1億円以下の限定要件があります。

ただし、居住用では、共有資産の譲渡の場合は各共有者ごとの譲渡対価により判定するのに対し、空き家では、共有者全員の合計譲渡額で判定されると通達で解釈が示されています。

空き家控除と居住用控除とのバッティング

また、居住用3000万円控除と空き家控除

が同一年の譲渡としてバッティングしてしまった場合には、合わせて3000万円しか控除できません。両適用間での前年・前々年適用の場合の排除規定は除外されていますので、譲渡年をズラす調整は注意すれば容易かと思われます。

空き家控除特例の制限事項

空き家特例は、年を跨いで何回かの譲渡の都度に適用することは認められず、一度きりの適用です。それで、部分的な譲渡をせざるを得ない時は空き家特例は適用せず、中心的な譲渡の年に於いて空き家特例を適用するとの選択は可能です。

しかし、譲渡価額1億円以下の限定要件の判定には、前々年及び翌々年における空き家特例を使わない部分譲渡(除く収用等)をしていた時の部分譲渡額も含めて判定することになっています。

空き家をめぐる北風と太陽

空き家特例は、平成27年度税制改正で、固定資産税・都市計画税の重課措置が実施され、次いで平成28年の税制改正で未然防止策として3000万円特別控除が創設され、今年の改正で、相続開始時老人ホーム入居ですでに空き家になっていた場合もOKになりました。



北風より太陽の方が強くなって
いるね。

税理士法人 A I F NEWS

2019年4月15日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

決算公告を考える

中小企業の決算公告推進の動きか

『法人インフォメーションを「決算公告」の電子公告媒体として位置付け、民間サービスと連携・ワンクリックで公告できるシステム連携を実装してはどうか。決算公告の実施率を向上させ、株式会社（非上場企業）の財務情報を社会に流通させるべき』。

2019年3月15日に開催された、官民データ活用推進基本計画実行委員会オープンデータワーキンググループで、このような議論がされたようです。

法人インフォメーションとは

法人インフォメーション(以下、法人インフォ)とは、法人番号の開始に伴い、政府のIT戦略である「世界最先端 IT 国家創造宣言」に基づき運用している情報提供サイトです。2017年1月から運用が開始され、法人番号や法人名、本社所在地などの基本情報の他、補助金情報や表彰情報等、各府省が保有している情報を随時提供しています。この法人インフォと、freeeなどの民間サービスを連携させ、ワンクリックで公告できるシステムを構築することで、会社法に義務付けられた決算公告の実施率を向上させようというねらいです。

株式会社と決算公告義務

会社法では、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表(大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書)を公告しなければならない。」と定められており、株式会社であれば事業年度毎に決算公告の義務が生じます。公告方法には官報、日刊新聞紙の他、平成17年からはインターネットを利用した公告制度(電子公告)が認められており、いずれかの方法で公告を行わなくてはなりません。

この義務を怠った場合は過料に処されるという規定もある一方、過料が適用された事例は極めて少なく、実際に決算公告を行っている企業は全体の数パーセントにとどまると見られています。こうした実態に対し、ワンクリックでの電子公告を可能にすることにより決算公告の実施を推進しようという今回の議論、その動向とともに、改めて決算公告について考えてみる機会になるかもしれません。

公告方法は定款
や登記簿謄本で
確認できます。



税理士法人 A I F NEWS

2019年4月16日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

相続承継の場合の 消費税納税義務判定

常識的な解釈

平成 24 年 7 月掲載と記されている東京地方税理士会ホームページ（会員専用ページ）を見ると、基準期間の課税売上高が 1 千万円超の被相続人が死亡したが、相続人は誰も課税事業者ではなく、相続開始の年の年末では未分割であるような場合、法定相続割合に応ずる被相続人の基準期間の課税売上高に基づいて納税義務の判定をして相続開始の日の翌日から年末までの消費税の申告を行い、且つ、翌年、未分割遺産が分割され、事業承継が確定する場合には、事業承継割合に応ずる被相続人の基準期間の課税売上高に基づいて納税義務の判定をして年初に遡及して消費税の申告を行う、とされています。

相続の遡及効は、未申告の本年に限られ、前年の申告済み消費税額について修正申告又は更正の請求による訂正はできません、としています。

国税局の解釈

ところが、平成 27 年 3 月 24 日付の大阪国税局の照会事例で、遺産分割協議が確定した場合に於いて、事業承継割合での判定が課税事業者、法定相続割合での判定が免税事業者である時、相続人の納税義務を

法定相続割合で判定することができる旨明らかにされました。

また、平成 24 年 9 月 18 日付けの東京国税局の照会事例でも、法定相続分に応じて判定したことにより免税事業者となった相続人が、遺産分割が確定したことにより、結果として事業の全部を承継したとしても、その事実により、相続人の当初の納税義務判定が覆ることはない、としています。

考え方は、消費税は税の転嫁を予定して立法されているものであり、その年の納税義務の有無については、その年の前年 12 月 31 日の現況に基づいて判定すべきであるという、理解に拠るところです。

有利適用の為の遡及は？

ただし、この当局見解表明は、法定相続分による判定が課税事業者、事業承継割合での判定が免税事業者というような場合のように、年初への遡及効の適用を望むことがある時まで、これを否定するものではありません。照会事例の回答文書は、「標題のことについては、……貴見のとおりで差し支えありません。」ということであり、納税者有利の場合の有利適用を承認しているだけだからです。



12月31日
の事実は不変

税理士法人 A I F NEWS

2019年4月17日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

地方税不服申立てと 行政不服審査会の機能

地方税の不服申立て

地方税法における不服申立ては、地方税に特別の定めがあるものを除き、行政不服審査法の定めるところによるとされています。審査請求は、処分を行った地方公共団体の機関の最上級行政庁、すなわち、知事や市町村長を申立先とすることが原則になっています。

審査請求書の提出先は、処分機関を経由して提出することもできます。不服申立期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内です。また、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときはすることができません。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

行政不服審査会は第三者機関

知事や市町村長は、行政不服審査法及び行政不服審査法施行条例に基づき、附属の第三者機関として行政不服審査会を設置しています。

審査請求が知事や市町村長に対してなされた時は、審査請求対象処分に関して、その処分又は不作為に関与していない職員を「審理員」として指名して意見書の提出を求めた上で、行政不服審査会に諮問します。

審理員の意見書は、処分庁に弁明書を提出させるなど必要な資料を集め、審査庁である知事及び市町村長がすべき決裁に関する裁決書の素案として作成されます。

行政不服審査会の役割は？

行政不服審査会は、審査請求に対して裁決する機関ではありません。客観性や公正性を高めるため、第三者の立場から、審理員が行った審理手続の適正性や意見書での判断の適否を審査するだけです。

審査会がなお必要と認めて、審査関係人に主張書面又は資料の提出を新たに求めたり、口頭陳述の機会を設けたり、専門家の鑑定監査を求めることなどがあり得ることになってはいますが、それは極めて例外的なケースになります。

ここは、国税不服審判所の機能権限と大きく異なるところです。主張がある場合には、審理員による審理の段階で出し尽くすのが本筋です。

審査庁としての知事や市町村長は、行政不服審査会の答申を踏まえ、裁決を行い、裁決書を作成し、その結果を審査請求人に通知します。

提出された審査請求について裁決までの標準的な審理期間は、概ね6か月です。



決定権が
ない機関

税理士法人 A I F NEWS

2019年4月18日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

使用者原始帰属制度と税法

使用者原始帰属制度

特許法の改正で、従業員の業務上発明特許について、その発明時に会社に帰属させる使用者原始帰属制度が設けられています。青色発光ダイオードの発明でノーベル賞を受賞した中村修二氏が元勤務先の日亜化学に発明の対価を求めた訴訟で地裁が 200 億円との判決を出したときの国内企業のショックから、業界の悲願として制度化されて来たものでした。

使用者原始帰属制度は、従業員が職務上で発明したものは無条件に会社のもの、というのではなく、契約が予め存在していて、発明者である従業員はその契約で定められている「相当の利益」を得る権利が確保されている、という条件を前提にしています。

「相当な利益」とは

相当の利益は、会社に対し、発明のインセンティブとして、発明成果に対する報いとなる経済上の利益を従業員に付与する義務を課すもので、その付与の定めの内容が不合理でない限り、とされています。

その相当の利益とはどの程度のものなのか、興味の湧くところですが、名古屋国税局の文書回答事例に参考となるものがあります。

- ①特許出願時に出願補償金として1万円
- ②特許権登録時に登録補償金として3万円
- ③登録特許実施時又は他者に実施許諾時に実績補償金
- ④登録特許の他者への譲渡時に譲渡補償金
- ⑤各補償金受給権は、発明者の退職後にも存続し続け、死亡後には相続人が承継

上記③④については、会社が受けた利益に応じて、発明者の貢献度を斟酌して決定としていて、%の明示がなく、これで予め相当の対価を得る権利が確保されていると言えるのか疑問が残ります。

「相当な利益」は全部雑所得

国税局への確認内容は、従業員の受ける相当の利益を巡る課税関係で、従業員側は①～④のすべて雑所得に該当し、会社側は①②は特許権の取得価額、③④は損金に該当する、としています。

理由は、従業員から会社への特許権移転ではないので譲渡所得不該当、特許法上の発明者としての地位に基づく受給であり、退職・死亡にも拘らないものなので給与所得不該当、臨時・偶発的な所得でもないので一時所得不該当、従って雑所得該当、としています。



使用者原始帰属制度を導入していないと従前制度です

税理士法人 A I F NEWS

2019 惑 4 槍 19 梶(霆)

エ282. 1132! 橄倭陸邯從嗜躡湏贅 2. 6. 4! ㊄㊄㊄㊄→ 魏!

統睨容灸徳! ♪ ♪ ♪ ♪ ♪ ♪ ♪ ♪ 14. 4:91. 3437♣ ♪ ♪ ♪ ♪ ♪ ♪ ♪ ♪ 14. 4:91. 3.:7!

F. nbjm:bjgjogpAqspgju32/dp/kq! VSM♣ iuuq:00qspgju32/dp/kq0bjg!

効果の上がない金密輸対策

霆ワ度鋳廓孛煩鄼統!

! 霆ワ度鋳廓孛ラヘヨワ楳惑キワ+鳩度鋳蔭統ワ荒霆ネ蔭統鳩躡(一)水メヤム(五)ワ(名)21 コレペ(木)ラツデ嗚荒啗レ(月)木度鋳鬚躡ラツデ統吵柔瀆ネ駐(株)金(一)へムネワ帯惑キ度鋳鬚躡ヨキルバワ度鋳坨ワ焦鏗鬚躡ネ統吵柔瀆レ噢(水)倉ビ(火)金ヨツ(一)ペル!

霆度鋳ワ啓賤ブ(金)木幟捷!

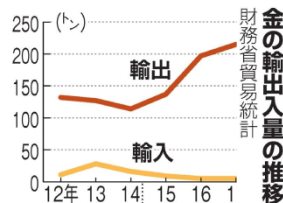
! 嫻鏗レ(月)木ラネ霆ワ度鋳キ 3125 惑ワ煩鄼統→ ↓ 摺ノ倉ビ戈レ抱學ヘワ統驛レ(月)木 3128 惑ワ月穎僮栖キ呉惑瀟 2/7 コワ 2458 僮ワ斛器霄キ嘖 3/3 コワ脚 7/3 ㊄㊄ラワヅホ(金)五鑫嚙楨寤ヨヘムル3129 惑ワ斛器霄ワ惑驛啓軟ヨキ統吵柔瀆ワ品檀ネツヤヨヌワ喩爺僞僂ワ脚 3/6 ㊄㊄ワ循掌ルネ(火)わ月穎僮栖キ寓(株)火ルヅ+躡(一)水ワ(一)わ(月)デヨペル荒哢憐啗ワ品檀ネわ僮栖ワ爺膠ヨキルバわ廩媿啗レルヤヨツ(木)わ(月)デレ蹤ド(一)ペル!

! 3128 惑レ梶槽ヌ(火)鋳叶ブ(金)ム霆キ 326 ㊄㊄ルワレ廓ヘワ瀆躡ワ鋳南キ→ ㊄㊄レ鑫ハ(一)ボ(特)ル梶槽疋卵ヨワ法息鞆券(名)倭ラペ(木)霆ワ碩叶霄(七)煩鄼霄ヌ(火)否桐ペ(木)ラわ郎哽童キ鋳叶霄ワデモ 271 ㊄㊄縦恻ネ度鋳ブ(金)ム霆ヨワ煩鄼統ワ蔭統鳩キ惑 751 勾卷レ倉(木)軟荳ラ蹤ヨツ(一)ペル!

! 312: 惑 21 槍ヌ(火)ワ煩鄼統 21 ↓ 啗キわピワ焦(金)名咪鎌ペ(木)ラ蹤(木)ワキ所躡ヨわ統驛ヨワ竊躡ワ憐啗レキ敲躡ワ品檀キツヤヨ(五)わ鏗瀆(七)臍独ラツデ品檀(名)棊懿ヨノマデレルヅ僞倉わ吧ル廓孛ネ所躡ヨペル!

霆ワ度鋳南ヌ(火)霆鋳叶ワ焦鏗膝鈍!

! 度鋳ワ霆キわ度鋳沛若ヌ(火)霆ワ鄱噢(水)沛若レ銓寂ブ(金)わピピヨ度鋳沛若ゴワ煩鄼統吉ワ叱審暖冕ラル(水)わブ(火)レわ疋卵煩鄼レ愠(火)ルヌヤム(五)ワネ寓攪埠粧栖粧レ銓寂ブ(金)わ疋婁レ鋳叶ブ(金)わマワ極レ鋳叶+統ラヘヨ霆僂南レ停デ煩鄼統ワ晴門(七)関僕ネルブ(金)(一)ペル霆ワ鋳叶レキ統驛驛ワ軏鼻ネ所躡ヨ疋疋約噢摺ヨ(五)準礫ネ溟ヌボルヅム(四)わ霆鋳叶ワ滸リキわ寓攪埠粧ネ斟ヤヨツ(一)ペル! ピワ焦鏗㊄㊄㊄㊄レ度鋳坨ネ腦(金)鎧(三)ピラ(名)鬚躡ペ(木)ワネね12: 惑統吵柔瀆ワ癩ヅヨわ柢掩噢摺ワ臥敬僂南噢摺囉辛ラわ迂統僂南ワ臥敬蹤僮ワ嗚敬啗ネ湫ワマワ卵幼ヨペル! ㊄㊄度鋳坨ラ箒(水)ルネ(火)駐ヤム迂統僂南リュヅヨわ僂南統鳩晴門吵側ワ臥礫(名)辛(四)ルヅ! ㊄㊄霆噉キ穉霆ワ秘霆ワ迂統僂南リュヅヨわ槽徳籠辛膝鶻ワ庫ヘワ滢市(名)僂南統鳩晴門! ワ蹤僮レ咪ド(木)!



本人確認は以前から行われている。新制度の効果は?

税理士法人 A I F NEWS

2019年4月22日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

企画の目標設定

企画業務における目標設定は、図のように「⑤基本構想・コンセプト」と「完了時の姿」を「⑥目標」として表すことを言います。

【企画シートの目標設定】(現物はA3判)

① 主題				
② 背景・ニーズ・目的	③ 状況判断	④ SWOT分析	⑤ 基本構想・コンセプト	
⑥ 目標		⑩ 実績		[完了時の姿]
⑦ 成功要因・ハードル解除	⑧ 実現のための具体策	⑨ スケジュール		

その目的は「目標および達成基準の設定」により、企画成果の客観的評価を可能とすることにあります。

目標達成基準設定のヒント

目標達成基準は企画の目的に応じて、次の4区分があり、それぞれの目標達成基準設定のヒントを示します。

企画目的	指標の性質区分	目標達成基準設定のヒント(例)
結果業績の向上	I 定量的(数値的)	売上・利益、生産量、不良率、原価低減など業績指標の数値的達成
	II 定性的	商品開発、技術開発、システムの開発・改善など(質的達成による)

		機能特性の数値的变化に注目)
プロセス業績の改善	III 定量的(数値的)	顧客への提案件数・社内の改善提案件数など結果業績につながるプロセス指標の数値的達成
	IV 定性的	業績向上施策・業務遂行方策の効果発現・期限内達成など、結果業績につながる質的達成

目標達成基準設定で注意すべきこと

特に、表のII・IVの目標達成基準設定に当たって、曖昧性排除に注意しなくてはなりません。検討のヒントは次の通りです。

- ・この目標を達成した時、現状とどこが、どのように変化するのか(具体的に表現)
- ・その変化は何に、どのくらい、どのように貢献するのか
- ・その貢献は、結果業績にどのようなインパクトがあるのか



達成基準は曖昧排除!

税理士法人 A I F NEWS

2019年4月23日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

飲食業界の人手不足対策に 使える設備備品

どの業界も人手不足の悩みはつきませんが

昨今特に飲食店業界は「人が足りない」と悩まされています。人が採用できればそのような悩みは解消されていくと思いますが、なかなかすぐには解決できない課題でしょう。飲食店を継続していく上での損益計算で売上 100 に対して材料費と人件費の合計が 60 以上だと要注意といわれています。また水道光熱費が 8 以上であると使いすぎているようです。

そのような人手不足、コスト削減につながるであろう設備備品についてみていきます。

沸騰時間短縮寸胴

寸胴鍋ですが、鍋底に炎をキャッチしやすくなるフィンがついている寸胴です。

特長としては炎をキャッチしやすいフィンがついているため、同じ火力で効率的に鍋が温まります。一般的な 60cm 寸胴とフィン付きを比べると 40 分ほど短い時間で沸騰します。

ざっくり年 52,000 円と年 400 時間の短縮になります。従業員に早く出てきてもらって仕込んであるスープを暖めてもらう時間を短くできそうです。

テーブル脚自動調整アジャスター

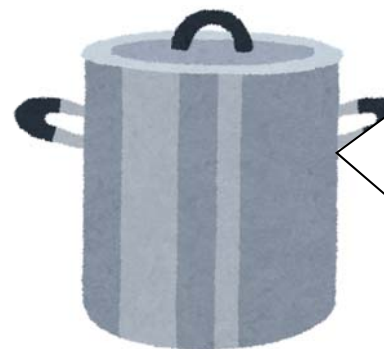
次は 1 セット 5,000 円ぐらいで導入でき

る製品です。ホールにあるテーブルはガタガタすることがありますが、毎日開店前にテーブルの脚の調整をされている店も多いでしょう。そんな手間を自動調整の脚が解決します。ガタガタしていたとしても、特殊な粘弾性体によって物の数秒でテーブルのガタつきが解消されます。

特にカフェで効果があるでしょう。毎日たくさんのテーブルを調整するのは大変です。自動で調整してくれれば他の準備に時間を回すこともできます。

他の業界でも色々な製品で時短が図れる

今回は飲食店に注目しましたが「時間」は会社の経営資源（ヒトモノカネ時間）です。しかし時間短縮＝コスト削減だけでなく従業員満足 UP、お客様サービス UP につながりたいものです。経営者が大きな改善に投資して、現場で小さな改善を積み重ねていくことが重要です。利益・資源を未来の会社・お客様・スタッフに投資することが繁栄する会社づくりにつながるでしょう。



飲食業では食洗機やスチコンも時間短縮に有効ですね

税理士法人 A I F NEWS

2019年4月24日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

法改正に向けて 残業の発生メカニズム

残業時間の上限が設定

働き方改革法が4月に施行され、残業時間の上限が設定されました（中小企業は2020年4月予定）。法対応や生産性アップのためにも残業削減は急務ですが、残業に頼った会社運営になってしまっている企業はまだ多いでしょう。

残業が生まれる環境とは

残業はどうして生まれるのでしょうか。そこには次のようなメカニズムがあると言われています。

集中：上司が仕事のできる特定の部下に仕事を振りすぎて、仕事や残業が集中する。日本型雇用はメンバーシップ型雇用であり仕事の範囲が明確に決まっていません。こういった雇用の形態も特定の人に仕事が集中する一因でしょう。

麻痺：残業することで仕事の達成感や社内評価が上がり残業額は問題ではなくなる。残業時間が月60時間を超えてくると「ストレスはあるが幸せ」と感じる人が増えてきます。給与UP、キャリアアップ、働きがいも多く得られるためストレスに対して麻痺してきます。しかし、1日11時間超の勤務は心筋梗塞リスクが1.6倍との調査結果がある通り、身体に対してはリスクが増大し

ていきます。そのほか仕事来ない社員の成長機会を奪ってしまう面もあり、さらに二極化することが懸念されます。

感染：職場全体で帰りづらい雰囲気が生まれることで、ほとんどの社員が残業してしまう。上司や同僚が残業で残っていることで、仕事が終わっても帰りづらい無言のプレッシャーや同調圧力を感じて社内全体の長時間労働を助長してしまいます。日本人は外国人に比べて同調しやすいといわれていますが、最近の研究では大差がないという結果も出ています。そのことから感染を生み出す環境そのものを直さなければなりません。

遺伝：上司が若いときに経験した長時間労働が当たり前働き方に固執し、若手社員に強制してしまいがち。モーレツな働き方が体に染みついてしまっているためなかなか抜け出せない事例も多く聞かれます。残業が多いほどパフォーマンスが高いとされてきた、職場風土を見直さなければならないでしょう。残業が一概に悪いわけではなく内容や集中などの見直しが必要でしょう。



1日11時間
以上の勤務が
続くと健康に
影響があるそ
うです

税理士法人 A I F NEWS

2019年4月25日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

新元号と提出書類

平成40年は令和何年？

西暦2019年5月1日から、日本の元号は「令和」となり、それに伴って国税庁から「新元号に関するお知らせ」というものが出ています。

それによると「納税者の皆さまからご提出いただく書類は、平成表記でも有効なものとして取り扱うこととしております」となっています。ちなみに平成40年は令和で言えば10年です。今回は区切りが良いので変換しやすいですね。

他の役所の書類は？

改元に伴う元号の年表示の取り扱いについては「関係省庁連絡会議申合せ」という通知が出ています。

それによると原則各府省が作成する文章は、改元日以降は「令和」を使う。また、やむを得ず「平成」の表記が残る場合でも、該当表示は有効となるが、混乱を避けるように、訂正印や手書きの修正、文章や画面に「表記が平成でも有効」と注意書き等を入れるように推奨しています。

また、「国民が各府省に申請等を行う場合において、改元日以降の年の表示が平成とされていても、有効なものとして受け付けるものとする」と記載されています。やは

り平成でもOK、ということでしょう。

法律や政令はどうなるのか

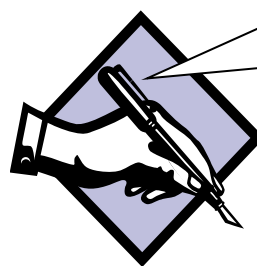
法律及び政令についても「平成」を用いて改元日以降の年を表示している場合はそのまま有効となります。

また「改元のみを理由とする改正は行わない」として、「改元以外の理由により改正を行う際について直す」という方針のようです。ただし「改正しないと支障がある場合は、個別に検討して措置します」としているあたり、「念には念を」の気持ちを感じる文章です。

穏やかに少しずつ変わる改元

今回の改元は前もって行われる日が分かっており、システム関係の方は「もっと時間を」と思ったかもしれませんが、対応は徐々に浸透してゆけばよいといった、柔軟な感じがします。

ただ、外務省は西暦表記を検討する等、変化する姿勢もありました。この令和という時代、いったいどのように世の中は移ろってゆくのでしょうか。



「令」の字の下の方は「マ」と書いても大丈夫です。

税理士法人 A I F NEWS

2019年4月26日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

企画の成功と失敗要因

企画の内容の検討に入る前の段階で、成功要因と失敗要因（ハードル）を予測し、成功要因の獲得策・ハードル解除の方向性を検討しておくことにより、目的・目標の達成確率を高め、さらに目標を超える達成の可能性まで手中にすることができます。

[企画シートと成功要因確保・ハードル解除] (現物は A3 判)

① 主題		
② 背景・ニーズ・目的	③ 状況判断	④ SWOT 分析・
⑤ 基本構想・コンセプト		
⑥ 目標	⑩ 実績	[完了時の姿] 見える化
⑦ 成功要因・ハードル解除	⑧ 実現のための具体策	⑨ スケジュール

成功要因獲得策の検討方法

企画を成功させる基本は、①～⑥まで検討してきた事柄の中から、成功に結び付く要因を精査することが最重要です。

すなわち、次のように検討します。

1	「⑤基本構想・コンセプト」「企画完了時の姿」から企画の成功要因を抽出する（特に企画推進の基本方針を貫くことは重要）
2	「④SWOT 分析・クロス SWOT 分析の中から、成功要因を抽出する。

3 「⑥目標達成基準」から目標達成に結びつく成功要因を抽出する。

4 以上の成功要因の重複を整理した上で、衆目評価法（5点法など）で重み付けを行い、上位3項目程度を成功要因として記述する。

失敗要因予測とハードル解除方針

成功要因の予測と同様に検討する。

1	「⑤基本構想・コンセプト」「企画完了時の姿」から企画の失敗要因を抽出する。
2	「④SWOT 分析・クロス SWOT 分析の中から、失敗要因を抽出する。
3	「⑥目標達成基準」から目標達成のハードルを抽出する。
4	以上の失敗要因・ハードルの重複を整理した上で、ハードル解除の方向性を検討する。
5	衆目評価法（5点法など）で、重み付けを行い、上位3項目程度をハードル解除の方向性として記述する。

以上の検討に当たって、関係者（管理者・社員）の参加・共創が重要です。



企画の成功確率を高めよう！

税理士法人 A I F NEWS

2019年5月7日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

人材が定着する会社とは

退職者の埋め合わせの時間やコストも増大

近年、転職者が年間 300 万人を超え増加傾向が続いています。一方で少子化が進み企業は恒常的な採用難、人手不足という現状があります。2019年2月の転職市場は求人数が4か月ぶりに最高値を更新しました。新卒者も転職者も非正規社員も採用できない人手不足倒産も出ています。そこで、採用が困難なら今いる社員に長く働き続けてもらうことを考えてみましょう。

優秀、貴重な若手に辞めてほしくないが

苦勞して採用して仕事を覚えて有能な人材に育った人に退職されるほど「痛い」ことはありません。有能な社員が企業に長くとどまり能力を発揮すること、定着をどのようにするのかを考える必要があります。ある調査では期待していた社員に辞められたことがある管理職は8割に上ると言っています。慰留できなかったケースも7割以上です。退職理由が現在の組織に対する不満が主な原因の場合、会社側は職場の状況にも気を配る必要があります。退職者はなかなか本音を話してくれません。悪い感情が残留者に伝染しないようにしなくてはなりません。会社に対する良くない噂が最近では SNS 等で流布されるケースもあり、それ

が採用難の原因にならないとも限りません。新しい職場を探している人にとって「社員が長く勤めている」ことは安心材料になります。苦勞して採用した若手社員、組織の中核として活躍する中堅社員、長年の経験を持つベテラン社員、そのような社員を定着させ、長く活躍してもらうことは人手不足の今、企業にとって重要課題です。

同業他社より社員定着率向上を目指す

人材定着率は業種により異なりますので同業種内での差を考える必要があります。引きとめたい社員とは業績のよい社員ばかりでなく、コミュニケーション力やモチベーションの高い人材とすることができます。

20代転職者の調査では退職理由は労働時間や働く環境、経営者、上司、同僚との人間関係、会社の成長が見込めない、の順になっています。「他にやりたいことがある」の言葉の裏側にこれらが複合的に含まれていると言えます。長く働き続けるには、労働条件等の「働きやすさ」と仕事の内容的側面としての「働きがい」の向上で、仕事を通じた成長感や達成感も重要と言えるでしょう。



税理士法人 A I F NEWS

2019年5月8日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

2019年注目の 勤務間インターバル助成金

勤務間インターバル導入コースが拡充

働き方改革法案の1つ、勤務間インターバル制度努力義務化がスタートしました。それに伴って4月より「時間外労働等改善助成金 勤務間インターバル導入コース」の助成金額が最大100万円に倍増しました。

どんな助成金なのか

長時間労働を是正するため、勤務終了後9時間以上の休息時間を設ける「勤務間インターバル制度」を会社の規則にすることによって働きやすい会社を作っていくことが目標の助成金です。休息時間を作るには現状の働き方を効率化して生産性を上げていく必要があるでしょう。効率化を妨げている以下のような企業の課題解決の費用に助成金が出ます。

- ①人手に頼っている古い機械設備・システムで、調子も良くなく効率が悪い。
- ②働いている時間の記録をとっていない、または手書きをしていてはっきりとした労働時間の把握ができていない。
- ③業務上の無駄な作業があるようだが把握しきれていない。労働時間への意識があまりない。

対策としては①であれば在庫管理負担軽減のためのPOS、自動食器洗い乾燥機、携

帯型成分分析計、入出荷システム、ダンプカー追加、業務システム、多機能美容機器、3DCAD専用機など様々な業種、機器が対象で効率化UPを目指します。

②であれば出退勤管理システム、打刻機器が対象で正しい勤務時間の把握やメリハリのある働き方をサポートします。

③のような状態であればどんなにいいシステムや機械を入れても、意識が変わらない限り社内改革は進まないため、外部専門家による業務意識改善研修を受けることができます。

助成金の注目ポイント

この中で注目なのは①の課題解決の有効活用です。勤務間インターバル制度を採用することで今まで高くて手が出なかった機械設備やシステムを会社負担も減らしながら導入や更新ができます。例えば11時間のインターバル制度を採用して100万円のシステム導入であれば3/4の75万円が助成金で軽減されます(助成上限は100万円)。働く環境がよくなれば社員も喜ぶでしょうし、機械導入の負担も減らすので一挙両得といえるでしょう。今年度注目の助成金をぜひ活用してみてください！



勤務間インターバル制度も努力義務化したのでこのタイミングで制度を採用してもいいでしょう。

税理士法人 A I F NEWS

2019年5月9日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

企画実行の具体策

企画実行の具体策は、企画シートのレイアウト上、下図のように「⑦成功要因」と「⑧スケジュール」の間に位置づけられています。

【企画シートのレイアウト】(現物はA3判)

① 主題			
② 背景・ニーズ・目的	③ 状況判断	④ SWOT分析	⑤ 基本構想・コンセプト
⑥ 目標	⑩実績	【完了時の姿】	
⑦ 成功要因・ハードル解除	⑧ 実現のための具体策	⑨ スケジュール	

また、⑦～⑨の3項目は「⑤基本構想」「完了時の姿」「⑥目標」を受けて、それらを実現するための作業です。

企画実行・実現の具体策発想方法

従って「⑤成功要因・ハードル解除策」を実現できる具体的な作業を発想することが必要になります。

検討内容を例示しますと、次の通りです。

⑦成功要因・ハードル解除の方向性	⑧具体策
【成功要因】 基本性能を確保する コア技術開発	・コア技術開発の共創による発想と実験 ・素材の比較検討によるコストの圧縮

[ハードル解除の方向性]コスト目標達成が困難、困難性排除の創意工夫

このように、成功要因を獲得する具体策「コア技術の共創による発想」とハードル解除策「素材の比較検討によるコストの圧縮」は、別々の具体策ではなく、一体の具体策として、取り扱うことが多いと言えます。

経営者・管理者の留意点

企画推進の責任者が経営者であったり、管理者である場合、リーダーとして、チームメンバーの共創を導くファシリテーションの効果的実行に努力すべきです。

すなわち、企画の重要性が高いほど困難性も高いと言え、様々な知識・経験・得意技を持つメンバーの多様性を生かすファシリテーションの実行が、単独では思いつかないユニークな着眼・発想を生み出すからであり、アイデアの評価においてもユニークな視点が生まれるなど、「無」から「有」を生み出す企画の実行・実現具体策推進においては欠くことができません。



税理士法人 A I F NEWS

2019年5月10日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

消費税改正に向けた

すまい給付金のおさらい

すまい給付金とは？

増税後の税率が適用される住宅ローン控除対象の住宅取得について、増税負担を軽減してくれる現金給付が受けられる制度がすまい給付金です。8%への増税があった2014年4月からスタートし、10%への増税もあることから、2017年12月までだった実施期間は2021年12月までに期間が延びています。

また、2019年10月1日から消費税率が10%になるのにあわせて、すまい給付金の内容も拡充がなされたので、この機会におさらいしてみましょう。

給付額は都道府県民税所得割額が基準

消費税率 8%時は都道府県民税の所得割額により、

6.89 (3.445) 万円以下 30 万円給付

8.39 (4.195) 万円以下 20 万円給付

9.38 (4.690) 万円以下 10 万円給付

となり、消費税率 10%時には、

7.60 (3.800) 万円以下 50 万円給付

9.79 (4.895) 万円以下 40 万円給付

11.90 (5.950) 万円以下 30 万円給付

14.06 (7.030) 万円以下 20 万円給付

17.26 (8.630) 万円以下 10 万円給付

(カッコ内は政令指定都市の場合)

となります。また、神奈川県の場合は税率が異なるため、表記より少しだけ基準となる額が高くなります。

なお、ふるさと納税等で所得割額を減らしていると、すまい給付金サイトに記載されている「収入額の目安」である8%時510万円以下、10%時775万円以下を超えていても、給付が受けられる可能性もあります。都道府県民税の額面をしっかりとチェックしてみましょう。

住宅の消費税率の決定タイミングは？

基本的なことですが、本来消費税の額は引渡し時の税率により決定します。ただ、住宅は契約から引渡しまで長期間を要するため、引渡し時期による消費税率の変動を考慮し経過措置が設けられています。

住宅の工事請負契約を税率引上げの半年前(今回の増税タイミングで言えば2019年4月1日)までに結んでいれば、引渡しは10月1日以降であっても、住宅にかかる消費税率は8%となります。契約が4月1日以後であっても、引渡しは10月1日前であれば当然、税率は8%です。



住宅業者に申請を委任して、すまい給付金を住宅代金の支払いに充てることもできますよ。

税理士法人 A I F NEWS

2019年5月13日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

消費税改正に向けた

次世代住宅ポイント制度とは？

消費税率引上げに対する政策

消費税率の引上げが行われると、引上げ前の駆け込み需要の後、需要は大きく低下します。この需要変動に対して、特に「内需の柱」と位置付けられている住宅関連投資の反動減を少しでも軽減させようと、消費税率10%の際には住宅ローン控除等の既存制度に加えて、ポイント制度を新設しました。それが「次世代住宅ポイント制度」です。対象となる建物は2019年10月1日以降に引渡しを行うもので、ポイント申請受付は工事請負契約後から申請できるため、2019年6月3日開始予定です。

内容は、商品が貰えるポイント制度

次世代住宅ポイント制度は、住宅の新築・住宅のリフォームにおいて、エコ住宅や耐震住宅・バリアフリー住宅等、「省エネ・環境」、「安全・安心」、「健康長寿・高齢者対応」、「子育て支援、働き方改革」に資する住宅・工事内容である場合、その内容に応じてポイントがもらえるものです。

新築の上限は1戸当たり35万ポイント、リフォームの場合は30万ポイントとなりますが、若者・子育て世帯がリフォームを行った場合は上限45万ポイント、既存住宅

を購入し、リフォームを行う場合は、各リフォームのポイントを2倍カウントします。

貰ったポイントはカタログサイトから「省エネ・環境」、「防災」、「健康」、「家事負担」、「子育て」、「地域振興」のカテゴリに該当する商品と交換ができます。なお、現在交換商品を募っており、出品業者としては通信販売の実績等の制約はありますが、申請が通ればポイント事務局の商品一覧に掲載してくれるようです。該当するジャンルが幅広いので、該当する商品を取り扱っている企業も多いはずで、一度検討してみてもいいかもしれません。

ふるさと納税との兼ね合いも

ポイント商品の要件を見てみると「地域の振興」に資する商品については追加要件に「H31年度のふるさと納税の返礼品として紹介されていること」とあります。ふるさと納税は今年6月からお礼の品に関して規制が入ります。ふるさと納税と併せて次世代住宅ポイントでも地場産品については利用可能としたことで、地方自治体への「アメとムチ」の「アメ」の部分として役割を持たせようとしたのでしょうか？



役務の提供は商品としてNGなので、ポイントで確定申告を請け負うことはできません。

税理士法人 A I F NEWS

2019年5月13日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

消費税改正に向けた

次世代住宅ポイント制度とは？

消費税率引上げに対する政策

消費税率の引上げが行われると、引上げ前の駆け込み需要の後、需要は大きく低下します。この需要変動に対して、特に「内需の柱」と位置付けられている住宅関連投資の反動減を少しでも軽減させようと、消費税率10%の際には住宅ローン控除等の既存制度に加えて、ポイント制度を新設しました。それが「次世代住宅ポイント制度」です。対象となる建物は2019年10月1日以降に引渡しを行うもので、ポイント申請受付は工事請負契約後から申請できるため、2019年6月3日開始予定です。

内容は、商品が貰えるポイント制度

次世代住宅ポイント制度は、住宅の新築・住宅のリフォームにおいて、エコ住宅や耐震住宅・バリアフリー住宅等、「省エネ・環境」、「安全・安心」、「健康長寿・高齢者対応」、「子育て支援、働き方改革」に資する住宅・工事内容である場合、その内容に応じてポイントがもらえるものです。

新築の上限は1戸当たり35万ポイント、リフォームの場合は30万ポイントとなりますが、若者・子育て世帯がリフォームを行った場合は上限45万ポイント、既存住宅

を購入し、リフォームを行う場合は、各リフォームのポイントを2倍カウントします。

貰ったポイントはカタログサイトから「省エネ・環境」、「防災」、「健康」、「家事負担」、「子育て」、「地域振興」のカテゴリに該当する商品と交換ができます。なお、現在交換商品を募っており、出品業者としては通信販売の実績等の制約はありますが、申請が通ればポイント事務局の商品一覧に掲載してくれるようです。該当するジャンルが幅広いので、該当する商品を取り扱っている企業も多いはずです。一度検討してみてもいいかもしれません。

ふるさと納税との兼ね合いも

ポイント商品の要件を見てみると「地域の振興」に資する商品については追加要件に「H31年度のふるさと納税の返礼品として紹介されていること」とあります。ふるさと納税は今年6月からお礼の品に関して規制が入ります。ふるさと納税と併せて次世代住宅ポイントでも地場産品については利用可能としたことで、地方自治体への「アメとムチ」の「アメ」の部分として役割を持たせようとしたのでしょうか？



役務の提供は商品としてNGなので、ポイントで確定申告を請け負うことはできません。

税理士法人 A I F NEWS

2019年5月14日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

企画の作業スケジュール

企画の作業スケジュールは、言うまでもなく、「⑧実現のための具体策」を「⑨スケジュール」に落とし込み、企画の具体的内容を、時間軸（月・週・日など）に割り付けた表示を言います。

【企画シートのレイアウト】（現物はA3判）

① 主題				
② 背景・ニーズ・目的	③ 状況判断	④ SWOT分析	⑤ 基本構想・コンセプト	
⑥ 目標	⑩実績	【完了時の姿】		
⑦ 成功要因・ハードル解除	⑧ 実現のための具体策	⑨ スケジュール		

このスケジュール表示によって、企画作業のスタートからゴールまでの道筋と達成時点が明確化され、作業チーム自身のスケジュール管理と企画責任者等への進捗実績報告がなされることとなります。

スケジュール表示の方法

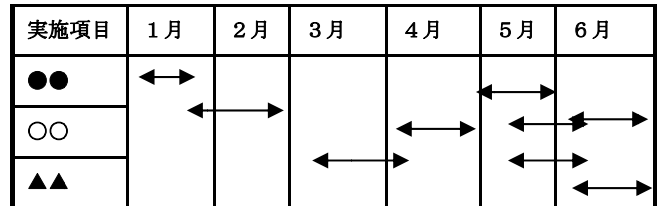
スケジュール表示するには、「⑧実現のための具体策」を「時間単位の作業」に置き換えた上で、右図のような3つの表示方法から選択して利用します。

【A：ガントチャート表示】は、一般的に利用されている方法で、利用し易いと言えます。

【B：ブロックダイアグラム表示】は【A方式】

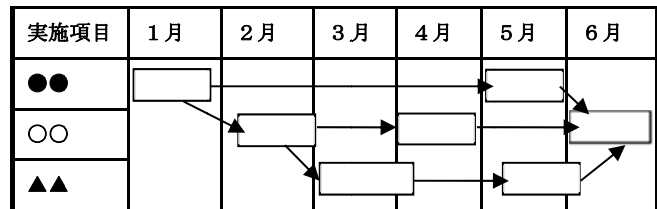
【A：ガントチャート表示】

↔作業



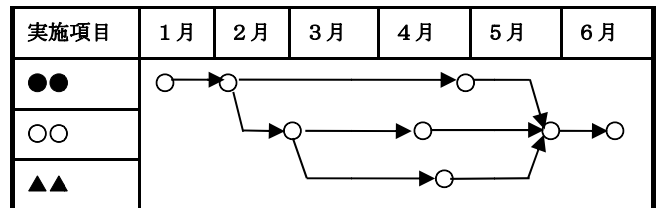
【B：ブロックダイアグラム表示】

□作業



【C：アローダイアグラム表示】

○→作業



に比較して、作業の前後関係が分かり易く、作成方法も簡単ですから、利用をお勧めしたい方法です。

【C：アローダイアグラム表示】は、作業の前後関係が分かり易く、クリティカルパスの重点管理やスケジュールの短縮が数値的に計算できるなど、高度な方法（PERT）で、知識と熟練を要するなど難しい方法です。



上手なスケジュールでの確に進度管理を！

税理士法人 A I F NEWS

2019年5月15日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

住宅取得等資金に係る

贈与税の非課税措置の拡充

贈与税の非課税措置とは

父母や祖父母などの直系尊属から、自己の居住用住宅の新築・増改築等のための資金を贈与によって得た場合、一定の金額まで贈与税が非課税になる制度です。消費税率が10%になるのにあわせて、非課税枠の拡大がなされました。拡大後の非課税限度額は以下の通りです。

契約年	質の高い住宅	その他住宅
2019年4月～ 20年3月	3,000万円	2,500万円
20年4月～ 21年3月	1,500万円	1,000万円
21年4月～ 12月	1,200万円	700万円

※期間内でも税率8%適用・個人間売買等の場合は拡充前の上限が適用となります。

「質の高い住宅」とは、断熱性が優れている・耐震免震住宅・バリアフリー対策がされていて、一定の水準に達している住宅のことです。

なお、受贈者が20歳以上、その年の所得金額は2,000万円以下、贈与を受けた年の翌年3/15までに家屋の新築等をする・翌年12/31までに居住を開始する、等の条件に適合していないと、贈与税の非課税措置が

受けられません。また、住宅ローンの決済後の贈与に関しても「住宅取得の対価」として認められないため利用できません。

相続時精算課税との併用もOK

非課税枠以上の贈与を行う場合には、毎年110万円の暦年贈与の非課税枠か、最大2,500万円の特別控除で相続発生時まで税金の計算を先延ばしにする「相続時精算課税制度」を選択適用できます。

小規模宅地等の特例は受けられなくなる

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税は、「持家を得る（改築する）」ためのものですから、故人と同居していたか、いわゆる「家なき子」である場合が条件の、相続税の計算で土地の評価が最大80%下がる「小規模宅地等の特例」が利用できなくなります。

相続・贈与に関しては特例の適用条件が複雑ですから、アクションを起こす前に必ず確認をしましょう。



住宅・土地に関する特例はたくさんありますね

税理士法人 A I F NEWS

2019年5月16日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

～小規模事業者持続化補助金～ 販路開拓のための補助金です

小規模事業者持続化補助金とは

経営計画に沿って実施する販路開拓等の取り組みに対し、原則 50 万円を上限に補助金（補助率 2/3）が出る補助金制度です。

補助対象者は下記の通りです

●卸売業・小売業 ●サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数 5 人以下
●製造業その他 ●サービス業のうち 宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20 人以下

※医師や歯科医師は該当しません。

※商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいること

対象となる事業は

商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業もしくは、販路開拓等と併せて行う業務効率化（生産性向上）のための事業です。

こんな使い方もOKです。

- 販促用のチラシやポスター、営業用のパンフレットの作成、配布（会社案内のパンフレットは対象外です）
- お店の什器購入や看板新設、洋式トイレへの改修といった店舗改装

- 展示会への出展や販路開拓のための活動
- 新商品開発や既存品のパッケージの改良

採択が決定されると

事務局より「補助金交付決定通知書」が届きます。補助金の対象となる経費の発注や契約・支出はこれを受領した後から可能となります。これ以前に発注・契約・支出した場合は補助対象外となりますので、注意が必要です。また、支払方法についても、銀行振込が大原則です。小切手・手形による支払いは認められません。

今年度の特徴としては、事業承継の計画を記載していることや、平成 31 年 3 月 31 日までに経営力向上計画の認定を受けていること、購入型クラウドファンディングの活用があれば、それぞれ加点項目になっています。既にこれらを計画・実施している企業は採択率が高まります。

平成 30 年度第二次補正予算でただいま公募中です。締め切りは令和元年 6 月 12 日(水)締切日当日消印有効。



近くの商工会議所に相談してみよう！

税理士法人 A I F NEWS

2019年5月17日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

活用したい男性育休 男性育休の助成金

男性育休の推進

昨今男性育休をとらせる流れが進んでいます。昨年度の男性育休取得率は過去最高の5%台を記録しました。政府は2020年までに取得率13%を目指しています。三菱UFJ銀行は、2歳未満の子供がいる男性行員に、育児休暇を年1か月取得することを義務付ける方針を打ち出しました。人手不足の今、優秀な人材を集める狙いもあるようです。

1日でも育休をとるとその効果は

育児休業制度では、例えば月の最終営業日に対象の社員が育休で1日でも休むと、その月のその人の社会保険料が免除になります。月給30万円の方であれば会社負担の約4万円強(協会けんぽ)が免除されますし、本人の年金金額等への影響もありません。さらに賞与月に重なっていれば賞与分の社会保険料も免除されます。

また育児休業のために1か月10日以下だけ出勤している社員は雇用保険から育児休業給付金が支給されます。休業開始時賃金日額×支給日数×67%(181日目からは50%)。女性が取得することが多い制度ですが育休中の生活費のための後押しとして男性でも取得できます。基本は開始した日前

2年間に雇用保険被保険者期間が12か月以上必要となります。

男性育休の助成金(両立支援等助成金)

さらに男性育休を5日以上取得してもらうことで両立支援等助成金出生時両立支援コースが受給できます。

①育休を男性社員に5日以上(中小企業)取得してもらうと1人目57万円、2人目以降14.25万円の受給ができます(生後8週間以内)。

②また、「育児目的休暇」の制度を新たに導入して男性社員が5日以上育児目的休暇を取得することで1企業1回限り28.5万円の受給ができます(出生前6週間又は出生後8週間以内)ので、対象者が1人いて10日以上育休を取得させれば85.5万円の受給ができます。

育休の代替人員を探すのが難しい時代ではありますが、働きやすい職場・働きがいのある職場を実現することで労働者が集まり・定着し・意欲が高まり、良いサービスを提供できる会社になるでしょう。



男性の育休が注目されています。賢く制度を活用して、いい人材の定着につなげたいですね。

税理士法人 A I F NEWS

2019年5月20日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

残業時間の上限が規定される

労基法の改正 時間外労働の上限規制

労働時間の定めは労働基準法で原則1日8時間及び週40時間、毎週少なくとも1回の休日を取り、これを超える時は36協定(時間外労働の労使協定)を締結、届出が必要とされています。これまで36協定で定める時間外労働について厚生労働大臣の告示による上限基準はありましたが、特別条項付き協定を締結すれば限度時間を超えることができました。これが長時間労働に拍車をかけるとして、告示に留まっていた時間外労働の上限規制が新年度の4月から改正され罰則付きで労基法に規定されました。

改正内容

今回の改正によって、

- ①法律上時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別なことが無ければこれを超えられません。
- ②臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも次の規制があります。

- ・時間外労働が年720時間以内
- ・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- ・時間外労働と休日労働の合計が2か月、3か月、4か月、5か月、6か月のそれぞれ

の平均ですべての時間外労働が1月当たり80時間以内

- ・時間外労働が月45時間を超えられるのは年6回が限度
- ・上記に違反した場合には罰則(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科せられる可能性があります。

注:上記内容は特別条項の有無にかかわらず規制がかかります。また、時間外労働が45時間以内であっても時間外労働と休日労働の合計が月100時間以上になることは認められていません。

36協定で定める留意事項

今年度より36協定届は新様式になりました。改正点は次の通りです。

- ①1日、1か月、1年のそれぞれの時間外労働の限度を定める必要があります。
- ②協定期間の起算日を決定します。
- ③時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、2~6か月の月平均80時間以内にします。
- ④限度時間を超えて労働させるのは「臨時的な特別な事情がある場合」に限られます。



中小企業の導入は2020年4月からです。今から準備しておきましょう

税理士法人 A I F NEWS

2019年5月21日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

10%? それとも8%? 軽減税率制度の微妙な判定

これは消費税が8%の飲食料品?

2019年10月より、消費税及び地方消費税が8%から10%に上がりますが、「飲食料品・新聞は据え置き8%」となります。ただし、酒類は10%・外食に該当するものは10%等、中には軽減税率を適用されないものがあります。

コンビニエンスストアでは、少し前までは「イトインコーナーは休憩用スペースと改めて飲食禁止とし、すべて飲食料品は8%適用」という策を検討していましたが、外食産業などからの反発もあり、レジ付近に「イトインを利用する方はお申し出ください」といった張り紙をすることになったようです。申し出があった場合は標準税率の10%が適用されます。

国税庁では特設ページで微妙な判定になりそうなケースを解説しています。

一体資産は2/3が目安

おもちゃ付のお菓子や紅茶とカップを併せて販売する等の、飲食料品とその他のものを併せて販売しているものに関しては「一体資産の譲渡対価額(税抜)が1万円以下」「食品に係る部分の価格の占める割合が合理的な方法により計算した3分の2以上」

であれば、全体が「飲食料品」として軽減税率の対象となります。ただし、小売事業者等で割合が不明な場合は、1万円以下の商品であれば課税仕入れのときに仕入先が適用した税率をそのまま適用して差し支えないとのことです。

老人ホームの食事提供

有料老人ホーム等で提供される食事は、一食640円以下かつ1日の合計額が1,920円までは軽減税率が適用されます。超過した場合は「超過した部分」だけでなく1食分が標準税率の対応となります。

また、老人ホーム設置者と、調理業務を委託している業者との取引は標準税率が適用されます。

栄養ドリンクの税率

栄養ドリンクのうち「医薬品」や「医薬部外品」に該当するものは軽減税率の対象とはなりません。該当しないものは「食品」に該当し、その販売は軽減税率の対象となります。



「イトインで」と申告する人は何%くらい居るのでしょうか?

税理士法人 A I F NEWS

2019年5月22日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

企画のキーワード

企画を実施するには、キーワードを利用すると、より高いレベル・より効率的なプロセスと結果が得られます。

このコラムでは、図の「企画シートのレイアウト」の項目全体を俯瞰して、キーワードの活用方法を見てみましょう。

【企画シートのレイアウト】(現物はA3判)

① 主題			
② 背景・ニーズ・目的	③ 状況判断	④ SWOT分析	⑤ 基本構想・コンセプト
⑥ 目標	⑩実績	[完了時の姿]	
⑦ 成功要因・ハードル解除	⑧ 実現のための具体策	⑨ スケジュール	

キーワードの種類と活用ポイント

キーワードは次のように活用目的に応じて、使われます。

キーワード活用目的	企画シート対応項目
[企画作業全体の基本的指針]	①～⑨の全項目
[戦略構築]	④SWOT分析 ⑤基本構想・コンセプト
[表現・可視化]	完了時の姿
[問題発見・判断・課題解決]	②背景・ニーズ・目的

	③状況判断
[目標設定・評価]	⑥目標 ⑩実績
[工程・手順の改善・改革]	⑦成功要因 ⑧実現のための具体策

今回は上記の内、[企画作業全体に基本的指針]を与える2つのキーワードについて解説させていただきます。

①【三現主義】現場(現地)で、現物を見て、現実に即して判断する。

問題が生じた時、その問題現象についての確な判断を下すための指針を示すキーワードで、この三現主義に基づく判断は、以後の問題解決に当たって欠くべからざる事柄です。また、企画の全作業において、問題が生じた時も三現主義に基づいた判断を徹底すべきです。

【共創: Co-Creation】異質な個が融合して新しい知を創出する。

チーム活動において、個々のメンバーが持つ異質な知識・技術・技能をうまく融合させ、新しい課題解決策を導く考え方を全プロセスで活用することが出来ます。



「企画のキーワード」は宝の山!

税理士法人 A I F NEWS

2019年5月23日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

中小企業投資促進税制等の 適用期限が延長されました

平成31年度税制改正において、中小企業の積極的な設備投資を後押しし、「生産性革命」の実現を図る観点から、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制の適用期限が2年間延長されました。

中小企業投資促進税制

本制度は、中小企業者又は農業協同組合等で青色申告書を提出するものが指定期間内に、新品の特定機械装置等を取得し又は製作して、これを国内にあるその中小企業者等の営む製造業、建設業等の指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、普通償却のほかに特別償却（取得価額の30%）ができるというものです。なお、中小企業者等のうち農業協同組合等を除く、資本金の額が3,000万円以下の中小企業者等にあつては特別償却に代えて税額控除（取得価額の7%）が選択控除できます。

商業・サービス業・農林水産業活性化税制

本制度は、商業・サービス業を営む中小企業者等が指定期間内に経営改善指導等に基づき一定の建物付属設備又は器具備品を取得し又は製造もしくは建設して、これを

国内にあるその中小企業者等の営む指定事業に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、普通償却のほかに特別償却（取得価額の30%）ができるというものです。

なお、個人事業主及び資本金の額が3,000万円以下の中小企業者等にあつては特別償却に代えて税額控除（取得価額の7%）が選択適用できます。

中小企業経営強化税制

本制度は、中小企業者等が指定期間内に一定の認定を受けた経営力向上計画に基づく設備投資をして、これを国内にあるその中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、即時償却又は当該設備等の取得価額の10%（資本金等の額が3,000万円超1億円以下の中小企業者等は7%）相当額の税額控除ができるというものです。

3つの制度をよく理解し経営課題や方針に応じて上手に活用していきたいものです。



働き方改革に
資する設備も
経営強化税制
の適用対象と
なります！

税理士法人 A I F NEWS

2019年5月24日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

商店街の実態調査

3年に1度、景況等を調査

2019年4月26日、中小企業庁は平成30年の商店街実態調査の結果を公表しました。この調査は3年に1度、全国の商店街に対し、景況や問題点、取組等について調査をするものです。それによると、1商店街あたりの店舗数は減少傾向(54.3店→50.7店)、空き店舗率は増加(13.17%→13.77%)、今後の見通しとしても空き店舗は増加すると答えた商店街が最多(53.7%)です。

全国的には大規模商業施設や人手不足、ネットショッピングの普及に伴い徐々に活力を失いつつあるのが全国的な商店街の実情ですが、イベントや環境の整備等によって、「最近の景況は繁盛している」と答えた商店街もわずかに増加(5.3%→5.9%)しています。

商店街を活性化させる補助

中小企業庁では、商店街を活性化させ魅力を創出するため、また、インバンウンドや観光等で地域外や日常の需要以外から新たなお客様を商店街に取り込むための環境整備・消費創出事業に対して、補助を行っています。環境整備については補助率 2/3 以内、消費創出事業では補助率 2/3 以内、専門家派遣事業は補助率 10/10 定額(上

限: 200万円)、3つの補助の合計で、上限は2億円、下限は200万円となっています。

例えば外国からのお客様を取り込むための免税対応設備やゲストハウスの整備、店舗の多言語サインや、文化体験イベント、地域外からのお客様を取り込むための地元食材を活用したイベントや観光資源等と連携した取組、構造的な課題対応や取組を策定できる専門家の派遣に利用できます。

税制面でのサポートも

先の調査で「商店街が抱える問題」としてもっとも多い後継者問題(64.5%)の一助になる税制面の制度もできました。今年から個人事業者の事業承継税制が創設され、10年間の時限措置ではありますが、事業用の宅地・建物・その他一定の減価償却資産について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税・贈与税額が納税猶予されます。ただしこちらは既存の小規模宅地等特例との選択適用となりますのでご注意ください。



商店街組織の専従事務職員が0名の商店街は74.8%。イベントを数多くしようとすると、ここも改善の必要がありますね。

税理士法人 A I F NEWS

2019年5月27日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

トライアル雇用助成金 対象者の一部変更

一般トライアルコースについて

「トライアル雇用」は、職業経験、技能、知識の不足などにより就職が困難な求職者を原則3か月間試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとすることを目的とした制度です。労働者の適性を確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。

採用当初は有期雇用契約社員として3か月のトライアル雇用の間に面接・筆記試験で判定しにくかった本人の適性・能力を確認、常用雇用にするかどうかを判定します。

常用雇用には進めないと判断した場合には最長3か月で終了することも出来ます。8割方の企業が常用雇用に移行しているとのことですが、キャリアアップ助成金正社員化コースと併用したい時にはこのタイミングの常用化は注意が必要です。

対象者の一部が変更された

トライアル雇用となるのは雇用保険加入事業所であってハローワークにトライアル求人の申し込みをし、紹介により対象者を雇い入れた場合です。

対象者の要件が平成31年4月から一部変更されました。

- ①紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している人
- ②紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている人
- ③妊娠、出産、育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で安定した職業に就いていない期間が1年を超えている人
- ④紹介日時点で、ニートやフリーター等で45歳未満の人（新設）
- ⑤紹介日時点で、就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する人
生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、生活困窮者等（他にも有）

助成金額と申請時期

対象者1人当たり月額最大4万円（最長3か月）で最大12万円を支給。母子・父子家庭の親は最大月額5万円（同）、若者雇用促進法の認定事業主は対象者が35歳未満なら最大月額5万円（同）支給されます。

採用したら雇用開始日から2週間以内に「実施計画書」を提出し、トライアル終了後2か月以内に助成金を申請します。



税理士法人 A I F NEWS

2019年5月28日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル 2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

戦略構築のキーワード

企画の一連の作業において、「③状況判断」を基にして、「④SWOT分析」・「⑤基本構想・コンセプト」を検討することは、最も重要な作業です。このステップを誤れば、企画そのものが暗礁に乗り上げることになります。

【企画シートのレイアウト】(現物はA3判)

① 主題		
② 背景・ニーズ・目的	③ 状況判断	④ SWOT分析
⑤ 基本構想・コンセプト		
⑥ 目標	⑩実績	[完了時の姿]
⑦ 成功要因・ハードル解除	⑧ 実現のための具体策	⑨ スケジュール

「⑤基本構想」への流れ

基本構想を確立するためには、「③状況判断」が的確になさなければなりません。すなわち三現主義に基づく問題の把握・因果構造の検討により、問題が生じた因果関係の解析がなされていることが必要条件となり、基本構想を確立する「④SWOT分析」が成り立ちます。

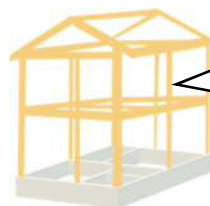
すなわち、「④SWOT分析」は「③状況判断とその判断の基になった問題群」を「⑤基本構想」へ結びつけるため、視点を変えて検討することです。

SWOT からクロス SWOT 分析へ

「SWOT分析」で、強み・弱み・機会・脅威を捉えた上で、下図に例記したように、「強み・弱み」と「機会・脅威」をクロスさせて企画の方向性を検討します。

	外部環境	機会 ① ○○顧客のニーズ ② △△顧客のニーズ	脅威 ① 競合△社のB製品 ② ……
内部環境			
強み		1. …… 2. …… (強みを機会に生かす方策)	……
① 核商品A ② アフターサービス			
弱み		……	……
① 顧客構造			

クロスSWOT分析の最大の目的は「⑤基本構想・コンセプト」すなわち、「上図のイエロー部分の方策を用いて、あるべき姿を、期限付きで達成すること。その企画作業を貫く活動方針」をもって基本構想・コンセプトとし、企画の目的を達成する土台を形成することです。



企画の土台は基本構想にあり！

税理士法人 A I F NEWS

2019年5月29日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

いま注目の人材確保等支援助成金 (働き方改革支援コース)

人材不足解消に使いたい新設助成金

2019年4月より、人手不足解消に向けた人材採用を行って社員数を増加させると受給できる**人材確保等支援助成金(働き方改革支援コース)**が創設されました。正社員1名増員で60万円、パートでも1名増員で40万円(10名まで)が支給されます。キャリアアップ助成金正社員化コースとは、初めから正社員採用をしても助成金対象になるところと対象者の賃金アップは求められていないところが大きく違います。

助成金のポイント

この助成金のポイントは二段構えの助成金となっている点です。まずは**時間外労働等改善助成金**を支給される必要があります。その中でも**勤務間インターバル導入コース**が使いやすくお勧めです。上記の助成金を受給した後、雇用管理改善計画(1年間)を立て、働き方改革支援コースの計画届を提出します。1年間の計画期間の前半6か月で雇用した人が助成金の対象になり、その後6か月経過した計画期間終了時点の会社の社員数の増加人数で支給額が変わってきます。例えば10人の会社が計画終了時点で11人になっていれば1名分の助成金が支給されます。

このことから助成金を受給するには、退職者もあることを考えると前半の6か月で数名の増員を行う必要があるでしょう。その他の要件として計画期間中の離職率を30%以下に収める必要がありますが、厚生労働省「雇用動向調査結果」によると全国平均15%前後ですので引っかかってしまう心配は少ないでしょう。

この助成金は平成29年度の旧職場意識改善助成金を受給した企業も対象になるものですので、すぐにでも**働き方改革支援コース**を実施することができます。採用を予定している企業は積極的に使うとよいでしょう。

有効な助成金の活用方法

昨今の人手不足解消に向けた人員採用時に使える助成金です。**勤務間インターバル導入コース**は勤務間インターバルの制度導入だけ行い、採用に向けて**働き方改革支援コース**の準備をしても良いでしょう。人材不足に対応して積極的に助成金を使いたいものです。



中小企業が対象の助成金です。賢く人員確保をしていきたいですね。

税理士法人 A I F NEWS

2019年5月30日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

見えない資産価値 「のれん」の増加と減損リスク

譲渡企業の帳簿上の価値である純資産を上回る額で企業を買収した際、その差額分を会計上の資産として計上する「のれん」代が国内企業で膨らんでいます。

2018年3月期決算までに東証1部上場の主要225社のうち7割にあたる約150社がのれんを計上し、その額は計24兆円と、5年前に比べ約9兆円増えました。

「のれん」の意味するものとは

「のれん」は、ブランドイメージなど帳簿にない付加価値と説明されますが、具体的には、企業の長年にわたる伝統と社会的信用、立地条件の良さ、特殊の製造技術、優良な取引関係、市場の独占性などを総合した、将来にわたり他の企業を上回る企業収益を稼得することができる無形の財産価値であるとされています。

のれんの会計処理

のれんは時価評価替え後の純資産額と買収価格の差額分です。純資産額より買収価格が高い場合にはその差額をのれんとして資産計上し、日本の会計基準では20年以内の一定期間で費用として償却します。一方、純資産額より買収価格が低い場合にはその

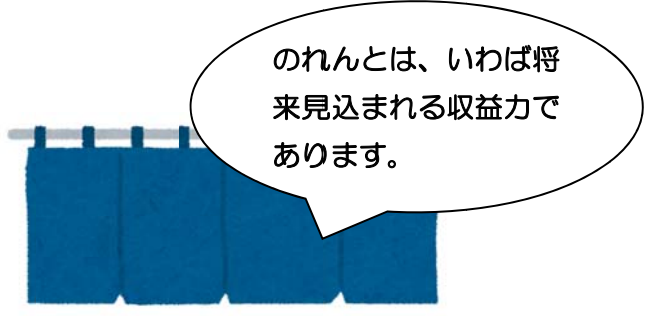
差額を負ののれんとして生じた事業年度の利益（特別利益）に計上します。

減損リスク

財務諸表上は業績の芳しくない企業でも、のれん代によって高値で売却できる場合があることから、譲渡企業にとってのれん代はプラス材料となります。一方、譲受企業は将来的に多額の損失を被る可能性があることに留意が必要です。

近年では、東芝が買収した米原発メーカーで7,000億円を超える巨額の損失を出して経営危機に陥りました。また、日本郵政は買収した豪物流大手に係るのれん等の減損損失の発生により赤字に転落しました。

買収市場が活発化する中、人気の企業は買収価格が高騰する傾向にあります。後々一気に巨額の損失を出すことも考えられるため、高値づかみを懸念する声が上がっています。



のれんとは、いわば将来見込まれる収益力です。

税理士法人 A I F NEWS

2019年5月31日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

ふるさと納税の見直し

2019年6月1日からの制度変更

一部自治体のお礼の品は寄附に対しての割合が高すぎる、過度な競争が起きているとして、今年6月1日以降の寄附について、大臣が指定しない自治体に対しての寄附は、ふるさと納税における住民税の特別控除が適用されなくなります。

ふるさと納税適用外の自治体

2019年6月1日以降、ふるさと納税の対象とならない団体は、東京都（申込書の提出が無かった）、静岡県小山町、大阪府泉佐野市、和歌山県高野町、佐賀県みやき町の5団体です。6月から5団体への寄附については、一部 Web サイト・報道等では「寄附金控除が適用されない」といった文言も見られますが、「ふるさと納税の特別控除の対象とはなりません」というのが正解です。

実際には所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除（本則分）は適用されるため、適用外の自治体への寄附のすべてが控除されないというわけではありません。ただし、「2,000円でお礼の品がたくさんもらえる」のが売りの制度ですから、ふるさと納税から除外された自治体への寄附は「お得でなくなった」ので、「寄附が集まらなく

なる」のは確実でしょう。

指定団体が2パターンある

また、総務省の Web サイトでは今年6月1日から翌年9月30日までと、今年6月1日から今年9月30日までの自治体の2パターンの指定がされているのが確認できます。

期間の短い自治体については2018年の調査で返礼割合実質3割超の返礼品を送付している・地場産品でないものを送付していると名指しされている団体が多いことから「対象期間が長いと適切でない」として4か月の指定とされているようです。指定が4か月の自治体は再度7月に総務省にふるさと納税の適用申出書を出すこととなりますから、今後もふるさと納税の対象外となる自治体が出てくるかもしれません。

「お礼の品やポータルサイト等の利用料を含め、ふるさと納税に係る経費は寄附金の5割以下とすること」というルールや、ヒアリングや追加資料提出依頼等がある旨の通達を鑑みるに、総務省はふるさと納税の運営基準の厳守を徹底しています。



お得な制度として脚光を浴びたのだから、お得でなくなったら衰退するよね。

税理士法人 A I F NEWS

2019年6月3日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

戦略構築の 代表的なキーワード

【戦略構築】に用いる代表的なキーワードとして、◎【BSC: Balanced Scorecard】(バランスト・スコアカード)が挙げられます。

BSC の概念

BSCとは「戦略・ビジョンを4つの視点(財務の視点・顧客の視点・業務プロセスの視点・学習と成長の視点)で検討する」ことで、企業の戦略を偏りなく設定することが出来ます。

すなわち、この概念は、従来の財務的指標中心の業績管理手法の欠点を補うものであり、「前記の4つの視点で、その企業の持つ戦略やビジョンと連鎖された財務的指標、及び非財務的指標を設定する必要がある」とされ、「戦略構築」と「業績評価」の機能を併せ持つもので、今日では多くの企業がその有用性・効果性を認め、活用するに至っています。

BSC の実施プロセス

バランスト・スコアカードの実施は以下の4つのプロセスからなります。企業が自社のビジョンに基づいて「経営戦略」を策定するケースについて説明致します。

ステップ	検討方法
ビジョンを実現可能な目標に翻訳する。	BSCの4つの視点で実現可能な目標に翻訳する。
ビジョンについて議論し、個々の業績とリンクさせる。	それぞれの目標を業績とリンクさせ、複数の経営戦略目標を設定する。
ビジネス計画立案。	経営戦略を策定する(企画シートの活用)
フィードバックと学習により、戦略に修正を加える。	戦略の不足点、更なる改善点について検討し、戦略を修正する。

経営者・管理者の留意点

上記の実施プロセスのマネジメントは「共創」によって行い、関係者の衆知を集めることが重要で、漏れや不整合な戦略構築を回避するとともに、関係者全員のやる気を高めることが出来ます。このステップは目標のカスケードダウンの際、各部門で実践し、ベクトルの一致を図ることが出来ます。



戦略は偏りなく！

税理士法人 A I F NEWS

2019年6月4日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

印紙税の基本

コンビニでごく稀にある印紙の間違い

インターネット上で「コンビニでの料金支払いの際に高額になったため、収入印紙代を取られた」という話題が出ていました。

コンビニのレシートや領収書は「金銭又は有価証券の受取書」に該当するため、5万円以上の受領金額が記載されていれば印紙税が課税されますが、この印紙税を負担する納税義務者は「課税文章の作成者」ですから、上記の場合は本来コンビニ側が収入印紙代を負担するものです。ただ、収入印紙はコンビニでも売られているので、レジの方に印紙に対する知識がなければ、「収入印紙というのはこのためにあるのか」と誤ってしまうのも、分からなくはないですね。印紙税について、基本的なことをおさらいしてみましょう。

印紙が必要なのは「課税文書」

印紙税が課される書類は「課税文書」と言われ、契約書・手形・定款・預金証明・金品等の受領書など、1号から20号に分類され、その税額も内容により各種設定されています。また、電子メール等で課税文書に該当するものを発行した場合には印紙税はかかりませんが「後で原本の書面を送る」等、紙で出した場合は印紙税がかかるので

注意が必要です。

課税事業者の場合で不動産譲渡等の契約書・請負に関する契約書・金銭又は有価証券の受取書については、消費税額を区分記載していれば印紙税は税別で計算してかまいません。例えば金銭の受取書で税込51,840円（内消費税3,840円）と記載していれば、本体価格は48,000円ですから、この場合印紙税はかかりません。免税事業者の場合は税込で計算しますので、上記の場合でも印紙税がかかります。

過誤納は税務署で還付可能

誤って印紙税の課税文書に実際より大きい額の収入印紙を貼り付けたり、印紙税の課税文章にあたらぬ文書に収入印紙を貼り付けたりしてしまった場合は、税務署に「印紙税過誤納確認申請書」を出せば還付の対象となります。

収入印紙は国への手数料の納付などにも利用されていますが、手数料の支払いのための貼り付けに関しては還付の対象とはなりませんので注意しましょう。また、過誤納は現金での還付となりますが、利用していない印紙については現金に交換することはありません。郵便局で1枚につき手数料5円で他の額面のものと交換可能です。



印紙税節約のために、請負契約書はすべて電子発行にしたいなあ……

税理士法人 A I F NEWS

2019年6月5日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

組織犯罪詐欺・マネロン対策等で 会社設立手続き厳格化も穴あり？

法人の銀行口座開設がますます狭き門

法人の未公開株・社債購入等の詐欺被害や、不法な商行為による消費者被害が拡大しています。こうした背景を受け、「当局から各金融機関への指導」や「犯罪収益移転防止法改正」が度々行われ、法人の銀行口座開設はますます狭き門となっています。

もともと、以前から、法人の銀行口座開設は、会社実態や事業実在性の確認のための説明など、容易ではありませんでした。

今般、さらに、会社設立の段階から、犯罪収益移転の芽を摘む対策もなされました。

定款認証手続き厳格化と影響される株主

2018年11月30日から、公証人の定款認証の手続きに際し、暴力団員等に該当する者が実質的支配者となる法人の設立行為に違法性があると認められる場合、定款の認証ができないこととされています。

日本在住個人で住民票を交付でき、上記に該当しなければ、何ら問題はありません。

厄介なのは、日本以外の国に居住する外国人や外国法人が株主（＝実質的支配者）となるケースです。まずは、居住国・所在地の公的機関から、居住者証明や会社の登記簿謄本に当たるものを発行してもらいます。そして暴力団員等でないことや、違法

性がないことを公証人に調査・確認してもらった上で定款認証してもらうこととなります。

合同会社は対象外!?

定款の認証が必要なのは、株式会社設立の際です。合同会社には、定款認証の手続きはありません。そのため、本国で公的証明書の発行が困難な場合（＝認証手続きがないとか、時間がかかりすぎる場合）には、「設立は合同会社」の選択肢もあります。

合同会社を設立した後で、株式会社に組織変更することもできます。

合同会社から株式会社への変更とその後

合同会社から株式会社への組織変更の際には、債権者保護等で、最低1か月以上官報に公告として掲載します。官報掲載の予約にも待ち時間がかかりますので、完成まで2か月程度要することになります。

銀行口座は合同会社の設立後申し込めます。銀行の審査が通って口座が開設された後で組織変更となれば、再度、銀行での名称変更手続き等もしなければなりません。

本国での公的な本人証明書や登記簿謄本の発行の所要時間を考えて、こういった選択肢を取るかということになります。



組織犯罪詐欺や振り込め詐欺などのせいで、負担はどんどん増えるが、仕方がない。

税理士法人 A I F NEWS

2019年6月6日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

外国法人等の消費税申告

外国法人にも日本の消費税の納税義務あり

消費税法は、「事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務がある。」と規定しています。事業者の定義は、個人事業者及び法人です。国内もしくは国外の区別はされていませんので、外国法人・個人も、日本の消費税の納税義務者となります。

一方で、消費税法には、小規模事業者に係る納税義務の免除の規定がありますので、課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れが1千万円以下であれば、納税義務が免除です。

日本に事業拠点がなくとも消費税課税

法人税の場合、外国法人は日本に事業拠点を持たなければ、事業所得にかかる法人税の課税はありません（投資所得等は別途源泉分離課税等されます）。

消費税では、事業拠点の有無に関係なく、課税資産の譲渡等又は特定課税仕入れがあれば、納税義務発生可能性があります。

たとえば、外国の法人が、日本国内の会場を借りて、金融投資のセミナーを行う事例で考えます。一時的な場所の賃貸ですから、固定的な事業拠点（＝恒久的施設）とはみなされませんが、セミナーは役務提供となり、課税資産の譲渡等となります。

こうしたセミナーを動画でオンライン配信した場合には、「電気通信利用役務の提供」とされ、その役務の提供が国内の事業者・消費者に対して行われるものは、国内、国外いずれから行われるものも国内取引として消費税が課税されることとされています。

納税義務は、2年前の課税売上（＝基準期間の課税売上）で判断します。課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れが1千万円を超えた2年後から（例外規定あり）、納税義務者となり、申告・納税が必要となります。

外国法人の消費税の申告・納税

外国法人が消費税の申告をする場合は、納税管理人を立てます。税金の申告、納税は納税管理人が行います。納税管理人は誰でもなれますが、税金の計算や申告手続きは税理士だけです。結局、税理士による納税管理人と税務代理人兼務が多いです。

電子書籍や音楽の配信（セミナー動画の配信等も含む）など事業者向け以外の電気通信利用役務提供では、国外事業者にも納税義務が発生します。請求書・領収書などに「○社は登録国外事業者であり、消費税の申告及び納税義務を有します」と記載してあるのを見たことがあるかもしれません。



2015年10月1日以後、国外から行われる「電気通信利用役務の提供」についても消費税が課税されています。

税理士法人 A I F NEWS

2019年6月7日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

全世界 3,000 本を超える 租税条約への一括適用?の方法

BEPS(税源浸食と利益移転)対応計画

OECDは、多国籍企業が各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用し、その課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting) = 税源浸食と利益移転)に対処するため、2012年にBEPSプロジェクトを立ち上げました。

BEPSプロジェクトでは、G20の要請により策定された15項目の「BEPS行動計画」に沿って、国際的に協調してBEPSに有効に対処していくための対応策について議論が行われ、2015年9月に「最終報告書」がとりまとめられました。

時間をかけずに効果的に対策を進める方法

BEPS行動計画15の多数国間協定の策定により、世界で約3,000本以上ある二国間租税条約にBEPS対抗措置を効率的に反映させるための多数国間協定がBEPS防止措置実施条約です。これにより、相対での改正の手続きを経ることなしに、多数の既存の租税条約について同時かつ効率的にBEPS防止措置を実施することが可能となります。

本来租税条約は国対国(又は地域)との条約であり、内容の改正や適用に際しては個別に改正が行われて発効するものです。

しかしながら、原則に従ってはいは迅速な対応ができません。そこでBEPSプロジェクト参加国が租税条約に関連するBEPS防止措置を多数の既存の租税条約について同時かつ効率的に実施することが可能となるBEPS防止措置実施条約が策定されました。

この条約の各締約国は、既存の租税条約のいずれを本条約の適用対象とするかを任意に選択することができ、また、この条約に規定する租税条約に関連するBEPS防止措置の規定のいずれを既存の租税条約について適用するかを所定の制限の下で選択することができます。

わが国も2018年9月26日受諾書を寄託しました。本条約は、わが国について2019年1月1日に発効しています。

既存の租税条約に導入のBEPS防止措置

①租税条約の濫用等を通じた租税回避行為の防止に関する措置、及び、②二重課税の排除等納税者にとっての不確実性排除に関する措置から構成され、具体的には、いくつかの行動計画に関する最終報告書が勧告する租税条約に関連するBEPS防止措置が含まれています。これにより、租税条約の読み方がさらに複雑となりました。



手をつなげば、みんな
が本当につながるの
だろうか?

税理士法人 A I F NEWS

2019年6月10日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

3C分析の活用

「3C分析」は経営戦略の策定・目標管理制度における目標設定などのビジネスシーンでよく使われ、右図のフレームワークに示したように、自社が事業を行うビジネス環境について市場・顧客、競合、自社の相互関係を分析し、自社が事業を行うビジネス環境での成功要因（KSF）を導き出すことを目的として使われます。

3C分析の活用法

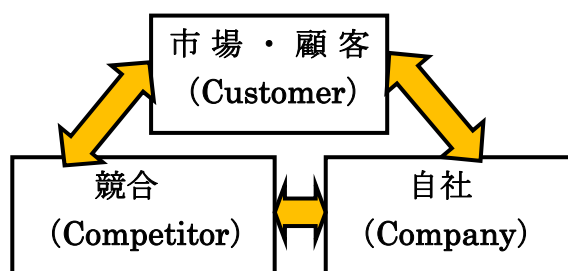
「3C分析」では、次の分析、検討を行います。

1	自社の事業領域における市場・顧客の変化を観察する。
2	自社の市場・顧客の変化への対応状況を自己評価する。
3	競合の市場・顧客の変化への対応状況を自社と比較評価する。
4	上記の結果から、自社の KSF を導き出し、事業戦略を構築する。

分析で陥り易い問題点と対策

「3C分析」で陥り易い問題は、観察するデータが大変多く、それらの分析・評価に多くの時間を要し、分析の的確性・効率性を失いやすい点にあります。

[3C分析のフレームワーク]



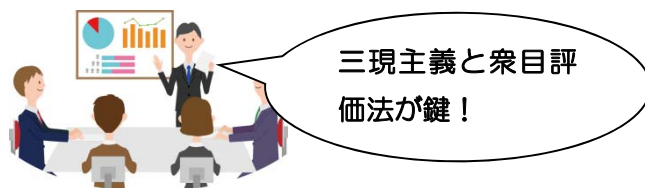
[分析の問題点と対策]

観察データが多いことと、観察力・評価力に関連して、次のような問題点と対策を必要とします。

問題点	対策
重要な事実の見落とし。	・三現主義に徹する。 ・複眼で観察する。
的確な評価ができない。	衆目評価法を用いる。

経営者・管理者の留意点

「三現主義」と「衆目評価法」は、チームワークによる観察・評価において、不可欠であると言えます。ファシリテーションを活用し、複数の関係者の衆知を集めることが成功要因となります。



税理士法人 A I F NEWS

2019年6月11日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

建設業 一括有期事業開始届の廃止

事業主の事務負担簡略化

労働保険料は平成30年度の確定31年度の概算申告時期ですが、建設業においては確定申告をする際に確定年度の有期事業の開始届の内容を一括有期事業報告書にまとめます。開始届は平成30年度までは建設事業を開始した翌月10日までに一括有期事業開始届を労働基準監督署に提出することになっていましたが、この取扱いは平成31年4月1日からは届出不要になりました。

建設業（有期事業）ではその工事の現場ごとに労災保険を成立させますが、その事業開始又は事業終了に伴って保険関係手続を行う必要があります。ただし小規模な建設事業及び立木の伐採事業については事業単位で労働保険を成立させるのが煩雑なため、同一事業主が行う2以上の小規模の有期事業を同様に取り扱うことができ、一括された有期事業を一括有期事業と言っています。

一括有期事業の対象

一括有期事業は事業規模が概算保険料の額が160万円未満かつ請負金額1億8000万円未満（立木の伐採は素材見込生産量1000m³未満）の工事が対象です。

また、有期事業の一括にかかる地域要件

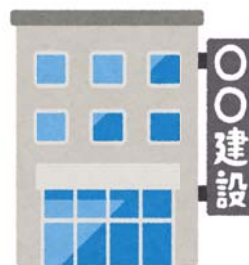
もありました。法律上当然に一括される有期事業は保険料の納付事務を行う事務所所在地を管轄する労働局に隣接する労働局、厚労省の指定する労働局管轄区域内で行われるものに限られていました。平成30年度の労働保険の確定申告には一括有期事業開始届を提出した有期事業が対象となります（機械の組立て・据付けは地域要件なし）。

平成31年度(令和元年)からの改正

①一括有期事業開始届廃止……今年度からは工事があっても一括有期事業開始届は必要なくなりました。個別に労災を成立させる必要もありません。

②有期事業の一括にかかる地域要件の廃止……前述の地域要件により、隣接しない遠隔地の工事は個別に労働保険を成立させなくてはなりませんでした。地域要件の廃止により小規模遠隔地の有期事業も一括できることになりました。

労働保険料の有期事業では前年度の内に終了した工事について確定申告するので、前年度に始まった工事でも年度をまたいで行ったものは次年度以降に確定となります。



有期一括事業開始届は結構な事務負担でしたが届出不要になって助かります

税理士法人 A I F NEWS

2019年6月12日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

会社の従業員なのになぜ 社会保険に加入できない？

日本年金機構からの「…(お願い)」文書

日本年金機構から「厚生年金保険・健康保険の加入状況について(お願い)」という文書が届いた経験や話を聞いたことがある方も少なくないかと思います。厚生労働省は、平成27年度から、国税庁から法人事業所の情報提供を受け、従業員を雇い給与を支払っている事業所の把握が可能となり、これを加入指導に活用することで、さらなる適用促進の取組を進めてきました。

これは厚生年金未加入企業への加入勧奨で、放っておくと、受託事業者の調査員が戸別訪問に訪れることにもつながります。

社会保険に加入したいのに加入できない！

一方、会社に雇用されたサラリーマンで、役員でもないのに、社会保険(健康保険・介護保険・厚生年金)や労働保険(労災保険・雇用保険)に加入できない人がいます。外国法人の日本駐在員事務所に雇用された代表者です。同じ会社(駐在員事務所)に雇われた人でも、2人目以降の人は加入対象ですが、代表者は加入できません。

駐在員事務所は、外国企業が日本で営業活動を行うための準備的・補助的行為を担う拠点として設置されます。市場調査・情報収集などの活動を行うことができますが、

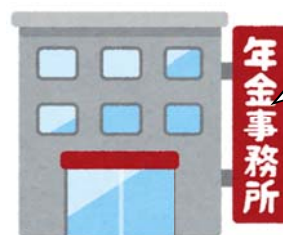
直接的営業活動を行うことはできません。駐在員事務所は、営業拠点ではないため、法務局に登録する必要がありません。

社会保険等への加入では、法人登記がないため、代表者個人をみなし事業主として手続きが行われます。個人事業主とみなされるので、代表者は加入できないのです。

そもそも社会保険・労働保険の目的は何か

健康保険は、労働者やその家族が必要な医療給付等で生活を安定させることを目的としたものです。厚生年金保険は、高齢となって働けなくなったり、病気やけがで障害が残ってしまったり、遺族が困窮してしまうといった事態に際し、保険給付を行う制度です。労災保険は、労働者の業務が原因でけが、病気、死亡(業務災害)した場合や、また通勤の途中の事故などの場合(通勤災害)に、国が事業主に代わって給付を行う公的な制度です。

実態は従業員であるのに、社会保険や労働保険を受けられないという仕組みは、本来のこれらの保険の趣旨にそぐわないものです。国には柔軟な対応で、労働者の安心・安定を担保してほしいものです。



個別事案は、年金事務所にご相談・お問い合わせください。

税理士法人 A I F NEWS

2019年6月13日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

仮払金は早めに精算を！

仮払金とは、現金や預金などによる実際の支払いを一時的に処理するために用いられる勘定科目です。未確定のものを一時的に計上するための仮払金が長期間精算されない場合、給与や貸付金として認定される可能性があることから処理については留意が必要です。

渡切交際費の給与認定

交際費として一定額の金銭を役員や従業員に支給し精算を行わない渡切交際費の仮払金は、その支給を受けた役員や従業員の給与等に該当することとなり、源泉徴収の対象となります。また、受け取り側である役員や従業員にとっては、給与所得として所得税や住民税の課税対象となるため、税負担が増えることとなります。

支給対象者が役員の場合、渡切交際費が毎月定額であればその金額も定期同額給与の一部として取り扱われ、損金算入が可能です。不定期に渡切交際費を出す場合には、臨時的な役員報酬として、事前確定届出給与の届出を提出していない限り、損金不算入となりますので注意しましょう。

貸付金と判断される場合

長期間にわたり精算していない役員などへの仮払金は、実質的に貸付金と判定され、

受取利息相当額（認定利息）を計上するよう税務署から求められることがあります。

利息相当額の計算は、会社に金融機関等からの借入金がある場合には実際の借入金の利率とし、その他の場合には利子税の割合の特例に規定する特例基準割合による利率によって評価することとされています。

金融機関からの融資にも影響が

社長などへの仮払金で常態化、長期化しているものがある場合、税務上問題となるだけでなく、金融機関から融資を受ける際にマイナスとなる可能性もあります。

社長や役員、その親族への仮払金は、会社のお金を個人で使う公私混同とみなされたり、経費計上せずに資産計上することによる赤字隠しの手口と疑われたりして、評価を下げる要因となります。

仮払金は、税務面・信用面を考慮して早い時期に適正な勘定科目で処理することが求められます。



仮払金を早めに精算すれば損益の実態も把握しやすくなりますね！

税理士法人 A I F NEWS

2019年6月14日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

海外進出する外国企業等の 租税回避防止のための見直し

国際的スタンダードに合わせる税制改正

従来、日本は伝統的に、事業所得について、『PE=恒久的施設（=事務所などの固定的な場所や代理人）なければ課税なし』との原則を採用してきました。これは、事業の準備的活動等を課税の対象から除外することで、国際的経済活動に対する租税の阻害効果を出来るだけ排除することを目的とするもので、国際租税法の一般原則でした。

OECDは、一部の多国籍企業による各国の税制の違いや抜け穴を利用した課税逃れに対し、BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトを立ち上げ、問題解決を図ってきました。そして、2017年モデル租税条約改正でPE範囲の国際的スタンダードを定めました。

日本も、平成30年（2018年）の税制改正で、この国際的なスタンダードに合わせることとし、併せて、PEに関する租税条約と国内法の規定の適用関係も明確化されることとされました。

適用は平成31年1月から

恒久的施設関連規定の見直しで、主な改正事項は次の通りです。平成31年分以後の所得税及び平成31年1月1日以後に開始する事業年度分の法人税に適用されています。

①いままでは、保管・展示・引渡しなどの特定活動のみを行う場所が除かれていました。しかしながら、こうした除外規定に該当するような事業分割を行ない、租税回避がなされることもありました。そのため、特定活動のみを行う場所も、その活動が、外国法人等の事業の遂行にあたり、準備的・補助的な性格のものでない場合はPEに該当することと改正されました。

②以前は、契約締結代理人等が代理人PEとされていましたが、代理人の役割を限定することによるPE認定回避に対応するよう改正されました。

在外子会社有の場合も要注意！

平成30年税制改正で直接影響を受けるのは、日本に進出している外国企業等です。

しかしながら、2017年のOECDモデル租税条約改正で、世界各国に同じような動きが出ることとなりました。日本を本店とする会社にも影響があります。

在外子会社等で海外進出している場合は、現地国でどのような改正が行われ、実際に自社グループにどんな影響があるのかを、いま一度確認しておく必要があります。

現地の専門家と密にコンタクトしていますか？



在外子会社等を持つ
場合、国際税務のモ
ニターが必須です。

税理士法人 A I F NEWS

2019年6月17日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

勤怠システムのさまざまな種類

働き方改革で求められる勤怠管理

2019年4月より管理職も含めた、「労働時間の客観的な把握」を企業に義務付けられたことや、年次有給休暇の5日取得義務化が始まり勤怠管理システムにも注目が集まっています。勤怠管理システムといっても何種類かに分類されます。今回は企業規模や価格等についてみていきます。

勤怠システムの種類

大きく分けて3種類に分類されます
オンプレミス型・・・サーバー、ソフトウェアを自社で購入して構築するタイプ。自社で環境を用意するため高価格です。目安として500万円から、年間保守費用も15%といわれています。最大の優位性は自社独自のカスタマイズを行うことができる点です。他の自社システムとの完全な連携をとることができます。社員数が多い場合等、マスターを多数のシステムで持っているそれぞれシステムの管理が必要になってしまいますが、一元管理できていればその心配はなくなります。社員数は1,000名以上が目安になります。

クラウド型・・・サーバーやソフトウェアの用意が不要でインターネット上で提供されているサービスを使います。最大のメリッ

トは運用費用が平均300円/人と抑えられる点です。クラウド型の中にも勤怠の設定を自社でやるものとメーカーに設定してもらうものと2種類に分かれ初期費用が変わってきます。自社設定は初期費用がかかりますが難しい設定を行う必要があります。メーカー設定型では初期費用80万円ほど高くなりますが、勤怠システムの設定をメーカーに依頼できるため、運用開始ができないという心配がなくなります。両者の機能面の差はなくなっています。目安社員数は数十名から500名です。

タイムレコーダー無料サービス・・・タイムカードをExcel等に出力できる機能がついているものです。簡易的に勤務時間が集計できるだけの機能です。早急に勤務時間の把握をしなければならないとき等で、これから新たに導入する必要性は低いでしょう。

勤怠システムで業務を分散

勤怠システムはうまく使えば業務量をシステムに請け負わせ分散することができますが、適切に導入できないと業務が増える原因になります。会社のプロジェクトとして進める必要があります。



全社を挙げて
導入を研究し
ましょう

税理士法人 A I F NEWS

2019年6月18日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

意味構造・因果構造

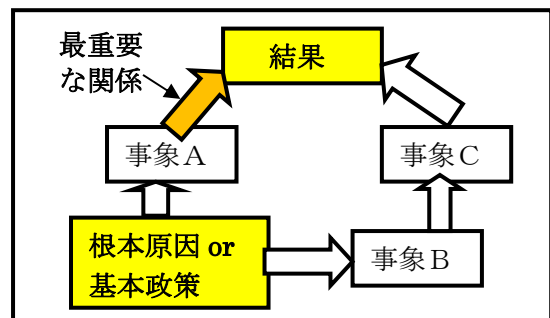
経営戦略・事業戦略・創造的発想・問題解決などに右図のような「因果構造・意味構造」が良く用いられています。

構造的な叙述・表現の意義

複雑で難しい事柄を解り易く表現することは、次のように、ビジネスをより良く推進するのに役立ちます。

経営戦略などの重要な提案	戦略案が意味する「狙いとする成果」と「基本政策・個別政策など手段」の意味構造を図解・可視化し、提案の受け手の理解を促進する。
問題解決	重要で複雑な問題の解決を図ろうとするチームメンバーが「問題現象と原因の因果構造」を可視化、共有し、その関係を利用して問題を解決する。また結果報告を行う。
創造的発想	創造的な発想を必要とする課題に取り組むチームメンバーが「課題解決の目的・手段の関係・意味構造」を発想、共有し、より良い課題解決を図る。また成果を報告する。

【意味構造・因果構造】（問題や戦略等重要課題の意味や構造を示す）



【意味構造・因果構造作成手順】

1. 関係する事柄について、1つのデータを1枚のカードに要約して、カードに記述する。
2. グループ編成：数多くのカードの中から似通ったものをグループにまとめ、それぞれのグループに見出しをつける（5～6つのグループになるまで、繰り返す）。
3. 図解：5～6個に集約されたグループ間の意味構造・因果構造をシミュレーション的に作成する。

このように、「因果構造・意味構造」による可視化（見える化）は課題解決に取り組む仲間にとっても、提案を受ける上司にとっても、解り易さを通じて、問題解決・課題解決を促進します。



解り易さはビジネス促進の鍵！

税理士法人 A I F NEWS

2019年6月19日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

振込手数料の負担はどっち？

集金に何うのが売った側の責務なのか？

営業職も売るだけで終わりではありません。代金を回収してはじめて一連の商売が一区切りとなります。ようやく代金が振り込まれて、いざ完了と思っても、そこで先方から振込手数料が差し引かれていたら、ガックリしますよね。

振込手数料を差し引く側の会社の主張には、「昔から集金原則が商慣習と決まっている。満額欲しかったら集金に來い！」といった乱暴なものもあります。果たしてそれが正しいのでしょうか？

原則はどうなっている？

商売をするにあたり、契約書等で負担者を明示していればそれに従います。もし、そうした取り決めがなければ、民法や商法の原則に従い、振込手数料は振り込む側の負担となります。

商売人同士の取引に適用される商法では、516条で、債務の履行の場所は債権者の現在の営業所であり、「顧客のところへ集金に行く」とは真逆です。

また、相手が商売人でない場合は民法が適用されますが、ここでも484条で持参債務の原則が規定されています。振込手数料は弁済の費用ですが、民法485条で債務者

の負担とすると定められています。

よって、合意が無い限り、振込手数料は債務者負担が原則なのです。

それでも振込手数料を差し引いてくる場合

債務の送金に際し、振込手数料を差し引いてくるところは、概して大きな会社が多いようです。昔からの商慣習だと思いついでいるのか、代々先輩からそう躰けられてきたのか、業界の慣習なのかはわかりませんが、受取側からは、そうした態度は傲慢にしか見えません。

また、実際の銀行手数料額ではなく、一律に864円とか87円とか差し引いてくるような会社もあるようです。

対抗策としては、契約書・請求書等で、「振込手数料は振込人負担」と明記することです。それでも、発注側が偉いという態度で差し引いてくるところには、請求書額に振込手数料の金額を上乗せしましょう。

ただし、傲慢な会社はそれだけで取引を打ち切ると騒ぎ始めるかもしれませんので、注意が必要です。こっそり、商品代金に加算しておく作戦が、波風を立てない賢い対抗策かもしれません。



大会社だからこそ、スマートにふるまえば格好いいのに。

税理士法人 A I F NEWS

2019年6月20日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

もうすぐ納期特例時期、どっちが楽かよく考えてみよう！

源泉所得税の納期特例の納付は年2回

給与等の源泉所得税は、原則として徴収した日の翌月10日が納期限となっています。しかしながら、申請により、1月分から6月分は7月10日、7月から12月分は翌年1月20日とすることができます。この手続きが「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請」で、給与の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者が申請できます。

新設会社で少人数とか、家族経営の会社等の場合には、毎月の申告と納付の手間を割愛できるお勧めの制度という説明を受け、適用しているのではないのでしょうか。

資金繰りは大丈夫？

実際に6か月分をまとめて納付する場合、結構な一時金の出費となります。また、普段やらない業務ですので、ついうっかり手続きを失念してしまうこともあり得ます。

源泉所得税の申告忘れや納付の遅れにかかるペナルティは結構大きいです。

源泉所得税を納期までに納めなかったときの不納付加算税は、延滞日数にかかわらず(すなわち一日の遅れでも)、10%のペナルティです。一定の軽減制度もありますが、気づかぬまま経過すると10%の罰金です。6か月分だと納付額も大きいので、その

10%も結構な金額です。さらに、納付期限の翌日から納付する日までの日数に所定の料率を乗じた延滞税も課されます。これらの罰金は、損金不算入(=会社の経費とならない)でダブルパンチの痛手となります。

自社が納期特例向きかどうかを考える

7月と1月の納期限の時期に、お金のサイクルから資金的余裕があり、かつ、申告業務を忘れない態勢となっている場合には、源泉税の納期特例向きと言えます。

また、年末調整で住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)の適用を受ける社員がいて年末調整還付が大きい場合も、「源泉所得税の年末調整過納額還付請求」の手間を考えると、納期特例向きかもしれません。

特例をやめる方法とやめずに納付する方法

この納期特例をやめる場合には、「源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなった場合の届出」を提出します。要件に該当している場合も、この書式しかありません。

なお、特例を受けたままで毎月申告し納付するという選択もできます。とはいえ、混乱をきたすので、シンプルにきっぱりと毎月手続きに切り替えた方がよいようです。



毎月の業務 vs 年一業務、どっちが楽か？
また、精神的にどっちの負担が少ない？

税理士法人 A I F NEWS

2019年6月21日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

相続時精算課税と暦年贈与

相続税対策の一つとして、生前に財産を贈与する際、2,500万円控除の「相続時精算課税制度」と、年110万円控除の「暦年贈与」を、皆さんはどのように比較検討されていますか？

今回は、相続時精算課税制度の特徴とメリット・デメリットをまとめました。

相続時精算課税とは

まず相続時精算課税とは、財産をあげる人が60歳以上、財産をもらう人が20歳以上で、一定の直系親族の関係である場合に、2,500万円までは贈与税がかからない、という制度です。2,500万円を超える部分については、一律20%の贈与税がかかります。

特徴 ≡ 注意点!?

その名の通り、相続時に精算するのが「相続時精算課税制度」。この制度を適用して生前に贈与でもらった財産は、相続が起きたときに、相続でもらったものとみなして相続税の計算に入れます。そして最大の特徴は、この制度を適用すると途中で撤回できない、ということです。

相続時精算課税と暦年贈与は選択適用

相続時精算課税と暦年贈与は、併用はできません。一度、相続時精算課税制度を適用する届出書を提出すると、生涯にわたり、

その制度を適用することになり、暦年贈与に戻ることはできません。財産をあげた人ももらった人の組み合わせにつき、一生のうち2,500万円までは贈与税がかからないのが、相続時精算課税制度。これに対し暦年贈与は、もらった人につき毎年110万円までは贈与税がかかりません。

相続時精算課税のメリット・デメリット

相続時精算課税のメリットは、相続税の計算の際、贈与時の価額で計算をするため、株式などの将来値上がりするものに対しては生前対策として有効なことです。また収益物件であれば、贈与後は財産をもらった人の収益になるので、生前対策の一つに使えます。住宅資金贈与の非課税枠と併用する方法もあり、一度に多額の贈与をする場合にはメリットがあります。

デメリットとして、暦年贈与は相続開始前3年以内の贈与でない限り相続税の計算に入れる必要はないのに対し、相続時精算課税でもらった贈与財産は相続税の計算に必ず入れる必要があります。相続時に物納や小規模宅地等の特例が使えないなどのデメリットもあります。



目先の損得だけでなく、相続のときのこととも考える必要がありそう。

税理士法人 A I F NEWS

2019年6月24日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

コミュニケーション

「コミュニケーション」という造語があり、「日本人のコミュニケーションの巧みさ」を指すようです。

「コミュニケーション」は、日本人の生活の様々な場面で活かされています。

「コミュニケーション」の「現れ」

身近な例をいくつか挙げて見ましょう。

- 日本の居酒屋文化は、今や外国人の「ファン」をひきつけるようにまできています。居酒屋で出会った人々が、たちまち意気投合して、十年来の知己のように仲良く話をするのは楽しいものです。
- プロ野球やサッカーのサポーターが、ファンとして共通の意識で秩序正しく、応援に参加し、喜びや残念さを共有して楽しむのも「和の文化」であり、「コミュニケーション」の表れと言えましょう。
- 大学駅伝マラソンで連勝を続ける青山学院大学では、先輩・後輩の分け隔てなく合宿所の掃除を行い、駅伝のやり方・走法について率直な意見交換をします。そのようなコミュニケーションによって、個々のランナーが育ち、チームワークも強化されるのです。
- 筑波研究学園都市では一時、自殺者があつとを絶たず、地域の中央に何軒かの居酒屋を開店したところその問題が解決され

た、という話があります。居場所をなくして悩んだひとが居酒屋でのコミュニケーションに救われたのです。

ビジネスのコミュニケーション

ビジネスにおいても「コミュニケーション」は有益です。

例えば目標管理制度の運用で、年齢・性別にかかわらず、自分達の目標達成について、成功要因・障害など、和気藹々と率直な意見交換を行う習慣を持てば、その中で、個々人が育ち、チームワークが生まれます。

経営者・管理者の留意点

このような「コミュニケーション」を生み出す役割は、経営者・管理者のマネジメントにあり、「三現主義」に基づいて、率直・自由なコミュニケーションをファシリテーションで促進するのです。



税理士法人 A I F NEWS

2019年6月25日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

役員給与としての取り扱い を受ける経済的利益

税務上、役員給与（または賞与）には金銭で支給されるもののほかに、実質的に役員に対して給与を支給したと同様の経済的効果をもたらすもの（経済的利益）も含まれます。経済的利益の給与認定を受けた場合には法人税、所得税等の課税関係が生じることとなりますので会計処理をする際には留意が必要です。

役員の個人的費用を会社が負担した場合

(1) 役員だけの慰安旅行

役員など特定の者のみを対象とした慰安旅行は、福利厚生目的の旅行でないことから福利厚生費にはなりません。また業務遂行上必要なものと認められないことから交際費にも含まれず、役員に与えた経済的利益として役員給与とされる場合があります。

(2) 役員健康診断費用

役員のみを対象とした健康診断の費用は福利厚生費として処理することはできず、役員給与の取り扱いになります。

福利厚生費として計上するには、①役員を含む全社員が診断の対象となっている（年齢による限定は可能）、②健診内容が健康管理上必要とされる範囲内のものである、③会社から直接費用が支払われる、といった要件を満たす必要があります。

役員資産を時価より高く購入した場合

社長が所有する土地を立地条件の良さや値上がりが見込まれる等の理由で時価よりも高い価額で購入した場合には、購入価額と時価との差額は社長への経済的利益の供与として賞与の取り扱いとなります。

また、反対に、会社所有資産を時価より低い価額で社長に譲渡した場合にも、資産の時価と譲渡価額との差額は経済的利益として取り扱われます。

そのほか、会社が役員に物品その他の資産を贈与した場合、役員に対する債務を放棄、または免除した場合、役員に対する金銭の低利貸付け、役員に対して交際費等の名目で支出した金銭でその用途が明らかでないものなども役員給与とされる経済的利益に該当します。

後々否認されて税金を追徴されないためにも、会計処理の段階でしっかり把握することが重要です。



事業に関連性がない交際費も役員給与となりますので、ご注意ください！

税理士法人 A I F NEWS

2019年6月26日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

ネット銀行と ネットバンキングサービス

存在感を増してきたネット銀行

ネット銀行とは、実店舗が極端に少なく、取引を主にインターネット上で行う銀行です。金利が若干高い、振込手数料が実店舗のある通常の銀行よりも安いことが多い、基本的には24時間使える、提携カードの特典が良い等、「実店舗がない」というコスト抑制を強みに年々個人取引だけでなく、法人取引でも存在感を増してきました。預金残高も増大し、ネット銀行大手では「地方銀行よりも預金残高が多い」というところも出てきています。

メガバンク等にもネットバンキングサービスがあります。ただし法人の場合、こちらは月額利用料を取られますし、24時間営業というわけではありません。あくまで補助的なサービスとして位置付けられている印象を受けます。

資金繰りを考えた時には……

上記のように書くと、法人の取引でもネット銀行をお勧めしているように見えますが、実はそういうわけでもありません。圧倒的な差が出るのが、企業に対する融資です。ネット銀行各社も着手に向かっているようですが、中小企業に対して積極的な貸付けを行っているネット銀行は少数です。

一人親方的な会社で、ほぼ現金商売のみで完結できるミニマムな会社であれば、ネット銀行をメインバンクに据えるメリットは多々ありますが、ある程度の規模の会社ですと、どうしても資金繰りで融資を検討する局面が出てきます。その際に、実店舗を持つ銀行との付き合いがあった方が良いと言えます。また、ネット銀行には「担当者」が存在しないことがほとんどです。営業であれこれ言ってこないというのはメリットではありますが、半面、お金周りのことを気軽に話せないのはデメリットとして数えられるかもしれませんね。

会計ソフトの連動等も視野に入れて

また、最近の会計ソフトには、ネットバンキング等の取引データを仕訳として取り込んでくれる機能があるものも多くなっています。視点を変えれば、手数料が安く抑えられる振込代行サービス等もあります。金融機関を新たに選定する場合は、振込手数料の高低も重要ですが、取引先への印象や資金繰り、経理等付帯業務の効率等、多方面から金融機関を評価すべきでしょう。



Webサイトにメインバンクを書くのは義務じゃないけど、やっぱりメガバンクの名前があると安心しますよね？

税理士法人 A I F NEWS

2019年6月27日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

労働基準監督署の調査で慌てない ために用意しておくものとは

今後の法令改正の予定の背景

一億総活躍社会の実現に向けて「働き方改革」が進んでいます。今後の改正は長時間労働の削減のための上限規制、非正規雇用の待遇改善の同一労働・同一賃金へと進んでいきます。

労基署の調査の種類

改革に合わせた労基署の監督内容をまとめてみました。

臨検監督：監督官の主要な業務で事業所に立ち入り、関係労働者の労働条件や安全衛生等について調査するもの。原則予告なし。

- ・法違反が認められた場合は是正勧告
- ・要改善事項が認められた時は改善指導
- ・危険性が高い機械設備はその場で使用停止命令等が行われます。

臨検監督には計画的に任意に選定して行われる定期監督、労働者の申告による申告監督、労災発生時に行う災害時監督、悪質・是正が不適切な時の再監督があります。

日頃から備えておきたい各書類

調査の順番が回ってきたときもあわてないように、日頃からしっかりとした管理体制が求められます。

会社の組織図、労働者名簿、賃金台帳、就業規則（諸規程含む）、従業員別の時間外

労働・休日出勤の実績資料、勤怠ログ等勤務実績がわかる資料、36協定書、変形労働時間制等の定めをしている場合の労使協定、変形労働時間制のシフト表、年次有給休暇管理簿、労働条件通知書の控え等について

- ①作成・届け出義務
- ②未記載項目がないか
- ③労働時間管理は適正か
- ④割増賃金が正しく支払われているかをチェックされます。

また、健康診断の実施結果と50人以上事業所の場合は健康診断結果報告書、ストレスチェック実施報告書、安全委員会・衛生委員会の議事録等について安全衛生体制が適正になされているかをチェックされます。

指導の多いもの

指導が多いものとして、すべての労働者について客観的な方法での時間把握、みなし労働時間制の不適切運用、36協定を作成せず又は届け出ていない、36協定の労働者代表の不適切選出、名ばかり管理監督者、労働条件通知書を交付していない、未払い残業代等があります。日頃から必要書類を準備しておきましょう。



適正な労務管理は社員定着や会社の労働の実態を見る材料になります

税理士法人 A I F NEWS

2019年6月28日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

シェアリングエコノミー等 新分野への適正課税

シェアリングエコノミーって何？

最近耳にする「シェアリングエコノミー」の意味をご存じでしょうか？

「個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む）を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」という意味ですが、簡単にいうと「ネットで自分が提供できる事や物を自分で値段を付けて売る」ものです。民泊が最近では話題になりましたが、これもシェアリングエコノミーの一つです。

例えば「家事等を近所の方に依頼」といった専門のマッチングサイトを覗いてみると、地域を限定した上で「掃除します」「ペットの散歩をします」「ピアノを教えます」「愚痴を聞きます」といった、個人ができる事と値段が設定されています。依頼者はサイトを通じて申し込み、スケジュールを決めたり代金を支払ったりすることになります。スマホやタブレットが爆発的に普及したおかげで、こうした個人間の役務の提供が容易になったという側面もあるようです。

もちろん稼ぎには税がかかる

給与収入の方で、副収入の所得が20万円以下となっていれば所得税の確定申告の必

要はありませんが、それ以上の稼ぎであれば、所得税がかかってきます。ちなみに家事サービス等は雑所得、民泊は自宅を貸した場合は雑所得、自宅でない物件を貸した場合は不動産所得、5棟10室の基準を超えれば事業所得として計上します。

新分野の経済活動への国税庁の働き

国税庁はシェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保を目標に、プロジェクトチームの設置や、効率的な情報収集、厳正な調査等を行うとアナウンスしています。これはシェアリングエコノミーだけでなく、仮想通貨・動画配信者（いわゆるユーチューバー）・アフィリエイトサイト等、インターネットを介した経済活動への適正課税の確保を進めるものです。

インターネットを介した経済活動はスピードが早く、新しい商売に課税当局が後れをとっている印象もありますが、それを払拭すべく情報収集・分析の充実がはかられているようです。税金は後払いです。お小遣いのつもりで全部使ってしまい後に納税資金がないということのないように、シェアリングエコノミーを始める際は、税のことも頭の片隅に入れておきましょう。



デジタルフォレンジック技術で、消したメールやファイルの改ざんも見破ります。既に税務調査に利用されていますよ。

税理士法人 A I F NEWS

2019年7月1日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

老後2千万円必要の波紋

95歳まで生きると2000万円必要？

金融庁が発表した報告書による「人生100年時代になった現代では老後の生活費が2千万円不足する」との記述が波紋を呼んでいます。政府は「年金制度の不安をあおり政策スタンスとも異なる」として報告書を受け取らないことにしました。

報告書は金融庁の有識者会議が高齢社会の資産形成を促す目的でまとめたもので、夫が65歳以上、妻が60歳以上の無職世帯だと年金収入に頼って生活設計する場合、95歳までの30年間で毎月約5万円の赤字が出ると試算しました。

世代間扶養の年金制度では追い付かない

元のデータは総務省で公表している家計調査報告からの数字で高齢者の年金を中心とする収入は夫婦で21万円、税や社会保障費等を含めた支出は26.3万円、差し引き5万円強が不足するという計算です。このことは以前から指摘されていたと言いますが、公に報道され波紋を呼んだようです。少子化で今後年金額が増えるとも考えにくい中、まず知っておくことは、報告書の数字はあくまで公的年金の平均値から算出したものであり、2千万円というのは退職金や貯蓄等も含んだ合計だということです。

報告書には「資産寿命」という考え方が盛り込まれていて、健康で長生きすると同様に経済的に豊かな生活もできる限り長く送りたいとすれば現役時に資産運用しながら資産を積立て、引退後に上手に取り崩しながら生活できるように準備していこうという提言とも言えるでしょう。

現役時代から考える

今の時代は専業主婦ばかりではありませんし、住宅ローンや教育費が50歳位で終わる目途が立てばそのあと費用を老後資金に回すことも考えられます。必要なのは平均値ではなく自分の家計の数字に置き換えてみることです。「わたしとみんなの年金ポータル」等で年金の基礎知識を知って働き方、貯め方を考えてみることもできます。

今60歳の4人に1人が95歳まで生きると言われています。少子化と長寿化が進む日本で政府は地道に持続する年金制度を構築して欲しいし、個人も「どうせもらえない」と言うだけでなく小額でも将来のための積み立てや運用を考える機会としたいものです。



現役時代に年金の上乗せ分を考えておきたいですね

税理士法人 A I F NEWS

2019年7月2日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

解り易い表現方法

ビジネスを円滑に進める上で、文書表現であっても、口頭のコミュニケーションであっても、「解り易い表現方法」を使い慣れていることは、大きな力となります。

解りにくい表現の問題点

解りにくい表現による提案や報告を受けた場合、その受け手である上司や仕事仲間は、次のような状態に置かれます。

- ① 問題状況・ビジネスの進行状況などが曖昧で、的確に判断できず、ストレス状態に置かれる。
- ② 自分の立場で、どのような方向付けをすべきか、判断を下せず、困惑する。

このような問題が起こりやすい職場では、問題解決が遅れ、ビジネスを軌道に乗せることが困難になります。

解り易い表現の原則

解りにくさを避け、解り易い表現方法をとるには「高次叙述文」という概念を利用するのが得策です。

すなわち、問題・課題に関する報告や、改善・改革の提案などに用いる表現方法として、次のように[高次叙述文]を使い、[低次叙述文]の使用を避けることで、ビジネスコミュニケーションの多くの問題が避けら

れるのです。

[問題・課題の報告・改善・改革提案表現] 主語・述語・動詞などの文法に誤りがないことを前提にして、[高次叙述文]が、解り易く、[低次叙述文]は解りにくい。

【高次叙述文】 固有名詞・数詞を中心に書いた文章で、読み手の解釈や誤解が生まれにくい。

【低次叙述文】 普通名詞・形容詞を中心に書いた文章で、読み手の解釈が生じ、誤解が生れやすい。

経営者・管理者の留意点

目標管理制度の運用では、目標設定時の様々な提案、目標達成プロセスに於ける多様な問題解決、目標達成度・経営貢献度評価など、多くのコミュニケーション機会があります。

このような場を利用して[高次叙述]、または[高次口頭報告]を求めましょう。

若い内から、その習慣を身に付けさせるのは、能力開発に有益です。また、その基礎は「三現主義」の徹底にあり、その観察眼を持たせることは、人材育成の基本と言えるほど重要です。



高次叙述はコミュニケーションの土台!

税理士法人 A I F NEWS

2019年7月3日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

進む！ 電子申告

平成30年分所得税等申告の件数

国税庁は2019年5月30日に、所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況についてのまとめを発表しています。

それによると、平成30年分の所得税及び復興特別所得税の申告をした人は2,222万人(対前年比+1.1%)、その中でe-Taxで申告書を提出した人(税理士による代理送信を含む)は542.5万人(+17.0%)となったそうです。特筆すべきは国税庁が提供している「確定申告書等作成コーナー」を利用しe-Taxにより申告書を提出した人数が前年の61.5万人から124万人と約2倍に増加したことです。

これは平成30年分の申告から「ID・パスワード方式」が始まり、マイナンバーカードとカードリーダーがなくてもe-Taxの送信が可能になった部分が大いなのでしょう。また、スマートフォン専用画面の提供も始めており、36.6万人がスマホやタブレットで申告書を作成・提出したとのこと。

大法人は今後電子申告が必須に

令和2年4月1日以後に開始する事業年度からは、①内国法人のうち、その事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金

の額が1億円を超える法人、②相互会社、投資法人及び特定目的会社に該当する法人は、法人税及び地方法人税・消費税及び地方消費税の申告については電子申告が義務となります。なお利用開始時には届出書を出す必要がありますので注意しましょう。

電子申告のメリット

個人の申告では、夜間等でも申告データを送信できるので時間を問わない、紙を郵送する必要がないのでコストが安い、不備がなければ紙での申告より還付が少し早くなる、添付資料が省略できる場合がある等、電子申告にするメリットは十分にあります。

また、法人の電子申告に際しても、各提出情報を効率的に保存できるように、イメージデータ(PDF)で送信された添付書類の紙原本の保存不要化、法人税申告書別表(明細記載を要する部分)のデータ形式をCSVでも受け付ける等、デジタル機器が普及した社会への適用が進んでいます。今後ますます、電子申告や周辺資料の送信環境は整備されるはず。

併せて会社の紙資料等の電子化も、検討してみてもいかがでしょうか。



デジタルな会計データは、バックアップをしっかりと取りましょう。パソコンが壊れてからでは遅いですよ！

税理士法人 A I F NEWS

2019年7月4日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

「4P」の視点

「4Pの視点」は、マーケティング戦略の構築に欠かせない「4つのP」を指し、それらを組み合わせて効果を発揮するため「マーケティングミックス」と呼ばれます。

経営戦略の中で、製品の開発・販売に直結する「マーケティングミックス」は最も重要な柱です。

PRODUCT 戦略

「自社の商品・サービスを如何に売るか」と言う視点ではなく、「ターゲットとする顧客が何を買いたいか」と言う視点で、商品・サービスを開発し販売する戦略を立てます。

大量生産・大量販売が可能な作れば売れたかつての時代ではなく、今日は、ターゲットとする顧客のニーズを詳細に分析・把握して、「顧客が本当に欲しいモノやサービスを開発・販売する戦略」を立てなければならぬのです。

PRICE (価格) 戦略

「顧客が買いたい価格」と「企業が売りたい価格」は通常反比例します。

双方を比較して、最適な価格設定を行いますが、その鍵を握るのは、「顧客の感じる価値」です。「その商品・サービスの機能」が顧客にとって高いものであるほど、当然

ながら売価を高く設定できます。

PLACE (販路・販売店) 戦略

どこで売るか、既存の流通網では不足する場合は、新しい流通網を開発する戦略を採ることは当然です。

PROMOTION (販売促進) 戦略

顧客の商品・サービスに対する認知度を高める人的・物的販売促進戦略です。

マスメディアを使って、認知度を高める方法を「フロントエンドメディア戦略」と言い、ダイレクトメール・電話等による特定顧客層にアプローチする方法を「バックエンドメディア戦略」と言います。

製品のリピート販売向上に繋げたい場合は、ダイレクトメールやコールセンターからの電話セールスなどを活用することができでしょう。

経営者・管理者の留意点

経営戦略を構築する場合、【BSC : Balanced Scorecard】・【3C分析】・【SWOT分析】と【4P戦略】を巧みに組み合わせ活用しましょう。



戦略は組み合わせが
大切!

税理士法人 A I F NEWS

2019年7月5日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

最近の税務調査事情

税務調査はいつ来るの？

7月1日が国税局の人事異動の日となるのと、12月には一度調査状況を集約しますから、税務調査のメインは8月～11月です。その後1月・2月にも調査はありますが、3月が確定申告の時期になりますので、長引くような調査はありません。確定申告が終わると4月に事業内容の確認程度の調査が行われます。その理由は5月が3月決算の法人の申告月のため、立ち会う税理士の業務が多忙を極め日程調整が難しいからです。そして6月は税務署員が7月1日の人事異動に向けて、残務整理のため調査はありません。

最近の傾向

上記のサイクルが従来は一般的でした。しかしここ最近では、税務署も人手不足か、ノルマが厳しくなったのか、このサイクルが若干変わってきております。6月はさすがに調査はありませんが、6月の後半になると調査予約の問い合わせが殺到します。7月の調査依頼です。7月1日に人事異動があるため、本人ではなく後任の調査官が税務調査を行うための先行予約です。「後任の者はまだわかりませんが、決まったら改め

て連絡いたします」といった感じで税務調査の日程を予約してきます。従来8月スタートだった調査は7月スタートに変わりつつあります。

3月にも税務調査

3月15日は個人の確定申告の申告期限で税理士会からも税務調査は控えるよう税務署に要望を出しているため、3月の税務調査はまずありませんでしたが、ここ数年は3月15日以降ならいかがですか？といった問い合わせが多くなっております。

そのためか4月・5月の税務調査もかなり増えてきております。

3月～5月はチャンスです

3月～5月の税務調査は必ず6月には結論を出して7月1日の人事異動までには終わらせなければなりません。そのため立場的には納税者の方が有利です。無理難題は言えませんが、調査担当者は早めの終息を望んでいます。数年に1度は必ず来る税務調査です。3月～5月の調査依頼は断らずに進んで受けましょう。



やっぱり調査は嫌だな〜

税理士法人 A I F NEWS

2019年7月8日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

返金不要の収益認識

一定期間にわたる「返金不要の収入」とは？

年間契約や数年にわたる契約で、その料金を契約時に一括で受け取っているような場合に該当します。一般的な事例としては、保守サービスや顧問契約等が挙げられます。そういった契約で、中途解約ができず、あるいは解約できても残りの期間の返金はないような契約(返金不要の収入)は、従来、契約時に一括して収益計上することが税務当局の考え方でした。

会計基準は強制適用へ

しかし国際会計基準では「一定期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定期間にわたり認識する。」(企業会計基準41)となり、返金不要の場合でも履行期間にわたり按分して収益を認識することとし、2021年4月以降開始する大企業の事業年度には強制適用となります。

税務当局も歩み寄りか？

税務当局も基本通達2-1-40の2を新設し以下のように言っています。

「中途解約のいかんにかかわらず返金不

要の支払いについては、原則として取引開始時に収益計上するが、契約等の特定期間における役務の提供ごとに、それと具体的な対応関係をもって発生する対価からなるものと認められる場合には、当該特定期間の経過に応じて益金算入することを認める」。何とも歯切れの悪い文言で、いやいや認めるといった感があります。

そこで文書照会をしました

「文書照会」とは、文書で会計処理方針を伝え税務上の判断を文書で回答してもらうものです。内容は「返金不要の収入を経過期間に応じて収益計上してもよいか？」というものです。

結論から言えば回答は得られませんでした。理由は「契約等の特定期間における役務の提供ごとに、それと具体的な対応関係をもって発生する対価からなるものと認められる場合」に該当するか否かは、実地調査の結果でないと判断できないということでした。今後の展開にご期待ください。



何とも意味不明な文章だね

芥川龍之介です

税理士法人 A I F NEWS

2019年7月9日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

税務調査等に対する 再調査・不服審判・訴訟の数

調査後の決定等に不服申し立てができる

税務調査等で税務署長が行った更正などの課税処分や、差押えなどの滞納処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日の翌日から3か月以内に、税務署長に対して「再調査の請求」を行うことができます。また、再調査の決定から1か月以内であれば、国税不服審判所に対しての審査請求を出すことができます。国税不服審判所は、国税庁の特別な機関であり、法律に基づく処分についての審査請求に対して、公正な第三者的な立場で採決を行うとされています。

また、再調査を請求せずに、国税不服審判所に対して審査請求を行ったり、再調査の結果が3か月经っても出なければ結果を待たずに審査請求をすることもできます。

勝ちの目は少ない戦い？

国税庁は過去年度の再調査等の発生状況を公表しています。内容を見てみると、平成30年度の再調査の処理件数は全体で2,150件。その中で、一部容認が237件、全部容認が27件となっています。一部もしくは全部、納税者側の訴えを認めた割合は12.3%となっています。

国税不服審判所へ申し立てた審査請求の処理状況を見てみると、平成30年度の処理

件数は2,923件で、一部・全部が容認された合計数は216件です。納税者側の訴えを認めた割合は7.4%となっています。

訴訟もできるが勝てるかは別

国税不服審判所の裁決から6か月以内であれば、裁判所に対して訴訟が可能です。こちらの終結状況も公表されていますが、平成30年度に終結した全体数177件に対して納税者側一部・全部勝訴の全体数は6件、割合にして3.4%となっています。

再調査に関して言えば、「処分内容を精査したらこれはミスだった」等の指摘もあるでしょうから、そういった訴えで容認割合が比較的高いことが考えられます。不服審判所や裁判所まで行くケースであると、税法の解釈や過去の判例等、税理士や弁護士があらゆる論拠を持って戦っても、決定について覆されるケースは少ないようです。

ただ、不服申し立てをしたからといって、納税者が決定以上に不利になることはありません。根拠があり「間違っているのでは」と照会するのは悪いことではありませんから、税務署の処分に納得がいかない場合は、専門家に相談の上、まずは再調査の請求を検討してみてもいいでしょうか。



更正決定等で発生した税金は、再調査等を行っていたとしても期日までに払わないと、延滞税がかかるので注意！ 容認となれば逆に利子付きでかえってくるよ。

税理士法人 A I F NEWS

2019年7月10日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

全部原価計算と直接原価計算

製造原価は絶対にマイナスにはならない

現在の企業会計並びに税法は、製造業の製造原価に関して全部原価計算方式を採用しています(以下「制度会計」という)ので製造原価は絶対にマイナスにはなりません。

材料費が100万円、外注費が100万円、その他人件費等の経費が100万円、合計300万円掛かった事業年度で売上が0だった場合、1個も売れなかったのだから、製造原価は全て在庫となり、期末の在庫は300万円ということになり、製造原価も0ということとなります。

制度会計の不備

極端に言えば現在の制度会計の下では、売れなくても製造さえすれば利益は出るということです。

以下事例で検討してみましょう。

1個・売価100円・材料費10円・外注費10円・年間人件費1,000万円・その他経費1,000万円の場

1年間で25万個売れたとします。

① 25万個作って25万個売れた場合
売上2,500万円－(材料費250万円＋外注費250万円＋人件費1,000万円＋その他経費1,000万円)＝製造利益0

② 50万個作って25万個売れた場合
売上2,500万円－(材料費500万円＋外注費500万円＋人件費1,000万円＋その他経費1,000万円－期末在庫1,500万円)＝製造利益1,000万円

極端な事例ですが、制度会計だとこうなります。

直接原価計算では

直接原価計算では変動費と固定費を分け変動費は在庫に計上しますが、固定費を在庫に配布しません。

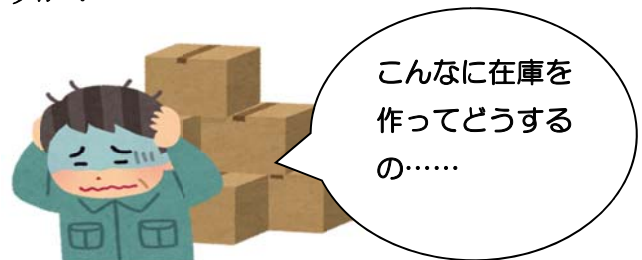
そうすると先の事例は以下となります。

①は在庫が無いので同じです

②売上2,500万円－(材料費500万円＋外注費500万円－期末在庫500万円＋人件費1,000万円＋その他経費1,000万円)＝製造利益0

①も②も25万個しか売れてないのでどちらも製造利益は0です。

会計の目的は正しい現実を計数で示すことです。さて、どちらが正しい現実でしょうか？



税理士法人 A I F NEWS

2019年7月11日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

選択制確定拠出年金のメリット

昨今年金で様々なニュースが流れています。社員の老後のための選択制確定拠出年金（選択制 DC）についてご紹介します。

確定拠出年金とは

確定拠出年金は 2001 年に始まった制度で、少子高齢化等の社会の変化に対応するため個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己責任で運用し、原則 60 歳以降においてその結果で給付を受けられる制度です。国民年金、厚生年金のさらに上の第三階に位置づけられる年金です。確定拠出年金は個人型（iDeCo）と企業型に分かれ選択制 DC は企業型に含まれます。

選択制確定拠出年金の良い点

選択制 DC の特徴は制度を導入するのは会社が行いますが、選択制の名前の通り利用するか否かは社員が決めます。利用する場合、社員は自分の給与から自身で設定した金額を選択制 DC へ回して運用することになります。

①選択制 DC のメリットは原則 60 歳まで引き出すことが出来ないため老後の生活資金形成が確実にできます。②また選択制 DC へ拠出した分、給与からの社保料や所得税などの控除額が減額されます。例えば給与額が 31 万円で毎月積立 2 万円と選択制 DC2

万 8 千円を比較すると、31 万円－約 6 万 5 千円（社保料、所得税）－2 万円（積立）＝22 万 5 千円、31 万－2 万 8 千円（選択制 DC）－5 万 7 千円（社保料、所得税）＝22 万 5 千円と積立額は 8 千円の違いがありますが、月の手取金額はほぼ同じです。掛金に対して老後資金を多く積み立てられるといえます。

選択制確定拠出年金のデメリット

①運用で掛金が減額したときなどは責任を従業員本人が負い年金が減ることもありますが、定期預金等の元本が減らない使い方もあります。②原則として 60 歳まで引き出せません。③公的年金、失業保険、傷病手当金、育児休業給付、障害補償年金等の公的に受けられる補償額が減少します。社保料や所得税の減少が削減効果は大きいですが、障害補償年金対象者になったときは受け取れる金額が減少してしまうこともあるでしょう。

選択制 DC のメリットは社員の老後の生活資金形成の選択肢を増やせるという点です。会社は運用コストが必要になりますが、安心して働ける会社づくりの一助になるでしょう。



安心して働いて老後を迎えたいですね。

税理士法人 A I F NEWS

2019年7月12日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

軽減税率対策補助金と 税制特例の適用の仕方

軽減税率対策補助金

消費税率が10%になるに伴い導入される軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等を対象に、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際（リースによる導入も補助対象）に、次のような「軽減税率対策補助金」の制度が用意されています。

A型：複数税率対応レジの導入等支援

軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために複数税率対応レジ又は区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等を発行する券売機を導入又は改修する必要のある事業者が使える補助金です。

B型：受発注システムの改修等支援

軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に取扱うために、電子的受発注システムの改修・入替を行う必要がある事業者が使える補助金です。

C型：請求書管理システムの改修等支援

軽減税率に対応するために必要となる区分記載請求書等保存方式に対応した請求書管理システムの改修・導入を行う必要がある事業者が使える補助金です。

趣旨と注意事項

いずれの類型においても、レジ・券売機、

受発注システム、請求書管理システムを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売・取引しており、将来にわたり継続的に販売や請求書の発行を行うためにこれらを導入又は改修する事業者を支援するものです。

2019年9月30日までに導入又は改修等し、支払いが完了したものが支援対象となりますが、申請受付期限もあり、事前申請のもの事後申請のもの等の違いもあるので注意して下さい。

国庫補助金・圧縮記帳・少額資産

上記の補助金は、国庫補助金等に該当し、資産の取得になる場合に対応する時は圧縮記帳が出来ます。また、損金算入による圧縮後の資産の価額が少額減価償却資産に該当するときには、全額を損金経理することも出来ます。

圧縮記帳制度を適用した場合の減価償却資産の取得価額は、圧縮記帳後の金額とされており、少額減価償却資産の判定の価額もそれを承けているからです。

なお、この圧縮記帳は法人税法本法の制度なので、いわゆる措置法特例の重複適用排除の対象ではありません。



税理士法人 A I F NEWS

2019年7月16日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

民泊伸張と民泊税務

訪日外国人数の毎月統計と民泊

日本政府観光局は訪日外国人数の毎月統計を公表しており、その伸び率の著しさには目を見張るものがあります。公表年の最古の2003年と2013年の累計数を比べるとほぼ倍の人数なのに比し、5年ずらした2008年と2018年の比では374%となっており、韓国、中国、台湾、香港、タイを中心とするアジア勢の伸びが牽引しており、特に中国の伸びが特筆され838%を記録しています。2018年の訪日外国人数の絶対数は3,119万人です。来年のオリンピック時の宿泊場所の絶対数は圧倒的に需要逼迫と予想されております。

その対策として、昨年6月から始まった「民泊」についても、統計が公表されており、1月までの累計で630,734日の宿泊日数を提供したとされています。訪日人数に滞在日数を乗じた数字を予想して比較すると微々たる供給量でしかないことが明白です。しかし、国策としてはその伸びを期待しているようです。

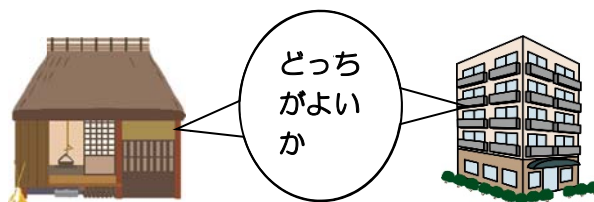
民泊と税務案内

以前から、マンスリーマンションは不動産所得となる貸付け、居住目的なら消費税非課税取引、ウィークリーマンションは事

業所得・雑所得となり、消費税課税取引と区分されていたところです。民泊は住宅宿泊事業法という法律により規制される事業ですが、ウィークリーマンションに近く、むしろビジネスホテル事業の仲間と言え、事業所得・雑所得となり、消費税課税取引として区分されるのは必定です。

民泊新法の施行に合わせて公表された消費税通達では、民泊新法に基づく民泊は、旅館業法に規定する旅館業に該当することから、非課税とはならない、と注書きしています。タックスアンサーでも、個人が空き部屋などを有料で旅行者に宿泊させるいわゆる民泊は、利用者の安全管理や衛生管理、また、観光サービスの提供等も伴うものなので、単なる不動産賃貸とは異なり、その所得は、不動産所得ではなく、雑所得に該当する、と案内しています。

また、国税庁は、本格的な事業でない場合の、給与所得者の20万以下申告不要、1,000万円以下消費税免税、家事費用との共用費用の按分計算、住宅ローン控除や居住用譲渡3,000万円控除との関係などの丁寧な解説の個人課税情報も提供しています。



税理士法人 A I F NEWS

2019年7月17日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

増えている就職支度金

就職支度金が支払われる

久々に、求人難の時代になっています。得難い人材を確保するために、採用予定者に対し、採用に当たり、いわゆる“就職支度金”を支払う企業が、増えているようです。

就職先の会社から支給されるものであっても、未就業での支払いなので労務の対価の性格を持ちません。したがって、給与所得にはなり得ません。ヘッドハンティングで交わす契約金のような性質を持っているものである場合には、もちろん当然に課税対象となります。

非課税となる場合

ただし、就職支度金で、就職や転勤等に伴う引っ越し代等に充てるための性格のもので、通常必要と認められる金額の範囲であれば、非課税所得として扱われます。

非課税所得とされる“通常必要と認められる金額”の範囲については、通達で、「その引っ越し等の目的地や行路などからみて、その支給額が同業者等の支給額と比べて相当であるか等を勘案した上で、通常必要な金額であるか否かを判定する」と示されています。

非課税を確実にするには

“渡し切り”の就職支度金であっても、判定が是になるのであれば差し支えないでしょうが、複数の就職予定者全員に対して、一律の金額を支給するような場合で、それが実際に各々の引っ越し等の費用として充当するための目的での支払いなのか不明であれば、非課税所得とは認められにくいと思われます。こうした観点から、非課税としたい就職支度金支給なのであれば、“渡し切り”よりも、実費精算の方が無難だと言えます。

課税となる場合

通常必要と認められる引っ越し費用等の範囲を超える部分の金額については、就職に伴う引っ越しの場合は雑所得、転勤に伴う引っ越しの場合は給与所得として課税対象となることも、通達で明示されています。

課税対象となる時には、きちんと源泉徴収を行わなければなりません。雑所得課税となる支度金については、10%が源泉徴収税率です。ただし、同一人に対して支給される支度金が1回で100万円を超えてしまう場合には、100万円までは10%、100万円を超える部分については20%を源泉徴収することになります。場合によっては、臨時所得になることもあります。



税理士法人 A I F NEWS

2019年7月18日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

企業理念と定年延長

定年延長は、労働法令の改正に基づく改定を実施するのみでなく、この機会に「企業理念」を踏まえて、外部・内部の事業環境に巧みに適応し、競争力を高める人事施策でなければなりません。その好事例を紹介しましょう。

H社の定年延長事例

[H社のPhilosophyと人事制度の考え方]

基本理念の第一は[人間尊重]。それぞれが自立した個人の個性を尊重し合い、平等な関係に立ち、信頼し、持てる力を尽くしていきたいという考え方。人事制度も、その基本理念を受け、自立に基づく「主体性の尊重」、平等に基づく「公平の原則」、信頼に基づく「相互信頼」の3原則を定め、年齢・学歴・性別等の区別なく、従業員一人ひとりをその能力と努力に支えられたありのままの姿で捉え処遇する。

[総合的労働条件見直しの背景]

人事制度の改定の背景は、「事業環境の変化による経済的側面」と「人を取り巻く環境の変化」の2つの大きな変化。

リーマンショックを機とした自動車産業を取り巻く環境が激変。従来の延長線上の変化ではなく、構造自体が大きく変化。市場拡大の中心地は新興国へシフト、国内の

四輪市場は縮小傾向、海外輸出も減少するなど、従来のビジネスモデルは通用しなくなった。

グローバルでH社の存在価値を高める中期方針のもと、日本H社に求められるものは、一人ひとりが生き生きと働き、アウトプットを一段と高め、競争力をさらに向上させること、すなわち「人競争力の強化」。

[人を取り巻く環境の変化]

日本国内における社会の変化は、少子高齢化や共働き世帯の増加など、人口構造や生活スタイルが多様化。近年10年間の女性従業員数の増加、50歳以上のベテラン従業員比率の上昇など、要員構造が変化。また、少子高齢化に伴い介護を担う従業員の増加や60歳以降の再雇用者の増加など、従業員の多様化も進行。

今回の制度改定を成し得たポイントは、将来視点で大局的に検討したこと、労働条件だけでなく職場課題への対応も併せて実行してきたこと。これらに労使が本音本気で議論し、従業員への丁寧な説明を双方が粘り強く行ってきたこと。



定年延長は基本理念を
土台に！

税理士法人 A I F NEWS

2019年7月19日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

課税売上割合ゼロ でも仕入税額控除可

自販機スキーム

いわゆる自販機スキームと呼ばれる節税スキームでは、消費税の仕入税額控除の原則方式である個別対応方式を採らずに一括比例配分方式を採ることが前提になっています。居住用賃貸マンションの建設費は非課税売上対応課税仕入なので、個別対応方式だったら、もともと仕入税額控除の対象にならない制度設計になっているところを、一括比例配分方式を採ることで、その制度設計の目的を破綻させたわけです。そのために、平成22年度税制改正で調整対象固定資産の取得に係る3年縛り、平成28年度税制改正で高額特定資産の取得に係る3年縛りが規定されることになりました。

売上ゼロのケース

このような、課税売上を創り出して課税売上割合を操作するようなことを全くしないので、課税売上がなくて、課税売上割合がゼロになってしまっているケースがあります。会社の設立1期目などで商品等の課税商品仕入だけで売上ゼロのケース、外国法人の日本支店などが課税商品仕入をして外国法人本店に引き渡しているケース、などです。これらのケースでは、課税事業者が該当していれば、仕入税額控除が認めら

れます。

もともと、個別対応方式は原則方式であり、原則方式を維持している限り、課税売上対応の課税仕入は、課税売上割合と無関係に仕入税額控除がなされることになっています。

仕入税額控除の計算式

個別対応方式の計算式は、課税仕入を、①課税売上にのみ要する課税仕入、②非課税売上にのみ要する課税仕入、③課税売上と非課税売上の共通の課税仕入、に区分し、「①+③×課税売上割合」となっています。

したがって、課税売上がゼロの課税期間であっても、上の①の値に影響がなく、仕入税額控除に制限が加えられることはありません。

消費税の通達によると、次のような課税仕入がそのまま仕入税額控除の対象になると説明されています。

- (1) そのまま他に譲渡される課税資産
- (2) 課税資産の製造用にのみ消費し又は使用される原材料、消耗・備品等
- (3) 課税資産に係る倉庫料、運送費、広告宣伝費、支払手数料又は支払加工賃等



税理士法人 A I F NEWS

2019年7月22日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

中途採用者の定着率

採用後の定着率は？

人手不足の続く中、求人募集しても「良い人からの応募がない」「そもそも応募が全然来ない」という企業も多いようです。

一方でたとえ良い人材を採用できたとしても離職率が高くなかなか人手不足の問題は解決しません。中途採用者を採用できても定着してもらうまでには一定の時間や労力がかかります。定着率は気になるところですがそれを高めて行くにはどのような対策があるのでしょうか。

エン・ジャパンの調査による直近3年間で中途入社(正社員)がいる企業を対象にした「中途入社者の定着」についてのアンケート調査(回答693社)では、約4割が「中途入社者の定着率が低い」と回答しているそうです。業種別にみると「流通・小売関連」51%、企業規模では「1000名以上」(48%)が最も高い割合です。また、中途入社者が退職に繋がりやすい期間を聞くと37%が「1か月未満～6か月」と答えているそうです。3社に1社は入社者が早期の退職者になっていることが分かります。

定着率向上のための取り組み

同調査で企業が中途入社者の定着率の向上のために行っていることを聞くと「定期

で行う上司との面談」(53%)、「歓迎会での交流」(50%)との回答が多くなっています。

実際の取組による定着率に寄与した度合いが良かったものとしては「定期で行う人事との面談」、「定期で行う上司との面談」が挙げられています。また、実際に行っている企業は1割程度ですが「メンター制度によるフォロー」が挙げられています。

一方で「中途入社者コミュニティへの参加」「社内見学」はむしろマイナスの影響があるとされています。

効果のある取組を取り入れる

人手不足の中、採用後の検討もなしに採用しても離職率という観点からはリスクがあります。また、会社側が良かれと思って取り組んでいた定着率向上のための取組も実際に効果がないことや、むしろマイナスに働いている例もあります。給与や休みの増加だけでは不十分な時もあります。

中小企業は上司や経営者との距離が近いので、例えば社員からの意見に耳を傾け、会社の改革を積極的に取り入れる等、ボトムアップ型で効果のある取組を検討しながら進めることが大事でしょう。



採用6か月までに定着率向上の対策を講じましょう

税理士法人 A I F NEWS

2019年7月23日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

「機械及び装置」と「器具及び備品」

機械装置と器具備品の関係史がある

「機械及び装置」と「器具及び備品」は排除から取り込みへの変遷の歴史をもっています。

税務上、機械装置は総合償却資産とされ、器具備品は個別償却資産とされています。そして、器具備品を含む耐用年数表のタイトルは、「機械及び装置以外の……」との書き出しなので、両方に属して任意に選択する関係にはなっていません。

初めは排除の歴史

産業育成のため、機械装置への税制優遇が多かった時代は、器具備品だからとして適用排除される係争事例が多く、判旨としては、標準設備（モデルプラント）を想定し、その**最初の工程より最後の工程に至るまで有機的に牽連結合**して活動するものが機械設備なのだから、というものでした。

よく引用される裁判例として、医療機関に係る臨床検査で使用される機器類が、**作業工程での有機的な牽連結合関係**にないとして、「機械及び装置」非該当とされ、優遇税制適用否認されているもの、があります。

最近は取込みの歴史の段階

総合償却の場合の耐用年数は個別償却の場合の耐用年数より長いので、長い耐用年

数を適用すべき、として器具備品該当を否認し、機械装置該当とする事例が発生し、最近判決が出ています。

自社工場から、ビルの中の店舗街の一角の販売店に持ち込んだ製品に、さらに最終工程作業を施して個別販売用に当たって使用する、冷凍・冷蔵庫が、器具備品ではなく機械装置だ、とされています。製品完成工程に必要な機器の集合体の構成要素だから、と判示しています。

有機的な牽連結合関係を無視する傾向も

機械装置の耐用年数表は製造業対象に昭和17年に、**作業工程での有機的な牽連結合関係**との考え方を明確にして創設的に始まり、昭和26年の改正でホテル・旅館・料理店・クリーニング等のサービス業も含められ、その後全産業に拡がり、昭和39年の改正で建設業等で使用するブルドーザー・パワーショベルなどが**作業工程での有機的な牽連結合関係**とは無関係に追加され、平成20年の改正で、例えばクリーニング設備が耐用年数7年から13年に延長されたのを機会にコインランドリーの洗濯機のような作業工程や機械間の有機的牽連結合がないものも機械装置に分類されるとの業界指導がなされるに及んでいます。



沢山並べると機械装置で、一つだと器具備品??

税理士法人 A I F NEWS

2019年7月24日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

マイ・タイムラインと 中小企業防災・減災投資促進税制

マイ・タイムラインって何？

最近、地方自治体等が積極的にオススメしているのが住民の自主的な「マイ・タイムライン」の策定です。

マイ・タイムラインとは、風水害・土砂災害等の際の避難を促すためのもので、①ハザードマップを見て、自分の住んでいる場所で想定される災害を把握する、②防災気象情報をどこから・どんな方法で入手すればいいのか把握する、③避難に関する情報や気象に関する情報の度合いによって、どんな行動を取るのか書き込む、といった作成工程になります。

最近では会社で災害が発生した場合の行動について、手順書等を作っている企業も多いでしょう。要はその個人版です。共働きの家庭や、学校等への外出などで家族がばらばらの時にも「ウチはこういう状態ならばこんな行動を取ろう」と、一度作成しておけば慌てずに行動できるはずですから、是非一度マイ・タイムラインの策定を行ってみてください。

中小企業にも災害への事前対策を

平成31年度税制改正において、中小企業が行う災害への事前対策を強化するために、

防災・減災設備を取得した場合に、20%の特別償却を認める新しい制度ができました。

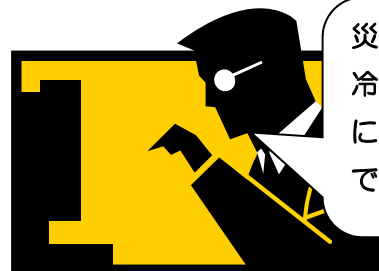
機械装置(100万円以上)、器具・備品(30万円以上)、建物附属設備(60万円以上)の中で、災害への事前対策を強化するために取得する防災・減災設備が対象となります。

例えば、災害への備えとして設置する自家発電機や排水ポンプ、データバックアップシステムや衛星電話、貯水タンクや排煙設備等が対象になります。

計画の認定が必要となります

特別償却を受けるためには、経済産業大臣に、事業継続力強化計画を申請し、認定を受けることが必要になります。

なお、この制度を利用できるのは青色申告書を提出する中小企業等ですが、前3事業年度の平均所得金額が15億円を超える事業年度である場合は、適用除外事業者となり、制度が利用できませんのでご注意ください。



災害が起こった際に
冷静に行動するため
にも、事前対策は重要
です。

税理士法人 A I F NEWS

2019年7月25日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

教育訓練費増加割合

所得拡大促進税制の改組

昨年の税制改正で、所得拡大促進税制は、「賃上げ・投資促進税制」に改組されていますが、適用は今年の3月決算法人からでした。国内雇用者に支払った給与等の総額の前年度比増加額の15%(通常)又は25%(上乗せ)を法人税から税額控除できる制度です。但し、税額控除額は法人税額の20%が上限です。

賃上げ・投資促進税制

国内雇用者とは、役員は除かれますが、パート、アルバイト、日雇労働者も含み国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者を指します。なお、税額控除額は、「国内雇用者」への給与等支給額の前事業年度比の増加額をもとに算定しますが、税制適用の要件としては、「継続雇用者」への給与等支給額が前事業年度比で1.5%以上又は2.5%以上増加していること、とされています。

別表六(二十四)

ところで、別表の「中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書」では、当期の教育訓練費①と前期の教育訓練費②を書き、差額③を算出し、 $③ \div ②$ の算式でその増加割合

④を計算するようになっていきます。その場合、②がゼロだったら、増加割合④は無量大となり答えが出ないので、ゼロと書くように指示されています。

教育訓練費の増加割合10%以上が、25%(上乗せ)適用の要件なので、教育訓練費増加割合の欄がゼロでは、上乗せ適用不可となってしまうそうです。あるいは、前期に教育訓練費の支出があり、その上で当期の教育訓練費支出があって、初めて適用できるのだろうか、と心配になってしまいます。

ところが、同別表をさらに書き続けていくと、「④が10%以上若しくは $① = ③ > 0$ のとき」と書かれている欄に遭遇します。前期欄の②がゼロのために割合欄④がゼロ記入となったとしても、その場合は $① - ② = ① = ③ > 0$ となり、 $① > ② \times 1.1$ という教育訓練費増加要件は満たすので適用可との判定をしています。前期の教育訓練費はゼロでも構わない、ということです。

教育訓練費とは、国内雇用者の職務に必要な技術・知識の習得又は向上のために支出する費用であり、受験手数料も、教育訓練等の一環として各種資格・検定試験が行われる場合に対象となります。



0分の0は0

0分の1は無量大

税理士法人 A I F NEWS

2019年7月26日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

相互適用排除の税制改正

各種の配偶者の規定

所得税法には、配偶者についての概念規定はありません。しかし、同一生計配偶者、控除対象配偶者、老人控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者についてはそれぞれ概念規定があり、随分と込み入った規定になっています。そして、各条文において、これらの言葉が使い分けられています。

それぞれの範囲の広狭

「同一生計配偶者」は合計所得金額 38 万円以下が要件ですが、「源泉控除対象配偶者」の要件は合計所得金額 85 万円以下です。「源泉控除対象配偶者」には、「控除対象配偶者」のほか、「配偶者特別控除」38 万円が適用となる対象者を含むので、範囲が広がっています。

源泉徴収税額表の甲欄適用の条件として提出する「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載すべき配偶者は「源泉控除対象配偶者」です。

共に 38 万円以下所得の場合

ところで、夫婦とも合計所得金額が 38 万円以下だとすると、それぞれの配偶者を「同一生計配偶者」、「控除対象配偶者」、「源泉控除対象配偶者」とすることは、税額算定上の実質的な意味はないものの、原理的に

は可能です。

共に 123 万円以下所得の場合

それに対して、夫婦それぞれの合計所得金額が 123 万円以下なので、それぞれ相互に「配偶者特別控除」の適用対象者として、配偶者特別控除の適用を受けることは可能かと言うと、この相互適用は法律上排除されています。扶養控除関係の相互適用は原理としてなじまない、との考えと思われます。

共に 85 万円以下所得の場合

ただし、夫婦それぞれの合計所得金額が 85 万円以下なので「源泉控除対象配偶者」として「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出することは可能か、と言えば、これには特に制限はありませんでした。

ところが、今年の税制改正で、この「源泉控除対象配偶者」の夫婦相互での適用申告の場合には、源泉徴収でのその適用を排除するとともに、自ら年末調整や確定申告で相互適用を排除した場合を除き、配偶者特別控除の適用は認められないものとされました。

公的年金等の扶養親族等申告書の記載で源泉控除対象配偶者として確定申告不要とした場合も同じ扱いです。



所得の少ない者への締め付けを強化する必要あるの？

税理士法人 A I F NEWS

2019年7月29日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

定年延長と総合労働条件

2017年4月に65歳定年延長を実施した日本の代表的自動車メーカーH社は、熾烈な競争環境下で生き残り、真のグローバルカンパニーに進化するためには、従来の諸制度での対応では限界があり、時代や従業員の変化を先取りした労働条件の全面的な見直しが必要と判断、次のような総合的労働条件の見直しを行うこととしました。

【見直しの経緯】

- ・2013年に『「人」総合力の最大化』の実現に向け、労使委員会を設置し労使による協議を開始。
- ・2016年10月から2017年4月にかけて定年延長や各種手当の統廃合を伴う人事制度の改定。

【制度導入までのプロセス】

- ・2013年の総合的労働条件の見直しにあたって、労使委員会を立ち上げ。
「H社の将来の発展に向けて、多様な従業員の更なる活躍を後押しするには、何が重要なのか」を労使が本質的に話し合い。
- ・2015年秋、制度の骨格が固まった。
従業員への説明の開始当初は、多くの反対意見が挙がるなど、労働条件の引き下げに理解を得るのは難しい面があったが、「この改定が将来への投資であり、今必要なことだ」と繰り返し説明し、丁寧な説明を心

がけて説明会を重ねた。

会社側の取り組みに加えて、労働組合の地道な活動による効果も大きく、職場懇談会や組合の機関紙を通じて、改定の目的や詳細内容を周知するなどの積極的な働きかけによって一人ひとりの理解に繋がった。

- ・2016年8月の労組定期大会で同意を得る。
- ・制度改定項目のうち、等級の改定や在宅勤務などは2016年10月より、定年延長や手当等については2017年4月より導入。

今回の制度改定を成し得たポイントは、将来視点で大局的に検討したこと、労働条件だけでなく職場課題への対応も併せて実行してきたこと、これらについて労使が本音本気で議論し従業員への丁寧な説明を労使双方が粘り強く行ってきたことに他なりません。

同社では今後も、労働組合、会社、従業員の密なるコミュニケーションによって、更なる従業員の活躍を促す制度に進化させていきたいと考えています。



定年延長は労使・従業員の良きコミュニケーションで！

税理士法人 A I F NEWS

2019年7月30日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

パワハラ防止措置の義務と対策

パワハラ防止措置を企業に義務付け

令和元年5月に職場におけるパワハラ防止措置を義務付ける「労働施策総合推進法」が成立しました。パワハラに関してはこれまで定義や防止措置を定めた法律はありませんでしたが、パワハラを「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上かつ必要な範囲を超えたもの」と定義しました。事業主は労働者の就業環境が害されることのないよう、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備や雇用管理上の措置を講じることを義務付けています。

従前の防止措置の見直しや改善の機会

この法律の条文ではパワハラの定義、事業主のパワハラ防止措置義務、事業主による不利益取り扱いの禁止、講ずべき措置を指針で定め、事業主は防止のための研修の実施やその他の配慮等をするよう規定されています。しかし何がパワハラか、何の措置をするのかは明確ではありません。具体的には指針で示されるとされています。

企業はパワハラにおいて「相談者の訴えがパワハラに該当するの否か」「パワハラと業務上の指導との線引きはどこか」というのがわかりにくいものです。今後示され

る指針においてもパワハラの線引きは難しいのではないかと考えられます。パワハラに該当するか、どこまでが業務上の指導なのかは各企業の業種、風土、状況、目的、必然性、立場等背景が様々だからです。各企業によって、うちにとってこれはパワハラに当たるのか、このような行為は好ましくないのではないかを考えることで、企業と従業員が納得できる認識を持てるようにすることが理想ではないかと思えます。

事業主は安全配慮義務を負う

パワハラは職場環境を悪化させ従業員の心身の健康を損なう危険を有するものです。

パワハラは上司から部下に対するものばかりではなく、対等な従業員間でのいじめや嫌がらせ等深刻な事態になりそうな時は安全配慮義務から指導も必要でしょう。また指導義務の直接の対象ではないものの顧客や取引先におけるカスタマーハラスメントも耳にします。一方で自社社員が加害者にならないとも限りません。このように事業主は相談体制や研修を通じ多面的にハラスメントに対する防止措置を果たすことが必要とされてくるでしょう。



大企業では
2020年4月
中小企業では
2022年4月施行
予定です

税理士法人 A I F NEWS

2019年7月31日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

未払い請求が今までの2.5倍の可能性

未払い残業には今以上の注意が必要に

厚生労働省の有識者検討会は6月に、労働者が企業に残業代などの未払い賃金を請求できる期限について、労働基準法で定めた「2年」を見直し、期限を延長する方向で議論をまとめました。2020年施行の改正民法で、債権消滅時効が原則5年となったことを踏まえたものです。具体的な延長期間は、今秋にも労働政策審議会で議論されます。もし未払い残業代が発生していたら法改正後はどのぐらいの金額になるのでしょうか。

積みあがるとこれだけの金額に……

例えば月給25万円の社員の方で残業が1日1.5時間、月22日の勤務とします。

$250,000 \text{円} \div 173.8 \text{時間} (1 \text{か月の基本労働時間}) = \text{時給} 1,438 \text{円}$

$1,438 \text{円} \times 1.25 (\text{残業割増}) = \text{残業時給} 1,798 \text{円}$

$1,798 \text{円} \times 1.5 \text{時間} = 2,697 \text{円} (1 \text{日に発生する残業代})$

$2,697 \text{円} \times 22 \text{日} = 59,334 \text{円} (1 \text{か月に発生する残業代})$

$59,334 \text{円} \times 24 \text{月} (\text{時効の2年間}) = 1,424,016 \text{円}$

2年間で積みあがる金額は143万円ほど

になります。ここまでは2年間の残業代の金額となりますが、ペナルティの遅延損害金や付加金が課せられる場合があり、加味すると1日1.5時間の残業の人でも2年間で約300万円近い金額が積みあがります。時効が5年になったら300万円の2.5倍、約750万円まで金額が膨れ上がることも考えられます。

残業代の計算に必要なこと

タイムカード、就業規則、雇用契約書、給与明細、シフト表、業務日報、パソコンのログイン記録、メールの送受信履歴などが残業の計算の際には必要になります。

世間相場からみて十分な金額を払っていても、明確に賃金を区分しておかないと残業代が支払われていないとされるときがあります。また上記のような証拠がなければ反論することが難しくなります。

そういうことがないようにするためにも働いている方と契約をあいまいにしないで明確に就業規則や雇用契約書で決めて労働時間の把握をしておく必要があります。

2020年を迎える前にしっかり対策をして、労使が契約内容をはっきりさせることが必要でしょう。



賃金の払い方、残業の見直しを進めたいですね。

税理士法人 A I F NEWS

2019年8月1日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

消費税増税対策

プレミアム付商品券とは？

バラマキと揶揄されても再登場

今年10月1日から、2020年3月31日までの半年間の有効期間で、国主導のプレミアム付商品券が使用可能となります。発行は各地方自治体となっており、使える場所はその地方自治体のエリア内の小売店となります。このプレミアム付商品券は、過去を遡れば「地域振興券」として1999年4月から9月に流通したものがありました。景気浮揚策として採用されましたが、「あからさまなバラマキである」と、政権与党を批判する論調が非常に多く、未だその印象は払拭できていませんが、消費税改正に併せて「消費税増税に対しての低所得者や子育て世代への影響緩和」を目的として、再度登場の機会を得たようです。商品券に付与されるプレミアム分は政府が支出する税金ですから、商品券を使った人は実質的な減税となる、といった具合です。

今回の適用者とお得感

今回、プレミアム付商品券が購入可能な対象者は

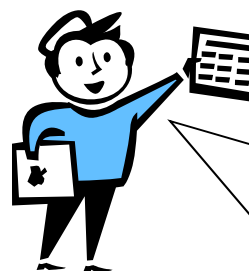
- ①住民税（均等割）非課税世帯
- ②2019年9月30日の時点で0歳～3歳半の子供が居る世帯

となります。2019年度住民税非課税の方には申請書が郵送され、必要事項を記入して返送すれば、審査の後購入引換券が届くのでそれを利用します。子育て世帯には直接購入引換券が届くようです。

購入に関しては、5,000円分が4,000円で買える上で、最大2万5,000円分まで購入可能（子育て世帯は子供1人につき2万5,000円まで）なので、5,000円分がお得なプレミアム部分となります。なお、1枚あたりの額面は500円、おつりが出ないので気を付けましょう。

消費税増税への対策は十分ですか？

国はプレミアム付商品券・食料品への軽減税率・キャッシュレス決済へのポイント補助・住宅ローン周辺の改正等、消費税増税に対しての買い控え等、景気の冷え込み対策を数多く準備しています。この10月からの景気の動向にも注視しつつ、自分がどのような施策に該当するのか、どのような手続きを取ればいいのか等、今のうちに確認をしておきましょう。



情報をマイナンバーカードに紐付けしてもらって、ピッとタッチでプレミアム付商品券払いができれば楽だよな。

税理士法人 A I F NEWS

2019年8月2日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

「人」総合力の最大化

日本を代表する自動車メーカーの1つH社は2017年4月に65歳への定年延長を実施しましたが、その際「人」総合力の最大化を狙いとして次の取組を実施しました。

【総合的労働条件見直しの基本コンセプト】

- ・社会動向や法改正の兆しを捉え先んじて手を打ち、過去から積み上げた労働条件の見直しをフリーハンドで設計する。
- ・時代適合性や他社比較の観点で適正化を図り、従業員の活躍を支える環境として将来必要となるものに原資を再配分するスクラップ&ビルドすることとし、具体的な内容は、次の4つの観点で議論。
①安心して仕事に専念できる環境の整備
②更なる主体性の発揮を促す③多様な従業員の活躍を促す④事業体質の向上。

【制度改定の概要】

安心して仕事に専念できる環境の整備を図るため、定年年齢の延長。

【従来の制度・改定課題】

60歳の誕生日を定年退職日、65歳までの雇用安定措置として再雇用制度を導入。60歳以降の就労を希望する従業員は1年間の雇用契約を結び、毎年更新し65歳までの雇用を保証。原則は59歳時の職務を継続するが、職制からは外れ、国内の出向派遣や海外赴任なども対象外。

- ・再雇用者の月度給与は一般職（組合員）層の場合、59歳時の在位等級の約5割。人事評価は現役より簡素化された評価シートを用い、A・B・Cの3段階評価。
- ・評価結果は賞与に反映させるが昇給・昇格はなく、諸手当等適用除外。

【導入制度】

- ・17年より定年年齢の引き上げ。定年延長に伴い60歳までの給与水準は基本的に維持、「定年年齢の引き上げ」のみ変更。
- ・60歳以降の給与水準は59歳時点の約8割。既に定年延長を実施している企業の平均が59歳時の6～7割という状況の中、従業員のモチベーションに配慮、従来5割だったものを約8割まで引き上げ。
- ・60歳以降も59歳以前と同じ等級体系と評価制度を適用。評価ランクも旧再雇用制度の3段階から59歳以前と同様の6段階となり、成果をきめ細かく処遇に結びつける。成果によっては年収ベースで59歳時の9割超の水準に達する設計。また、引き続き「現役」としての活躍を期待するため、単に60歳となったことで仕事や職務を変えることはしない。今後は60歳以上にも出向派遣や海外赴任を命じる。



定年延長で「人」総合力を最大化！

税理士法人 A I F NEWS

2019年8月5日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

遺留分権行使への対応と課税

遺留分権の性格の原理的変更

従来、遺留分減殺請求された場合、相続財産を分けるよりも、金銭を支払って決着、ということが多かったと思われていますが、平成30年7月13日公布、本年7月1日施行の改正民法で、遺留分に関する権利の内容に重要な変更がなされ、遺留分減殺請求は、遺留分侵害額請求と改正され、その請求権の行使により生じる権利は金銭債権であるとされ、金銭支払に限定とされました。

原理変更の内容

改正前の遺留分減殺請求権は、原理としては相続財産そのものを取得する権利だったので、物権的請求権と解するのが多数派でした。それが、今次の改正で、金銭的請求権であるとされたわけです。こういう原理の変更が起きたのです。

原理からすれば譲渡所得課税

相続財産が不動産だけだったので、遺留分権の行使に対し、金銭ではなく、相続不動産の一部を遺留分権者の名義にすることにして、遺留分問題を解決した、というケースの場合、改正後は、遺留分債務を相続不動産で代物弁済したとの解釈にもなりそうです。そうすると、ここで、譲渡所得課税が起きるのだ、という主張も出そうです。

代償分割での代償債権の場合

似たような事例としては、相続財産が不動産一つだけだったので、それを取得した相続人が、他の相続人に対して金銭で代償金を支払う、というような場合があります。

これは、代償分割という相続財産分割の一手法です。物権的請求権を非相続財産である金銭債権に代えるものであるにも拘らず、譲渡所得課税はないものとされていました。代償債権債務は、不動産の相続財産評価レベルに圧縮され、その上で相続税課税がなされるとともに、代償債務は相続不動産取得者の取得費を構成しない、との技巧的処理がなされています。

代償分割との相違・類似

代償分割での不動産取得放棄で代償債権(非相続財産)を得ることは物権の債権への代替ですが、改正後の遺留分権の場合での不動産(相続財産)の取得は、債権の物権への代替です。前者には相続財産外の資金が絡んでいるので、譲渡性を吟味するとしたら、こちらの方が強そうです。

似たようなケースで、片や課税なし、片や課税との異なる扱いをすることになるのか、当局の対応が注目されています。



相続財産はこの土地だけなんです。

税理士法人 A I F NEWS

2019年8月6日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

税制改正とパブリックコメント

パブリックコメントとは

ネットで「パブリックコメント：意見募集中案件一覧」と検索すると、e-Gov のウェブサイトにも常時 100 件以上が掲示されていることを知ることができます。

パブリックコメントとは、行政手続法の定める意見公募手続きのことで、国の行政機関が命令等を定めようとする際に、事前に命令等の案を示し、その案について広く国民一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正性の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てようとするものです。

命令等とパブリックコメントの媒体

パブリックコメントを行う必要があるとされている行政手続法での命令等とは、政令・規則・告示・通達などです。

パブリックコメントに付する命令等の案の公示は、e-Gov を利用して行うこととされています。

公募に応じる意見は、電子メール、FAX 等で提出することができます。公募期間は、30 日以上とされています。パブリックコメント実施後の命令等の公布と同時に、公募意見及びその意見に対する行政機関の考え方と意見への取扱いについて、e-Gov

で公示されます。

パブリックコメントの除外規定

なお、パブリックコメントの適用を除外するいくつかの規定があります。30 日間の公募期間が確保できない緊急性のあるものはこの除外に該当します。ただし、それには「実施しなかった旨及び理由」の公示が必要です。

税制改正の命令等とパブリックコメント

税制改正に関連していえば、命令等には、改正法の施行令、施行規則が含まれますが、これらについてパブリックコメントが求められたことはありません。「実施しなかった旨及び理由」の公示もないので、改正税法公布後の施行までの期間が短いからと言うわけでもありません。「納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる……事項を定める命令等を定めようとするとき」との適用除外規定に該当していると解しているからです。

民主主義原理の体現なので

でも、民主主義原理を体現するこのパブリックコメントの制度から税制改正が除外されていることは、惜しいことで、事後意見募集のような配慮があれば素晴らしいとの学者等の意見もあります。



税法こそパブリックコメントが必要

税理士法人 A I F NEWS

2019年8月7日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

定年延長の関連施策

選択定年制と退職金制度

日本を代表する自動車メーカーの1つH社は65歳定年延長に伴い選択定年制の導入、退職金制度の改定などに取り組んでいます。

その背景は、65歳まで就労を希望する従業員がいる一方で、60で退職を希望する声もあり、60歳以降の就労意識は多様化していることにあります。その概要を紹介しましょう。

[選択定年制の導入]

定年年齢を延長するに当たり、対象者が定年時期を60～65歳の間で自由に選択できる選択定年制を導入した。

個々のニーズに合わせて定年時期を自身で決定できる制度。

- ・自身の健康面や家族の状況などは都度変化することを考慮し、一度決めた定年年齢につき、1年ごとに意向を確認、変更を受け付ける仕組み。具体的には、55歳時点で定年時期の意向を確認し、59歳時点で定年時期を決定。直近1年以内の定年を選択した場合は変更できないが、1年以上先の場合は年に一度、申告した定年時期を変更することができる。

[退職金制度の見直し]

- ・定年年齢の引き上げにより、退職金カーブの見直し。60歳を頂点としていた積み上

げカーブを、65歳を頂点としたラインに引き直した。ただし、60～64歳の間に退職する場合も、選択定年制という意味合いから、65歳時点と同水準となるよう、差額分については一時金（選択定年一時金）で補填。年金化できる額としては差が生じるが、一時金ベースでは60歳～65歳は同水準。

なお、今回の改定に当たり、確定拠出年金（DC）も導入。掛金は等級ごとに一定額、DC移行分は退職金全体の約1割相当。

[更なる主体性の発揮を促す]

創業当時から能力・実力主義の考え方をベースとし、職種や学歴によらない一本の処遇体系を運用してきた。今回の改定では、従業員一人ひとりに能力発揮を促すためにも、その考え方をさらに推し進め、主に、等級の統合、給与設定ルールの見直し、自動昇格の廃止を行った。なお、評価制度には大きな見直しは加えていない。

このように、定年延長は、広く関連人事制度の改定、施策の実施を伴い、それらがバランスよく、統合的に整備されてはじめて機能するもので、社員の意識改革が不可欠な重要な内部環境整備・強化の施策です。



定年延長は関連施策
があってこそ！

税理士法人 A I F NEWS

2019年8月8日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

天皇家の生前相続と課税

天皇退位と相続税・贈与税

相続税法には、皇室経済法第7条により皇位とともに皇嗣が受けた物は相続税の非課税財産、とありますが、贈与税には該当する条文がありません。

昭和天皇崩御の際に、天皇家の私物は原則として相続課税の対象になり 3180 件が寄贈又は物納で国庫帰属（三の丸尚蔵館で宮内庁管理）となりましたが、皇室経済法第7条の指す御由緒物とされた三種の神器をはじめとする、皇室にゆかりの深い品々や、歴代天皇・皇族の肖像、遺筆、儀式に用いる刀剣類などの 580 件は相続税の非課税財産とされています。

この御由緒物をこの度の皇位継承時に新天皇が「贈与」されて継承したわけです。

贈与でも非課税にしなければ

崩御での皇位継承なら非課税で、生前退位での皇位継承だと贈与課税というわけにはいかないのです、この場合も非課税とする税制改正があったはずなのですが、相続税法の贈与税非課税の条文には、皇位継承に伴う御由緒物の非課税継承という条項の追加改正がされた形跡はありません。

非課税規定が置かれたのは、天皇退位を特別に規定した皇室典範特例法の附則にお

いてでした。天皇の退位が常態化することを忌避するという、退位は特例的な扱いとの立場から、相続税法に定めることを避けたようです。

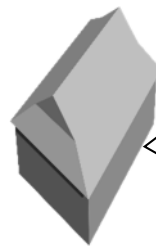
皇室典範特例法の附則規定

皇室典範特例法の附則第7条には、贈与税の非課税が記載され、さらに、その後相続が発生したとした場合でも、その非課税贈与財産は、3年内贈与加算の規定の対象にもならない、と定められています。これで、贈与課税は回避できたようです。

ところで、三種の神器に近いもので、壺切御剣(つぼきりのけん)というのがあり、即位後の天皇が皇太子に渡すもので、立太子の儀において伝授されるのですが、これについての贈与税課税排除の規定は過去にも現在にもなさそうです。

憲法軽視の部分もある

そもそも、憲法第2条〔皇位の継承〕には、「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と定められているのに、皇室典範特例法で定めてしまうことは合憲なのか？ との疑問は残ります。



三の丸尚蔵館には、他の皇族からのその後の寄贈で現在約9800点の美術品類が収蔵されています。一般公開もされています。

税理士法人 A I F NEWS

2019年8月9日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

増税間近！早めの対応を！

キャッシュレス・消費者還元事業制度

本年10月1日に予定されている消費税率引き上げに伴い、経済産業省は「キャッシュレス・消費者還元事業（ポイント還元事業）」を推進しています。この事業を利用したい中小・小規模事業者は、決済事業者を通じて加盟店登録を行う必要があります。いよいよ引き上げも間近に迫ってきましたので、登録がお済みでない方は、ご契約の決済事業者に手続きを確認しましょう。

ポイント還元事業制度の概要

(1) 消費者還元対象期間

2019年10月から2020年6月までの9か月間となっています。

(2) 対象決済手段

クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコードなど、電子的に繰り返し利用できる決済手段が対象となります。

(3) 補助対象となる中小・小規模事業者

原則として、中小企業基本法に定義される「中小・小規模事業者」がこの制度の対象です。ただし、例外として、登録申請の時点で、申告済みの直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者等は対象外とされていますので、注意が必要です。

ポイント還元事業制度で受けられる補助

この事業では次のような補助を受けることができます（フランチャイズチェーン等は(1)のみ）。

(1) 消費者へのポイント還元

消費者がキャッシュレス決済手段を用いて本制度の対象として登録された中小・小規模事業者の店舗等で支払いを行った場合、個別店舗については購入金額の5%、フランチャイズチェーン等については2%がその消費者に還元されます。

(2) 決済端末等の導入の補助

中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入する際、端末導入費用の3分の1を決済事業者が負担した場合には、残りの3分の2を国が補助し、中小企業の負担がゼロになる形で導入支援が行われます。

(3) 決済手数料の補助

中小・小規模事業者が決済事業者を支払う加盟店手数料は、3.25%以下への引き下げを条件とし、更に国がその3分の1を期間中補助することとなっています。



消費者の利便性向上のためにも、是非活用したい制度ですね。

税理士法人 A I F NEWS

2019年8月19日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

定年延長の関連施策

定年延長に伴う人事施策

日本を代表する自動車メーカーの1つ、H社は65歳定年延長に伴い、次の人事施策を実施しました。改定・整備の視点が参考となるでしょう。

[更なる主体性の発揮を促す]

創業当時から能力・実力主義の考え方をベースとし、職種や学歴によらない一本の処遇体系を運用してきた。今回の改定では、従業員一人ひとりに能力発揮を促すためにも、その考え方をさらに推し進め、主に、等級の統合、給与設定ルールの見直し、自動昇格の廃止を行った。なお、評価制度には大きな見直しは加えていない。

等級制度の変更（等級の統合）

従来の制度では等級区分は、2002年の給与評価制度の改定以降、一般職層では6等級。さらに全体を下位の「能力開発ステージ」と上位の「能力発揮ステージ」という2つのステージに分け、「能力開発ステージ」は業務経験と自己開発職務遂行能力が開発・形成される段階、「能力発揮ステージ」は一定レベルまで高められた職務遂行能力を発揮して、個人の取り組みによって成果に幅が出る段階と位置づけ。しかし、主任層に対応する等級を2つに分け、その報酬に差を設けることの必要性が低くなっていた。

導入制度

等級区分の考え方は維持。

資格とより整合性の取れた制度となるように統合し、能力開発ステージを含めて一般職層の等級を5区分とした。

自動昇格の廃止

従来制度と課題

「能力開発ステージ」では、選考（在等級年数と在等級中の評価を基に所属長が推薦した者が対象）による昇格、一方で、在等級年数や年齢によって自動的に昇格する仕組み。しかし、個々人の主体性や能力発揮を促していく必要性があった。

導入制度

等級統合に伴い昇格の仕組みを一部見直し、自動昇格を廃止し、選考による昇格のみとした。

[多様な従業員の活躍を促す]

今回の改定のキーワード「安心して仕事に専念」「多様な価値観受け入れ」を実現し、多様な従業員がより生き生きと仕事に取り組むための環境を整備すべく、半日単位の年休制度、在宅勤務、育児費用補助制度、企業内保育所等を新たに導入した。



延長定年まで全員
全力投球!

税理士法人 A I F NEWS

2019年8月20日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

同一労働同一賃金の動向

雇用対策法から労働施策総合推進法へ変更

4月から働き方改革法が実施され、年次有給休暇や時間外労働時間の上限規制の問題の次にやってくるのが同一労働同一賃金です。正規か非正規かという雇用形態に関わらない均等・均衡待遇を確保し不合理な待遇差の解消を目指そうとするものです。昨年6月、最高裁で同一労働同一賃金を争点とした2つの重要裁判の判決がありました。

1. ハマキョウレックス事件

- ・正規社員と非正規社員の間の手当の不支給等の差別訴訟
- ・手当や賞与等それぞれの趣旨目的に基づく不合理性の検証が求められた

2. 長澤運輸事件

- ・定年再雇用者の賃金減額の差別訴訟
- ・定年後の雇用に一定の年収減は容認。ただし自由に年収を下げられる訳ではない

時流は差異縮小の方向へ

今年になってからも重要な判決が次々と高裁で出され、5年超の勤続者に対する差異が問題とされるケースが目立っています。

一方「パート・有期法」においても短時間労働者や、有期雇用者から待遇差に対する説明を求められた時には事業主は説明をしなくてはなりません。その待遇の性質・

目的を分析し、待遇相違の説明が出来ること、つまり同一労働同一賃金の本命は人事制度整備の必要性であることが示されたと言えるでしょう。

これから企業としての対策は

では対応はどのように進めるのがよいでしょうか？

- ・現状で不合理性があるか否かの判断
- ① 業務内容、責任の度合い、人事評価制度、職責上の責任
- ② 人材活用の仕組みの違い、配置転換など
- ③ 労組、従業員との交渉
- ・福利厚生や諸手当等不合理か差異の検証
- ・基本給、賞与、退職金、扶養手当は最高裁の判断待ち
- ・賞与については正規に出しているならゼロは認められない可能性あり
- ・賞与、退職金共に業績連動、評価反映、ポイント制等一律でない支給方法の検討
- ・5年を超える長期勤続の非正規従業員についての待遇差は要注意

このようなことを考慮しておけば不合理とはされにくいでしょう。今から準備しておきましょう。



大企業と派遣は
2020年4月、中
小企業は2021
年4月施行です

税理士法人 A I F NEWS

2019年8月21日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

免税販売手続きの電子化

2020年オリンピックで1000万人！

2020年、東京オリンピックでは期間内の東京への来訪者数は約1000万人と予想されています。とんでもない人数の移動のための交通網や、宿泊施設は足りるのか、といった問題も取り沙汰されていますが、訪日外国人数で言えば、観光庁は2020年には4000万人超えを予測していて、インバウンド（訪日旅行者）による旅行消費額は8兆円と試算しています。

2018年時点ですでに訪日外国人数は3119万人となっているので、これに世界的イベントであるオリンピックがあれば、予測値に近い訪日者とインバウンド消費が期待できるでしょう。

免税販売手続きは電子化に！

平成30年税制改正により、免税販売手続きは今後電子化されることになりました。2020年4月1日以降、今までは購入者誓約書を提出してもらい、購入記録票をパスポートへ貼付する必要があったものが、パスポートの提示により、「購入記録情報」をインターネットで国税庁に送信することで手続きが終了するので、免税販売店側の手間も大幅に少なくなる見込みです。

また、購入記録情報は今までの購入者誓

約書と同様、7年間の保存が必要となりますが、電子保存が可能となりますので、省スペースや作業量の緩和が期待できます。

「電子化」が必須となってゆく？

電子化の施行は2020年4月1日からですが、2021年9月30日までは経過措置として、従来の書面による免税販売手続きが可能です。しかし2021年10月1日以後は電子化されたデータのみの受領となりますから、これ以降、紙の書類は受付されなくなってしまいます。

どうしても電子化が行えない場合は、承認送信事業者とって、免税店を営業者の事業者になって、購入記録情報を国税庁に提出できる者を置く制度がありますので、そちらの利用を検討しましょう。

この免税販売手続きや、2020年4月以降の事業年度からの大企業の電子申告の義務化等、税の制度は今後「電子化しなければ受け取らない」という方向になると思われます。後であわてないように、今から電子化に向けた道筋を付けておきましょう。



インターネットの利用率は80%超。インフラの1つとして数えられる時代ですね。

税理士法人 A I F NEWS

2019年8月22日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

同一労働同一賃金 に向けた賃金制度

賃金制度や評価基準が必要な時代になる

2020年から大企業、2021年からは中小企業に、働き方改革の一つ、同一労働同一賃金制度が適用予定です。同一労働同一賃金を行うには賃金制度と社員の賃金額を決定するための評価基準を定めなければならないでしょう。

どのような賃金制度があるか

賃金制度は様々ありますが主なものを見ていきましょう。

年功給：年齢に従って賃金を決めます。社員との信頼関係を強くでき長期人材育成に向きます。しかし、高齢化による人件費増加や貢献度では上昇が変わらずぬるま湯体質になりがちです。

職能給：社員の能力に従って賃金を決めます。柔軟な人事、人材活用、能力開発に向いています。ただし年功的運用になりやすく、不適切な評価をすると社員の不信感につながります。

職務給：仕事に対して賃金が決まります。仕事と給与の関係が明確です。不要な業務の削減や職務意識の強い専門家育成に効果的です。一方で仕事に人を配置するため異動が難しく人事は硬直化します。企業への帰属意識も高くなりにくく、担当の仕事以

外の設備導入や業務効率化などには非協力的になる傾向です。

役割給：業績、役割、貢献度に応じた賃金にしやすく、年収感覚もマッチしやすいためチャレンジ意欲の高揚につながります。他方で基準作成の難しさや目標の抑制傾向が見られます。

歩合給：売上等の成果に応じて賃金変動します。賃金の算定基準が明確でわかりやすく、成果に応じた賃金のためやる気につながります。しかし売ればいいとお客様軽視になりがちで、不安定な賃金は販売が伸びないと意欲低下を招きます

行動給：行動や姿勢によって賃金変動します。経営理念や方針、戦略と連動させやすく望ましい組織風土を醸成させます。社員の行動の質も高めやすいのですが行動基準の更新をしていく必要や重要な行動の抽出、言語化は難しい傾向です。また行動の基準が決まるため基準に合わせた行動しなくなる行動の標準化問題があります。

組み合わせ使いましょ

それぞれの賃金制度には長所短所があります。一つの制度ではカバーできないので数種類を組み合わせるとよいでしょう。



良い評価基準は社員のやる気アップにもつながります!

税理士法人 A I F NEWS

2019年8月23日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

10月から適用されるマイホームの特例 消費税増税と住宅関連制度

いよいよ本年10月からの消費税率引き上げが迫ってきました。税率引き上げの影響の大きい住宅については、税制上の対策だけでなく、税制以外の対策も取られています。

住宅についての税制上の対策措置

(1) 住宅ローン控除等の拡充（所得税）

消費税率10%の適用を受ける住宅の取得等については、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合、住宅ローン控除の適用期間が10年間から13年間に延長されます。

(2) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税枠の拡充（贈与税）

直系尊属からの贈与により取得した住宅取得等資金で一定の要件を満たすものについては、非課税限度額までの金額について贈与税の課税価格に算入されません。従来の非課税枠は最大1,200万円でしたが、消費税率10%の適用を受ける住宅については、非課税枠が最大3,000万円まで拡充されています。

税制以外の対策措置

(1) すまい給付金の拡充

すまい給付金は、消費税率引き上げによる住宅取得者の負担を緩和するために創設

した制度です。消費税率が8%に引き上げられた平成26年4月にスタートした制度で、最大30万円給付されるものでした。本年10月の消費税率10%への引き上げ後は、最大給付額が50万円まで増額されます。

新築・中古、住宅ローンの利用の有無にかかわらず給付が受けられますが、収入（都道府県民税の所得割額）によって給付額が変わる仕組みとなっています。

(2) 次世代住宅ポイント制度の創設

次世代住宅ポイント制度とは、一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能等を満たす住宅や家事負担の軽減に資する住宅の新築やリフォームをした人に対し、さまざまな商品と交換できるポイントを発行する制度です。

住宅の新築（貸家を除く）の場合、1戸あたりに発行されるポイントの上限は35万ポイント、住宅のリフォーム（貸家を含む）の場合、1戸あたりに発行されるポイントの上限は30万ポイントです。



いろいろな対策がとられているようです。
お得な制度はチェックしましょう。

税理士法人 A I F NEWS

2019年8月26日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

遺産分割の方法と譲渡課税

遺産分割の方法

家事事件手続法に定める遺産分割の方法としては、①現物分割、②代償分割、③換価分割、があり、選択・併用されています。

①では相続関係者（相続人・受遺者）と相続財産のみが登場し、②では相続関係者のみの登場の中で相続財産ではない相続関係者の所有する資金が登場し、③では相続関係者のほか相続財産の買取り者が登場し、相続財産のほか相続財産の買取り者から提供される資金が登場します。

相続関係者は、相続税の申告の場面では、申告書に名前を連ねる面々です。

遺産分割に内在する対価と譲渡

①の現物分割が遺産分割の原則的方法であり、ここでは対価の伴わない無償性が貫徹しています。②の代償分割では、相続による現物分割財産の全部または一部を他の相続関係者に代償金という対価を負担させて相続関係者間移転（譲渡）を実行します。ここでは相続財産以外の資金を以て対価とする対価性が確認されます。③の換価分割では、相続財産の全部又は一部を売却してその代金を共同相続人間で分配します。

対価性・譲渡性と譲渡課税

①②③の相続財産分割の方法で、②で確

認される譲渡については、遺産分割行為なのだからとの理由で譲渡所得課税が実務的に排除されており、③については、遺産分割行為ながら、相続関係者以外の第三者への譲渡なので、当然に譲渡所得課税がなされています。

相続持分譲渡・遺留分減殺請求と譲渡課税

遺産分割前に、相続持分の譲渡が行われる場合の課税関係では、その譲渡が相続関係者間である場合には、②の代償分割がなされたものとする実務になっています。

従来の遺留分の減殺請求で、現物分割が出来ない時の金銭での補償も、②の代償分割がなされたものとする扱いです。

これらは、代償分割あるいはその類似の行為として、そこに対価性・譲渡性が確認できても、所得課税はなされずに来ました。

①②③の間の課税の谷間

①と②の間には対価性・譲渡性の有無という大きな相違があるのですが、譲渡所得課税の有無という相違は②と③の間にあります。①と②の共通点は、登場人物が相続関係者だけ、という点であり、相続関係者間だけの遺産分割の分割調整に譲渡が手段として使われても、課税介入を避ける、という実務になっています。



代償分割については、譲渡課税・取得費についての議論が沢山あるんです

税理士法人 A I F NEWS

2019年8月27日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

ふるさと納税と 国地方係争処理委員会

ふるさと納税は2019年6月に税制改正施行

個人の所得・控除によって決まる控除上限金額までの寄附なら、自己負担が2,000円で返礼品が貰えるふるさと納税制度。2018年度は全体で2,322万件、総額5,127億円の寄附がありました。

今年6月にはふるさと納税の改正が施行され、総務大臣による指定を受けていない自治体への寄附は、ふるさと納税の対象外となりましたが、この指定外とされた自治体である泉佐野市が、総務省に抗議をしています。

国地方係争処理委員会への意見陳述

「6月の改正後からはふるさと納税のお礼の品は用意せず、寄附のみの受付をする」と回答していた市を、過去の返礼品割合(寄附額と返礼品の価値の比率)で指定外にするのは法の遡及にあたるとして、泉佐野市は「国地方係争処理委員会」へ、審査申出を行いました。

この国地方係争処理委員会は、国の関与のうち不服のある地方公共団体の長等からの審査の申出に基づいて審査を行い、国の関与が違法等であると認めた場合には、国の行政庁に対して必要な措置を行う旨の

勧告等を行う機関です。税の分野で言えば国税不服審判所と似たような立ち位置でしょうか。

結論は9月上旬予定

泉佐野市の「法の遡及にあたる」との言い分を総務省は「5月以前の寄附はふるさと納税扱いするものだし、遡及ではない」と反論し、過去の状況を鑑みた上での指定除外については、「ふるさと納税指定制度に係る地方税法改正法が当然に想定し、許容するものだ」と主張しています。

また、この係争については委員会の規則にない「再答弁書」を総務省が出したことに対して、泉佐野市が機会の平等に反して公正公平さを欠くと批判し、再反論書の提出で機会の均等を確保するように求め、委員会側もそれを認めたようです。ちなみに再答弁書の提出は、規則にはありませんが禁止もされていないようです。

委員会は双方からの意見聴取も踏まえ、9月上旬までに結論を出す方針ですが、ここまでの泥仕合を見ると、ふるさと納税制度にはまだまだ整備が必要とも感じられます。



過去の会議資料等を見てみると、委員会への審査申出が少なく、レアなケースだと分かります。

税理士法人 A I F NEWS

2019年8月28日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

遺留分損害回復の譲渡課税は当然？

遺産そのものの分割とそれに代わるもの

遺産分割の方法として、①現物分割、②代償分割、③換価分割、があります。①以外は、遺産そのものの分割ではなく、それに代わるものです。①と②の間には対価性・譲渡性の有無という大きな相違があり、譲渡所得課税の有無という相違は②と③の間にあります。

登場人物が相続関係者だけというところが①と②の共通点で、相続持分の譲渡が行われる場合も、遺留分の減殺請求での金銭補償の場合も、登場人物が相続関係者だけだと、対価性・譲渡性の存在の事実は無視されることとされています。

民法改正に伴う新たな対価性・譲渡性

今般の民法相続編の改正で、遺留分減殺請求は、遺留分侵害額請求に改正され、その請求権の行使により生じる権利は金銭債権であるとされました。

例えば、遺留分権の行使に対し、金銭が無いので、その代償として、相続不動産の一部を遺留分権者の名義にすることにして、遺留分問題を解決した、というケースがあったとします。改正後は、遺留分債務を相続不動産で代物弁済したということになります。ここでも対価性・譲渡性が確認出来

ますが、結果としては、遺産そのものの分割①がなされたに過ぎない状態になります。

ここでの登場人物は相続関係者だけです。

譲渡所得課税は当然か？

ところで最近、遺留分権が金銭債権であると法改正されたのだから、物権たる相続不動産の一部を代償としてあてがう様な場合は、ここに代物弁済行為が確認できるので、当然に、譲渡所得課税をすることになる、との情報が流されています。

土地の代償として金銭を渡す(②代償分割)行為と、金銭の代償として土地を渡す(④遺留分侵害額弁済)行為と、どれも遺産分割作業の中での選択行為です。どちらも代償行為としての譲渡行為が確認されます。②では相続以外の財産が絡みますが④では相続財産しか登場しません。それでも、④の場合だけには、譲渡所得課税をする、というのです。

従来から、代償分割になぜ譲渡所得課税をしないのか、代償債務は代償取得資産の取得費の性格があるのにこれを否定するのは正しくないのではないかと、この議論がある中で、金銭債権化の民法改正を奇貨としてこれを強調し、真剣な議論を経ずに、この部分に対してのみの課税を急ぐのは、如何なものでしょうか。



遺産は
これだけ。
どう分け
ようか



税理士法人 A I F NEWS

2019年8月29日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

技能実習制度と特定技能制度

新しい在留資格 特定技能制度

外国人が日本で働く際には、働くことが許可されている証明をする在留資格が必要になります。在留資格とは「外国人が合法的に日本に滞在（就労）するために必要な資格」のことです。それぞれ定められた活動や配偶者の地位によって在留が認められており、日本への滞在期間や活動内容は異なります。

2019年4月から入管法の改正で新たに拡大したのが特定技能在留資格です。

今まではいわゆる単純業務に従事が可能であったのは「技能実習」であるか日本人の配偶者等でした。「技能実習」は技能の習得が目的であり最長5年間日本で働く許可が出され、職場で技能を学ぶことができます。しかし実習期間を終えると母国へ帰らなければなりません。

現実問題として、日本は人手不足であり実際のニーズには答えにくくなっていました。そこで外国人受け入れ政策の見直しで拡大路線になったのです。

人手不足が見られる14業種に限定

そのような背景から特定技能の制度が新設されたのですが、この在留資格は一定以上の技能実習経験があるか定められた日本

語能力やビジネススキルの確認試験があります。特定技能1号とは対象の14分野に属する知識や経験を要する技能を持っている方です。日本語能力やビジネススキルで試験合格するか技能実習生3年以上で無受験移行も可能です。最長5年までで家族の帯同はできません。技能実習制度で5年実習を行うと特定技能1号を取得できますので最長10年日本滞在が可能になります。

さらに技能試験を受験し、特定技能2号になることもできます。この資格は経験を積み特定技能1号より高いスキルの保持・専門性・技能を有するものです。熟練技能保持者であり家族の帯同もでき在留期限の更新も可能になります。しかし特定技能2号は予定される2業種に限られており現在はまだ受け入れをしていません。

法整備ができてきたが受け入れ体制は

今後も外国人雇用拡大は続くでしょう。新制度ができたとはいえ企業や社会の受け入れ体制はまだ整ってはいないと思えます。外国人を雇用する際には①就労ビザや在留資格の確認、②労働条件の労使の相互理解、③生活上等、日本の制度の理解や支援等に留意をしてください。



特に在留資格、期間の満了日、就労制限の有無、資格外活動許可有無を確認しましょう

税理士法人 A I F NEWS

2019年8月30日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

魅力的な求人票の書き方

人手不足が継続しています

2019年12月の有効求人倍率は1.63倍と2019年11月から引き続き高止まりの状態が続いており、人手不足が続いています。この状況乗り越え欲しい人材を集めるには会社に求職者を引き付ける求人をするしなければなりません。

どのような採用計画をすればいいか

採用活動を成功させるには社長と採用担当者が欲しい人材像と欲しい人材をいかにして集めるかの方法を共有する必要があります。5W2Hをもとに考えてみます。

社長は採用目的(why)、欲しい人材(who)、どう採ってほしいのか(what)を採用担当者に対して明確にする必要があります。ハローワークに出されている求人票を見るととにかく誰でもいいから人が欲しいといった、募集したい人物像が求職者にわからない求人が多く出ています。

採用担当者は募集時期(when)、求人媒体(where)、採用予算(how much)を計画し、求人内容(how)を自社で主導して作成してください。有料の求人媒体を使うときに予算交渉はするが、募集する時期や求人内容を業者に任せてしまうと思ったように求職者が集まってきません。

求職者目線の募集が大事

欲しい人材像といっても会社の都合を求職者にぶつただけでは人が集まってこないでしょう。例えば人件費を抑えたいから「補助、見習い」といった文言をつけてしまったりは求職者からの魅力が減ってしまいます。求職者目線から考えた求人の魅力(成長機会や雇用の安定)を伝える必要があります。

「働き方改革を進めるため」といった自社の人材不足を、国の政策に乗って肯定的に転換してしまってもいいでしょう。改革を進めるために急いできてほしく、ただし即戦力は難しいから補助的ポジションからスタートといった理由付けとなります。

今の求人

超売り手市場の今、会社は求職者にアピールすることが大切です。採用ノウハウを自社に蓄積できれば、求人費を抑えていい人材を集められます。最初は大変ですが自社でプランを練ってはいかががでしょう。

スタッフ
募集中!!



自社にピッタリな人を採用したいですね

税理士法人 A I F NEWS

2019年9月2日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

京都アニメーションへの 寄附の特別措置

地方公共団体に対する寄附金の位置付け

2019年7月18日に起きたアニメ制作会社「京都アニメーション(以下京アニ)」の放火殺人事件、被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。京アニは業界で見れば決して大きくない規模ながら、高いクオリティーでアニメ制作をしており、国内外のファンを魅了しています。

事件後にはアニメファンだけではなく企業から支援の寄附や申し出が相次いでおり、政府は被害者らへの寄附金を「地方公共団体に対する寄附金」と位置付けるようにする意向です。すでに20億円を超える京アニへの寄附金を、受け入れ先を自治体などとして京アニ本体から切り離し、通常企業が寄附を受けた際に発生する課税を抑える方向で、国税庁などと調整をするようです。

地方公共団体への寄附とするメリット

この「地方公共団体への寄附」とすることは、寄附をした側にとって、税的な優遇が大きくなるメリットがあります。

個人が一般企業に寄附した場合、個人は寄附金控除を受けることはできません。しかしこの「地方公共団体への寄附」となると、最近知名度が上がっている「ふるさと納税」と同じ扱いとなります。個人の所得

や控除によって上限金額はあるものの、上限以内の寄附であれば個人の負担は2,000円で済みます。この仕組みは災害等で募金の活動費や手数料を取らず、寄附額すべてが自治体の分配委員会へ行く「義援金」も同じですが、今回のように犯罪被害に関する寄附金を義援金と同等に扱うことは異例の対応となります。

また、企業から企業への寄附も原則として資本金などに応じて算出する一定の限度額しか所得から差し引くことができませんが、「地方公共団体への寄附」とすると、企業が拠出した寄附金は全額損金算入が可能となります。

特別対応、今後どうなる？

今後、同じような事件が起きた際にも「犯罪被害に関する寄附金を義援金同様に扱う」と、恒久的な仕組みになるのでしょうか？

また、個人の寄附なら「自腹をきる」のは2,000円のみ、企業の寄附なら全額損金というのは、寄附の本質とは少し離れてしまう感があります。公的な支援も大切ですが、民間の善意を善意のまま扱うことも「気持ちに寄り添う」といった意味ではよかったのかもしれない。



寄附文化の醸成を当初目的にしていたふるさと納税制度だけど、こういうケースに適用するのは、ちょっと違う気もするよね。

税理士法人 A I F NEWS

2019年9月3日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

生保業の定年延長

生命保険業のT社は創業以来のビジョンに基づいて独自の営業戦略を策定、次のプロセスで「T社の元気プロジェクト」の一環として2017年に定年延長を実現しています。

〔T社の元気プロジェクト〕

①従業員を“元気”にします（お客さまや社会を元気にするためには、まずは従業員が元気であることが必要）。

- ◆65歳定年制度、70歳嘱託雇用制度導入
- ◆クアオルトウォーキングの実施
- ◆ワークライフバランスの推進

②お客さまの“元気”をサポートします。

- ◆予防保険・サービスの開発
- ◆認知症予防アプリ（健康キット）の提供
- ◆ユニバーサルマナー検定受講等、お客様サービス力向上

③社会の“元気”に貢献します。

- ◆日本医師会との関係強化（認知症に関する同社データの提供等）
- ◆都道府県医師会等と協力し全国主要6都市で開催された認知症基礎セミナーへ協賛
- ◆元気健康応援ファンドへの出資

〔制度導入の背景〕

営業戦略：家庭を一軒一軒訪問して商品販売、家庭マーケットのお客さまは女性やシニアの方が多く、同社の顧客ターゲットは、社会全体の高齢化をそのまま反映。

2016年3月には選択緩和型の保険（健康状態に不安のある方でも加入できる保険）「認知症

治療保険」を業界で初めて発売。販売件数は2017年9月に25万件を超えた。

70歳以上のお客さまのところには毎年1回訪問する。請求手続き時には内務員が出向いて書類の作成をお手伝いする。

商品開発面では、シニアの保険ニーズが死亡保障より医療・介護保障にある点に注目、保険に加入できる年齢を85歳まで引き上げ。

2018年に業界初の、健康に不安な方でも加入できる「認知症予防保険」を発売し、急速に加入者数を伸ばした。

〔定年延長の概要〕

ライフスタイル（健康寿命の延伸）の変化等に対応し、従業員が生涯の生活に安心感を持った上で、意欲的に長く元気に働けるよう定年を60歳から65歳に延長するとともに、処遇制度の見直しを行った。

- ・会社が認めた者については、65歳まで役職に登用する仕組みを導入。
- ・シニア層も競争意識を持ち意欲的に働けるようにした。

このようにT社は、社会全体の高齢化・顧客ターゲットと社員のニーズの同質性に着眼し、定年延長を実施しました。経営戦略構築の優れたモデルと言えましょう。



高齢化社会に適切な対応を！

税理士法人 A I F NEWS

2019年9月4日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

ものづくり・商業・サービス生産性 向上促進補助金の申請方法変更

補助金の趣旨

この補助金は中小企業・小規模事業者が取り組む生産性向上に資する革新的なサービス開発・試作品開発・生産性プロセスの改善を行うために必要な設備投資等を支援するものです。認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模企業が対象です。機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費などが補助の対象になりますが、事務所の家賃や電話代など、一般的な諸経費は補助の対象になりません。

平成30年度補正の二次公募が2019年8月19日(月)に開始されました。公募締切は2019年9月20日(金)15時となっています。

補助額・補助率

- ・一般型：補助額 100万円～1,000万円
補助率 1/2 以内 ※
- ・小規模型：補助額 100万円～500万円
補助率 1/2 以内 (小規模事業者は 2/3 以内)

※通常の補助率は 1/2 以内となりますが、「先端設備等導入計画」の認定を受けると補助率が 2/3 までアップします。また、生産性向上に資する専門家を活用する場合には、

補助の上限額が 30 万円上がります。

従来の申請との違い

広範囲の適用業種で認知を広げているこの「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」ですが、今回の二次公募は「紙での申請を受け付けない」という違いがあります。

これまで可能だった郵送による申請書の提出は受け付けず、中小企業庁のポータルサイトである「ミラサポ」の中に設けられた「ものづくり補助金電子申請システム」からの申請のみ受け付けることとなりました。紙での申請に比べて、サイトでの入力のため、数字の整合や入力漏れのチェックが容易・提出書類が少ない、オンタイムで提出できるため申請に余裕ができる等のメリットがあると広報しています。

時流は電子オンリー？

今回の措置は IT 導入補助金等、中小企業の IT 化についての補助金も出している手前、申請も電子にて行ってもらい、IT 化を一層促進したいという意図があるように見えます。税だけでなく、公官庁のこうした手続きについても「電子オンリー」が主流になってゆくのもかもしれません。



IoT デバイス(ネットにつながるもの)が必須の社会になりつつあります。

税理士法人 A I F NEWS

2019年9月5日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

中小企業の会計ルール

平成30年3月に「収益認識に関する会計基準」が公表されました。これを踏まえ平成30年度税制改正において資産の販売等に係る収益に関する規定の改正や、法人税法における収益の計上時期等についての改正が行われました。

一方で、中小企業の会計処理については、従来どおり企業会計原則等による会計処理が認められることとされています。

では、中小企業は公正妥当な企業会計を実現するためどういった会計基準に準拠すべきなのでしょうか。

会計の目的

会計の目的は、株主や会社債権者といった利害関係者に対して会社の財政状態や経営成績に関する情報を提供することにあるとされています。また、適正な会計基準に基づく計算書類を作成することは、経営判断や融資判断にも欠かせません。

公正妥当な企業会計とは

平成17年に制定された会社法は、株式会社の会計について431条で「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従うべき旨の包括規定を設けています。株式会社の会計については、多くの事項が会社計算規則に委ねられています。このため、会社

計算規則に規定されていない事項については「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」として個別の会計基準や実務指針に基づき処理されることとなります。

「指針」と「要領」

中小企業の会計ルールとして、会計参与制度の創設に伴い平成17年に「中小企業の会計に関する指針」が公表されました。また、平成24年には中小企業の会計に関する検討会によって「中小企業の会計に関する基本要領」が公表されました。

「指針」は、一定の水準を確保しつつ利用しやすいものとなるよう毎年見直しが行われています。

「要領」は、主に比較的小規模な企業を対象としているため、「指針」と比較して記載内容が必要と考えられる範囲に限定されている点には留意が必要ですが、日本税理士会連合会が作成しているチェックリストを活用することで、計算書類が要領に準拠しているかを確認することができます。

いずれも中小企業の会計の質の向上のためわかりやすく解説されていますので、両者の違いを理解したうえで広く活用されることが期待されています。



会計ルールに準拠して会計の質を向上させましょう！

税理士法人 A I F NEWS

2019年9月6日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

戸籍法改正と相続手続きの円滑化

戸籍法の一部改正が成立、公布へ

令和元年5月24日に戸籍法の一部を改正する法律が成立し、同月31日に公布されました。国民の利便性向上と行政の運営効率化を目的とした今回の改正では、どのようなことが可能になるのでしょうか。

戸籍法と戸籍事務の電子化

私たちの親族的身分関係を証明する「戸籍」、この戸籍の作成や手続き等について定めた法律が「戸籍法」です。平成6年の改正によりコンピュータを使用して戸籍事務を取り扱うこととなり、現在では全国1896市区町村のうち1893市区町村でこのコンピュータ・システムが導入されていますが、各市区町村のシステムがネットワーク化されていないため、私たちが戸籍を請求するためには本籍地の市区町村役場で手続きしなければなりません。

たとえば相続手続きで、自分と両親や叔父叔母等親族との身分関係を説明する場合、その親族の各本籍地へ戸籍を請求することになります。本籍地と住所地は別の概念であるため、住所地から遠く離れた場所であることもしばしば。遠隔地であれば郵送で請求することになりますが、郵便の往復期

間もあり1通請求するのに数週間を要することもあります。相続手続きの際には、何人もの戸籍を請求しなければなりませんので、とても時間がかかります。

本籍地以外でも戸籍の取得が可能に

こうした課題を受け、今回の改正では法務省が一括する戸籍データの管理システムを活用することで、本籍地以外の市区町村役場での戸籍請求が可能になります。また、電子的な戸籍記録事項の証明情報（戸籍電子証明書）の発行も可能になる予定です。

このシステムの具体的な運用開始時期については、公布の日から5年と想定されています。今回の改正により、これまで煩雑で時間のかかっていた戸籍収集の手間が大幅に削減され、相続手続き全体の円滑化にも期待が持てそうです。

戸籍により身分関係を証明する必要がある社会保障手続きの場面でも、戸籍謄抄本の添付省略が認められるようになる見込みです。



税理士法人 A I F NEWS

2019年9月9日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

税金よもやま話

酒と税金と国税庁と海外

国税庁は酒類の所管官庁

お酒に対しては、その名の通りの「酒税」が課されます。納税義務者は「酒類の製造者」と「酒類を外国から輸入した者」ですので、一般的にはなじみが薄い税ですが、平均的な販売価格から算出すると、消費税込みの計算で、ビールは価格の約40%、日本酒は価格の約18%が税金です。

酒については税のことだけではなく、酒類業組合の監督や、酒類の製造・販売の免許制度の管轄、海外への日本産酒類のアピール、さらには資源リサイクルの推進やアルコール健康障害への対策等、国税庁は様々なことをやっています。

海外需要を狙え！

酒類の国内消費が落ち込んでゆく中、国税庁では近年、日本産の酒類の国際的な情報発信に力を入れています。実際に2018年の日本酒の輸出を見てみると、輸出量は2,500万リットルを超え、金額は222億円となっており、輸出金額は10年前に比べるとおよそ3倍になっています。日本の「sake」ブランドは確実に海外に浸透しているようです。

2019年8月には、海外の消費者にとって日本酒の選択の基準となる項目が少なく、

なじみのある表現が少ないという課題に応え、海外への大規模調査を基に国税庁が国内事業者へ意見聴取をした上で、海外消費者が日本酒を理解し選択しやすくなる輸出用の「標準的裏ラベル」と「表記ガイド」を作成しました。

その他にも英国最大級の酒類見本市に国税庁主宰でブースを出展、G20サミットでのプロモーションなど、海外消費者への日本産酒類のアピールに余念がありません。

ビールの扱いと今後の税率変更

税制面においては2019年4月から「麦芽比率が約67%以上であるとビール」とされていたものが50%までに拡大、追加する副原料も麦芽重量の5/100までならビールの範囲となりました。また、酒税の税率に関しても2020年10月から2026年10月にかけて、段階的に改正が予定されています。

暑い日の仕事帰りにちょっと一杯、なんて時に「この酒のこれくらいは税金なんだよな」なんて思うのは無粋かもしれませんが、平成29年度税収の内1.3兆円は酒税。適正な課税や一定の需要・税収確保のため、関係者が色々と工夫や努力をしています。



飲んだり飲まれたりして結果的に静かに眠る……のではなく、税収になりますね。

税理士法人 A I F NEWS

2019年9月10日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

定年延長関連制度改革

継続雇用制度

保険サービス業・T社の人事制度は次の経緯で整備され、65歳定年制へ移行するとともに、70歳まで働ける継続雇用制度を導入しました。

[人事制度の改定経緯]

時期	人事制度の改定内容
2006年	最長65歳まで嘱託職員として働くことができる継続雇用制度を導入
2014年	同制度の対象者を希望者全員に拡大するなどシニア層が活躍できる環境を整備
2017年	定年を延長とともに、従業員が意欲的に働けるよう人事制度の見直しを実施 <ul style="list-style-type: none">・65歳定年制度の導入・退職金、退職年金制度の改定・最長70歳まで働ける継続雇用制度の導入

定年延長の基礎となる人事制度の概要

職種

内務員を「職種」と呼ぶ4つの区分（総合職・エリア総合職・一般職・担当職）に分類。基準は、担当する職務内容と勤務地の範囲。採用区分として機能しているが、入社後も本人の申請と会社の審査を通じて、変更が可能。一般職は、支社・営業所で事務的業務や顧客サービス業務、営業支援業務等。近年は業務のIT化に積極的に取り組んだ結果、この10

年間で事務量は5分の1に減り、一般職の採用は減少。事務業務の効率化で生み出された時間を活用して、ベストシニアサービスの取り組みを開始。

職能資格

内務員は10等級及び理事で構成、個々の貢献度を、よりきめ細かく評価、処遇し、能力伸長意欲や競争意識を高め、上位職登用及び成果発揮へのモチベーションの向上を図る。

給与体系

① 資格給

上記資格に対応した範囲給で支給。それぞれの級に範囲給を設定、年間の評価に応じて昇給する仕組み。

② 成果給

成果給は、職位ごとに給与レンジを設定。金額の決定は、

- ・管理職の場合、職位と評価成績に応じて毎年増減（洗替方式）
- ・非管理職は資格と評価成績に応じて毎年増減

③ 職位手当

職位に対して支給する給与。

部長・支社長等の上位職位に昇進するに従い、支給金額が大きくなる仕組み。



最長70歳まで、元気に働こう!

税理士法人 A I F NEWS

2019年9月11日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

住民票等への旧姓併記

11月から住民票等への旧姓併記が可能に

旧姓で業務をしている方々には、少し嬉しいニュースかもしれません。住民票やマイナンバーカード等へ旧姓（旧氏）を併記できるようにするための「住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令」が平成31年4月17日に公布され、今年11月5日から施行されます。

登記はできていたけれど…

女性の社会進出等に伴い、旧姓使用についてはこれまでも様々な場所で議論がされてきました。商業登記の場面では、一足早い平成27年から、商業登記簿に役員の旧姓（婚姻前の氏）を併記することができるようになっていました。

しかしながら、たとえ商業登記簿に旧姓が併記されていても、銀行口座の開設時などに求められる、運転免許証やマイナンバーカードをはじめとした「本人確認資料」には旧姓が記載されていません。金融庁では全国の主要銀行などに対し、旧姓での口座開設について協力要請を出しているようですが、本人確認資料に記載された新姓との整合性が取れないことなどを理由に、旧姓での口座開設を行ってくれるところはま

だまだ少ないのが現状です。銀行口座以外にも、携帯電話の契約やクレジットカードの申し込み等、本人確認資料を提示しなければならない場面は多く、登記はできても結局新姓の使用を余儀なくされている方々は少なくありません。

旧姓を併記するには

住民票に旧姓を併記するためには、請求手続が必要です。旧姓が記載された戸籍謄本等を用意し、住所地の市区町村に対して請求を行います。住民票に旧姓が併記されると、マイナンバーカードや公的個人認証サービスの署名用電子証明書にも旧姓が併記されることとなります。旧姓が各種証明に利用できるようになるため、たとえば旧姓で契約した保険や携帯電話、銀行口座等を旧姓のまま引き続き使うことも期待できます。

今回の政令施行により、旧姓の利用機会が一気に拡大するかもしれませんね。

旧姓での活動が
しやすくなりそ
うです！



税理士法人 A I F NEWS

2019年9月12日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : <http://profit21.co.jp/aif>

外国人従業員の育休とビザの更新

就労ビザは期限付き

外国人従業員が日本で働く際、一般的に取得している就労ビザには運転免許同様に有効期間(在留期間)が設けられています。ご本人の状況や労働条件などによって、1~5年の期間がその人毎に許可されており、引き続き日本で就労を希望する場合は期間の満了前に更新手続きをしなければなりません。

もし、外国人従業員が育児休業を取得している間、あるいは、育児休業明けすぐにビザの更新をしなければならない場合は、通常の更新時より少し気を付けたいことがあります。

収入が下がった場合は事前に説明を

入国時、あるいは以前の更新時と同じ会社に勤めている外国人労働者の場合、ビザ更新時に提出する書類はさほど多くありません。しかし、必ず提出するのが課税・納税証明書で、この内容により年間の収入金額を確認されます。育児休業中であれば基本的に収入は下がるわけですが、以前より大幅に下がっている場合は、育児休業中であつた旨の説明文書を更新手続きの際、一緒に提出しておきましょう。

更新手続きに限らず、ビザの申請は基本的に書面審査です。残念ながら、何ら説明がなく収入金額が大幅に下がっている申請内容のまま審査が進んだ場合、許可されるビザの有効期間が短くなるなど、不利益な扱いを受けることもあります。従業員のビザ有効期間が短くなってしまうのは、会社にとっても損失ですので、説明資料が必要な場合はぜひ協力してください。

更新時には必ず日本国内に滞在

ビザの更新手続きは、原則的に本人のみ申請することができ、申請日には本人が日本に滞在している必要があります。たとえ弁護士や行政書士等に更新手続きを依頼した場合も、本人が日本に滞在している日でなければ更新の申請は受け付けられません。出産のため母国へ帰国している場合などは、更新手続きのスケジュール管理に十分気を付けましょう。

育休中・育休明けの更新手続きはスケジュールにも気を付けましょう。



税理士法人 A I F NEWS

2019年9月13日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

税務調査と受忍義務

査察と調査は違います

通常の税務調査は、所得税や法人税などの申告が正しく行われているか否かを確認するための任意調査です。マルサが脱税犯検挙のために裁判所から許可状を取って行う強制調査（査察）とは異なります。

任意調査とは

任意調査は、調査について納税者の事前の承諾が必要であり、調査日程も納税者の都合を尊重し、調査は納税者の協力を得て行われます。（しかし現金商売の場合は現況の把握のため抜き打ち調査もあります。また国税局の資料調査課の調査も任意ではありませんが突然来ます）

任意調査は拒否できるか？

任意調査だからといって納税者の勝手な理由で税務調査を断わることはできません。

納税者は法律上、税務調査を受ける義務を負い、正当な理由もなく調査に応じないときは一定の罰則（1年以下の懲役、または20万円以内の罰金）が適用されます。これを受忍義務と言います。

税務調査の制約

任意調査ですから、税務調査を行う場合には、時間、場所、範囲、程度について、調査を受ける側の営業活動をむやみに止めさ

せたり、私生活の平穩を乱したりするおそれがあるとはならないとの制約もあります。

ですから、取引先の確認を必要とする事態になった時は、商売に影響する可能性がありますので、納税者の了解なしには行えません。

税務調査を拒否できる場合

税務職員が早朝や夜遅くまで及ぶ調査を求めた場合や、プライベートな場所に立ち入りを求めた場合は拒否できます。

また納税者の同意なしで金庫や書庫、引き出しなどを開き現金や預金通帳、個人的な書簡などの検査を行う行為に対しては抗議して止めさせることができます。

なかには威圧的な言動や裁量権を超えた行為をする者もありますが、違法ですから明確に拒絶の意思表示をすることが大切です。それでも止めない場合は、あまり知られておりませんが、請願法に則り請願書を提出し、懲戒処分を要求できます。



税理士法人 A I F NEWS

2019年9月17日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

個人クリニックから 医療法人へ

医業または歯科医業で、個人経営のクリニックとして開業し、その後医療法人化を検討される方は多いと思います。今回は、会計と税務の視点から見た医療法人化のメリット・デメリット、個人経営と医療法人の違い、法人化後に気をつけるポイントについてまとめました。

医療法人化のメリット・デメリット

個人経営から医療法人にする最大のメリットは、**節税**です。個人経営では専従者給与を経費にすることはできても、院長ご自身の給与を経費にすることはできません。しかし医療法人にすることで、院長は理事長として医療法人から給与をもらい、その給与は医療法人の経費にすることができます。またその給与は、給与所得控除ができます。結果、法人税と所得税を合わせたとしても、**個人経営の時より税金を安くすることができます。**

また院長個人の生命保険契約は、支払われている保険料のうち生命保険料控除により節税できている部分は、ごくわずかであるケースが多くみられます。法人にすることで、契約内容により一部を損金(税法上の費用)に入れることができます。結果、**法人税を節税しながら、将来、解約返戻金**

を退職金の資金に充てることができます。他にもメリットは、分院展開の可能性、赤字の繰越が3年から10年に延長、原則2事業年度は消費税免税などがあります。

デメリットとしては、医療法人化に伴う手続き費用、社会保険の強制加入による費用負担増加、議事録や事業報告書の作成提出に伴う事務手続きの費用負担などがあります。

法人化後に気をつけるポイント

まず一番に気をつけなければならないことは、**法人の収入は理事長のお金ではない**、ということです。個人経営の時は、通帳にあるお金を自由に引き出しても問題はありませんでした。しかし、院長個人と法人は別人格になるので、**法人の通帳から勝手にお金を引き出すことはできません**。仮に給与とは別に通帳からお金を下ろした場合には、**役員貸付金**となり利息が発生しますが、医療法人の場合は**役員貸付金自体が禁止**されています。この他にも注意点がありますので、身近にいる税理士にご相談の上、ご検討されることをお勧めします。



節税になることはわかったけど、他にも気をつけることがありそうですね。

税理士法人 A I F NEWS

2019年9月18日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

多様化する国税の納付手続

最近では国税の納付手続の選択肢が増え、納税者の利便性が向上してきました。自分に合った方法を知っておきましょう。

窓口納付

金融機関又は所轄の税務署の窓口で、現金に納付書を添えて国税を納付する手続です。

振替納税

納税者自身名義の預貯金口座からの口座引落としにより、国税を納付する手続です。利用に当たっては、事前に税務署及び希望する預貯金口座の金融機関へ専用の依頼書を提出する必要があります。

申告所得税及び復興特別所得税の確定申告分（第三期分）、消費税及び地方消費税の中間・確定申告分については、法定納期限よりやや遅れて引落としされますので、資金繰りに優しい納付方法です。

コンビニ納付（バーコード）

税務署から送付又は交付されたコンビニ納付専用のバーコード付納付書を使用し、コンビニエンスストアへ納付を委託することにより国税を納付する手続です。

コンビニ納付（QRコード）

自宅のパソコン等で作成したQRコードを使用し、コンビニエンスストアへ納付を委

託することにより国税を納付する手続です。現在は「Loppi」又は「Famiポート」端末設置店舗でのみ利用可能です。

クレジットカード納付

インターネット上でのクレジットカード支払の機能を利用して、国税を納付する手続です。ただし、納付税額に応じた決済手数料がかかりますので注意が必要です。

インターネットバンキング等

インターネットバンキングやATM等により国税を電子納付する手続です。利用に当たっては、事前に税務署へ e-Tax の利用開始手続を行う必要があります。

ダイレクト納付

e-Tax により申告書等を提出した後、納税者自身名義の預貯金口座から、即時又は指定した期日に、口座引落としにより国税を電子納付する手続です。利用に当たっては、事前に税務署へ e-Tax の利用開始手続を行った上、専用の届出書を提出する必要があります。



いろいろな納付手続がありますね。自分に合った方法を選びましょう。

税理士法人 A I F NEWS

2019年9月19日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

定年延長関連制度改革

定年延長と役職制度等の調整

生命保険業 T 社は、ライフスタイル(健康寿命の延伸)の変化等に対応し、従業員が生涯の生活に安心感を持った上で、意欲的に長く元気に働けるよう定年を 60 歳から 65 歳に延長するとともに、次の処遇制度の見直しを行いました。

[定年延長に伴う対応]

[前制度と見直しの背景・課題]

- ・特別職員制度 (57 歳で一律に役職を退き、特別職員として給与が 1 ~ 2 割ダウン)
- ・高い意欲を持って、少なくとも 65 歳まではそれまでと変わらない意識で元気に働き続けることができる制度が必要。
(シニア従業員は元気で、60 歳を超えたからと言って、能力も仕事に対する意欲も、現役に引けをとることはない。
- ・ライフサイクルの面でも、結婚や出産の年齢などは、当時と比べて 4 ~ 5 歳は遅くなっている。
- ・シニアのキャリアや知見を活かせないのは勿体ないことであり、元気で働き続けてもらうためには、57 歳という年齢で一律に役職を解き、それ以降の給与を下げる制度を改める必要がある。

[改定制度]

- 前制度を廃止。
- ・会社が認めた者については、65 歳まで役職に登用する仕組みを導入。
- ・シニア層も競争意識を持ち意欲的に働ける

ようにした。

- ・若い人でも実力があり、適性があれば、年齢にかかわらず役職に登用。他方、57 歳になっても、その役職で実力を発揮できる人なら、65 歳定年まで引き続きその役割を担ってもらおう。

58 歳以降は、新たな役職として「調査役」という職位を導入し、部長補佐の権限を有し、会社や所属の特命担当として幅広く所属の業務に対し活躍してもらうことを想定。

- ・年齢による処遇の切り下げを廃止、現役時代と変わらない意識で働き、高い生産性を発揮してもらうため、57 歳及び 60 歳時点での処遇の崖を廃止し、65 歳まで賃金体系が変わらない仕組み。役職定年についても、実力に応じて 65 歳まで管理職として活躍できる仕組み。

一方で、役職定年制の廃止による人事の停滞(役職の新陳代謝が遅れる)を招くことがないように、期待された役割が発揮できない場合には、年齢によらず降職し、また評価に関する一定基準を満たさない場合には、降格も当然実施する仕組み。

これにより、若手からシニア層まで全ての従業員が活躍できる体制を整えている。

このように、定年延長とともに全社員の働く意欲を向上させることへ目配りを利かせて定年延長を行いました。



みんな元気に
全力投球!

税理士法人 A I F NEWS

2019年9月20日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

公的年金の将来像

公的年金財政検証結果

厚生労働省が5年に1度実施している公的年金の健康診断にあたる財政検証結果を公表しました。将来の年金水準についての検証では経済状況が異なる6つのケースを示しています。給付水準は現役世代の平均手取り収入に対する年金額の割合「所得代替率」という指標で示されています。

2019年度の所得代替率は61.7%です。1～3のケースでは29年度以降の20年～30年の間、女性や高齢者の労働参加が進んで経済成長率がプラスとなった場合では給付抑制が46年～47年までで終わります。ケース1で経済成長率が0.9%上昇した場合でも所得代替率は51.9%に下がります。一方、成長率が横ばいにとどまる4～5のケースでは賃金が伸び悩み抑制期間は長くなります。53年～58年頃まで抑制され所得代替率も44.5%～46.5%まで下がります。ケース6の長期マイナス成長の場合では36%～38%になると見込まれています。

年金の制度改革

日本経済のマイナス成長や労働参加者の増加が進まなければ年金の財政は厳しい状態となります。所得代替率を50%より下げないため政府は一定の年金水準を保てるよ

う対策案を出しています。

1. 厚生年金の適用拡大のため、企業規模要件(従業員500人以上)の規模下げ
2. 賃金要件(月収8.8万円)以上対象者の要件下げ
3. 月収5.8万円以上の全雇用者に適用
4. 基礎年金の保険料納付期間を40年から45年に延長
5. 受給開始年齢75歳まで繰り下げて支給
6. 65歳以上の在職老齢年金の廃止(この場合は年金原資は下がる)
7. 上記の組み合わせやマクロ経済スライドフル発動

自助努力は必須に

今回の財政検証で年金額を最も増やす効果があるのは受給開始年齢を上げること、75歳から受給開始すると所得代替率は99.1%だと言います。今65歳で年金をもらい始めても年金抑制の仕組みで徐々に所得代替率が下がります。その影響は若い世代ほど大きくなるので自助努力で老後に備えることは非常に重要になっています。



今の65歳と同水準の年金を得るには今20歳の人には68歳まで働く必要があると言います。

税理士法人 A I F NEWS

2019年9月24日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

求人票を出す媒体とタイミングで 求人結果が変わる!?

いっどこで求人するか

採用活動ではどのような時期にどのような求人媒体に出すかで結果が変わってきます。自社に向いていない時期と媒体で求人してしまうと、全然人が来ないということになってしまいます。

一般に中途採用のタイミングは3月、9月、6月の順で多いと言われています。日本では4月決算で9月は中間決算の企業が多く、人員配置を考える時期が4月や10月に集中するからです。6月が多いのは新人研修後のGW明けに退職者が増えるため、その補充のため活発になります。

求職者が活発に動く時期はいつでしょう。一般に、退職が増える時期は人事異動が多い3月と9月といった決算期と重なります。また、ボーナスをもらってからやめようと6月と12月も多くなります。新卒の特徴は、GW後に退職者が出て大きく動きます。

求職活動は夏休み間近の5~7月は動きが鈍く、夏休みに友人と情報交換した後の9月が若手のピーク。一方で、中高年齢層のピークは、12月のボーナス後、年末年始に親戚や友人と情報交換した1月に求職活動が活性化されると言われています。このことから若手を中途採用したいときは9月、

ベテランを採用したいときは年明けあたりが求人を出す目安となります。どの層を採用する必要があるのか、ターゲット人材の動くタイミングと自社の人材が不足している層を見極めるとよいでしょう。

求人媒体にもそれぞれ特徴があります

①紙媒体②Web 媒体③人材派遣④人材紹介はサポートが手厚い分比較的高コストが高く⑤SNS⑥クチコミ⑦学校(大学・専門)⑧ハローワークなどは自前で動かなければなりません。コストが低く採用活動ができます。即戦力が必要であれば④人材紹介、じっくり自社の社風に育成したいなら⑦の学校からの紹介などの活用がよいでしょう。若年層は②Web 媒体や SNS に集まります。中高年齢層は①紙媒体をよく見ているようです。無料で求人できるハローワークを最大限活用する場合①低コスト②中堅スキル③中高年齢層を中心に④やや時間がかかっても問題ない状況で使うのがベターです。それぞれの時期や媒体によって得手不得手、費用も変わってきます。自社がターゲットとする人材がよく見る媒体に求人を出すと思った通りの人材が集まりやすいでしょう。



手間はかかります
がお金をかけない
方法も使いたいで
すね

税理士法人 A I F NEWS

2019年9月25日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

所得税における所得の概念

所得税は、所得を課税の対象とする租税ですが、「所得とは何か」について明確な定義はありません。「所得」って何でしょうか。

制限的所得概念（所得源泉説）

各種の勤労、事業、資産から生ずる継続的な収入から得られる所得のみを課税対象とするものです。毎年発生する経済的利得のすべてが所得を構成するのではなく、所得の範囲を限定しようとする立場であり、一時的、偶発的、恩恵的な利得は所得の範囲から除く考え方です。

イギリスおよびヨーロッパ諸国の所得税制度は、伝統的にこの考え方に基づいていました。

包括的所得概念（純資産増加説）

継続的に一定の収入源から生ずる利得のみに所得の範囲を限定せず、その発生の原因のいかんを問わず、およそ一定期間内に各人について生じた純資産の増加額がすべて所得であるとする考え方です。一時的、偶発的、恩恵的な利得も所得を構成します。

1913年にアメリカ合衆国で作られた連邦所得税制度は、この考え方を基本的に採用しています。

日本の所得税法では？

日本の所得税は、明治20年に導入されま

した。第二次世界大戦前は、所得の範囲は制限的に考えられていました。

第二次世界大戦後は、シャープ勧告などを経て、包括的な概念である今日のような制度に整備されました。

包括的所得概念のメリット

この概念の採用により、必要経費の概念は従来より大幅に拡張され、雑損控除・医療費控除といった所得控除も拡充されました。租税法の金子宏教授はこの概念のメリットを次のように指摘しています。①一時的・偶発的・恩恵的利得であっても、利得者の担税力を増加させるものである限り、課税の対象とすることが公平負担の原則の要請に合致する。②すべての利得を課税の対象とし、累進税率の適用のもとにおくことが、所得税の再配分機能を高める。③所得の範囲を広く構成することによって、所得税制度の持つ景気調整機能が增大する。（金子宏『租税法』第23版）



税理士法人 A I F NEWS

2019年9月26日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : <http://profit21.co.jp/aif>

国による中小企業向け情報セキュリティ向上のための事業が始まりました

情報セキュリティ、取り組んでいますか？

コンピュータが普及し、インターネットがビジネスインフラとなっている昨今、情報セキュリティの重要性についての認識も高まりつつあります。しかし、重要という認識はあるにもかかわらず、2016年度の調査では60%以上の中小企業が「うちにはあまり関係ない」「どこから実施してよいかわからない」と対策が不十分であるとの回答となっていました。中小企業における情報セキュリティへの取り組みの遅れは、当該企業の経営の存続のみならず、サプライチェーンの一角を崩す危険性をもつ大変重要なポイントとなります。

中小企業の情報セキュリティ対策を指導

このような中、国としても情報セキュリティ向上の必要性をアピールし、取り組みの普及をしていくための事業として「中小企業の情報セキュリティマネジメント指導業務」が始まりました。本事業は、地域で活躍している情報セキュリティの専門家が中小企業に訪問し、関係を構築していくことで、中小企業における情報セキュリティ対策意識の向上と水準の向上を継続的に押し進めることを目的としています。

具体的な支援の内容について

- 全4回の無料訪問指導
 - ・潜在的リスクの洗い出し
 - ・対策の決定、基本方針策定
 - ・関連規定の特定と策定に向けた検討
 - ・関連規定のレビューとまとめ

最終的には SECURITY ACTION 二つ星の宣言が目標となります。SECURITY ACTION は自社のリスク低減につながりますし、IT 導入補助金の要件(要件は一つ星)にもなっています。是非この機会に情報セキュリティへの取り組みを考えましょう。

●対象企業

中小企業（「中小企業」の定義は中小企業基本法に基づきます）

●実施期間

2019年9月末～2019年12月（予定）

●申込の詳細はこちらで確認ください

<https://www.ipa.go.jp/files/000076895.pdf>



税理士法人 A I F NEWS

2019年9月27日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

軽減税率 Q&A

2019年10月よりスタート

軽減税率制度は、大まかに言えば「食品は8%」なのですが、その細部に着目すると、疑問が出てくることも。国税庁のWebサイトで、個別のQ&Aが例示されています。

例えば「肉用牛の販売」は「その販売の時点において、人の飲用又は食用に供されるものではないので、軽減税率の対象ではない」。それに対して「食用の生きた魚の販売」は「食用なので軽減税率の対象」となるそうです。

まるでなぞなぞ、軽減税率

なぞなぞのような疑問についても、Q&Aは答えています。「賞味期限切れの食品を廃棄するために譲渡する場合」については「期限切れで廃棄するための食用に供さないので、軽減税率対象ではない」としています。

また、酒類については軽減税率の対象外です。酒類は「酒税法」に規定するものですからその範囲である「みりん」は軽減税率の対象にはなりません。しかしながらアルコール分が一度未満の「みりん風調味料」は軽減税率の適用対象です。

水に関しても「飲用に供されるもの」ならば軽減税率適用、風呂や洗濯といった生活用水として供給されるものが一緒に提供

されていると、軽減税率の対象とはなりません。また、ウォーターサーバーのレンタルと水を併せて販売している場合は「レンタル料」は軽減税率対象外で、「水の販売」は軽減税率の対象です。

その他、「金箔」「重曹」「炭酸ガス」「カタログギフト」等、判定が微妙な例示がされていますが、見抜くコツとしては「食用なのか」と「役務の提供ではないか」を注視すると分かり良いかもしれません。

分からない場合は詳しい人に聞くのが一番

軽減税率かどうか、判断に困る場合は専門家に聞くのが一番です。

また、国税庁は「消費税軽減税率電話相談センター」を開設しています。軽減税率制度の対象品目の判定や、帳簿・請求書の書き方など、一般的な質問を受け付けてくれます。

消費税軽減税率電話相談センター

平日(2019年9月・10月は土曜日も受け付け)の9時から17時

TEL : 0120-205-553



免税事業者も取引相手に区分記載請求書等を求められる場合がありますよ!

税理士法人 A I F NEWS

2019年9月30日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

マンション管理組合と駐車場

マンション管理組合とは

マンションとは区分所有居住用建物のことです。ですからマンション管理組合とは区分所有居住用建物を管理する組合のことです。一般的には法人格はありませんが、法人格を持たせることもできます。法人格を持たせた場合、公益法人に準じた扱いを受けます。法人格がない場合は、代表者の定めのある人格のない社団となります。専有部分に関しても管理をしますが、共有部分に関する管理が主たる業務です。

税務上の取り扱い

法人格を有すれば法人として法人税の対象ですが、法人格のない社団でも法人とみなして法人税の対象となります。

通常は管理費収入のみで収益事業はありませんので税金がかかることもありませんし、申告も不要です。

駐車場収入の取り扱い

区分所有者や借家人がマンションの駐車場を有料で利用し、その駐車場料金を管理費や修繕積立金として管理組合が管理している場合は、共済的事業であるとして課税されませんが、問題は外部に貸している場合です。最近、都会では車を所有しない住民も多く、マンションの駐車場に空きがで

きる場合もあり、管理費や修繕積立金に充てるため、外部の人に一般的な駐車場として貸し出しているケースが多々見受けられます。

税務当局の見解

このような場合駐車場の収入は、管理組合の収入として法人税を課税するというのが税務当局の基本的な対応です。

国税不服審判所や裁判で争われた事例もありますが、この税務当局の考えが支持されております。

素朴な疑問

区分所有建物の共有部分の所有権は区分所有者の持ち分に応じて区分所有者のもので、管理組合は単に管理を委任されているだけで、共有部分を所有しているわけではありません。本来であれば持ち分に応じて区分所有者の収入となると思われます。

もし管理組合の活動がなく直接管理会社が同様な行為を行った場合、はたして管理会社の収入ということになるのでしょうか？

マンション管理組合の皆さんご留意ください



税理士法人 A I F NEWS

2019年10月1日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

定年延長関連制度改革

退職年金制度と継続雇用基準

生命保険業 T 社は定年延長に関連する退職年金制度・継続雇用制度等について次の改訂を行いました。

退職年金制度

65歳定年に伴い、退職金の支給年齢は65歳とした。

支給金額については、61歳以降の老後の生活資金は現行の退職金の水準で確保できていること、加えて、新制度では、60歳以降も内務員(旧制度は継続雇用嘱託職員)として60歳以前と変わらない賃全体系で処遇されるため、61歳から65歳までの所得が大幅に向上する。そのため、退職金ポイントについては、60歳以降は付与しないこととした。

また、60歳から64歳の間に退職した場合も、現行制度(60歳時点)で退職した場合と同額の退職金を支給。

支給年齢は65歳としているが、多様化するセカンドライフへの対応の一環として、55歳以降に自己都合退職する場合は、定年退職と同様の取り扱いとしている。

65歳定年に伴い、退職金の支給開始年齢は65歳へと改定。

年金の支給方法については、超高齢化社会の到来も踏まえ、「同社に入社した従業員は、定年退職までは成果に応じてしっかりと処遇される。定年退職後は、終身年金が

受給でき、一生涯が安心」を制度設計の趣旨とし、支給方法は現行どおり、10年保証期間付終身年金を維持。

年金支給額についてはゆとりある老後の生活資金を確保するため、現行制度の年金月額を維持。なお、新制度では、60歳以降の処遇が大幅に向上することから、退職金と同様に60歳以降については、退職年金ポイントは付与していない。

継続雇用制度導入

希望者について、65歳定年後も最長70歳まで働ける高年齢者雇用安定法で求められた内容を上回る継続雇用制度を導入。

ただし、加齢による急激な健康状態の悪化等により職場規律を乱すことがないように、健康状態、スキル等の一定の雇用条件(採用基準及び更新基準)を設定。

採用基準については、現行の継続再雇用制度は高年齢者雇用安定法にもとづき、定年退職者のうち、健康状態に問題のない希望者全員を採用。

同法で求められた対応を上回る新しい継続雇用制度では職場規律の維持や生産性の向上を図るため、「資格」「勤務状況」「人事評価」等の項目を新基準として設定。



継続雇用と年金制度
で安心確保

税理士法人 A I F NEWS

2019年10月2日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

～時給1,000円時代に突入～

今年も10月に最低賃金が改定されます

東京・神奈川は時給 1,000 円超に

毎年10月は、地域（都道府県）別最低賃金の改定月です。今回は、令和初の改定となりますが、東京都（1,013円）と神奈川県（1,011円）の最低賃金は、はじめて時給1,000円台に突入します。

一方、前回単独最下位だった鹿児島県は今回他県より改定幅を大きくしたため、佐賀県や長崎県などと同額の790円となり、単独最下位（今回15県）を脱出します。

全国平均も時給 900 円超に

以前から、地域別最低賃金は全国平均（47都道府県の加重平均）1,000円を目指すと言われていましたが、今回の改定で全国平均は901円と、はじめて900円を超えました。

近年の上昇ペースが今後も続けば、あと4～5年で全国平均も1,000円台に突入することになりそうです。

採用時以外でも最低賃金の確認を

パートやアルバイトを募集する際、最低賃金を確認して求人を出していると思いますが、既に雇用しているパートやアルバイトの時給が最低賃金スレスレだった場合の

昇給モレや、月給制の場合に所定労働時間から換算した時給が最低賃金を下回っていることなどを見逃すケースがあります。

最低賃金法違反の罰則は重い

最低賃金法違反の罰則は、最低賃金を下回った場合は50万円以下の罰金、事業場での周知が行われていない場合は30万円以下の罰金、最低賃金違反を申告した労働者に対して解雇などの不利益な取り扱いをした場合は6か月以下の懲役または30万円以下の罰金など、軽いものではありません。

産業別の特定最低賃金

地域別最低賃金の他、産業別の特定最低賃金も都道府県ごとに定められており、適用業種の特定最低賃金が地域別最低賃金を上回る場合、特定最低賃金が適用されるので、適用業種に該当する会社は注意が必要です。



このペースなら
全国平均1,000
円台も遠から
ず？

税理士法人 A I F NEWS

2019年10月3日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

今後の資金調達に大きな影響を与える可能性

金融検査マニュアルの廃止

金融検査マニュアルとは、銀行など金融機関の経営を監督するための指針です。バブル崩壊後の不良債権処理に効果を発揮しました。債権先を「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に分類し、分類に応じた引当金を求めるものでした。再生局面の中小企業は事業再生計画の策定において、自社がどの債務者区分に分類されているかを把握する必要があることから、馴染みになった会社もあるかと思えます。

廃止は事業性評価融資の促進

金融庁が2019年12月を目標に従来の検査マニュアルの廃止を明らかにしました。今は廃止後の検査・監督について意見を求めている最中ですが、中小企業に対してどう影響を与えるのでしょうか。貸し倒れ費用を柔軟に計上するよう促すことも求められています。また、2014年の日本再興戦略改訂に、具体策の一つとして「地域金融機関等による事業性を評価する融資の促進等」が盛り込まれています。つまり、国としては、事業性を評価した融資が行われるように促進する方針がすでに出ています。

評価に活用される指標

中小企業の事業性を評価する際に活用され

るツールとしてローカルベンチマーク（通称：ロカベン）があります。これは企業の経営診断を行うことを目的に、企業の経営者や金融機関、支援機関等が企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための道具で、事業性評価の入口になると期待されるものです。

具体的には、財務情報として①売上高増加率、②営業利益率、③労働生産性、④EBITDA 有利子負債倍率、⑤営業運転資本回転期間、⑥自己資本比率の数値に着目します。非財務情報としては①経営者、②関係者、③事業、④内部管理体制について着目することによって企業の経営状態の変化に早めに気づき、早期の対話や支援につなげていくものです。

金融機関の対応変化に注意

マイナス金利政策が続く中、統廃合等金融機関を取り巻く環境が大きく変化しています。金融検査マニュアルの廃止をきっかけにして、お付き合いのある金融機関の対応が大きく変化するかもしれません。



今のうちに、
ロカベンで自
社を分析して
みよう

税理士法人 A I F NEWS

2019年10月4日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : <http://profit21.co.jp/aif>

サービス業・製造業での外国人採用

現業を伴う職種と外国人採用の難しさ

外国人労働者の活躍が増える今、外国語によるコミュニケーションに悩む日本企業は少なくありません。「今やアルバイトのほとんどが留学生。もう少し外国語で指導教育をしたいのだが」、「日本語を話せる外国人スタッフが一人でもいれば、もっと外国人採用を積極的に行いたいのに」、こうした声は、人手不足に悩む多くの現場で聞かれます。しかしながら、外国人労働者を採用するためにあらかじめ日本語ができる外国人スタッフを雇用するには、これまでとても高いハードルがありました。

一般的な「技人国ビザ」での限界

外国人労働者が企業で勤務する場合、ほとんどが「技術・人文知識・国際業務」という在留資格（以下、技人国ビザ）を申請します。この技人国ビザで行うことができる代表的な職務内容に「通訳・翻訳」があるのですが、ビザの申請に際しては「十分な業務量があること」が非常に重要な審査のポイントです。また、この技人国ビザでは、いわゆる「現業」と言われる実地の仕事や外国語を使わない接客業は、原則的に認められていません。こうなると、たとえば工場労働を行う製造業や、飲食店等の接

客業で、他の外国人労働者へ通訳・翻訳を伴う指導教育をしつつ、自分自身も現業を行うといったケースだと技人国ビザは認められないこととなります。

新たな特定活動ビザで期待が高まる

こうした中、今年5月に発表された日本の大学・大学院を卒業した方向けの「特定活動ビザ」では、大学等において修得した知識と、日本語能力試験 N1 レベルの高い日本語能力を活用することなどを要件として、現業を伴う活動内容も認められるようになりました。

先述した飲食店や工場での例のほかにも、たとえば「タクシー会社に採用され、集客のための企画・立案を行いつつ、通訳を兼ねた観光案内を行うタクシードライバーとして活動すること」や「介護施設で外国人従業員や技能実習生への指導を行いながら、外国人利用者を含む利用者との間の意思疎通を図り、介護業務に従事すること」、なども想定されています。これまで外国人採用が極めて困難だった業界でも、今後は外国人労働者の活躍が期待できるかもしれませんね。

日本の大学・大学院を卒業していることや、N1レベルの日本語力などが要件です。



税理士法人 A I F NEWS

2019年10月7日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : <http://profit21.co.jp/aif>

デジタル手続法 社会保険手続きの動向

5月に法律が成立 デジタルファーストへ

デジタル手続法は行政手続きオンライン化法、住民基本台帳法、マイナンバー法、公的個人認証法の4法を中心とした一括改正から成立しました。例えば転入・転出の届出や死亡・相続に伴う行政手続きなどを原則インターネットで実施可能にし、手続きに必要な添付書類は行政機関間の情報連携で省略することができるようになるものです。日本社会をデジタルで変革してゆくとともに私たちの生活や仕事に大きな影響を与えていくことが予想されます。今までは電子申請・届出を行っても添付書類を郵送しなければならないとか別途納付手続きが必要になる、交付物を受け取る必要があるなど利用者にとって使い勝手が良いとは言いがたいものでした。スマートフォン世帯保有率も75%となった現在、デジタル手続法の推進でますますデジタルを前提にした情報の流通が活発となるでしょう。

社会保険手続きのデジタル化

行政手続きのデジタル化は多岐分野にわたりますが人事労務では社会保険手続きがあります。すでに社会保険手続きも電子申請はありましたが任意でした。しかし令和2年度からは「特定法人」と定義される資

本金1億円以上の企業などに対し一部の手続きで電子申請が義務化されます。

健保・厚生年金は「賞与支払届」「月額算定基礎届」「月額変更届」、雇用保険では「資格取得届」「喪失届」「転勤届」「高年齢雇用継続給付支給申請」「育児休業給付支給申請」、労働保険では「概算・確定保険料申告書」「一般拠出金申告書」などが義務づけられます。これから順次手続きが増えていくでしょう。まだ電子申請義務化の対象となっていない手続きや資本金1億円未満の中小企業に対しても、近い将来電子申請が義務化されることが予想されます。

企業の対応

今後、中手企業にも電子申請が義務化されることを考えると自社内で電子申請ができる体制が必要となってきます。e-Gov 経由は人事マスターの転記が発生しますので紙に手書きで申請するのと大きな差がなく、人事マスターを兼ね備えた人事労務ソフトが使いやすいでしょう。自社で体制を整えるのが困難な時はクラウドを備えた専門家にアウトソーシングするのも手でしょう。



資本金1億円とは業種や従業員数は関係なく、従来の「大企業」の定義とは異なります

税理士法人 A I F NEWS

2019年10月8日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

住宅被災支援と罹災証明

風水害に対する住宅への被害

今年も台風や豪雨による被害が全国で発生しました。被害に遭われた方に、心よりお見舞い申し上げます。

災害に遭われた方には、公的に多種多様な支援策が備えられていますが、今回は壊れた住宅に関する支援を紹介します。

被災者生活再建支援制度

被害の大きい自治体にお住まいの方で、住宅が全壊又は大規模半壊した場合、半壊程度ではあるが敷地に問題が発生したりした場合は、「被災者生活再建支援金」が支給されます。

- ①全壊：100万円 ②大規模半壊：50万円
- ③解体等が必要：100万円

また、住宅の再建方法（建設・補修・賃借）に応じて、50～200万円の加算支給が行われます。

災害復興住宅融資

この融資は独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たす住宅であれば、低金利かつ融資の日から3年間の元金据置期間が設定できる融資です。

住宅建設の場合の限度額は1,650万円と

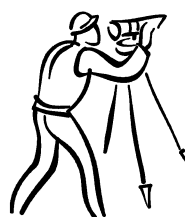
なりますが、金利が少し高くなる特例加算額として510万円、土地取得資金として970万円、整地資金として440万円までの限度が別に設定してあります。

また、新築や中古住宅の購入等の場合でも、床面積等の適用条件は異なりますが、この融資制度が利用できます。

災害時の罹災証明問題

2つの制度をご紹介しましたが、この制度を利用できるのは「罹災証明書で全壊・大規模半壊・半壊となった住宅」が対象となります。家の被害状況を公的に証明する罹災証明書は自治体の家屋調査をして発行するものですから、今年千葉県に大きな被害をもたらした台風15号等、被害数が多い罹災証明書の発行には、長い時間がかかるケースも出てきそうです。

また、この台風15号による千葉県の住宅被害については、17,000棟以上が建物の20%～40%が壊れた「半壊」にまで至らない「一部損壊」の被害となり、これについては国や自治体が屋根の修理費等の補助を別途設けることになりそうです。



AI等の新しい技術を用いれば、損壊の規模を素早く計算することもできそうだよね。

税理士法人 A I F NEWS

2019年10月9日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

電子申請には API 連携している ソフトを使うと始めやすい

2020年4月から大企業は電子申請義務化

大企業を中心とした特定の企業には「社会保険・労働保険」電子申請義務化がスタートします。例えば税務関係の電子申請は5割を超えて普及してきていますが労働社保の普及率は1割に満たないようです。

電子申請の良い点、難しい点

良い点は足を運ぶことなく申請ができるので、役所の窓口で待たなくてよいということです。特に月初などは、朝から並んで長時間待ち、ということもありますが、電子申請ならオフィスから手続きが済みます。また時間・場所を選ばず24時間いつでも申請することもメリットです。在宅でも作業ができ、遠方の支社の手続きも申請が可能になっています。そして紙での申請は、申請だけでなく管理そのものにもコストが発生しますので、こちらの負担も軽減されペーパーレス運用が可能になります。これらにより工数は大幅に削減されます。

e-Gov がとにかくわかりにくい

まず申請を始めるときに電子認証を必要とします。国が運営している電子申請システム e-Gov はあらゆる手続きに対応できるのは良いのですが、システムが使いにくいことが挙げられます。またシステム申請するための様式が多く、申請したい手続きにたどり着くための導線も良くないのが難点

です。国として推しているのは e-Gov ですが使うのは難しく、電子申請が進まない理由の一つでしょう。

API 連携している外部のソフトを使おう

最近では一般に販売されているソフトで電子申請ができるようになりました。細かな知識がなくても誰でも簡単に電子申請ができます。例として SmartHR、オフィスステーション、ジョブカン、jinjer 労務などがあります。SmartHR はマイナンバー管理、年末調整、人事労務に特化し手続きの種類は企業に必要なものだけに抑えています。オフィスステーションは社労士との連携で強みを発揮します。個別に連絡を取れる機能を備え帳票の種類も充実しています。ジョブカンはシリーズの連携に強みがあります。勤怠、給与、労務手続をつなげて無駄のない作業が一式で構築できます。Jinjer 労務は一つのプラットフォームの位置づけで必要な機能を組み合わせて使うことができます。各ソフトそれぞれに強みがあるので自社で選定が必要です。

導入にハードルはありますが電子申請を進めると生産性向上につながるでしょう。



一回ソフトを入れて
しまうと便利です。

税理士法人 A I F NEWS

2019年10月10日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

定年延長の真の目的

生命保険業 T 社は、65 歳定年制を導入するとともに、65 歳まで、賃金体系が変わらない賃金制度を導入。また最長 70 歳まで雇用する処遇制度を整備し、全社員が意欲と能力に応じて働くことが出来るようにしました。

また、定年延長に伴い、退職年金制度を改定する等により、処遇制度は仕事・役割・貢献度反映型で、年齢にかかわらず、パフォーマンスに応じて活躍できる仕組みを構築しました。

真の目的とは

仕事・役割・貢献度に応じたメリハリのある評価・処遇がなされ、定年延長、および関連制度の改定目的「従業員が長く元気に意欲的に働けること」と併せて、本制度を活かし、若手からシニア層まで全ての従業員が、競争意識を持ち高い意欲を持って活躍できるよう、中長期的かつ戦略的な人員配置や、計画的な人材育成を行っていくことが期待され、これは

定年延長の真の目的「全ての従業員が高い意欲で元気に働くことにより、生産性の向上を実現すること」

を達成しつつあると言えます。

また、本制度改定と併せて初任給の引き上げ、子ども手当の新設といった福利厚生

制度の改定も行っており、少数精鋭を掲げる同社では、全従業員が存分に力を発揮し活躍する重要な基盤の一つとなっています。**経営ビジョン実現力の向上**

経営ビジョンは自社の“夢と希望”、言い換えれば、“自社が社会に存続する意義、目指していること、やりたいことを”明文化し、社員やステークホルダーに示して、将来への道筋を指し示すもので、次のように、経営の基盤となる多面的な力があります。

〔経営ビジョン力〕

- ① 将来に向かって自社が社会に貢献して行く領域・目標・道筋を示し、ステークホルダーの支持が得られる。
- ② 経営ビジョンを実現するための長期経営計画、経営目標の設定につながる。
- ③ さらに、中期経営計画・目標、年度経営計画・目標とそれらを達成する目標管理制度の運用につながる。
- ④ 社員が経営ビジョンを感得することによって、一人ひとりが働く意義を見出し、組織全体と個々人に業務遂行のバイタリティーが生まれる。

すなわち、定年延長は経営ビジョンの実現力を強化することになるのです。



定年延長で経営ビジョン
の実現力アップ!

税理士法人 A I F NEWS

2019年10月11日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

NISAとiDeCoどちらがお得？

NISA (少額投資非課税制度)

NISAとは、株式・投資信託等の配当・譲渡益等が非課税対象となる個人投資家のための税制優遇制度です。以下の3種類があります。

(1) (一般の) NISA

毎年120万円の非課税投資枠が設定されます。非課税期間は最長5年間です。期間終了後、新たな非課税投資枠への移管(ロールオーバー)による継続保有も可能です。

(2) ジュニア NISA

未成年者を対象とした少額投資非課税制度です。未成年者を対象に、年間80万円分の非課税投資枠が設定されます。原則として口座開設者が18歳になるまでは投資金の引き出しができません。

(3) つみたて NISA

少額からの長期・積立・分散投資を支援するための非課税制度です。非課税期間は20年間と長く、購入できる金額は年間40万円までです。購入方法は累積投資契約に基づく買付けに限られているほか、購入可能な商品も、長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られています。投資金の途中引き出しはいつでも可能です。

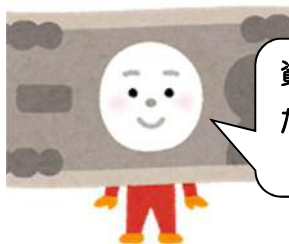
iDeCo (個人型確定拠出年金)

個人型確定拠出年金(iDeCo)は、確定拠出年金法に基づいて実施されている私的年金の制度です。①掛金を払う時は掛金が小規模企業共済等掛金控除として全額所得控除され、②運用益が生じた時も非課税で再投資できます。そして③給付を受け取る時も、年金として受け取る場合は「公的年金等控除」、一時金の場合は「退職所得控除」があるという税制上の優遇措置が講じられています。

ただし、「iDeCo」の加入資格は60歳未満の公的年金加入者に限られます。また、掛け金は、原則60歳になるまで途中引き出しができません。この点はデメリットとなりますので、注意が必要です。

どちらの制度がお得？

この2つの制度は、どちらか一方を選択しなければならないものではなく、両方使うこともできます。それぞれのメリット・デメリットをよく把握した上で活用しましょう。



資産は賢く運用したいですね。

税理士法人 A I F NEWS

2019年10月15日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

少し進化のコンビニ納付

コンビニ納付の制限

税務当局から税金の納付書が送付されて来たら、その納付書を持参して、税務署窓口や金融機関で納税するのが普通ですが、送付されてきた納付書にバーコードが付いていると、コンビニでの納付ができます。

コンビニ納付については、経験をした方が多いかと思われます。利用可能税目に制限はありませんが、納付書1枚につき30万円以下の制約があります。

個人が手元にある納付書にバーコードを印刷することはできませんから、この納付方法には、送付されてきた納付書に限られるという前提があります。

コンビニ納付 (QRコード)

ところが、この前提を覆す新しい納付方法の制度が本2019年から始まっています。

自らが作成するバーコード付き納付書のコンビニ納付です。最初に作成するのがバーコードではなく、QRコードなので、これをコンビニ納付 (QRコード) と言い、従来制度をコンビニ納付 (バーコード) と言っています。

国税庁サイトのコンビニ納付用QRコード作成専用画面にて納付書に記載する事項を入力すると、QRコードを作ることがで

きます。それを印刷又はスマホやタブレット端末に保存し、コンビニに設置されているキオスク端末にそのQRコードを読み取らせるとバーコード付き納付用紙が出力されます。

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで、所得税、消費税、贈与税の申告書を作成する際に、QRコードの作成を選択することで、申告書に併せて、QRコードを印字した書面をPDFファイルで作成することもできます。

進化の応用と不便なところ

コンビニ納付 (QRコード) も結果的には、コンビニ納付 (バーコード) の一形態なので、納付できる金額は従来と同様に納付書1枚当たり30万円以下です。ただし、自分で作成するので、納付書を2枚、3枚に分けて作成でき、巨額な差でなければ、金額制限は簡単にクリアーできます。

コンビニ納付 (QRコード) の利用は国税についての制度で、ほとんどの税目で使えます。なお、手数料は不要ですが、キオスク端末の設置されているコンビニでしか利用できず、払込金受領証は発行されますが、領収証書は発行されません。納税証明書の発行には、3週間程の余裕を見ておく必要があります。



試しにQRと納付書
作ってみるのも社会
勉強かも……

税理士法人 A I F NEWS

2019年10月16日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

デューデリ費用と買収合併

M&Aの費用として

デューデリジェンスという言葉は随分と一般化してきました。M&Aの活発化に伴い、買収先の財務内容や法的リスクの調査を委託するのが通常となっています。この調査がデューデリジェンスです。買収案件によっては、この調査費用が多額になることもあります。

有価証券購入付随費用になる場合

税務上、購入した有価証券の取得価額は、その購入の代価（購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）と法定されています。企業買収に係るデューデリジェンス費用が有価証券の購入付随費用に該当するかどうかの判断が問題になります。国税不服審判所裁決事例に、これに係る判断がいくつか存在します。

他社を買収するに当たって支出した財務調査費用につき、どの有価証券を購入するか特定されていない時点において、いずれの有価証券を購入すべきであるか決定するために行う調査等に係る支出は、この有価証券の購入のために要した費用には当たらないものの、特定の有価証券を購入する意図の下で有価証券の購入に関連して支出さ

れる費用は、有価証券の購入のために要した費用として当該有価証券の取得価額に当たる、との裁決になっています。

買収意思決定取り止めの場合

企業買収を目的として実施したデューデリジェンスが買収の意思決定前に行われたものか否かにより取扱いが異なるということです。もちろん、買収の意思決定後のデューデリジェンス費用でも、実施した結果、最終的に、買収を取りやめた場合には、当然一時の損金に算入することにはなりません。

合併目的の場合のデューデリ

なお、M&Aでも、有価証券の取得が目的ではなく、企業の合併を目的とする場合があります。合併を目的として実施したデューデリジェンス費用は、一時の損金として処理することになります。これは、合併が適格合併に該当するか否かで異なる取扱いとなるものではありません。

理由は、合併が、被合併法人の権利義務を合併法人に包括的に承継させるものであることや、デューデリジェンス費用が、合併により移転を受ける個々の減価償却資産や棚卸資産を合併後の事業の用に供するために直接要した費用に該当するとは考えられないからです。



相場としては100万円以上は当たり前。

税理士法人 A I F NEWS

2019年10月17日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

定年延長の戦略性

人事賃金制度は企業を取り巻く環境に適応した戦略性を備えていることが重要性を持っており、そのため自社の経営理念・ビジョン・戦略を実現する従業員の意識・行動を引き出すメッセージ性を持っていること、全員が主体性と意欲をもち、自己の課題や能力向上に真剣に取り組む会社の期待が明示された賃金制度をもっていることが必須条件です。

N社の定年延長実施例

部品メーカーのN社は、社会環境の変化、旧制度が抱えていた問題点を踏まえ、25年ぶりに、2017年4月より、人事制度を改定しました。

改定の背景

同社の人事制度は1992年制度改定以来、約25年続いてきたがこの間の社会変化(少子高齢化、生産年齢人口の減少が進み、年金受給開始年齢の延長、65歳までの雇用義務化、女性活躍推進と、人を取り巻く労働者環境が大きく変化。)

・グローバル生産体制が進み、売上・利益とも海外比率が高まってきた。今後更に事業をグローバルに展開していくとともに、将来の成長に不可欠な新事業・新製品の創出を推進していく上で、これまで以上に社

員本人は、その中核を担う役割を期待される。いかにベテラン層から若手・中堅層の全ての従業員の活躍を導き出すかが、人員構成上の大きな課題。

新人事制度の狙い

「自ら積極的にチャレンジする社員に活躍の場を提供、その頑張りに報いる」こと。

・旧制度では、昇給や昇格にあまり差がつかない年功的な面があったが、資格制度、評価制度を見直し、チャレンジし成果を挙げた従業員に報い、一人ひとりの「やる気」を引き出す制度の実現を目指す。

・もう1つの狙いは、「これまで以上に安心して働き続けられる環境を整える」こと。年金の支給開始年齢引き上げや介護負担の増大に直面するベテラン層が、安心して65歳まで変わらない働きができるように定年延長を行い、「安心感」を高めること。

このように「従業員自らが意欲を高めチャレンジし、その能力を十分発揮できる環境を整えること」。その頑張りにこれまで以上に報いることのできる制度で、「やる気」を後押しすることと、定年延長により「安心感」を確保することの両立を目指しました。



定年延長でやる気
アップ!

税理士法人 A I F NEWS

2019年10月18日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

令和元年度地域別最低賃金

東京・神奈川で全国初の時間額

令和元年度地域別最低賃金改定額は中央最低賃金審議会が賃上げ額の目安が公表され、各都道府県労働局長の決定により10月1日より順次発令されています。

地域別最低賃金の全国整合性を図るため目安のランクを設けていますが、改定額を見ていくとAランクの6道府県は目安通り28円引き上げられ東京は1013円と最高、神奈川は1011円とついに1000円を超えました。今回は目安ではDランクの低い引き上げ額の予定であった県も含め12県もの引き上げ額が28円と底上げされました。Bランクの16府県も目安通り27円引き上げられ、2県のみが800円以下、一方Cランクは26円の引き上げ、2県が新たに800円台に乗せました。Dランクでは26円から28円引き上げた県が790円で並び、最低額は15県が790円となりました。

全国加重平均最低賃金は4年連続3%超

近年最低賃金は引き上げの流れが続いていて最高額(1013円)と最低額(790円)の金額差は223円(昨年は224円)となり、平成15年以降16年ぶりの改善です。最高額に対する最低額の比率は78.0%(昨年度は77.3%)と5年連続改善しています。

令和元年の改定額は以下の通りです。

28円改定

東京 1013円 大阪 964円 愛知 926円
千葉 923円 神奈川 1011円 埼玉 926円
兵庫 899円 青森 790円 岩手 790円
秋田 790円 鳥取 790円 高知 790円
佐賀 790円 長崎 790円 熊本 790円
大分 790円 宮崎 790円 沖縄 790円

27円改定

茨城 849円 栃木 853円 新潟 830円
山形 790円 富山 848円 山梨 837円
長野 848円 京都 909円 静岡 885円
三重 873円 滋賀 866円 和歌山 830円
広島 871円 山口 829円 徳島 793円
福岡 841円

26円改定

北海道 861円 宮城 824円 石川 832円
福井 829円 岐阜 851円 群馬 835円
奈良 837円 福島 798円 愛媛 790円
島根 790円 岡山 833円 香川 818円

29円改定

鹿児島 790円



全国加重平均額は901円です。昨年と比べ27円の引き上げは昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高です。

税理士法人 A I F NEWS

2019年10月21日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

消費税のQ&Aだけでの立法

通達での扱い

事務所の賃貸借契約による家賃の受取りや支払いなどの場合、消費税の課税資産の譲渡等・課税仕入れの時期は、当該契約又は慣習によりその支払いを受けるべき日とする、というのは消費税の通達の規定しているところです。

また、もっと一般論としては、翌月分以降の家賃の支払いに該当する前払費用について、所得税通達又は法人税通達の取扱いの適用を受けている場合は、課税仕入れは、その支出した日の属する課税期間において行ったものとして取り扱う、ということも消費税通達の規定しているところです。

過去8%への増税の時のQ&A

消費税率が8%になった平成26年4月1日以後について出された「Q&A」では、4月1日以後は、原則として新税率が適用されますが、ただし、契約又は慣行により、継続して対価收受時に収益計上しているときは、施行日の前日(平成26年3月31日)までに収益に計上したものについて旧消費税率を適用して差し支えありません、と書いていました。

10%への増税に際してのQ&A

今回の「Q&A」は進化していて、前の増

税時に「差し支えありません」としていたものについて、すべてその表現を消滅させています。

しかし、9月末日までは、10%消費税は法律上存在しておらず、9月決算法人の決算書で、10月分以降の期間に係る取引について、10%の消費税計算処理は不可能です。

Q&Aが命ずるみなし会計処理

10月1日前においては、新税率による処理ができないため、8%での処理をし、10月1日以降に、新税率が適用される部分について8%での対価の返還があったものとして処理した上で、改めて新税率10%による消費税処理を行え、と命じています。

みなし返品処理という会計処理、税務処理が要求されているのです。でも、会計処理には、それを裏付ける証票書類が必要です。仕入税額控除の適用を受けるためには、法定事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件とされています。

Q&A立法の合法性?

法律の改定も、通達の改定すらもないのに、Q&Aだけが独り歩きの如く解釈進化することに、疑問を呈する論調がないことも、忖度社会と言え、異常です。



租税法律主義はどこへいった

税理士法人 A I F NEWS

2019年10月23日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : <http://profit21.co.jp/aif>

ハローワークインターネットサービス をご存知ですか？

ハローワークインターネットサービスとは
ハローワークインターネットサービス(以下「HWIS」)とは、ハローワーク(以下「HW」)に登録した求人情報を求職者がネット上で検索できるサービスのことです。全国のHWから求人情報が集められその件数は130万件弱にもなります。リクナビ等が1万件ほどといわれているのでその巨大さがお分かりになるでしょう。企業はこれを使わない手はありません。

HWIS に求人を公開するには

HWが受け付けた求人のうち、HWISでインターネット上に公開される求人は、企業が公開を認めた案件に限ります。HWに登録されたすべての求人情報がHWISで公開されるわけではありません。HWISに求人を出すには、HWの窓口で求人を出すときに情報公開をするかのチェック欄で公開をするかどうかを決められます。

- ①公開することで営業の勧誘がある
- ②他社に賃金などの条件が漏洩する
- ③募集ポジションによっては秘密裏に動く必要がある

などの理由から公開しない企業がHW求人で1割ほどいるのですが、①②の場合は公開したほうがよいでしょう。PCでの閲覧

を標準としており、スマホなどのモバイル端末では見づらいかもかもしれません。しかし、職業紹介事業者(Indeedなど)にもデータが供給されており、こうした事業者等が手掛けるスマホサイトでは快適に検索が可能です。リクルートによるとスマホなどネットでの求人検索は全体の6割に上るといわれています。ネットに公開することが求職者を集めるには絶対に必要でしょう。

HWIS に情報が公開されるタイミングは

その日に登録された求人情報は夜9時ごろに集約、確定し翌朝6時ごろに最新情報に更新されます。つまり翌日になると情報が更新されます。HWは新規求人が上に出てきますが、この更新時期を応用して休み前に求人を出しておく、新規求人として上に出続けるのでお勧めです。例えば金曜に登録すると翌日の土曜から月曜日まで最新求人として上に載ることになります。年末年始などはさらに長い期間になるでしょう。

求人は公開しよう

求人はネットで公開するのが普通の時代になっています。よい人材をとるためにも求人情報は公開して、求職者の目に留まる確率を上げましょう。



ネット求職の時代です。情報は積極公開がよいでしょう。

税理士法人 A I F NEWS

2019年10月24日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : <http://profit21.co.jp/aif>

申告書等閲覧サービスの改正

申告書等閲覧サービスとは

申告書等閲覧サービスとは、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達（財務省設置法第19条）に資するため、行政サービスとして行われているものです。法令等により制度化されているものではありませんが、国税庁の事務運営指針により運営されています。

具体的には、納税者等が申告書等を作成するに当たり必要があると認められる場合に、納税者等が税務署等に赴いて、過去に提出した申告書や届出書等の内容を確認することができる制度です。

正確な納税申告をするためには、過去に提出した申告書の内容と齟齬がないようにする必要がありますし、過去に提出した届出書も正確に把握していなければなりません。何十年も前に提出した届出書が現在の申告内容に影響を及ぼすことも珍しくありません。このため、納税者においては、細心の注意を持って過去の申告書や届出書を管理しなければなりません。しかし、様々な事情によりそれができなくなることもあります。そんな時にはこの制度を活用することとなります。

改正前の取り扱い

ごく一部の例外を除き、原則として、申告書等のコピーの交付、カメラ撮影及びスキヤナーによる読み取りは、認められていませんでした。このため、税務署まで赴いて閲覧した上、必要な部分を手で書き写さなければなりませんでした。申告書等閲覧サービス自体は大変有り難いサービスなのですが、この点だけは納税者や税理士にとって、なんとも不便な制度でした。

改正後の取り扱い

本年、この事務運営指針の改正が行われ、9月から取り扱いが変わりました。コピーの交付は相変わらず認められていませんが、写真撮影は認められるようになりました。ただし、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット又は携帯電話など、その場で写真が確認できる機器に限られます。

コピーの交付が認められないのは不満ではありますが、写真撮影が認められたのは大きな前進ですね。



写真撮影が OK になりました！

税理士法人 A I F NEWS

2019年10月25日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

ふるさと納税の申告のおさらい

年末はふるさと納税の時期です

個人の所得や控除によって決まる控除上限金額以内の寄附であれば、2,000円の自己負担でお礼の品がもらえるふるさと納税。すっかり世の中に浸透し、平成30年度(2018.4~2019.3)の寄附総額は5,000億円を突破、寄附数は2,300万件を超えており、地方のグルメや特産品のお取り寄せ方法の1つとしても活用されています。

「今年のふるさと納税の上限は今年の1月~12月の所得や控除で決まる」という前提があるので、事業所得や不動産所得がある方、給与所得のみだが決算賞与等の変動要素がある方、源泉徴収票がもらえるのを待ってからやる方等で、ふるさと納税は年末にピークを迎えます。ただでさえ慌ただしい年末にふるさと納税のことで慌てないように、申告方法をおさらいしましょう。

寄附申告の方法は2種類

5か所以内の自治体への寄附かつ確定申告をしない方に限り、ワンストップ特例申請が利用できます。この2015年から始まった特例によって、サラリーマンの寄附のみの申告が簡単になりました。1枚の申請書に必要な事項を記入して、身分証のコピーを添えて郵送します。期限は翌年1月10日ま

でに寄附先の自治体へ必着となっていますから、年内に手続きが必要です。

ただ、同時期に行われた改正により、2,000円の自己負担で済む控除上限金額は従来の約2倍になりました。「欲しいものが多くて、寄附先が5か所を超えてしまいそう」とか、「医薬品をある程度買っているのでセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受けたい」とか、「1月10日までに特例申請書が出せそうもない」といった場合は、去年から可能となった「ID・パスワード方式の電子申告」を利用すると良いかもしれません。

一度税務署に行けば貰える

申告用のID・パスワードは、税務署等で職員と対面による本人確認を行えばもらえます。このID・パスワードがあれば、従来の電子申告のように、カードリーダーやマイナンバーカードがなくても電子申告が可能です。国税庁が毎年開設するWebサイト「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、そのまま電子申告で手続きができるので、複数自治体に寄附する場合は、ワンストップ特例申請を出すよりも手間がないかもしれません。



スマホでも確定申告書が作れます。給与とふるさと納税だけの申告なら、専門家に頼らなくてもきっと大丈夫。

税理士法人 A I F NEWS

2019年10月28日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : T E L 03-3980-2326 : F A X 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

台風19号による許認可等の有効期間延長

台風19号による特定非常災害指定

先日の台風19号では記録的な豪雨となり、広い範囲で甚大な被害をもたらされました。被災者の皆様へ心よりお見舞い申し上げます。

今回の被害状況を受け、政府は台風第19号による災害を「特定非常災害」に指定し、被災地域にお住まいの方々を対象に、許認可等の満了日の延長措置や、法令上の義務が履行できない場合の免責措置等を講じることを決定しました。

特定非常災害とは

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」では、著しく甚大な被害をもたらした災害を「特定非常災害」に指定し、行政上の権利利益の満了日の延長等を行うことで、被災者の権利利益の保全等を図る旨を定めています。

今回の台風19号も、10月18日の閣議決定により即日政令が公布・施行され、「特定非常災害」に指定されました。これにより、被災者の方々を対象として、次の措置が順次行われる見込みです。

◆運転免許等、許認可等の有効期間延長

- ◆各種届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限の設定
- ◆法人に係る破産手続開始の決定を留保
- ◆相続放棄等の熟慮期間の延長
- ◆民事調停の申立手数料免除

対象となる許認可等

令和元年10月10日木曜日以後に満了する許認可等が対象です。対象となる具体的な許認可等、対象地域、延長後の満了日は、今後、各府省の告示で定められます。

告示で定められた許認可等の内容については今後、以下の総務省の特設ページで随時更新されます。昨年の平成30年7月豪雨災害（西日本豪雨）発生時には運転免許や建設業、警備業、運送業をはじめ多くの許認可が延長の対象となりました。期限等がご心配な場合は、各行政機関の担当窓口にご相談ください。

《総務省ホームページ》

http://www.soumu.go.jp/r01_taifudai19gokanrenjoho/hisai.html



許認可の期限や届出義務などが心配な場合は担当窓口へご相談を。

税理士法人 A I F NEWS

2019年10月29日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : <http://profit21.co.jp/aif>

海外大学新卒者のビザ申請と注意点

留学生の就労ビザ変更は12月から

4月に外国人留学生の入社が控えている場合、就職のために必要な、いわゆる「就労ビザ」への変更申請は、例年12月から受付が開始します。本来、外国人労働者が就労ビザを得るためには、ほとんどの場合で「大学等を卒業していること」が求められますが、4月入社の新卒留学生が卒業するのは一般的に前月の3月。ビザの変更申請に関する審査は、個々の案件にもよりますが、完了まで1~3か月ほどかかります。卒業が確定した3月から変更申請をするのでは、4月の入社に間に合わないため、日本の大学等に在学している留学生については特例的に「卒業見込み」の状態での審査を行い、卒業が確定した3月以降、卒業証明書等の提示をもって正式にビザを許可する流れになっています。

海外の大学・短期大学にいる新卒者は？

では、海外の大学に在学している外国人学生を新卒採用した場合、「卒業見込み」の状態での就労ビザを申請することはできるのでしょうか？

残念ながら、原則的に「卒業見込み」の状態での受付されるのは日本にいる留学生に対する措置。管轄の出入国在留管理局（以

下、入管）によって若干扱いが異なるため、一部の入管では卒業前に申請を受け付け、卒業証明書の写しは後日の追加提出で可としてくれるところもあるようですが、海外大学等の新卒者については、基本的に卒業証明書や学位証明書等が発行されるのを待って就労ビザを申請することになります。

できる限り早めの対応を

もし、その内定者が現在在学しているのが大学院であって、すでに大学や短期大学は卒業して学位を持っているというケースの場合は、すでに卒業した大学の卒業証明書等で就労ビザの申請ができる可能性があります。

現在在学している大学等を卒業しないと学位を得られず、管轄の入管も卒業証明書がなければ申請の受付を行わないという場合は、やはり卒業後に就労ビザの申請を行います。先述のとおり、就労ビザの審査には1~3か月ほどかかりますので、4月の入社に間に合わないこともあります。できる限りの対策としては、卒業証明書以外の必要書類は前もって用意し、卒業後すぐに申請できるように準備をしておきましょう。

新規入国時の入管の管轄は、対象の外国人が住む予定の住所地によって変わります。



税理士法人 A I F NEWS

2019年10月30日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

便利に変わった eLTAX—もう 銀行に出向かなくともよい!

2019年10月1日 eLTAX が便利に変わった

電子納税システムは、国と地方で分かれており、国税が e-Tax (イータックス) 国税電子申告・納税システム、地方税が eLTAX (エルタックス) 地方税ポータルシステムです。所轄官庁が国税庁と総務省で違うためか 2 つに分かれていた上に、システム設計の違いから、使い勝手も違っていました。

9月24日から「eLTAX」ホームページ (<http://www.eltax.jp>) は、新しいページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) に移転しました。これにより、eLTAX 対応ソフトウェアである PCdesk (ピーシーデスク) もリニューアルされ、従前に比べ格段に便利になりました。

10月1日地方税共通納税システムスタート

これまでも eLTAX で申告書の提出=電子申告はできており、従来の紙の申告書での提出に比べ、かなり便利になっていました。しかしながら、一部の自治体しか電子納税に対応していなかったため、いまひとつ満足度が足りませんでした。

また、同じ地方税でありながら、法人住民税の電子納付はできるが、住民税特別徴収の納税は受け付けていないなど、残念な部分が残っていました。

令和元年10月1日に、地方税共通納税システムがスタートしました。これを使えば、地方税の納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスでパソコンからインターネットを通じて簡単に行うことができるようになりました。

地方税納付目的で銀行に出掛ける必要なし

従来も一部自治体(横浜・川崎等)では住民税特別徴収の eLTAX 納税が可能でしたが、今後は全自治体が可能となりました。

これで、毎月銀行等に出向き納付のために窓口並ぶ時間を節約できます。また、指定金融機関等以外では振込手数料が発生していた問題も解消されることとなります。

納付手続に際しての改良点・留意点

従前は、自治体ごとに納付情報発行依頼が必要でしたが、まとめて1回で申請できるようになっています。便利になりました。

ただし、納付対象月は住民税特別徴収の納付開始月である6月にカーソルが置かれ、そこから当該月を選びなおす手間が必要です。そのため、気を抜くと6月分として申告してしまいます。こうした場合には再度当該月で申告しなおせばよいのですが、ご注意ください。



毎月銀行に出向かなくともPCから納税できるので便利になりました。

税理士法人 A I F NEWS

2019年10月31日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

台風第19号に伴う災害に関して ～被災中小企業・小規模事業者対策～

この度の台風19号による被害に遭われた地域・世帯の皆様にご心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りいたします。経済産業省では被災中小企業・小規模企業対策を実施しています。

特別相談窓口の設置

今回の台風で災害救助法が適用された市区町村において、災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会のセーフティネット保証4号を適用します。

※セーフティネット保証4号とは

①自然災害など突発的な事由により経営の安定に支障が生じている中小事業者へ資金供給を円滑にするため、信用保証協会が通常の保証とは別枠で100%保証を行う制度

②災害の指定基準

(1) 災害の発生に起因して、多数の中小企業・小規模事業者が直接または間接的に被害を受けるおそれが生じたとして都道府県から指定の要請があった場合であって、国として指定する必要があると認めるとき

(2) 災害救助法が適用された災害及び地域

③対象中小企業者

(イ) 指定地域において1年以上継続して事業を行っていること。

(ロ) 災害の発生に起因して、災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

④保証条件

ア 対象資金：経営安定資金

イ 限度額：無担保8千万円、普通2億円

ウ 保証人：原則第三者保証は不要

既往債務の返済条件緩和等の対応

返済猶予等の既往債務の条件変更や貸し出し手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化について、今般の災害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するように要請します。

小規模企業共済災害時貸付の適用

災害救助法が適用された各市区町村において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。



資金繰りに窮する前に相談に行きましょう！

税理士法人 A I F NEWS

2019年11月1日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

「クラウド・イニシアティブ」 自己宣言

クラウドサービス、活用していますか？

インターネットを使ったサービスが大変多くなってきています。たとえば Gmail・Dropbox・サイボウズ・セールスフォース・販売管理・会計管理・名刺管理・テレビ会議・e-Learning 等々です。このような「クラウドサービス」はうまく活用することで大変多くの利点があります

- 利用者側は最低限の環境(Web ブラウザ等)さえあれば利用できる。
 - ・機材導入やシステム構築が不必要のため、導入費用が安く、導入が容易。
- いつも最新バージョンのソフトウェアで、必要な機能を必要な分だけ使える。
 - ・バージョンアップなどのシステム管理の手間がなくなり、運用が楽。
 - ・必要最小限のサービスを利用することでコストを減らせる。
- データをクラウドサービスに保存するため、インターネット環境があれば、時や場所を選ばず、どの端末からでも作業を再開できる。

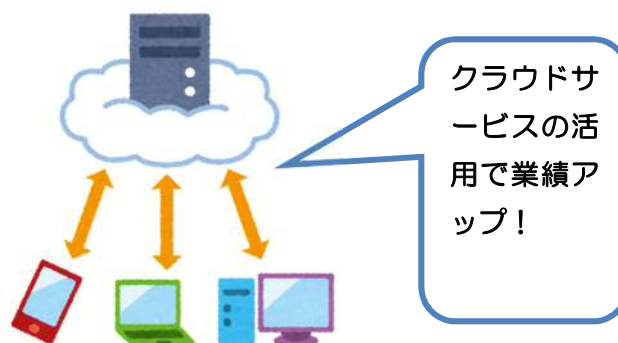
もちろん「インターネット環境がなければ利用ができない」「セキュリティやデータ

保護レベルをサービス事業者に依存」「サービス終了の可能性」等の注意すべき点もあります。しかしながら、簡易に導入でき大きな効用を得られる手段ですので、積極的な活用をお勧めします。

「クラウド・イニシアティブ」自己宣言

現在、国としても ICT 有効活用の推進をしていくため、「クラウド・イニシアティブ」自己宣言の登録制度を実施しています。ロゴの利用や「全国中小企業クラウド実践大賞」での表彰なども行っていますので、是非この機会に登録をおこない、自社の Web サイト上での掲載等、PR に活用していくことをお勧めいたします。

- 対象企業
中小企業（「中小企業」の定義は中小企業基本法に基づきます）、個人事業者
- 申込の詳細はこちらで確認ください
<https://www.cloudil.jp/contest-register/>



税理士法人 A I F NEWS

2019年11月5日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

パワハラ防止法への対応はできていますか？

～事業主にパワハラ防止措置を義務付け～

パワハラ防止法とは？

いわゆるパワハラ防止法、「労働施策総合推進法」が2019年5月29日に成立し、大企業には2020年春にも施行される見込み（中小企業は2022年）となりました。

「雇用管理上の措置」として、事業主にパワハラ防止措置が義務づけられます。罰則はありませんが、企業名が公表されるリスクがあり、対応が求められます。

「パワハラ」の定義

パワハラとは「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されること」と、はじめて法的に定義されました（労働施策総合推進法第30条の2）。

なお、優越的な関係とは、上司部下の関係だけでなく、例えば、業務経験が長い部下の新しい上司に対する悪質な言動なども、パワハラに該当する可能性があります。

事業主や労働者に求められること

パワハラに対する事業主と労働者の責務が明確化され、事業主には「研修の実施その他の必要な配慮」、労働者には「パワハラ

への理解を深め、他の労働者への言動に注意する努力義務」が課されることになりました（同法第30条の3）。

つまり、事業主はパワハラに関する研修を実施し、雇用する労働者にパワハラ防止教育を行うことが必要となります。その他、相談窓口の設置や周知、就業規則の変更なども必要となります。

準備はお早目に

今回、パワハラ事案も都道府県労働局による調停の対象に加わりました。

労働者の申告を恐れて、業務上必要な指導ができなくなれば、企業活動に影響を与えます。指導をパワハラと誤解されないためにも、日頃から指導記録を残すなどの対策が望まれます。

パワハラ防止法への対応について、早めに準備に着手されることをお勧めします。

研修等の準備を
しっかりと行い
ましょう。



税理士法人 A I F NEWS

2019年11月6日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

ふるさと納税の自己負担が 2,000円で済まない例外

実は複雑？ ふるさと納税

個人の所得や控除によって決まる控除上限金額以内の寄附であれば、2,000円の自己負担でお礼の品がもらえるふるさと納税。所得税や住民税が減額されるので、「上限金額以内の寄附であれば2,000円の自己負担で済む」という仕組みになっていますが、特定条件下で、どうしても2,000円の負担にならないケースもあります。

住宅ローンで住民税まで限界に引いている

住宅ローン控除で所得税が0円となり、住宅ローン控除の残りを住民税から、定められている限界値まで引いている場合、ふるさと納税を確定申告した時の所得税分の減額がなくなります。所得税が0円なので「引けるものがない」、そして「住民税に移動できる枠も使い切っている」からです。

ただし、この状態でも5か所以内の自治体への寄附かつ確定申告しない際に利用できるワンストップ特例制度を利用すると「本来所得税を引くべき金額も住民税から引く」というルールのおかげで、上限金額以内の寄附であれば2,000円の負担で済むようになります。また、確定申告すると2,000円の負担にならないと言っても、自己負担が増える金額は「本来の所得税が減

額される分」になるので、割合的には小さいものになります。お礼の品の価値を考えると得になる場合がほとんどです。

最高の所得税率が寄附金控除で減る

所得税は税率が段階的に上がる累進税率となっております。寄附金控除で所得税率が1段下がるような場合は、税金の減額計算は下がった税率で行われるため、所得税部分の減額が少し悪くなり、2,000円の自己負担で済まない場合があります。このケースも、ワンストップ特例を利用すれば回避が可能ですし、確定申告をしても毀損される税の軽減額より、お礼の品の価値の方が高いことが多いのです。

確定申告・ワンストップの選択

ワンストップ特例を利用すれば2パターンの事例は回避できますが、逆に「上限金額以上の寄附をしてしまった場合」は、上限以上の寄附について、ワンストップ特例は所得税側の控除を考慮してくれないため、確定申告を行った方がお得となります。

大多数の方には当てはまらない細かい事例ですが、申告方法を選べるならケースバイケースで決めた方が良いでしょう。



所得税や住民税、他の控除のルール等に影響を受ける制度ですから、例外も複数存在しています。

税理士法人 A I F NEWS

2019年11月7日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

働く高齢者の年金増額か？

在職老齢年金の見直し案

最近のニュースで働く高齢者の年金を減額する在職老齢年金制度の見直しが行われていることが発表されていました。現在、在職老齢年金は65歳以上の場合年金と賃金を合わせた金額が月収47万円を超えると年金が減額されます。これを62万円程度に引き上げ、年金減額、停止の対象者を減らす方向です。

60歳から64歳の方は月28万円を超えると減額されることになっています。これも基準を62万円に引き上げるか、60代前半の受給開始がなくなる男性2025年、女性2030年に自動的に終了するまで現行のままで行くという案もあります。

70歳まで働くことを前提に

年金財政の危機を言いながらなぜ年金増額を言うのでしょうか？

それは働くとも年金が減る仕組みが高齢者の就労を抑える可能性があること。厚労省の調査では「年金が減らないように就業時間を調整する」方が65歳から69歳でも4割近くいたことです。政府は70歳までの就労機会の確保を企業の努力義務とする方針を立てており長寿社会に備えようと考えています。保険料を納める人を増やしたい、

年金受給開始を75歳まで先送りできるようにしたい、基礎年金の支払期間を40年から45年にしたいという考えがあります。高齢で働く人が増えれば年金や医療の保険料を納める社会保障の担い手も増えることとなります。

世代間バランスも課題

一方で制度の廃止や縮小には反対意見もあります。年金財源の厳しさが増す中で給付を増やすことへの疑問や、企業が高齢雇用の給与を決める際その人の年金受給額を勘案して賃金を決める慣行が一般的であり裁判でも年金をもらいながらの働きは現役時より減額されることに一定の合理性があるという考え方をしています。年金を上げると会社は給与を下げるかもしれません。

65歳以上で厚生年金の支給が停止されている人は現在36万人、受給者の1.4%です。このような高齢者は収入面では恵まれた方といえるでしょう。在職老齢年金の財源もさることながら、現役世代の将来の給付水準が下がってしまう懸念もあります。

どこまで就労促進が実現するのか今後の動向が気になります。



2020年に公的年金等控除も見直しされる予定です

税理士法人 A I F NEWS

2019年11月8日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

ハローワーク求人を理解すると、思っている以上に会社の魅力を伝えられます

ハローワーク求人ってだめなの？

ハローワーク (HW) の求人欄は実は思った以上に情報が書けることをご存知ですか？ ハローワークは無料だけどほしい人は来ないし、熱意がない人が来て時間を浪費する、会社の良さを伝えられないと思ったら書きこみが足りないのかもしれない。

HW の求人票の文字数は 929 文字と原稿用紙 2 枚以上の情報を書くことができます。それぞれ項目ごとに文字数制限がありますが「事業内容」は 90 文字、「会社の特長」90 文字、「職種」28 文字、「仕事の内容」297 文字、「特記事項」216 文字、「備考」208 文字と思っている以上に情報を入れることができます。

どのような順番で求人は見られるか

求職者はまず「職種」を見ています。その後仕事の内容や職場の様子、どんな会社なのか、そして「いい求人かも？」と思ったら応募に至ります。なぜ「職種」を真っ先に見ているといえるのか、それは多くが HW の求人をスマートフォンアプリから見ているからです。リクナビや Indeed 等が出しているスマートフォンアプリは HW の求人に連携しており「職種」を一覧表示しているのです。「職種」はたった 28 文字しかあ

りませんが、求職者を呼び込む最重要項目です。どういうことを書くのか例を挙げてみます。例えばシステム販売会社の営業職であれば「(法人営業) 既存見込客を対象に自社パッケージソフトの営業」、人事部門の幹部候補を求人したいなら「(人事幹部) 多様な働き方制度の導入・運用【グループ人事】」といった具合です。このように入社後どんな仕事をやるのか一目でわかると思います。

その他の項目の重要度は？

「職種」の次に重要なのは「仕事の内容」で求職者は詳細を知ろうとします。ここには何をどのように作業するのか(仕事への不安の解消)、経験を活かせる内容(仕事のやりがい)、どんなマシンやソフト、車、携帯を使うのか(仕事で活かせる特定技能)など、仕事のいいところ、苦労したところを盛り込んでください。そのほかの項目も目いっぱい書き込むことがポイントです。

HW 求人を活かしきれていない

HW 求人のおよそ 8 割は魅力を書き切れていない求人であふれています。逆に考え、魅力的に書ければ HW は求人者の競争が少ないとも言えます。業者に丸投げできない手間はありますが、求人費用がかさむ昨今こそ無料の HW 求人を活かしていきたいものです。



HW 求人を活かせば採用費用を抑えられます

税理士法人 A I F NEWS

2019年11月11日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

定年延長と賃金・退職金

製造部品メーカー・N社は、25年続いた年功に傾斜しがちであった従来制度からの転換で、少子高齢化・生産年齢人口の減少・社員の人員構成の高齢化と事業のグローバル化を契機に、全従業員の「やる気と安心感」を引き出す目的をもつ戦略的に定年延長を実施しました。

N社の65歳定年制度

65歳まで勤労意欲を落とさず働きがいを持ち続ける制度にするため、60歳到達時点の給与水準と同等の給与水準を維持する設計。勤務形態はフルタイム、60歳以降も同一職場を原則とし、資格、賞与、各種手当、その他福利厚生を含めた制度は、60歳到達前と同様。

給与水準の維持

60歳到達前の給与水準を保つために、二つの施策を実施。

- ベテラン層の昇給配分を抑え賃金カーブの上昇を抑える。(概ね50歳以降で行い、60歳までの現行賃金カーブとの差分を、60歳以降の5年間の給与に移行。

- 退職金である企業年金制度の見直し。今回、定年を65歳まで延長することで、企業年金の支給開始を60歳から65歳へ繰り下げ。また保証期間が15年で終了する80歳以降は、支給金額を一定の割合で減額。支給開始年齢5歳繰り下げと保証期間終了

後の減額によって捻出された費用も60歳以降65歳までの賃金維持の原資に。

経過措置

制度移行にあたって、退職金と基本給の2点について、5年間の経過措置。

- 退職金については、退職年金の減額分を60歳から65歳の賃金に充てるため、65歳より前に退職した場合、年金の減額分を賃金の増でカバーできない可能性があり、カバーできない場合は、退職時に一時金として実費補填する経過措置。

基幹職の処遇

従来は資格毎に処遇が決定し、職責の重さを必ずしも反映していない報酬制度。また58歳時には、一律20%ダウンの年収改定。60歳以降の昇給は無くし、業績評価の反映は賞与のみ。

職責・役割が一人ひとり大きく異なり、65歳まで一律年収維持する制度はそぐわない報酬制度。

- 基幹職も一般職同様65歳定年制度導入。60歳到達前

職責に応じた役職手当を加える報酬体系

- 業績評価に応じて昇給額を変動させ、同時に賞与査定額を拡大。



ルールはしっかり引いて!

税理士法人 A I F NEWS

2019年11月12日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

源泉徴収票の

社会保険料「等」の金額

今年も年末調整の時期が近づいてきました

本年も年末調整を行う時期が近づいてきました。年末調整は、給与を受ける人それぞれについて、原則毎月の給与や賞与などの支払の際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならない年税額とを比べて、その過不足を精算する手続きです。

去年、年末調整の手続きに際して保険料控除申告書と配偶者控除申告書が分かれて2枚になるという転換を迎えましたが、今年には特に改正はなく、去年同様の処理をすれば問題ありません。しかし、調整後に源泉徴収票を配る際に、従業員の皆さんから「源泉徴収票の、社会保険料等の金額の欄に『内』、と書かれたものは何ですか？」と質問を受ける事が増えているようです。

「内」の正体は……？

源泉徴収票の社会保険料等の欄の中の「内」は「小規模企業共済等掛金控除」の金額を示しています。そして、大きい数字は「社会保険料控除額」と「小規模企業共済等掛金控除額」の合算です。

控除の内容は、

社会保険料控除の対象

1: 健康保険、国民年金、厚生年金等の保険

料で被保険者として負担するもの

2: 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税

3: 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料等

小規模企業共済等掛金控除の対象

1: 小規模企業共済法の規定によって独立行政法人中小企業基盤整備機構と結んだ共済契約の掛金（ただし、旧第二種共済契約の掛金はこの控除ではなく生命保険料控除の対象となります）

2: 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金

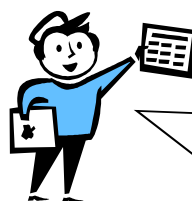
3: 地方公共団体が実施する、いわゆる心身障害者扶養共済制度の掛金

と、なっています。

加入者増加で質問増加

近年、企業型確定拠出年金のマッチング拠出や個人型確定拠出年金(iDeCo)の流行で、社会保険料等の金額の「内」が使われる機会が増えてきました。その影響で、質問も多くなっているのでしょう。

経理担当者の方は、間違えずに「内は小規模、大きい方は社保との合算！」と答えてくださいね。



よくある勘違いは「小規模と社保が別々に書いてありますよ」という説明。基本的なことだけど、この際にはっきりと覚えておきましょう。

税理士法人 A I F NEWS

2019年11月13日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

義援金の控除と見舞金の損金算入

義援金はふるさと納税扱い

今年も災害が多い年となってしまいました。被害に遭われた方へ、心よりお見舞い申し上げます。

被災地へ寄附された方も多くいらっしゃると思いますが、寄附した全額が地方公共団体へ拠出するものについては、個人の所得や控除によって決まる上限金額以内の寄附であれば、2,000円の負担で済む「ふるさと納税」扱いとなります。

寄附先でワンストップの可否が決まる

個人が地方公共団体の災害対策本部や役所等に直接寄附をした場合、確定申告を用いない、寄附先が5自治体以内である場合に利用できる「ワンストップ特例制度」が利用可能です。

日本赤十字社等が専用口座を設けて、義援金を募集して、最終的に全額が地方公共団体に拠出されるものも、ふるさと納税扱いとはなるものの、ワンストップ特例制度は利用できないので、控除を受けたい場合は、確定申告をする必要があります。

なお、ふるさと納税扱いになる寄附に関しては、法人の場合は「国等に対する寄附金及び指定寄附金」という扱いになるため、

全額損金算入となります。

被災した取引先に対する見舞金は？

取引先が被災し、お見舞いのお金を出した場合は、被災前の取引関係の維持・回復を目的とするため、取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間において支出する際には、交際費等には該当せず、損金の額に算入する、となっています。

また、見舞金だけではなく、自社の製品等の無償交換や補填、売掛金等債権の全部又は一部の免除をしたことによる損失も、交際費等には該当しません。リース等の契約で定められた従前の取引条件を変更する場合及び災害発生後に新たに行う取引につき従前の取引条件を変更する場合も、同様の措置となります。

寄附等を受けた取引先では、受領した災害見舞金及び事業用資産の価額に相当する金額を益金の額に算入することに留意してください。



有志による団体が集めた寄附も、全額が自治体へ拠出されればふるさと納税扱いとなりますよ。

税理士法人 A I F NEWS

2019年11月14日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

確定拠出年金掛け金拠出期間延長

公的年金に上積みする私的年金

企業で加入する企業年金は確定給付企業年金(DB)と企業型確定拠出年金(CD)があり、個人で加入するには個人型確定拠出年金(iDeCo:イデコ)があります。

厚労省は働く人が加入できる企業型確定拠出年金の掛け金の拠出期間が今まで60歳までとなっていたのを70歳まで伸ばす方針です。掛け金を長く積み立てられれば運用資産が増え、退職後に受ける年金も増えやすくなります。企業は70歳までの間で自由に期間の設定ができます。年金を受け取り始める年齢も引き上げられます。今は60歳から70歳の間で受け取りを始めますが70歳以降もできるようになります。

制度創設時(2001年)に比べると働く60代が増えています。60歳から64歳の就業者比率は68.8%、65歳から69歳は46.6%とそれぞれ18.1ポイント、11.3ポイントも上昇しています。政府は企業に70歳まで雇用するよう求めている企業年金も併せて対応していくようです。

企業型確定拠出年金は、税優遇面では掛け金上限は年額66万円、企業の拠出する掛け金は損金扱い、個人の拠出分は所得控除できます。

iDeCoも掛け金設定は柔軟に

個人型確定拠出年金(イデコ)は特に中小企業に働く人の利用を促すため、加入する際に企業が掛け金を上乘せできる制度を充実させる方針です。企業側の掛け金を役職に応じて柔軟に増やせるようにし、対象企業の要件を緩和する方向です。イデコの掛け金を拠出できるのは本来本人だけですが中小事業主掛金納付制度(イデコプラス)を使うことで企業が掛け金の一部を負担することができます。自前の企業年金がない会社の場合月5千円から2万3千円を会社と従業員で積み立てられます。今後65歳まで掛け金を拠出できるようにする予定です。従業員は運用の原資を増やすことができ、掛け金は所得控除になり、企業も掛け金を損金扱いできます。企業型確定拠出年金と違い、会社が手数料を払ったり、従業員の投資教育を担う必要はありません。

中小企業では企業年金の導入が大手企業より少なく人材採用の面でも不利な状況です。従業員の資産形成を支援する制度を整えば人手確保にもつながることでしょう。



個人が自分で
育てる年金が
確定拠出型で
す

税理士法人 A I F NEWS

2019年11月15日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

中堅からベテランまでを拡充 したいとき使える助成金

45歳以上人材の活用

企業の人材採用が難しい時代が続いています。そうした中で中高齢者の採用は選択肢の一つとなります。特に最近では45歳以上の年齢でも転職が珍しくない時代になっており、実力のある人材を採用するチャンスも到来しています。今回は会社の核となる45歳以上の人を雇用したときに使える助成金を紹介します。

中途採用等支援助成金(中途採用拡大コース)

「中途採用拡大コース」には「中途採用率の拡大」と「45歳以上の初採用」の2種類ありますが、45歳初採用が比較をして使いやすいでしょう。過去に45歳以上の人を中途採用したことがない会社が対象です。

中途採用計画(1年以内の期間を定める)を作成し、計画書の申請をしておきます。その後会社として初めての雇い入れ時に45歳以上の人を1名以上雇用すると60万円、該当の人が60歳以上の人であれば70万円の助成金を受給することができます。何名採用しても良いのですが、2名以上雇用しても助成金額の増額はありません。

支給の要件と注意点、特徴

①過去に45歳以上の労働者を中途採用していないこと

②期間を定めていなくてもパートタイマー労働者は対象になりません。先ほど出てきた中途採用計画の期間中に45歳以上の人を期間の定めのない正社員等で採用する必要があります。

③助成金が支給決定されるまでに対象の社員が退職してしまうと支給されません。

④申請できるのは1事業所で1回

⑤助成額は大企業と中小企業で同額

その他の項目の重要度は?

当該助成金は特定求職者雇用開発助成金のようにハローワークからの紹介に限定されませんし、比較的若者向け助成金が多い中、中高齢者の採用時に使える助成金です。ちょうど45歳以上あたりで会社のメインを担うような人材をこれから増やしたい、若い人もいいけれど安定感も欲しいから中高齢者がいいんだよね、といったときにピッタリでしょう。また大企業と中小企業で助成金額が変わらないので大企業で申請を試してみるのも良いでしょう。



中高齢者を初めて雇い入れる予定のある会社は活用できそうですね

税理士法人 A I F NEWS

2019年11月18日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

定年と社内等級制度

部品製造メーカーN社の社内等級制度は定年延長に伴ない、次のように役割期待を重点として変化しております。

N社の社内等級制度の変化

従来制度

資格体系はスタッフ系(P群)、技能系(Q群)、一般事務(R群)の3体系と、その上位資格の主任・係長層(S群)とで構成。通常、成長とともに職群の中で昇格をしていき、スタッフ系の主任クラス、技能系の係長になるためには、S群への職群転換。PQRの職群は、各々の職群によって職務が限定され、定型業務を主体とした一般事務では、職域の広がりが抑制され、チャレンジし領域を拡げたいと考える従業員の意欲を阻害する要因。

改訂制度

職域拡大への挑戦を促し、従業員の能力を最大限に引き出すために、現在のPQR群(P:スタッフ。Q:技能、R:事務)を統合し、J・M群とした。

- ・新資格体系では、学歴や年齢によって仕事の範囲が限定されることがないよう、昇格や職群転換の機会を得やすくした。
- ・また目指すべきキャリアを掲示し、成長意識を促すため、期待役割を資格毎に設定

した。

J群は、入社し実務担当者として業務全体の目的や流れを理解し、一人前を目指し訓練中の人材。年齢層としては、概ね18歳～30歳代前半。

M群は、現場を支える実務の中心メンバー、高度な課題に対応できるエキスパート人材として実務・現場を牽引する人材。チームのメンバーをまとめ、突発的な問題や不測事態に的確に対処してチームの業務全体の円滑な推進・完遂を支えるとともに、後輩の育成や業務改善にも積極的に取り組み、一定の成果に結びつけている社員のランクをM3、さらに上位の実務の優秀なエキスパートとして難易度の高い業務改革、改善に取り組み、成果を出していくことが期待されるランクをM2、第一人者としてM1。S群は、係・チーム単位の管理者、また特定分野のスペシャリストのランクとしてS2・S1と定め、基幹職候補人材の職群とした。新卒入社すれば誰もがJ群に位置付け、成長して行く体系となる。



役割期待は活躍のもと!

税理士法人 A I F NEWS

2019年11月19日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

ふるさと納税

国対地方とクラウドファンディング

印象的な出来事が多かったふるさと納税

個人の所得や控除によって決まる上限金額以内の寄附であれば、自己負担が2,000円で済むふるさと納税。そろそろ今年の締め切りである年末が近づき、どの自治体に寄附をしようか、と考えていらっしゃる方も多いでしょう。思えば今年ふるさと納税に関して、印象的な出来事が多かった年となりました。

国対地方は司法の場へ

2019年6月からふるさと納税の新たな運用ルールがスタートし、対象外とされた泉佐野市が国の第三者機関に対して異議を申し立てました。協議の結果は国側である総務省の、対象外とする決定は「法律違反であるおそれがある」として是正を提言された結果とはなりましたが、その結果をもってしても、総務省は除外決定を覆さなかったことから、泉佐野市は裁判所に提訴しました。舞台はついに司法の場に移り、この争いはまだまだ続きそうです。

そもそもこの対象外とされたのは「お礼の品が寄附額に対して過剰な割合で抛出されていたから」という理由ですが、泉佐野市については、寄附金のうち公共施設整備

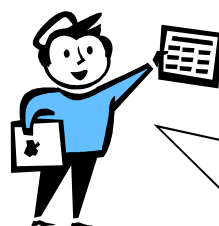
のための基金を積み立てていながら、その寄附金をお礼の品の費用などに充てていたことが発覚し、こちらも法律に抵触する疑いがあるようです。ルールが未完成だった印象の否めないふるさと納税ですが、今年新たなルールを作成したことにより、そのほころびが目に見えるようになった感があります。

目的税としての寄附の役目

10月31日、沖縄のシンボルである那覇の首里城が火災により全焼、市がこれを再建するための寄附をクラウドファンディングで募ったところ、3日目にして寄附額が1億円を突破しました。

この寄附に関しては、お礼の品はもらえないものの、税の控除はふるさと納税扱いとなります。首里城への寄附は本来自分の住んでいる自治体への税の一部を、納税者の意思によって目的税化できるという認知が進んでいる証左でしょう。

功罪様々な事象が起きた今年ふるさと納税ですが、自治体間の不平等や取り決めに関する不透明さを排して、皆さんが安心して行えるものにして欲しいですね。



これからも色々な不都合が出てくるかもしれませんが、今後の改正等で是正してくれればいいな。

税理士法人 A I F NEWS

2019年11月20日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

LIBOR 廃止問題の影響も

金利スワップの特例処理

既存契約はどうなる？「LIBOR 廃止問題」

30年以上にわたり国際的な金利指標として用いられてきた LIBOR (ライボー)。ロンドン市場における銀行間の取引レートのことです。デリバティブ取引、企業向けの貸出、債券の取引条件の中では、「6ヶ月円 LIBOR+〇%」などの形で「参照金利(変動金利の INDEX)」として利用されてきました。全世界でこのレートを参照している取引残高は 370 兆ドルを上回ると言われています。

LIBOR は、不正操作事件を契機に、2021 年以降の公表が停止される可能性が高まっています(2021 年廃止問題)。後継金利指標の開発、既存契約への影響、システム変更など金融業界は難題に直面しています。

デリバティブ取引の原則は、時価評価

中小企業がデリバティブ取引を行うことはレアケースかもしれませんが、取引銀行から変動金利の借入金利息を固定金利に交換する「金利スワップ」を勧められ、契約している会社もあるでしょう。

デリバティブ取引は、会計でも、税務でも期末時価評価が原則。金利スワップも、期末に未決済の取引を決済したものとみなして、評価損益を計上します(決算では、金融機関から時価資料を入手します)。

金利スワップの特例処理とは？

ただし、一定の要件を充たす金利スワップについては、時価評価を行わず、金銭の受払いの純額を利息に加減して処理することが可能です。

(金利スワップの特例処理の要件)

金利変動による損失額を減少させる目的(ヘッジ目的)の取引で、ヘッジ対象(例えば借入金)とヘッジ手段(金利スワップ)が次の要件を充たしていること

① 元本の一致	借入残高金利とスワップの想定元本が概ね一致(5%以内)
② 期間の一致	借入の完済日と金利スワップ取引の終了日が概ね一致
③ INDEXの一致	LIBOR、TIBOR などの参照指標が概ね一致
④ 金利改定日の一致	借入金利と金利スワップの受取・支払期日が概ね一致
⑤ 受払条件の一定性	その取引が期間を通じて一定の金額、特定の指標を基準として計算されていること

税務では、取引日に、取引に関する一定事項を帳簿書類に記載することも要件です。



特例処理は、元本・期間・改定日等が同じならば、交換後の金利で借りている(貸している)ことと同じという考え方。

税理士法人 A I F NEWS

2019年11月21日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

コンビニやファミレスで利用 事業用定期借地権の評価

コンビニ等のロードサイド型事業で利用

事業用定期借地権とは、事業用建物の所有目的に限定された定期借地権です。コンビニエンスストアや、ファミリーレストラン、スーパーなどロードサイド型の外食店舗・量販店などで利用されています。

これらの店舗等は建築費が安く、出店・撤退を頻繁に行うため、短期投資型ビジネスとしての利用が想定されていました。そのため、この借地権の存続期間は、当初「10年以上20年以下」とされていました。

現在では、不動産の流動化・証券化が進んだことで、事業用定期借地権の大型商業施設や物流センターの利用例（長期投資型ビジネス）も出てきたことから、法改正を経て、存続期間が「短期型」と「長期型」の2つのタイプに区分されています。

(事業用定期借地権)

	短期型	長期型
借地権の存続期間	10年以上 30年未満	30年以上 50年未満
契約更新 再築による延長 建物買取請求	なし	あり (特約で 排除可)

なお、事業用定期借地権の設定契約は、公正証書により行わなければなりません。

事業用定期借地権の評価

定期借地権は、原則として更新や期間延長がなく、土地を更地で返還することから、契約期間終了時には借地人に帰属する価値はゼロとなります。事業用定期借地権の評価は、他の定期借地権と同様に、課税上の弊害がない限り、次の算式による簡便法評価が認められています。

(自用地価額) × (定期借地権割合)
× (逓減率)

(定期借地権割合)

設定時の経済的利益 / 設定時の通常の価額

(逓減率) ※基準年利率ベース

残存年数に応ずる複利年金現価率
/ 設定期間に応ずる複利年金現価率

事業用借地権の目的とされる宅地の評価

事業用定期借地権の目的とされる宅地の評価は、一般的定期借地権の目的とされる宅地と異なり、底地割合を用いず、次の算式により評価します。

次の①と②のいずれか低い金額

- ① 自用地価額 - 定期借地権の評価額
- ② 自用地価額 × 残存期間に応ずる割合



ロードサイド店舗の評価では、「地積規模の大きな宅地」に該当することも多いです

税理士法人 A I F NEWS

2019年11月22日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

税法における行政上の制裁

過少申告や無申告があった場合には、延滞税の他に各種加算税が課されます。加算税は義務違反に対する行政上の制裁として課される行政罰の一種です。加算税には下記のものがあります。

過少申告加算税

期限内申告が行われた後に修正申告又は増額更正がなされた場合に課されます。原則として増差税額の10%（期限内申告税額相当額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分は15%）の金額です。

ただし、正当な理由がある場合や調査通知「前」に更正がされることを予知しないで修正申告をした場合は課されません。

調査通知「後」であっても更正がされることを予知しないで修正申告をした場合は5%（期限内申告税額相当額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分は10%）となります。

無申告加算税

期限内申告が行われず期限後申告又は決定がなされた場合等に課されます。

原則として増差税額の15%（50万円を超える部分は20%）の金額です。過去5年以内に無申告加算税又は重加算税が課されたことがある場合には更に10%加算されます。

ただし、正当な理由がある場合等は課されません。調査通知「前」に決定又は更正を予知しないで期限後申告等をした場合は5%となり、調査通知「後」に決定等を予知しないで期限後申告等をした場合は10%（50万円を超える部分は15%）となります。

不納付加算税

源泉徴収等による国税が法定納期限までに完納されなかった場合に課されます。

原則として完納されなかった額の10%です。正当な理由がある場合等は課されません。納税の告知を予知しないで納付をした場合は5%となります。

重加算税

上記加算税が課される場合において、国税の計算の基礎となる事実を「隠蔽又は仮装」したところに基づき納税申告書を提出したときに、上記加算税に代えて課されます。過少申告・不納付加算税に代える場合は35%、無申告加算税に代える場合は40%です。過去5年以内に無申告加算税又は重加算税が課されたことがある場合には更に10%加算されます。



加算税には気をつけましょう。

税理士法人 A I F NEWS

2019年11月25日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

税法における刑罰

税法には、過少申告や無申告に対して加算税のような行政上の制裁措置がありますが、この他にも悪質な行為に対しては、懲役刑や罰金といった厳しい刑罰の規定もあります。以下、主なものをご紹介します。

脱税犯

納税義務者が「偽りその他不正の行為」によって租税を免れ、または租税の還付を受ける行為は**遁脱犯**となり、10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはその併科となります。

故意に申告書を提出期限までに提出しない行為は**申告書不提出犯**となり、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはその併科となります。

徴収納付義務者が徴収して納付すべき租税を納付しない行為は**不納付犯**となり、10年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金またはその併科となります。

この他に外国貨物の密輸入や酒類の密造は**間接脱税犯**となり、滞納処分の執行を免れる目的で財産の隠蔽・損壊その他租税債権者の利益を害する行為は**滞納処分免脱犯**となります。

租税危害犯

申告書に虚偽の記載をする行為は**虚偽申告犯**となり、正当な理由がなくて申告書を提出期限までに提出しない行為は**単純無申告犯**となります。徴収納付義務者が徴収すべき租税を徴収しない行為は**不徴収犯**となり、税務職員の質問に対する不答弁・虚偽答弁、検査の妨害等、虚偽記載帳簿書類等の提出は**検査拒否犯**となります。

これらはいずれも1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。

煽動犯

国税の無申告や虚偽申告又は国税の不納付等を煽(せん)動すること、及び無申告や虚偽申告又は不納付等のために暴行又は脅迫を加える行為は**煽動犯**となり、3年以下の懲役又は20万円以下の罰金となります。

故意

これらの租税犯には「故意が必要であると解すべき」(金子宏『租税法』第23版、1125頁)といわれており、過失の場合には適用されません。



税法は悪質な行為に厳しいですね。

税理士法人 A I F NEWS

2019年11月26日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

年末調整

令和2年分扶養控除等申告書

よく見ると年分に違いがあります

年末調整は、給与を受ける人それぞれについて、原則毎月の給与や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならない年税額とを比べて、その過不足を精算する手続きです。各種「控除申告書」を経理担当者等に出すこととなりますが、提出書類の中で、1枚だけ翌年分のものを渡されます。

これはミスではなく「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」については、「来年扶養する予定の人の内容をお知らせする書類」で、提出期限が他の2枚、「給与所得者の配偶者控除等申告書」「給与所得者の保険料控除申告書」が「その年最後の給与等の支払いを受ける前日」なのに対して、「令和2年の最初の給与の支払いを受ける日の前日」となっている関係で、「提出日が1か月しか変わらないので、年末調整時にまとめて出してもらおう」という計らいによってお手元に来ているのです。

それぞれの紙の意味

今年の年末ベースを簡単に説明すると

①令和元年分給与所得者の保険料控除申告書：今年（2019.1～12）の保険料等を会社に

教えて、所得税の計算をやり直し、年末調整で過不足金を計算するための書類

②令和元年分給与所得者の配偶者控除等申告書：今年（2019.1～12）の配偶者の合計所得を見積もって、配偶者控除・配偶者特別控除を再計算し、年末調整で過不足金を計算するための書類

③令和2年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書：来年（2020.1～12）の、給与から天引きしてもらう所得税を決めるために、来年の扶養控除対象の人数を会社に知らせるための書類となります。

扶養控除等申告書は変更の際は出し直し

本来扶養の内容に変更がある場合は、年の途中でも出し直しが必要ですが、多くの方は、年末調整時の来年の扶養控除申告書で兼用します。また、2か所以上から給与を貰っている場合は、扶養控除等申告書は1か所のみ提出可能となっています。

2か所以上から給与を貰っている場合は、確定申告が必要となります。



最近は全部PCに入れば自動で徴収額や年末調整額が出るので本当に楽になったね

税理士法人 A I F NEWS

2019年11月27日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」(2次公募)の採択結果

平成30年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の2次公募については、令和元年8月19日から9月20日までの期間において5,876件の公募があり、2,063件が採択されました。

事業計画名の主だったキーワード

現代ビジネスを代表するキーワードで事業計画名を検索したところ、予想通りと意外な結果がありました。

生産性：455 短縮・短納期：141 改善：116 付加価値：77 市場：60 3D：58 ロボット：49 内製化：48 コスト：35 ドローン：33 IOT：22 AI：19 働き方：9
(単位：件数)

生産性向上と銘打っているのに、「生産性」といったキーワードが圧倒的に多数でした。また、短縮・短納期や改善も多く、この辺は審査員の好みにも依存するのでしょうか。意外だったのは働き方改革が9件しかありませんでした。これによる革新性を研究するのは難しいのかもしれませんが。

都道府県別採択数

一位から順番に大阪府198件、東京都183件、愛知県120件でこの3都府県だけで全

体の25%を占めます。理由としてはいずれの都府県も中小製造業が多く、土地柄リアルな情報が手に入りやすいことが考えられます。

認定支援機関別採択数

銀行や商工中金、信金信組だけで1,086件と52.6%が金融機関で占められています。ものづくり補助金は先に機械等の購入代金を支払い、その後に補助金の入金の流れです。認定支援機関に金融機関が多いのはその資金の裏付けがあるという意味においても審査員に対してはアピールになります。それ以外ですと、全国の商工会議所や連合会による支援が多い傾向です。

2次公募採択率は35.1%と1次公募より14.9ポイントも減少しています。来年度以降も続くことが予想されるので、検討するならば1次公募をお勧めします。



VRを使った生産性向上補助金を申請しよう

税理士法人 A I F NEWS

2019年11月28日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

～女性活躍推進法の改正～ 2020年6月から情報公表の強化へ

従業員301人以上の企業が対象

令和元年6月に女性活躍推進法が改正され、女性活躍取組み実績についての情報の公表が強化されることになりました。具体的には、従業員301人以上の企業について、以下の①と②からそれぞれ1項目以上の公表が求められます。これは2020年6月には施行される見込みです。

①職業生活に関する機会の提供に関する実績

- ・男女別の採用における競争倍率
- ・労働者に占める女性労働者の割合
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・男女別の職種又は雇用形態の転換実績など

②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- ・男女の平均継続勤務年数の差異
- ・男女別の育児休業取得率
- ・労働者の一月当たりの平均残業時間
- ・有給休暇取得率 など

情報の公表を行うには、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース

(<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>)」を活用しましょう。

情報の公表によるメリットは？

では、この公表を行うことによって、どんなメリットがあるのでしょうか？

女性活躍推進法は、「女性」とついているものの、その基本原則には「男女の別を問わず」ワークライフバランスを可能とする環境整備を行うこと等を謳っています。今や性別だけの問題ではなく、従業員の多様性を受け入れ、いかに能力を活かして働ける環境を作ることができるか。これが企業の活性化や外部からの評価の重要な視点となっています。この視点からの改善に取り組むことで、より優秀な人材の確保や従業員のモチベーション向上が期待できます。

女性活躍は長期的な取組みが必要です。法の施行を待たず、まずは公表までの約半年でできることから、取り組んでみませんか。「女性の活躍・両立支援」の総合サイト(<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/index.html>)に、企業の悩みを解決するためのQ&Aや、便利なツール類も掲載されています。



多様な人材が、活き活きと働ける職場を！

税理士法人 A I F NEWS

2019年11月29日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

年間5日以上の有給休暇取得義務化 ～有給休暇管理簿は作成しましたか？～

有給休暇を年間5日以上取得させる義務

「働き方改革」の一環として、労働基準法が改正され、2019年4月以降、年次有給休暇が年間10日以上付与される労働者に対して、年間5日以上取得させることが企業に義務付けられました。

注意すべき点は、①企業の規模にかかわらず全企業が対象、②管理監督者も含まれる、③週の所定労働日数が少ないパートタイム労働者も勤続年数によっては対象となる、④違反に罰則が適用される、などです。

有給休暇の積極的な取得に向けて

有給休暇は、労働者が時季（時期ではない）を指定して、使用者が時季変更権を行使しない限り、取得が認められます。

本来、労働者の時季指定が出発点ですが、年間5日以上取得させるよう使用者に義務付けられましたので、使用者から労働者に積極的な取得を促すことが求められます。

具体的には、取得希望日の事前聴取や、取得奨励日の設定、労使協定による計画的付与などが考えられます。

ただし、これまで特別休日としていた日を有給休暇取得日に変更した場合、休日数減少で不利益変更として認められないこと

もありえますので、注意が必要です。

早めの取得状況確認と「有給休暇管理簿」

2019年4月以降に付与された年次有給休暇が対象ですので、早い人は2020年3月末で施行後1年を経過することになります。

労働基準法では、事業主に有給休暇を取得させる義務は課せられていますが、労働者に取得する義務はありません。従って、労働者が取得を拒んだとしても、事業主には取得を促す努力が必要となります。

2020年4月以降の労働基準監督署の対応が注目されますが、「有給休暇管理簿」の作成・保存も企業に義務付けられており、臨検等では取得状況もチェックされます。勤怠管理や給与計算のソフトに有給休暇管理機能がついているものもありますが、厚生労働省 HP からエクセルファイルのダウンロードが可能ですので、参考にされてはいかがでしょうか？



税理士法人 A I F NEWS

2019年12月2日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : <http://profit21.co.jp/aif>

補助金・助成金を賢く使って 会社の力に！

補助金と助成金の基本的な違い

企業が受ける補助金や助成金は企業運営にとって、資金調達手段として欠かせないものですが、補助金と助成金には違いがあります。

① 給付金の出どころの違い

補助金と助成金はお金の出どころが違います。補助金は経済産業省・中小企業庁が実施する国庫からの給付金ですが、助成金はそれ以外の省庁や自治体等が実施する給付金で、よく耳にするのは厚労省の雇用関連の助成金でしょう。間違えて補助金と呼ばれる助成金もあるようです。

② 事業投資と人材投資の違い

補助金は基本的に事業への投資ですから経済産業省に対する事業計画・収支計画書を出します。投資を受けた後5年間は倒産なく、事業が成長できる事業内容と収支計画がそろっている必要があります。補助金は企業に対する金銭的救済措置ではなく、投資家（経済産業省）向けの計画ですから儲かっていれば審査で加点されますが、赤字であれば減点されます。一般的には直近2期が黒字で債務超過でないことが条件とされています。給付が最高1千万円ぐらいで助成金より高額なのが大きな違いです。

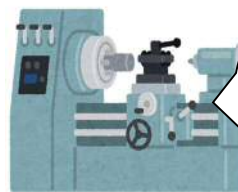
助成金は厚労省であれば雇用環境・雇用条件の改善や社員教育等人材への投資が目的で、「労働者」に対して何か施策を行う、というのが特徴です。金額は数十万円といったものが多いようです。

③ 補助金の採択率・補助率とは

助成金は予算がある限り条件がそろえばほぼ100%支給されますが、補助金の採択率は平均35%くらいといわれています。東京都の企業からの申請書のレベルが高いため地方の企業が不利にならないよう東京都は採択率が地方より低くなる措置が講じられています。地震、津波、大雨の被災地の都道府県は特例で採択率が高くなります。補助金の補助率は対象経費の1/2、2/3となっています。対象経費は公募要領で定められています（消費税は除く）。

④ 採択方法の違い

補助金は申請後審査、採点をし、点数の高い方から採択され、助成金は申請後の審査の後受付順で採択されます。補助金でもIT導入補助金や軽減税率対策補助金は先着順です。補助金は採択後対象経費を支払い、実施報告提出後清算払いされます。



補助金は1月～4月頃公募され交付決定後、一般的に12月末までに事業報告を出します。

税理士法人 A I F NEWS

2019年12月3日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

ハローワークの求人サイトが2020年 から新しく使いやすくなります！

今までのハローワーク (HW)

人材の移動が激しくなっている昨今、民間求人サイトは求人側、求職側両社に使いやすいサービスに進歩してきました。HWは使いやすさの面に遅れがあり敬遠される傾向がありました(例えばHW窓口に行って所定の用紙に書き込んで求職するとか、HWに行って端末を見なければ出ていない求人情報がある等)。しかし、2020年から抜本の見直しをしたHW求人がスタートすると発表されています。

HW、どこが使いやすくなる？(会社の場合)

①会社においてHWIS(ハローワークインターネットサービス)を活用した求人ができるようになります。今まではHWISに求人情報を入力まではできましたが掲載は窓口まで行く必要がありました。②会社マイページから過去の募集求人を利用し簡便に求人ができ、求職者との連絡や採用、不採用の連絡ができるようになります。民間の求人サイトと同様の機能が実装されそうです。連絡機能が強化され求職者を逃さず採用できるでしょう。③求人情報等の充実(自社アピール機会が強化されます)「仕事の内容」や「固定残業代」などの求人を詳細に書き込めます。特に画像情報や会社からのメッセージ(社員からのメッセージ)が強化される予定です。会社の情報が強化されれば

従来より求職者を採用できる環境に様変わりするでしょう。④これがすごい！求職者へのリクエストができるようになります。求職者にもマイページが割り当てられそこに職歴やスキルといったことを書けるようになります。求職者のマイページ情報を見て民間求人にあるようなヘッドハント、直接スカウトができることになるようです。2021年までに実装予定です。

HW、どこが使いやすくなる？(求職中の場合)

①自宅からHWISを通じて求職ができるように。弱点だったHWまで足を運ばなければ見にくかった求人情報を自宅で見、採用エントリーまでできるようになります。スマホファーストにもなるでしょう。②HW窓口情報とネット情報の求人の一元化も進められます。従来は一部表示情報に差異があり窓口でしか見られない情報がありました。③会社のスカウトがマイページに来ることになり、転職を考えている人の登録が増加するでしょう。

大きな転職市場になるかも

すべて実装されれば今までのHWとは別物になるでしょう。求職者の流入も予想され、なおかつ求人も無料。求人はHWが基本の時代が来るかもしれません。



無料で使えるHWの
機能充実に期待でき
そうです。

税理士法人 A I F NEWS

2019年12月4日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

源泉控除対象配偶者と 同一生計配偶者

扶養控除等申告書を良く見てみると

年末調整の時期に配られる「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は、会社が来年の源泉徴収をいくらにするのかを決めるための用紙です。

この中に、「源泉控除対象配偶者」「同一生計配偶者」と、あまり聞きなれない単語が出てきます。1つずつ見てみましょう。

源泉控除対象配偶者とは

源泉控除対象配偶者は、その名の通り「源泉控除されるべき配偶者」です。控除を受ける本人の令和2年中の所得の見積額が900万円以下であること、配偶者の令和2年中の所得の見積額が48万円以下で、配偶者控除が適用になるか、見積額が95万円以下で、配偶者特別控除額が最高額である人が対象です。

この説明で、経理のご担当者様などは「あれっ？」と思ったかもしれません。令和元年までであれば配偶者控除の場合は所得の見積額は38万円以下、配偶者特別控除が最高額である人の所得の見積額は85万円というのがボーダーラインでしたが、令和2年からの税制では、基礎控除が基本的には10万円上がり、給与所得控除が基本的には

10万円下がるため、配偶者控除等の判定に利用する「所得額」も10万円引き上げて考えるようになりました。

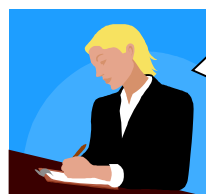
同一生計配偶者とは

同一生計配偶者は、控除を受ける本人の所得は問わず、配偶者の令和2年の所得の見積額が48万円以下の人です。

本人の所得が多く、配偶者控除が受けられない場合、「源泉控除対象配偶者」のカウントには入らないのですが、所得の少ない配偶者分の障害者控除は受けるため、この区分が必要となります。

忍び寄る令和2年の恐怖？

先に触れたように、令和2年から基礎控除や給与所得控除・年金所得控除の改正が適用されます。所得が2,400万円を超えると基礎控除は減ってゆきますし、給与収入は850万円を超えると基礎控除の上昇を加味しても、令和元年の水準より下がります。また所得の種類や「子育て・介護」等の条件付けによって額面が変動するようになるため、来年の年末調整の用紙はもう1枚追加となるようです。ややこしいですね。



年末の忙しい時期に、来年は新しい書類の説明が求められるのかしら……。

税理士法人 A I F NEWS

2019年12月5日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

令和2年より適用

給与所得控除と基礎控除の変更点

給与収入850万円までは変化無し

令和2年より、給与所得控除と基礎控除が変更となります。内容としては基本的に、

- ①基礎控除は10万円引き上げる
 - ②給与所得控除は10万円引き下げる
- となっています。

しかし、給与所得控除は改正により「給与収入が従来1,000万円だった限度額が850万円以上で上限」となりますので、給与収入が850万円以上の方には増税となります。

なお、23歳未満の扶養親族がいる子育て世帯や、特別障害者を扶養している世帯に関しては、従来の給与所得控除より10万円下げるに留まるように「所得金額調整控除」を創設して、基礎控除の10万円上昇と併せて、給与収入が850万円を超える人でも、負担が増えないような措置が取られています。

所得が多い人にはさらに増税に

基礎控除は、合計所得金額によって減少・消失するようになります。

合計所得金額が2,400万円以下であれば、令和元年までの額より10万円アップの48万円、2,400万円超～2,450万円までは32万円、2,450万円超～2,500万円までは16

万円、2,500万円超は0円となります。基礎控除の減少・消失に関しては子育て世帯や特別障害者を扶養している世帯であっても、所得金額調整控除は行われません。

令和2年の給与所得控除の最大額は195万円ですから、給与のみの方の場合、収入が2,595万円以上であると、基礎控除の減少・消失の影響で増税となります。

公的年金等控除も同様の措置

給与所得控除と同様、令和2年より公的年金等控除も基本10万円の引き下げですが、公的年金等収入1,000万円の控除額195.5万円が上限となります。また、公的年金以外の所得が1000万円超ある場合はさらに10万円の引き下げ、2,000万円超ある場合は20万円の引き下げが行われます。

給与と公的年金が両方ある場合の措置

給与収入と、公的年金等収入の両方がある方の場合、合計20万円の控除額の減少とないように、「所得金額調整控除」によって、10万円を給与所得の金額から控除するようになります。



複雑なケースになると間違いが増えそうな予感……。

税理士法人 A I F NEWS

2019年12月6日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

令和2年より適用

青色申告特別控除額の変更

青色申告特別控除額が変わります

青色申告特別控除とは、不動産所得又は事業所得が発生する事業を営んでいる方で、正規の簿記の原則により記帳している、貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付している等、各種条件をクリアしている場合に受けられる所得控除です。65万円控除と10万円控除が存在します。

令和2年より、従前の65万円控除が基礎控除の引き上げに伴い、55万円へと減少します。10万円控除の金額には変更がありません。

電子申告か電子帳簿保存で減税に！

令和2年からの青色申告特別控除には、もう1段階上の青色申告特別控除が設けられます。55万円の控除を受ける条件をクリアして、その上で「e-Taxで決算書を提出する」又は「電子帳簿保存法に対応する会計ソフトを用いて記帳し、かつ電子帳簿保存法の承認申請書を税務署に提出している」のどちらかに当てはまれば、改正適用後でも青色申告特別控除として65万円の所得控除が受けられますので、基礎控除の10万円増加と併せてみると減税になります。

承認申請書の提出期限にご注意を

e-Taxについては、すでにご存じの方も多いとは思いますが、インターネットを利用して電子的に申告書や青色申告決算書のデータを作成し、送信することです。

電子帳簿保存とは、一定要件の下で、帳簿を電子データのままで保存できる制度です。この制度の適用を受けるには帳簿の備付けを開始する日の3か月前の日までに申請書を税務署に提出する必要があります。また、原則として課税期間の途中から適用することはできませんが、令和2年分に限っては、令和2年9月29日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受けて、12月31日までに、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け・保存を行えば、65万円の控除を受けることができます。

提出か保存、どちらかを電子的に行えば10万円の所得控除の上乗せができますが、まだ導入されていない方は、今のうちからどちらかに対応できるように計画を立てておくと良いでしょう。



手続きは提出の方が簡単ですが、会計ソフトを使っている方は既に電子保存はされております。

税理士法人 A I F NEWS

2019年12月9日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

PayPay や LINE Pay も使えます！

国外居住親族に係る「送金関係書類」

国外居住親族の扶養控除等に必要な書類

平成 28 年より国外居住親族の扶養控除や配偶者控除等の適用を受けるときは、年末調整や確定申告の際に、その国外居住親族に係る「親族関係書類」と「送金関係書類」を提出（又は提示）することとなりました。

このうち「送金関係書類」とは、居住者がその年において国外居住親族の生活費や教育費に充てるために支払を行った都度、その親族に送金したことを明らかにするものをいいます。国外居住親族が複数いる場合には、「各人ごと」に「送金関係書類」が必要とされ、適用のハードルは高そうです。

いろいろある「送金関係書類」の対策

①クレジットカードの利用

「送金関係書類」にはクレジットカードの利用明細書も含まれます。国外居住親族に家族カードを持たせ、その親族の生活費や教育費の支払をそのカードで行い、国外居住親族「各人」の負担をしていることを記録する方法もあります。

②資金移動業者のサービスの利用

クレジットカードによらず、資金を直接送金する場合には、金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族に支払を

したことを明らかにする書類が必要となります。この「金融機関」には「資金決済に関する法律」に規定する資金移動業者も含まれます。資金移動業者として金融庁に登録されている業者には、NTTドコモ、LINE Pay、メルペイ、楽天Edy、PayPay などお馴染みの企業もありますので、これらの業者のサービスを使う方法も考えられます。

③「送金関係書類の明細書」の利用

「送金関係書類」は、その年のすべての送金関係書類の提出・提示が求められます。

なお、同一の国外居住親族に対して、その年に3回以上支払を行ったときは、すべての送金関係書類の提出等に代えて、次の事項を記載した明細書（国税庁仕様のもの）及びその年の最初と最後の支払に係る送金関係書類を提出することにより、扶養控除等の適用を受けることができます。

- ①居住者の氏名及び住所
- ②支払を受けた国外居住親族の氏名
- ③支払日 ④支払方法 ⑤支払額



資金移動業者のサービスも確認してみましょう！

税理士法人 A I F NEWS

2019年12月10日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

最近は減少傾向

家内労働者の税務のおさらい

家内労働者とは？

家内労働者とは、いわゆる「内職」と言われる労働形態で、メーカーや問屋などから部品や原材料の提供を受けて、個人または同居の家族と物品の製造や加工を行う人のことです。昭和45年以降の労働者数の推移では、昭和48年の約184万人をピークに、平成30年は約11万人となっています。

家内労働者等の必要経費の特例

所得税の事業所得や雑所得の計算では、総収入金額から必要経費を差し引いて所得を算定することとなっていますが、「家内労働者等の必要経費の特例」を利用すると、その年の必要経費が少ない方でも、55万円までは必要経費として認められます。

この特例は家内労働者以外でも、外交員や集金人、シルバー人材センターの業務に従事する等「特定の人に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人」であれば適用可能です。

なお、令和元年までは必要経費とする額は65万円でしたが、令和2年より基礎控除が10万円上昇するのに伴い、55万円に変更となりました。

給与がある場合の計算方法

給与収入がある場合は、給与収入が55万

円（令和元年までは65万円）以上ある場合は、家内労働者等の必要経費の控除は受けられませんが、それ以下の場合は55万円から給与所得控除額（給与収入の額と同額）を差し引いた額と、実際にかかった経費を比べて高い方を必要経費として計算できます。例を挙げると、

家内労働の収入 80万円

家内労働の必要経費 10万円

アルバイトの給与収入 40万円

であった場合、必要経費は $[55-40=15]$ 万円の方が実際にかかった経費より高いので、15万円で計算可能です。

特例を受けるための手続き

この特例を受ける場合には、①適用を受けた金額を青色決算書の「青色申告特別控除前の金額の所得金額」と申告書B第一表の「所得金額」前に○で囲んで「特」と記入、②申告書B第二表の特例適用条文欄に「措法27」と記入の上、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を受ける場合の必要経費の額の計算書」を添付した確定申告書を提出します。



アルバイトの給与
が少ない場合は適
用した方がお得に
なるので注意！

税理士法人 A I F NEWS

2019年12月11日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

社員がインフルエンザになったら 出社を禁止できるの？

毎年冬になるとはやるインフルエンザ

病気を患った従業員に対して会社が一定期間、就業を禁止する場合があります。これは本人の病状をさらに悪化させないための対策ですが、従業員がかかった病気が細菌、ウイルス等の感染症である場合は出社させると他の従業員が感染してしまうリスクが生じるため出社を禁止することがあります。就業を制限させる感染症を考えてみます。この冬流行している季節性インフルエンザは就業禁止の対象でしょうか。

「感染症」とは、

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等、指定感染症を言います。例えば一類、二類、三類、新型インフルエンザ等は重篤に陥ると生命の危険も伴うような感染症につき、法で就業が制限されています。五類に該当するノロウイルスや季節性のインフルエンザは就業制限には該当しません。

感染症と就業制限

労働安全衛生法第68条では「事業者は伝染性の疾病その他の疾病で厚生労働省で定めるものにかかった労働者についてはその就業を禁止しなければならない」と規定され労働安全衛生規則第61条で次の該当者

の就業を禁止しています。

①病毒伝ばの恐れのある伝染性の疾病にかかった者、②心臓、腎臓、肺などの疾病で労働のため病勢が著しく増悪する恐れのあるものにかかった者、③前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者。ただし、前号の規定で就業禁止にしようとする時は産業医や専門家の意見を聴かなければならない

就業制限と賃金

労働安全衛生法等により就業禁止となる感染症休業は給与や休業手当の支給は不要とされています。ただし、家族が新型インフルエンザにかかって濃厚接触者の社員を休ませると原則休業手当の支払いが必要になります。さらに社員が季節性インフルエンザ等の時、出勤停止命令は平均賃金の6割以上の休業手当の対象になります。会社は安全配慮義務が課せられているので他の社員にうつらないように対処することもやむをえません。感染症にかかった時の報告、休ませた場合の有給休暇、休業手当、特別休暇など、どのようにするのか規定で決めておくのが良いでしょう。



未消化年休等を病
休に充てる制度が
あるといいですね

税理士法人 A I F NEWS

2019年12月12日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

年次有給休暇の8割以上の出勤は どのようにカウントするの？

年次有給休暇の8割要件とは

年次有給休暇は労基法第39条にある通り「使用者は、その雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、または分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない」となっています。全労働日とは何を指すのでしょうか。全労働日とは所定労働日（土日休みの会社なら月～金）のことで総歴日数（30日や31日のこと）から所定休日（土日休みの会社なら土日）を除いた日です。つまり休日労働をしたとしてもその日は全労働日には含まれません。

労働日・出勤日の区別は？

労働日であるのか出勤日であるのかないのかにはどのような区別があるでしょう。
(1) まず労働日で、かつ出勤した日とするのは①有給休暇取得日、②労働者が正当な理由なく使用者から就労を拒否された日（例：解雇の辞令を受けて出勤しなくなったが判決により解雇が無効となったとき、出勤しなくなった最初の労働日から復職日直近の労働日まで）、③産前の休業が出産の遅れで6週間を超えた場合等労働者の権利行使や不当な扱いを受けた日があります。
(2) 労働日にはなるが出勤したとは扱わな

いのはどんな日でしょうか。これは「正当とみなされないストライキやその他の正当とみなされない争議行為で、労務の提供をしなかった日」や「欠勤」があたります。労働者に責められるべき点がある日がこの扱いになります。

(3) 労働日からも出勤日からも除外されるのは、①天変地異等不可抗力による休日、②使用者側に起因する経営、管理上の障害による休業日、③正当なストライキその他正当な争議行為により労務の提供をしなかった日、④所定の休日に労働した日、⑤休職期間など正当な手続きを踏んでいたり休んでもどうしようもない日がこの扱いです。
(4) 労働日・出勤日は会社の定めによる日というのがあります。①育児・介護休業法による子の看護休暇、介護休暇（法律の適用外の育児のための休み）、②生理休暇、③慶弔休暇などの法定外休暇、④通勤災害による休業。この日については(1)のように労働者有利に扱うことも(2)のように使用者有利に扱うこともできます。どのような扱いにするかは就業規則に定めておく必要がありますが、おススメは労働者有利、使用者有利の間をとる(3)の取扱いが両者にとっていい落としどころでしょう。



年休について5日取得義務の改正もあり、年休管理は厳密に行っていく必要があるでしょう

税理士法人 A I F NEWS

2019年12月13日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

交通系電子マネーの経理処理

交通系電子マネー

全国の交通系電子マネーは概ね 10 種類あります。北から JR 北海道の「Kitaca」、JR 東日本の「Suica」、首都圏の公共交通機関の「PASUMO」、JR 東海の「TOICA」、東海エリアの鉄道・バスの「manaca」、JR 西日本の「ICOCA」、関西の鉄道・バスの「PiTaPa」、JR 九州の「SUGOCA」、福岡市地下鉄の「はやかけん」、西鉄の「nimoca」です。

交通系電子マネーの経理処理

原則は使用した都度「交通費」として処理することとなっております。しかし従来交通系電子マネーは、交通費以外にはあまり使い道がなかったため、実務では交通費をその都度処理する手間を省くため、交通系電子マネーをチャージした時に「交通費」として計上している所も多々見受けられました。

しかしこの場合も、使用履歴を保管し交通費以外に使用されていないことを確認する書類の保管は必要でした。

税務調査でも、チャージ時の「交通費」計上は概ね認められてきました。しかし、決算間際に多額の交通系電子マネーのチャージをしたような場合は、税務調査で指摘されることもありました。

キャッシュレスで事情は一変しました

消費税のUPに伴い、キャッシュレス決済が奨励されるようになり事態は一変しました。交通系電子マネーは他のプリペイドカードやクレジットカード同様、コンビニからスーパー、飲食店等で頻繁に使われるようになりました。

今後は交通系電子マネーといえども、チャージ時の「交通費」計上はまず認められなくなると考えられます。

面倒になるのは交通費の精算です

方法は2つあります。

- ① 交通系電子マネーが導入される前に行っていた精算方式にもどす。
- ② 会社貸与の交通系電子マネーは業務上必要な交通費以外使用しない旨の社内規定を整備し、定期的に使用履歴を提出させ、使用した分だけ（1,000円単位程度で使用料を計算する）チャージするよう徹底する。



税理士法人 A I F NEWS

2019年12月16日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

内国法人の報酬に源泉税？ 弁護士法人への支払は要注意

源泉所得税の納税義務者は支払側です

源泉所得税制度は、給料や報酬の支払時に、支払者側の責任で源泉所得税を天引きし、原則として支払日の翌月10日までに支払者が国に納付する制度です。税収の事前確保と申告漏れ防止の目的があります。

源泉徴収義務は支払側にあります。納期限までに申告・納付しない場合には、罰則や罰金は支払者側に対して課されます。そのため、支払側では、その支払が源泉徴収対象の支払なのか否かの確認を十分に行わなければなりません。

対価や報酬を受け取る側で源泉徴収の対象であることを理解していない場合で、請求書に源泉税控除の記載がない時でも、源泉漏れとなると支払者側の責任になります。

特に、個人事業の翻訳業者やデザイナー、外国法人からの使用料の請求書には、源泉税の認識がなく、源泉漏れとなることがありますので、十分注意が必要です。

国内法人相手の支払は源泉税なしが常識

一方、支払の相手先が国内の法人である場合には、源泉についてほとんど注意する必要はありません。相手先が内国法人で源泉徴収が必要な支払は、利子や配当などの特定のものであり、報酬や支払対価での源

泉控除は通常考えなくとも構いません。

なお、配当支払など非日常的な支払時には税理士にご相談ください。

※ただし、所得税法第204条第1項第2号の報酬等に該当する場合は、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出は必要。
弁護士法人への報酬支払時には要注意!!

内国法人に支払う報酬・料金等で源泉徴収の対象となるものは、馬主に支払われる競馬の賞金のみです。国税庁のタックスアンサーでも「税理士法人や弁護士法人は、いずれも内国法人に該当しますので、源泉徴収は不要です」と記載されています。

ところが、弁護士法人からの請求書で源泉税が控除されているものがありました。理屈として、弁護士法人は請求業務だけを行うものであり、法律業務の提供は、あくまでも個人の集まりである民法上の組合であるから源泉対象ということのようです。

請求書への支払を済ませた後で、弁護士法人は源泉ゼロだったはずと思い込んで、申告納税しないと支払者側の責任となってしまいます。弁護士法人への報酬支払をした時の源泉税の申告納付は注意が必要です。



書類の内容はよく確認し、思い込みを排除することが大切です。

税理士法人 A I F NEWS

2019年12月17日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

領収書から医療費通知書へ

医療費控除の要件

医療費控除を所得税の確定申告で受けるには医療費の領収書の添付又は提示が必要で、特にその明細一覧表の作成は義務ではありませんでした。それが、平成29年の税制改正で、医療費領収書の添付又は提示が不要となり、その代わりに、医療費控除の明細書を作成し、添付することになりました。ただし、領収書の5年間の保存義務があります。

医療費控除の明細書

医療費控除の明細書には、医療費年額、受診者名、医療機関名、その他参考事項の4項目を記載することとなっており、特に各項目別に分別記載することは要求されていません。ただし、国税庁の用意している「医療費控除の明細書」では、各項目を分別してそれぞれの年合計を書くという形式になっています。

医療費通知書がある場合

医療保険機関から交付を受けた医療費通知書がある場合には、その医療費通知書を添付すると医療費控除の明細書の作成添付はしなくて済みます。医療費通知書には、①被保険者名、②受診年月、③受診者名、④診療機関名、⑤窓口負担額、⑥保険者名、

が、受診の都度毎、書かれているので、領収書保存義務もありません。

実態は混合型

ところが、医療費通知書の発行は、診療等の後、しばらく遅れるので、年の後半分については、確定申告期限に間に合わないことが多いようです。実態は、医療費通知書のみでの添付で済ませることが出来ず、通知不足分については、医療費控除の明細書を作成することになります。また、保険適用外の医療費については、当然ながら、医療費控除の明細書への記載しか方法はありません。窓口実負担と記載負担額が異なることもあり、実負担が原則です。

未来のIT化と今年最後の添付方式

でも、この改正からは、当局の領収書管理事務からの解放も含め、制度も、手続も、IT時代にふさわしい進化を進めようとしている意志を感じさせられるところです。

医療費通知書の発行を早め、確定申告期限に間に合うようにする努力が続けられることと思われます。ただし、令和元年(2019年)分の確定申告での医療費控除は、経過措置として、領収書を添付し医療費合計の直接記載で済ませてもよい、ことになっています。

窓口負担が増える
改定もありそう



税理士法人 A I F NEWS

2019年12月18日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : <http://profit21.co.jp/aif>

予定納税と確定、延滞、還付

事前収納の確保の制度

経常的な所得の事業所得や不動産所得、また、法人の所得課税、さらには消費税課税事業者については、予定納税という制度を用意して、税金の事前収納を確保しています。給与所得や報酬への源泉徴収も事前収納確保の制度です。

所得税・法人税の予定納税

所得税の予定納税は、前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上である場合、当該年の確定申告前に、3分の1ずつ2回予め納付するという制度になっています。

法人税等の場合は、前事業年度の法人税額が20万円を超えると、その法人税額を前事業年度の月数で除し、これに6を乗じた金額を予定納税額として、現事業年度開始から6ヶ月経過後2ヶ月以内に納付することになっていて、予定納税回数は1回です。

消費税の予定納税

消費税の場合は、前課税期間の国税消費税の年税額が48万円を超えると、予定納税が課されます。前課税期間の年税額が400万円以下の場合は、予定納税回数は1回で、4800万円以下の場合は、予定納税回数は3回で、4800万円超の場合は、予定納税回数

は11回で、それぞれ2ヶ月以内に納付することになります。

消費税の予定納税においては、例えば3回予定納税では、3ヶ月ごとに区分された各期間のうち最後の期間は予定納税期間とはなりません。

決算期変更があり、課税期間が9ヶ月になったような場合、最後の3ヶ月は予定納税の期間ではなくなり、例え、3回目の予定納税の納付書が届いていても、その納税義務は消滅していることになります。

予定納税の延滞と還付

予定納税の義務は所定の期間の末日に成立するものであるため、例え滞納していても、確定申告書においては、事前確定納付税額として記載されます。確定申告書での確定年税額がゼロ、あるいは予定納税額未満の場合は、還付の申告書となります。

もちろん、還付税額は、未納の予定納税額に充当されるので、実際の還付にはなりません。また、予定納税額の滞納には、延滞税が課せられているのですが、全額還付となる予定納税額に係る延滞税は免除となり、同時に還付加算金は付されません。



未納でも確定しているため既納の表記がされる。

税理士法人 A I F NEWS

2019年12月19日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

自販機・老人ホームと軽減税率

業界誌の案内する自販機課税

財務省主税局と意見交換をしたとする全国清涼飲料連合会の機関誌によると、自動販売機を設置する場所提供と電気代の負担だけ行い、飲料メーカー等が自動販売機を用意して商品の管理・補充も行って、販売数量に応じた金額を販売手数料として支払うようなケースでは、その販売手数料は飲食料品の譲渡にはならず、役務の提供の対価と考えられるので、軽減税率は適用されない、としています。

自販機では役務の提供はしていない

逆に、消費税軽減通達では、自動販売機により行われるジュース、パン、お菓子等の販売は、飲食料品を飲食させる役務の提供を行っているものではなく、単にこれらの飲食料品を販売するものであるから、軽減税率の適用対象となる飲食料品の譲渡に該当することに留意する、と記しています。自販機品の大量仕入れに係る奨励金等であっても扱いは同じで、さらに、自動販売機の設置場所が酒屋や飲食店やガソリンスタンドなどの併設休憩所、福利厚生目的のオフィス内等であっても扱いは同じようです。

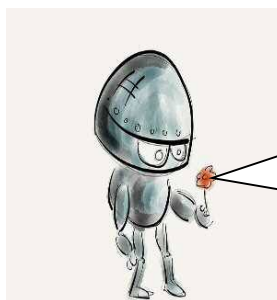
役務の提供のない飲食料品の販売とは

役務の提供がない、ということがポイントで、持ち帰りのための容器、包装を施しての飲食料品の譲渡、さらには、いわゆる出前も、飲食料品の譲渡に該当し、軽減税率の適用対象となります。そうすると、ケータリング（相手側が指定した場所において調理等の役務を伴う飲食料品の提供）や出張料理などは、役務提供を伴うので、軽減税率対象外になります。

でも、役務提供があっても、政策的配慮を要する一定の基準を満たす有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅での食事提供は、軽減税率の対象とされます。一定の基準は、財務省告示で示されており、「施設の設置者等が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の税抜対価の額が一食につき640円以下であり、その累計額が1920円に達するまで」とされ、これを超える部分についてのみ軽減税率適用外となります。

役務提供があっても軽減税率

学校給食、特養、老健、介護医療院、ケアハウス、デイサービス、認知症グループホーム等は、もともと非課税です。



ロボットのサービスは役務提供ではない、んだそうです。

税理士法人 A I F NEWS

2019年12月20日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

非課税墓地購入と債務控除

お墓も登記対象だけど非課税

お墓も相続が開始した場合、個人所有墓地ならば、所有権移転登記を行うことになります。ただし、地目が墓地となっていると、固定資産税評価証明書上<非課税>となり、評価額欄には金額記載がないことになり、登録免許税法でも墳墓地に関する登記の非課税という規定により、課税されません。不動産取得税もお墓については非課税条項があり、課税されません。

お墓を含めた祭祀財産の非課税

民法 897 条は、祭祀財産について他の財産と切り離し、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する、としています。系譜、祭具及び墳墓がこれに該当するものとされており、相続税法では、相続税の非課税財産とされています。一般の家庭での祭具・墳墓は仏壇・お墓です。

仏壇・お墓を買って相続税節税

仏壇・お墓は非課税財産なのだから、相続後に購入するのではなく、相続開始前に購入しておけば、相続財産の現金預金が減り、相続税の節税になる、ということは一般に知られていることです。

ひも付き債務の債務控除

それならばと、金融機関からお金を借り

たり、ローンを組んだりして、仏壇とお墓を買っておく、との思い付きも湧くかもしれませんが、その場合の借入金・未払金は債務控除の対象になりません。相続税非課税財産の取得・維持・管理のために支出する資金の調達のための借入金・未払金は債務控除対象外と相続税法で明記されているところなので、節税プランにはなりません。ひも付き関係が明らかな借入金・未払金のみ債務控除対象外となるというこの制度の是非はともかくとして、知っておかないと、火傷をしてしまいます。

霊園は墓地売買ではない

ところで、戦後に造営された「〇〇霊園」などの名前が付いた公園墓地や、寺院や教会の造営するもののほとんどは、個人所有墓地ではなく、霊園タイプの墓地です。「分譲」などと宣伝し、墓地「売買 (=譲渡)」をイメージさせていますが、ほとんどが、「永代使用权」を設定する形式になっていて、非課税の相続財産とされるものの実体は、霊園側に届出を行うのみの譲渡禁止の使用借権ということであり、契約時、相続時に、登記することはなく、当然に登録免許税や不動産取得税の非課税規定とはもとより縁がないものです。

登記を忘れて
ないだろうね。



税理士法人 A I F NEWS

2019年12月23日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

2020年度の採用活動に向けて

新卒の採用活動は3月スタート

文部科学省の『2019年度の採用活動に関する調査(速報版)』によると、中小企業の採用の広報活動開始時期は3月が最も多く、選考開始についても3月が最多、次に4月、6月と分散しているという結果が出ました。6月以降に選考を開始しているのは、大企業も含めて企業全体のおよそ3割、つまり7割の企業は5月以前に選考を開始し、その数は昨年よりも増加しています。経団連の指針廃止にともない、スケジュールについては政府主導となっていますが、今年も3月スタートに向けて準備を進めている企業が多いのではないのでしょうか。

採用活動準備のポイント

準備段階では、これまでの採用における課題を振り返り、採用したい人数や予算などを確認して採用計画を策定、そして求める人材像を明確化したうえで、面接官との認識の共有や面接トレーニングなどにも必要に応じて行っていきます。

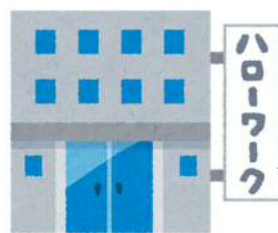
広報活動としては、民間の求人サイトや自社HPからの採用告知、SNSを使った募集などがありますが、打ち手を増やすために、ハローワークも活用していきましょう。

ハローワークのサービスが変わります

2020年1月6日からハローワークのシステムが刷新されます。変更点は大きく2つ、これまで課題であった利便性が向上し、詳細な情報の提供が可能となります。

具体的には、企業側からの情報を掲載する「求人者マイページ」を開設できるようになります。これによって、ハローワークに赴くことなく社内のパソコンから随時情報の掲載や変更ができ、また求人者とやり取りできるメッセージ機能もあります。そして、事業所や働いている様子など画像情報の公開や、企業側からのメッセージをPR情報として掲載できるようになります。

より効果的に採用活動を進めるためには、企業の魅力を伝える採用コミュニケーションが重要です。丁寧に情報を伝えることで、就職後に「聞いていたのと違った」と感じて離職してしまうことの防止にもなります。自社の魅力を見つめなおして伝えることが、人材獲得の第一歩です。



新卒者や卒業後概ね3年以内の未就職者を対象とした新卒応援ハローワークもあります。

税理士法人 A I F NEWS

2019年12月24日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

中小企業版 BCP

～事業継続力強化計画のススメ～

令和元年の秋には大型台風が日本列島を襲い、各地で甚大な被害が出ました。こうした災害は中小企業経営人にも多大なる影響を及ぼします。

「事業継続力強化計画」の認定制度とは

そこで自然災害に対する事前対策を促すために、中小企業強靱化法において防災や減災に取り組む中小企業を指針として「事業継続化計画」として取りまとめ、国が認定する制度を創設しました。内容は、災害時の従業員の避難・被害状況把握、災害時の社内体制の設定などの初動対策に加え、人員、設備、資金繰り、情報保全です。

5つの検討ステップ

以下の通りでの検討が望めます。

①事業継続力強化の目的の検討

そもそもなぜこの計画を作るのか、その目的を考えることが重要です。

②災害リスクの確認・認識

自治体のHPが公表しているハザードマップを活用しながら、事業所が立地している地域の災害リスクを確認・認識します。

③初動対応の検討

災害が発生した直後の対応を検討します。人命の安全確保、緊急事体制の構築、被害状況の把握と状況共有が求められます。

④人、モノ、金、情報への対応

これら経営資源への影響を踏まえた上で、耐震化や保険の見直し、バックアップデータの見直しを検討します。

⑤平時の推進体制

事業継続の強化においては、平時の取り組みが重要です。普段から繰り返し取り組むことで、緊急時においても対応することが可能となります。

利用可能な支援措置

計画認定後には、計画実行を支援する以下の施策の活用が可能となります。

●税制優遇…認定計画に従って取得した設備は、取得価額の20%の特別償却を受けられます。

金融支援…日本政策金融公庫の低利融資、信用保証の別枠など、計画に関する資金調達について支援を受けることが可能です。

毎年恒例となったモノづくり補助金の加点項目にもなっておりますので、検討される企業は早めの認定をお勧めいたします。



こんな認定証
が使えます

税理士法人 A I F NEWS

2019年12月25日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : <http://profit21.co.jp/aif>

人材確保と流出防止のため 仕事と介護の両立支援を

あなたの会社にサンドイッチ世代は何人？

サンドイッチ世代とは、子育てと親の世話を同時に行っている世代のことです。40代、50代という企業の中核を担う世代でありながら、育児と介護の負担によって仕事と両立できず離職してしまう……そんなリスクをもった世代ともいえます。近年では女性だけではなく男性の介護離職の割合が高まっており、この離職防止のための両立支援を重要視する企業が増えています。

育児と介護の支援は同じ??

仕事との両立支援として、育児と介護は同様に重要な観点ですが、その内容は大きく異なります。例えば、育児は準備期間があり子供が成長すれば一定の区切りが付きませんが、介護はある日突然で、どのぐらいの期間続くのか見通しがつかない場合がほとんどでしょう。一方で、介護は育児よりも日々の時間的な制約が緩やかともいわれています。介護の現状は多様であり、育児と同じ施策のラインナップでは十分とはいえず、従業員の状況を把握したうえでの施策の検討が必要です。

では、どのような支援策があるのでしょうか。

中小企業に特化した助成金の活用

従業員には、93日間の介護休業があります。この休業期間は、介護のためだけではなく、働きながら介護できる体制作りのための期間でもあり、必要なタイミングで取得できるよう3回まで分割が可能です。介護休暇制度や介護休業中に受けられる介護休業給付金（休業開始前賃金の67%相当）もあります。

企業に対しては、「介護離職防止支援助成金」の制度があり、今年度は中小企業に特化し、支給上限を拡大する改正が行われました。具体的には、「介護支援プラン」を策定したうえで、例えば、従業員が介護休業を取得する、あるいは新たに介護のための制度（フレックスタイム制度や労働時間短縮制度など）を導入、活用するなどの要件を満たすと、36万円（1年度5人以内）までの助成金が受けられます。（制度詳細は⇒<https://www.mhlw.go.jp/content/000527589.pdf>）



介護プランナーのサポートも受けられます！

<http://ikuji-kaigo.com/lp/kai-go/>

税理士法人 A I F NEWS

2019年12月26日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

部下とのコミュニケーションのススメ

部下との面談で何を話しますか？

あなたの事業所で、管理職と部下のコミュニケーションの場は、どれくらいあるでしょうか。目標管理面談にキャリア面談、最近では1 on 1 ミーティングも注目されています。組織活性化のため、従業員のモチベーション向上のため、上司と部下の縦のラインのコミュニケーションは重要です。しかし、評価など目的が明確な面談はまだしも、中長期的なキャリア形成や育成のための面談となると「一体なにを話したら？」「こちらは一生懸命でも部下の口が重い…」といった悩みを抱える管理職もいるのではないのでしょうか。そんな時のために、「4つのL」をご紹介します。

ハンセンの「4L」とは？

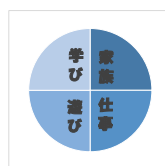
ミネソタ大学のサニー・ハンセンは、キャリアを仕事だけではなく人生全体で捉える「統合的人生設計」を提唱しましたが、その考え方の1つに「4L」があります。これは「愛 (Love)」「労働 (Labor)」「学習 (Learning)」「余暇 (Leisure)」のことで、人生における役割を表現したものです。この4Lを円グラフにして、「今の自分」と「理想の自分」の2つを書いてもらうと、その

バランスは人によって、あるいは同じ人でも人生のタイミングによって、大きく異なってくるでしょう。そして、「そこにギャップがあるのか」「それを理想の形に近づけるにはどうしたら？」ということを考え、言葉にしてもらいます。

これによって、改めて自分自身への気づきがおこるとともに、仕事への向き合い方、今後のキャリアの積み上げ方について考えを深めていくことができ、モチベーションの向上にもつながっていきます。

この時大切なことは、この4Lに対して、上司が批評や指導をすることは、絶対に避けなければなりません。これは、部下自身が「自分にとって仕事とは何か？」を改めて考えるためのきっかけにするものです。上司に必要なのは、部下が考えを自律的に進めていけるよう、相手を肯定しながら積極的に聴く傾聴の姿勢で、4Lの内容にこだわる必要はありません。

「4つのLって知ってる？」そんな言葉が社内で聞かれるようになったら、ちょっと会社の雰囲気も変わってくるかもしれませんね。



10年後、20年後にどうなっているか、考えてみましょう

税理士法人 A I F NEWS

2019年12月27日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

高年齢雇用継続給付金の行方 ～2025年度から段階的廃止を検討～

高年齢雇用継続給付金とは？

2019年12月6日の日本経済新聞に「60～64歳の賃金穴埋め給付、段階的廃止へ厚労省」という記事が掲載されました。

厚生労働省は、2020年の通常国会に雇用保険法改正案を提出し、2025年度から段階的廃止の方向で検討しているようです。

現在、企業が定年年齢を設定する場合、60歳以上とされ、定年後も希望する労働者には65歳到達までの継続雇用（再雇用含む）が義務づけられています。再雇用後の賃金は、定年前に比べて低下するのが一般的です。

そこで、雇用保険の被保険者期間が5年以上の労働者が、原則60歳時点の賃金の75%未満に低下した場合、60歳から65歳到達までの間、賃金の低下率に応じて、雇用保険から高年齢雇用継続給付金が給付（61%以下で最大支給率15%）されます。なお、支給対象月の賃金の額が363,359円以上（2019年8月以降）の場合は、支給されません。

高年齢雇用継続給付金廃止による影響は？

従来、高年齢雇用継続給付金は、定年再雇用者の年金支給開始までの賃金低下を補

うものとして活用されてきましたが、廃止による影響が懸念されます。

高年齢雇用継続給付金が廃止されれば、労働者の実質的な手取額が減少しますので、企業は賃金増で補うか否かの判断を迫られます。

企業が補う場合、高年齢労働者のモチベーション維持には貢献しますが、人件費が増加して、経営に影響を与えかねません。

逆に、企業が補わない場合、高年齢労働者のモチベーションが低下する恐れがあり、高齢者雇用を積極的に推進してきたこれまでの経緯と矛盾することになりかねません。

国にとっては、雇用保険給付が減少する財政上のメリットが大きいでしょうが、企業にとってのメリットは、毎月の給付金申請手続きがなくなり、事務作業量が減少する程度ではないでしょうか。

高齢者を多数雇用している企業ほど影響が大きいので、今後の動向に注意しながら、対策の検討が必要になりそうです。



まだまだ
元気に働
けます～